EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03017 4361

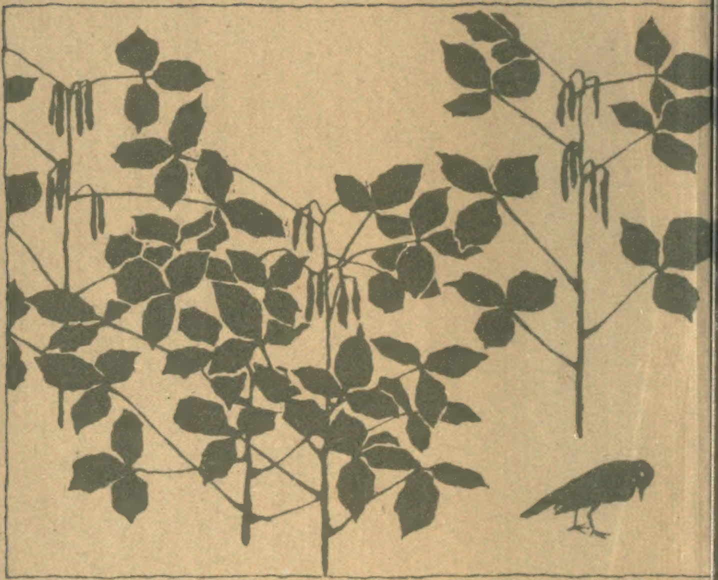

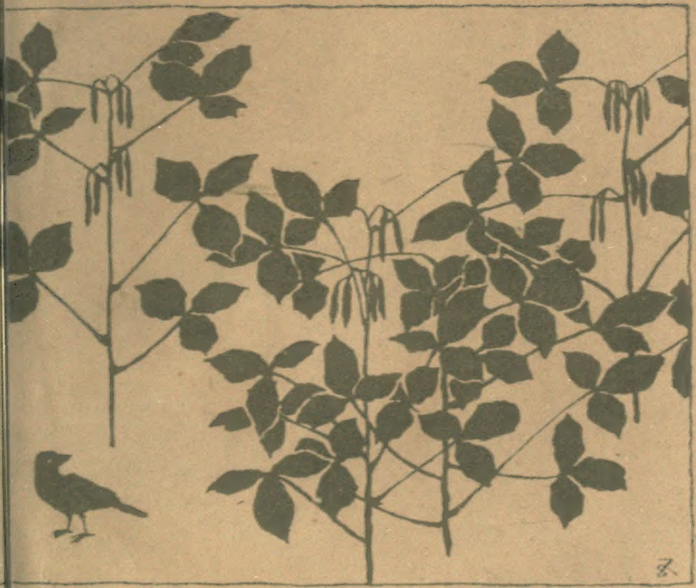

大正三年六月七日印刷
大正三年六月十日發行

有朋堂文庫
山鹿素行文集（非賣品）

不許複製

編輯兼發行者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理
印刷者　東京市京橋區築地三丁目十一番地　野村宗十郎
印刷所　東京市京橋區築地二丁目十七番地　株式會社東京築地活版製造所
發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

（岡山製本）

○履仲天皇國史を置く 三二七ノ四
○立太子の教戒 二五九ノ四
○理の說 一〇ノ一一
○諒闇の禮 三五二ノ二

レ

○禮
一定の則ありて一定の事無し 四五五ノ五
飲食の禮 一二六ノ九
言はんと欲するの禮 九一ノ九
冠禮 一七九ノ九
嘉禮 一八一ノ一一
軍旅の禮 一八一ノ七
建儲の禮 三四三ノ一
婚禮 一八一ノ四
顧命の禮 三五一ノ一
自然と當然 四四四ノ一一
時代と禮 四四三ノ四
視聽を愼むべし 八八ノ五
詔書の禮 三七〇ノ九
成人の禮 一八一ノ三
誓盟の禮 三五九ノ一〇
善隣の禮 三六五ノ六
相見の禮 一八一ノ九
喪祭の禮 一八一ノ五
卽位の禮 三三九ノ九
太子諭教の禮 三四五ノ一一
大要を得よ 一九九ノ八
朝儀の禮 三五七ノ六
萬般の事物に關す 一七九ノ七
非禮 八八ノ七
文書の禮 三七一ノ四
立官の禮 三五四ノ一二
立后の禮 三四〇ノ一〇
諒闇の禮 三五二ノ二
禮儀の始 三三ノ九
禮と音樂 三八〇ノ一〇
禮と人君 三三四ノ一
禮と姓氏 三三六ノ一〇
禮と政治 三三八ノ三
禮の義 三三二ノ五
禮の種類 一一六ノ一一
禮の說 一二ノ八
禮の發達 四四三ノ一一
禮の用 三三四ノ八
禮は人心に本づく 八五ノ五
○禮儀論 三八七ノ一
○連歌 三八三ノ九

ワ

○和歌
宇儀能多伽機珂 三八六ノ二
美夜比登能 四二七ノ七
夜句茂多菟 三八二ノ四
○倭寇 四一七ノ五
○倭國 二一六ノ一〇
○渡邊源藏 四九五ノ九
○渡邊睡庵 四六九ノ一二
○王仁 二六八ノ一

山鹿素行文集索引 終

○道
聖人の道 一〇ノ二
天地に出づ 二三ノ三
道は自然に出づ 九ノ八
道は日用を離れず 一八二ノ九
○任那國の由來 四三四ノ四
○名聞—實厚からず 一九一ノ八

ム

○村上宗古 四七三ノ九

メ

○命（天命を見よ）

モ

○物語類と女子教育 四三ノ六
○文字
漢字と國書 三七六ノ四
漢字の變遷 三七四ノ九
言語と文字 三七一ノ一一
日本の文字 三七二ノ八

ヤ

○日本武尊の東夷征伐 四一〇ノ五
○やまとの意義 二一六ノ六

ユ

○勇 四〇ノ三
○游藝 一一六ノ三
○雄略天皇の遺詔 三四九ノ五

ヨ

○養氣の説 一五二ノ一
○幼者は善惡に染み易し 四〇ノ五
○容貌
燕居の容 一〇二ノ一〇
冠昏の容 一〇三ノ二
顔色 一〇六ノ一一
起臥の容 一一五ノ二
軍旅の容 一〇三ノ七
行歩の容 一一〇ノ一二
心と容貌 一〇一ノ六
坐容 一〇八ノ九
辭氣 一〇七ノ一二
手足 一〇五ノ七
趨走の容 一一四ノ一
全身を以ていふ 一〇四ノ五
喪祭の容 一〇三ノ二
朝廷の容 一〇二ノ七
頭頸 一〇四ノ六
賓客の容 一〇三ノ二
捧持の容 一一四ノ九
游藝と容貌 一一六ノ三
容貌の變化 一〇二ノ四
立容 一一〇ノ二
○慾
食色の慾 三六ノ七
慾情と輕重の辨 六一ノ八
○吉村又右衛門 四六九ノ一一

リ

○力量 五四ノ八
○六義 三八二ノ一一

武士の話題　三一ノ一一
文武兼備　一四七ノ五
朋友の交　一二八ノ一
道に志す　四八ノ五
命に安んずべし　六五ノ一
本を立つ　一四五ノ一
溝會の節を愼む　一九〇ノ九
容貌の動を愼むべし　一〇一ノ六
禮容威儀を重んず　一八一ノ一二
○佛教と日本の禮　四五一ノ一二
○佛教論　四四八ノ五
○經津主神　三〇三ノ八
○佛老の得失　四八四ノ一
○武德論　四一七ノ一〇
○文　八ノ七
○文と武　四一九ノ二
○文武の輕重　三〇八ノ六

ヘ

○兵學
謙信流　四六四ノ五
上泉流　四七〇ノ六
○兵論　四〇五ノ二
同　四一七ノ一〇
○邊防　二三一ノ六

ホ

○封建
神代の封建　二七九ノ四
人皇封建の始　二八〇ノ七
封建制　二三〇ノ一二
封建と郡縣　二八四ノ六
封建の弊　二八三ノ二
○庖厨　一二九ノ四
○北條安房守　四六一ノ八
○朋友の交　一二八ノ一
○僕婢
飲食　二〇一ノ一
衛生　二〇二ノ四
解雇すべき僕　二〇六ノ三
禁戒　二〇〇ノ一〇
居宅　二〇一ノ五
財の與奪　二〇三ノ一一
使役の法　二〇〇ノ八
同　二〇二ノ七
新參者の取扱　二〇四ノ一一
主從は天命　二〇〇ノ六
主の教導　二〇四ノ五
主まづ其實を行ふ　二〇六ノ八
長所を用ふ　二〇四ノ一一
博奕飲食の取締　二〇三ノ二
病氣の手當　二〇二ノ九
服裝　二〇二ノ二
僕婢に接する道　一九二ノ六
○保科正之の學問　四九八ノ九
○渤海　四三七ノ一〇

マ

○誠の説　一三ノ一
○松浦肥州公　四七二ノ二
○松平越中守　四六五ノ一〇

ミ

○武士、武道
威儀を詳にす　八四ノ九
衣食住の節を守る　三三ノ一一
一日の務　一八五ノ二
一日の用を正す　一八四ノ六
衣服の制を明にす　一二九ノ一一
飲食の用を節すべし　一一九ノ一一
飲食の慾　三六ノ九
衣は武備に稱ふを用とす　三四ノ四
馬と武士　三〇ノ二
馬を大事にすべし　一七三ノ四
溫藉なるべし　五七ノ六
燕居の戒　一八六ノ七
閑居の敎戒　二九ノ一一
閑居の心得　一八六ノ一〇
義を守るべし　一九九ノ六
氣を養ふべし　五二ノ一
器物の用を詳にす　一七一ノ五
居宅の制を嚴にす　一五九ノ四
義利を辨ずべし　五九ノ一一
敬せざる毋れ　八四ノ九
輕重を辨ずべし　六〇ノ一一
言語應對　三一ノ五
言語を愼むべし　九〇ノ七
行住坐臥　三二ノ四
剛操の志あるべし　七一ノ六
志す所を勸め行ふ　五〇ノ二
仕官の道　二八ノ七
同　二九ノ三
仕官の途　一八六ノ一
士器を閲す　三〇ノ八
士氣大なるべし　五五ノ七
色慾　三七ノ一
自省自戒すべし　八三ノ一
子孫の敎戒　四〇ノ八
士たるの法　二七ノ一
士たるの道　三七ノ五
同　七一ノ一〇
視聽を愼むべし　八八ノ五
師弟の禮　四一ノ一二
士の本務　四六ノ一一
事物を詳にすべし　七七ノ一二
仁義に據るべし　七六ノ四
心術を明にす　五一ノ一〇
邪師を去れ　四八ノ一一
住は輕薄を用とす　三四ノ一一
狩獵の利害　三七ノ五
食は麁糲を用とす　三四ノ五
正直なるべし　七〇ノ四
淸廉を守るべし　六八ノ四
施受の道　三八ノ一
同　一八九ノ一〇
大丈夫の氣象　五五ノ一一
忠孝を勵むべし　七三ノ一
女子の敎戒　四二ノ三
刀劍　一七八ノ四
度量を寬くすべし　五四ノ一
博く文を學ぶべし　八〇ノ一〇
風度高潔なるべし　五八ノ六
武器武具の取扱　一七二ノ一一
武士と財貨　三五ノ五
武士の本務　四八七ノ七

ナ

○内宮鎭坐の始　四二八ノ五

ニ

○西宮社　二三五ノ一〇
○日本
開闢説　二〇九ノ四
神と日本　四四一ノ一一
教學　四四九ノ一一
教學の淵源　二七二ノ二
國號に就いて　二一四ノ七
國體の美　二四五ノ七
同　四八二ノ五
支那との比較　二二一ノ二
同　二七〇ノ八
人材―支那高麗との比較　四四六ノ四
中國　二一七ノ四
中國たる所以　四五一ノ一
地勢　二二〇ノ七
日本の始祖　四四一ノ五
武勇の道　四八二ノ一〇
○仁德天皇
人を以て神を薦る　三二六ノ六
民害を除く　二九四ノ五
民産を豐にす　二八八ノ一〇
○丹羽五郎左衞門　四六九ノ五

ノ

○野見宿禰　三二五ノ六

ハ

○佩
威儀を正す　一四五ノ一二
魚袋　一四六ノ一〇
佩玉　一一八ノ一一
○裴世清　三六二ノ三
○伯夷叔齊　六九ノ一一
○播穀の始　二八六ノ九
○長谷川藤五郎　四六九ノ五
○八幡鎭坐の始　四三〇ノ九
○萬物の化生　四四〇ノ一

ヒ

○神籬［ヒモロギ］　四二二ノ二
○日高見國　二三〇ノ八
○人
氣稟の異　四一ノ七
思學の要　二六二ノ一
萬物に長たる所以　四五〇ノ五
人と天地　二一二ノ一二
○人を知るの道　三一六ノ一二
○蛭子　二三四ノ六
同　二三五ノ一〇
○廣田坦齋　四六二ノ四

フ

○夫婦
陰陽唱和の道　二五七ノ一一
人倫大綱の端　二五八ノ四
禮の本　三四二ノ一〇
○風聞　四九九ノ七

○中庸　九ノ一
○長安語音　三七五ノ二
○長歌　三八三ノ八
○朝儀の禮　三五七ノ六
○朝鮮の國體　二四五ノ五
○女僕の制　二〇六ノ六

ツ

○月神（月夜見尊）
葦原中國に降る　二八五ノ五
伊勢の別宮　二三五ノ九
出生　二三四ノ四
○角鹿　四三四ノ七
○都奴我阿羅斯等　四三四ノ八

テ

○天下の三器　二四九ノ一二
○天姿　五二ノ一
○天則　六二ノ一
○天孫降臨　二三八ノ一
同　二三九ノ五
同　二四〇ノ七
同　三〇五ノ一一
○天孫降臨の武備　四〇一ノ七
○天地
陰陽五行の活動變化　二一二ノ一
陰陽の形成　一七ノ五
開闢說　二〇九ノ四
至大至公　一七ノ九
天地と人物　二三七ノ四
天地と人　二一二ノ一二
天地の心　二一三ノ六
人倫の大原　二一三ノ四
天地の道　四五四ノ六
○天皇卽位の始　二四三ノ四
○天命
義解　六五ノ六
人の作爲に非ず　六六ノ一二
松の譬　六七ノ七
命と格致　一六九ノ一

ト

○東夷征伐の始　四一一ノ七
○刀劍　一七八ノ四
○動作（容貌を見よ）
○道統　六ノ一〇
○棟梁の臣　三一〇ノ五
○時と勢　一九五ノ三
○德
義解　七三ノ九
仁義を出でず　七六ノ四
忠孝は德の本　七四ノ七
德の修練　七五ノ八
德の說　一一ノ三
○讀書
威儀を正すべし　一一八ノ五
顏氏家訓の語　八二ノ二
讀書の心得　八一ノ一一
讀書の法　六ノ八
讀書の利害　五ノ九
○外村源左衛門　四九五ノ一二
○豐葦原千五百秋之瑞穗の國　二一四ノ七

我國の美を知る　四八一ノ一〇
修學思想の變遷　四八三ノ八
古學を立つ　四八五ノ六
終焉を豫測す　四八八ノ一〇
赦免に逢ふ　四八九ノ一二
赦免後の行狀　四九〇ノ四
素行の名を賣り僞書を作る者出づ　四九一ノ一〇
門人知己の人物　四九二ノ六
平生の心懸　四九三ノ四
歷々の知遇を得たる事　四九四ノ四
知遇を得たる大官諸侯　四九六ノ五
板倉內膳公に意見を述ぶ　四九七ノ三
○尊號の禮　三九四ノ四

タ

○帶
かこ(鈎帶)　一四四ノ一一
紳　一四四ノ九
帶の制　一四四ノ六
結び方　一四五ノ四
○胎敎　二六〇ノ五
○太極の說　二三ノ一
○太子諭敎の禮　三四五ノ一一
○大臣の號　三一〇ノ六
○大社　四二八ノ一
○大嘗會　二八七ノ一一
○大丈夫　五一ノ五
○大丈夫の鍛鍊　七二ノ一一
○寶
一家の寶　一七八ノ七
寶の眞義　一七九ノ四
玉と寶　一七六ノ二
刀劍　一七八ノ四
德を以てする寶　一七四ノ七
便用の利と寶　一七五ノ七
利用を以てする寶　一七五ノ三
○手研耳命　三五一ノ一一
○武內宿禰
甘美內宿禰の說　三一二ノ九
壽者老成の人　三一〇ノ一一
東國を巡察す　二三〇ノ六
○武田道安　四六六ノ三
○武甕槌神　三〇三ノ一〇
○太宰府　二三一ノ七
○田道間守　四一六ノ一一
○玉櫛內國　二二〇ノ一〇
○民は國の本　二八八ノ五
○短歌　三八三ノ八

チ

○知
致知と學問　一九九ノ一〇
知の說　二ノ四
力行省察　三ノ三
○鎮守府　二三一ノ七
○忠―支那歷代の忠臣　七四ノ九
○忠孝は德の本　七四ノ七
○中國　二三二ノ五
○忠信　一三ノ七

國郡の司を選ぶ　三一一ノ三
民の長を立つ　二九五ノ一一
〇邊要の制成る　二三一ノ二
〇誓約，誓盟
盟神探湯（クガダチ）　三六〇ノ五
誓盟の字義　三六〇ノ一
誓盟の禮　三五九ノ一〇
〇政令の始　三二〇ノ一
〇清廉
義解　六八ノ五
季札の故事　六九ノ二
清廉と氣質　六九ノ七
清廉と吝嗇　六八ノ九
伯夷叔齊の言行　六九ノ一一
〇旋頭　三八三ノ八
〇仙道　四四九ノ七
〇遷都に就いて　二二五ノ一一
〇善隣の禮　三六五ノ六

ソ

〇卽位の大禮　二四三ノ八
同　三三九ノ九
〇素行自警　一九一ノ六
〇素行自傳
就學（六歲）　四五九ノ五
林道春の門に入る（九歲）　四五九ノ七
歲旦の詩を作る（十一歲）　四六〇ノ五
詩文成熟す（十四歲）　四六〇ノ一〇
大學を講ず（十五歲）　四六一ノ三
論孟を講ず（十六歲）　四六一ノ四
兵學修業（十五歲）　四六一ノ八
兵學印可傳授（二十一歲）　四六一ノ一一
神道傳授（十七歲）　四六二ノ三
歌學修業（十七―二十歲）　四六二ノ八
紀伊侯の聘を果さず　四六三ノ三
加賀侯の聘を謝絶す　四六四ノ四
北條安房守と城取本圖を作る　四六四ノ一二
松平越中守の眷顧を受く（二十五歲）　四六五ノ四
老莊を好む（二十五歲）　四六六ノ一
幕府の仕進を果さず　四六六ノ八
淺野内匠頭の聘に應ず　四六八ノ三
板倉内膳の厚遇　四六八ノ四
淺野家を辭す　四六八ノ一〇
萬石以上の評價を受く　四六九ノ三
津輕越中守の聘を謝絶す　四七三ノ一
村上宗古の入門　四七三ノ九
幕府の咎を受く　四七四ノ九
淺野内匠頭へ預けらる　四七六ノ三
辭世の書を草す　四七八ノ三
赤穗の謫居　四七九ノ九
門人諸侯の敬意　四八〇ノ五
謫居中の謹愼　四八一ノ三

民事を重んず　二八八ノ三
夢を以て太子を定む　三四三ノ一一

セ

○性
意情と性　二〇ノ七
學者の性説　一九ノ八
心性の關係　二〇ノ一
人物の性　二一ノ六
性善説の評　一八ノ九
天の命　一八ノ一
○政教論　三二九ノ八
○姓氏と禮　三三六ノ一〇
○聖人
聖人の學　四八五ノ八
同　四八七ノ七
聖人と麟鳳　一七四ノ一〇
聖人の三德　四八三ノ三
聖人の治法　二八二ノ一〇
聖人の道　一ノ五
同　一〇ノ二
同　七四ノ二
同　三六一ノ五
聖人は中庸のみ　二ノ二
天則のまゝに道を立つ　六三ノ三
○聖人の説　一ノ一
○西戎征伐の始　四一五ノ六
○政治
勢を量りて制を立つ　二八二ノ一一
教化を明にす　三二三ノ六
下賤に通ずべし　七八ノ一二
公私の間に在り　二七八ノ六
人君と謙德　二七五ノ四
人才を選ぶ　三〇六ノ七
人物登庸を愼む　三〇四ノ二
守令の任を正す　三一一ノ一〇
賞罰と政治　三九六ノ四
政教法令　三三〇ノ九
政教論　三二九ノ八
政治と祭祀　三二二ノ二
政治の要　三二〇ノ四
同　四九八ノ四
政の字義　三三〇ノ二
大臣の選を重んず　三一〇ノ五
民の長を立つ　二九六ノ一
治道の要　二九七ノ九
時を知ること　二七七ノ二
農利を盡す　二九三ノ四
人を得べし　三一五ノ九
人を得るに在り　三〇二ノ一
人を知るの道　三一六ノ一二
風俗を正す　三二八ノ二
文と武　三〇八ノ六
弊を改むべし　三二六ノ七
民害を除く　二九四ノ一二
民産を制す　二九二ノ九
民産を豐にす　二九〇ノ一二
民事を重んず　二八七ノ三
○正直　七〇ノ四
○清寧天皇
風俗を正す　三二七ノ一二
○征伐　四一八ノ八
○成務天皇

○周子の太極圖　二二ノ九
○師友の益　五ノ二
○周茂叔　五八ノ八
○修養
　衣食住の愼み　一九五ノ六
　我を去るべし　一九四ノ二
　言語の愼み　一九六ノ九
　自己の長短を知るべし　一九七ノ四
　視聽の愼み　一九六ノ六
　手足の運動　一九七ノ九
　內外の鑒戒　一九四ノ一一
　不斷の禮容　一九八ノ一
　分を知るべし　一九四ノ八
　平日の禮容　一九七ノ七
○儒學の變遷　七ノ七
○朱元晦　七ノ五
○朱子學と老莊禪　四八三ノ八
○壽命と世俗の厚薄　四四二ノ二
○殉死　三二五ノ三
○巡狩　三二六ノ一
○狩獵の利害　三七ノ五
○書
　書の心得　一一七ノ二
　書の眞意　一一六ノ八
○恕　一一三ノ一〇
○情（性を見よ）
○將軍の始　三〇九ノ三
○小人　一九九ノ一二
○詔書の禮　三七〇ノ九
○將相の任　四〇六ノ一
○將帥の任　四〇五ノ一〇
○聖德太子　三六四ノ九
○聖德太子論　四五二ノ一一
○賞罰
　賞罰の始　三九〇ノ二
　賞罰の源　三八九ノ四
　贖罪　三九五ノ五
　論功行賞　四〇八ノ三
　賞罰論　三九六ノ四
○思慮　二一ノ一
○磯輪上秀眞國　二二〇ノ一一

ス

○推古天皇
　隣交を修む　三六二ノ一
○垂仁天皇
　殉死を禁ず　三二四ノ一二
　德化　四三五ノ一二
○數學の必要　一一六ノ九
同　一一八ノ一〇
○少彥名命　二七四ノ三
○素盞嗚尊
　性質　二三四ノ八
　誓約　三五九ノ三
○崇神天皇
　敎化を明にす　三二三ノ二
　群神を祭る　四二七ノ一二
　軍帥の任を選ぶ　三〇九ノ三
　聖德　四三四ノ四
　治道の詔　二七七ノ一〇
　宗廟を建つ　四二六ノ七
　民產を制す　二九一ノ一一

近臣と遠臣 三一八ノ一二
大臣の職 三一〇ノ七
○神社
神社の數 四三一ノ六
社稷 四三一ノ一〇
宗廟 四三一ノ九
苗裔 四三一ノ一〇
○新嘗會 二八七ノ一一
○神代
宮殿 二二六ノ一二
教學 二五七ノ一二
功に因りて姓を賜ふ 三九二ノ一一
祭祀 四二〇ノ八
思學 二六一ノ三
人才 三〇二ノ一
人才を選ぶ 三〇六ノ七
神勅 二六五ノ八
臣に賚す 三九二ノ二
賞を行ふ始 三九〇ノ八
將帥を選ぶ 四〇四ノ二
賞罰の始 三八九ノ一一
賞罰の源 三八八ノ六
贖罪の始 三九五ノ二
聲樂歌舞の禮 三八〇ノ四
節度を賜ふ 四〇六ノ六
宗廟祭祀 四二一ノ六
治道 二七五ノ四
天神治道の始 二七五ノ四
登庸を愼む 三〇四ノ二
二神禮を正す 三三三ノ四
播穀 二八五ノ四
武德 三九七ノ九
封建 二七九ノ四
問學 二六三ノ一一
○神地神戶 四二八ノ二
○神道 四八五ノ二
○人品 四一ノ八
○人物の生成と土地 二一七ノ六
○神武天皇
威德 二二九ノ一〇
建儲の禮 三四二ノ一二
功臣を賞す 三九一ノ一
神祇を祭る 三二一ノ六
社稷宗廟を祭る 四二四ノ三
將帥を選ぶ 四〇五ノ六
政令の始 三二〇ノ一
即位 二四三ノ二
即位の禮 三三九ノ七
治道の詔 二七六ノ二
朝儀の禮を行ふ 三五六ノ一二
奠都 二二四ノ七
東征 二一八ノ六
同 二四二ノ一
同 四〇二ノ三
文武の大臣を重んず 三〇七ノ一〇
民事を重んず 二八八ノ一
立后の禮 三四〇ノ七
論功行賞 四〇七ノ八
○神武帝東征の論 四〇二ノ九
○釋則載 三八四ノ四
○社稷宗廟の始 四二五ノ一二
○周公の才 七九ノ八
○十七憲法に就いて 四五三ノ九

○師
邪師　四八ノ一一
常師なし　四ノ五
○鹽土老翁　二四二ノ一〇
○詩歌
詩　七ノ一
詩と歌　三八六ノ七
○磯堅城神籬　二五二ノ一〇
○史官　三二七ノ六
○仕官の道　二八ノ七
同　一八六ノ一
○志氣　二一ノ一
○自省自戒　八三ノ一
○七廟　四三三ノ五
○師弟
師弟の禮　四一ノ一二
師まづ身を責むべし　一九二ノ四
○師道　四ノ五
○四道將軍　二二二ノ一二
同　三〇九ノ八
○支那
國體　二四五ノ三
地勢　二二一ノ四
治亂　三六六ノ六
禮　四五一ノ一〇
○事物の用　七八ノ一
○島彌左衞門　四六九ノ五
○仁
後儒の解　一一ノ九
五常を兼ぬ　一一ノ六
仁と義　一二ノ二
聖人の源　七六ノ八
○仁義
義解　七六ノ四
禮智の源　七六ノ一〇
○神器
三種神器の德　二四九ノ二
三種神器の由來　二四八ノ八
支那の寶器との比較　二四九ノ一〇
神戈　二四七ノ一
神器奉遷の由來　二五三ノ六
神鏡の德　二五一ノ三
神鏡の由來　二五〇ノ六
○神器論　二五六ノ四
○人君
諫を納れ言を通ずべし　二六三ノ一一
億兆の父母　二九一ノ一
人君と謙德　二七五ノ四
人君と日月　二三六ノ三
人君と禮　三三四ノ一
人君の心得　二九七ノ九
率先民の事業を勸む　三二九ノ二
民の爲に重し　二九四ノ一一
民の父母　三一一ノ一〇
知を明にするに在り　二五一ノ九
眞奸を知るべし　三一四ノ二
○神功皇后
三韓歸服　四一三ノ七
新羅征伐　四一三ノ四
新羅征伐の諭旨　四一二ノ一
○神今食　二八七ノ一一
○人臣

○國書と漢字　三七六ノ四
○國體
國體の美　四八二ノ五
支那　二四五ノ三
朝鮮　二四五ノ五
日本　二四五ノ七
○心（性參照）
心と養氣　五二ノ九
存心の工夫　六四ノ七
○五常　一二ノ五
○笏（コツ）
扇は非禮　一四九ノ八
笏の制　一四七ノ二
笏の用　一四九ノ五
○後藤兵衛盛長　六二ノ二
○事代主神　二七八ノ一二
○諺、格言
一言出ては駟馬も難レ追　九二ノ九
五十步百步　六七ノ三
人面獸心　一八八ノ一一
芝蘭の室に入れば不レ求してかをり鮑魚の室に入れば自其臭を含む　一六〇ノ一
大丈夫當二雄飛一安能雌伏　五五ノ一一
忠臣不レ事二二君一貞女不レ更二二夫一　七五ノ四
洛紙の價を貴くす　三八四ノ七
蛇に足をゑがく　七七ノ九
○吳の泰伯　四四一ノ五
○魂魄　一五ノ五
○混本　三八三ノ八
○顧命の禮　三五一ノ一
○五倫の道　一九八ノ四

サ

○祭祀
淫祀　四三二ノ一一
群神を祭る始　四二八ノ一
祭祀と政治　三二二ノ二
祭祀の制　四三三ノ一
祭祀の道　四三一ノ一二
祭祀の禮　四三一ノ一一
社稷宗廟の祭祀　四二五ノ一二
宗廟祭祀　四二二ノ二
天神の祭祀　四二〇ノ八
○祭祀論　四三一ノ六
○財寶
財と用　一八八ノ四
財寶の意義　一八九ノ五
財寶の用　三五ノ五
同　三六ノ一
○坂井與右衛門　四六九ノ六
○幸魂、奇魂　二七四ノ一二
○狹手彥　四一六ノ六
○三韓征伐　四一二ノ一
○三種の神器（神器參照）　二四一ノ六
○三讓　四四一ノ五
○三省の戒　八三ノ三

シ

立后の禮　三四一ノ七
○經典の渡來　二六九ノ三
○外宮鎭坐の始　四三〇ノ二
○言語
戒むべき言語　一〇〇ノ五
言はんと欲するの禮　九一ノ九
冠婚の言　九五ノ九
君臣父子の言　九六ノ八
軍旅の言　九二ノ二
同　九六ノ六
輕忽の失　九二ノ七
言語と顏色　一九六ノ一〇
言語と文字　三七一ノ一一
言語の戒　九九ノ六
言語の種類　九三ノ一
言語の節　九一ノ二
言語の用　一〇〇ノ七
避くべき話題　一九六ノ一二
喪祭の言　九五ノ二
朝廷の言　九三ノ五
時をはかるべし　九九ノ八
處をはかるべし　九九ノ一二
賓客の言　九五ノ一二
平居の言　九四ノ六
平生の言　九八ノ一〇
變に處するの言　九八ノ一〇
まづ內を愼め　九〇ノ七
○言語應對　三一ノ五
○建儲の禮　三四六ノ一二
同　三四三ノ一
同　三四四ノ八
○遣唐使　三六九ノ二
○建都の制　二二五ノ二

コ

○孝、孝子
父母に事ふるの道　一九二ノ一
支那の孝子　七五ノ六
○行爲と動機　六三ノ五
○光陰を重んずべし　一八四ノ六
○孔子堂　五〇〇ノ九
○浩然の氣　五二ノ八
○剛操
義解　七一ノ六
生死利害に惑はず　七一ノ一一
○皇太子　三四七ノ九
○皇統論　二三三ノ九
○交友の道　一九二ノ一一
○五行　一六ノ九
○五行相生の說　一一九ノ一一
○國境諸道の制　二二三ノ四
○國號
秋津州の號　二二〇ノ二
倭奴國　二一六ノ一〇
浦安國　二二〇ノ一〇
大日本豐秋津洲の意義　二一五ノ九
細戈千足國　二二〇ノ一一
玉牆内國　二二〇ノ一〇
豐葦原千五百秋之瑞穗の國の意義　二一四ノ七
やまとの意義　二一六ノ六
○國社　四二八ノ一

○吉備眞備　三八四ノ六
同　三八五ノ三
○器物
一家の寶　一七八ノ七
器物の起原　一七一ノ五
器物の取扱　一七三ノ六
器物の用　三五ノ六
實用と合禮　一七二ノ二
玉と寶　一七六ノ二
刀劍　一七八ノ四
人間の應用　一九三ノ五
武器武具の取扱　一七二ノ一
寶器　一七四ノ七
○木村惣左衛門　四六九ノ五
○木村常陸介　四六九ノ四
○宮殿（家屋参照）
宮殿の制　二二七ノ一
宮殿の始—人皇　二二七ノ一
宮殿の始—天神　二二六ノ一
○九拜　一〇四ノ九
○弓馬の道　一一七ノ七
○毀譽　一九三ノ二
○教育
教育の效用　五ノ六
教育の必要　五ノ三
士人子弟の教育　四〇ノ八
女子教育と物語類　四三ノ六
女子の教戒　四二ノ三
○義利の辨　二ノ八
同　六〇ノ一

ク

○探湯（クカタチ）　三一三ノ一
○櫛明玉命　二四八ノ一
○百濟王眞道の上表　二六八ノ三
○屨（クツ）　一四五ノ五
○國常立尊　二〇九ノ一
○郡縣
郡縣と封建　二八四ノ六
郡縣の制　二八〇ノ一
郡縣の始　二八二ノ一
郡縣の利　二八三ノ六
○君子　七二ノ六
同　一九九ノ二
○君子小人の實　一七五ノ九
○君臣（人君、人臣を見よ）
○細戈千足國　二二〇ノ一

ケ

○敬
威儀の則を正しくす　八五ノ一
敬と禮　一四ノ二
整齊嚴肅　八六ノ一
持敬の工夫　八四ノ五
禮の本　六四ノ七
同　八五ノ七
○景行天皇
七十餘子を封建す　二三〇ノ二
巡狩の始　三二五ノ二
大臣の選を重んず　三〇九ノ一〇
東夷征伐　四〇八ノ一〇
○繼體天皇
耕織を勸む　三二八ノ九

禮と音樂　三八〇ノ一〇
人心の和悦　三八〇ノ六
本朝の樂　一一七ノ三
○女
天性と教戒　四二ノ一一
○思兼神　二六一ノ六

カ、クワ

○外夷投化の始　四三四ノ四
○開闢説　二〇九ノ四
○家屋
家屋の起原　一五九ノ四
隱す處なし　一六五ノ一二
火難　一六七ノ九
貴賤の分を制す　一六五ノ七
居宅と德行　一六九ノ七
居宅の制　一六〇ノ八
居は氣を移す　一五九ノ一一
輕を貴ぶ　一六五ノ一
工事の監督　一六四ノ六
工事は時を計るべし　一六三ノ七
工事は所を計るべし　一六四ノ二
非常の變を戒む　一六三ノ一一
間取の式　一六一ノ八
身分相當　一六一ノ三
○神と鏡　二五五ノ六
○學教と文書　四四五ノ七
○格致と命　一六九ノ一
○學問
學者の通弊　四八一ノ一〇
學問と思辨　二六一ノ五
學問と人物　二七二ノ二
學問と致知　一九九ノ一〇
學問の眞義　八一ノ四
學問の種類と得失　四八三ノ八
同　四八六ノ一一
學問の標準　四ノ二
學問の弊　三ノ一一
學問の本　二六九ノ三
學問の要訣　三ノ七
聖人の教學　三ノ五
○鹿島神　三〇四ノ九
○香取神　三〇四ノ九
○火難　一六七ノ九
○神世七代　二一〇ノ一〇
○漢字（文字を見よ）
○官職の制　三五四ノ一〇
○神衣祭　二八七ノ一一
同　四二〇ノ一一
○冠
冠と威儀　一四三ノ一一
冠の起原　一四二ノ四
冠の制　一四二ノ七
○歌謠
詠歌の始　三八二ノ五
歌謠と詩　三八六ノ七
謠歌の始　三八六ノ七
○韓人池　四一六ノ三

キ

○季札の故事　六九ノ二
○鬼神　一四ノ九
○祈年穀　二八七ノ一〇

著服の用　一五七ノ五
女子の服制　一五〇ノ二
表文　一五一ノ七
本朝の服制　一三五ノ六
身分相當　一五八ノ五
禮儀と便利　一三五ノ一一
○印可之副状　四六一ノ一一
○允恭天皇
姓氏を明にす　三三五ノ七
隱元禪師　四八三ノ一一
○淫祀　四三二ノ一一
○飲食
鹽梅を疎にすべからず　一二五ノ八
飲食と時候　一二三ノ七
飲食の制　一二一ノ六
飲食の時　一二〇ノ八
飲食の用　一二四ノ一
飲食の禮　一二六ノ九
珍物奇味　一二五ノ一
年老の節　一二三ノ四
庖厨を遠ざく　一二九ノ四
○陰陽　一六ノ三

ウ

○保食神　二八五ノ四
○菟道稚子
人物　三四六ノ二
修學　三四五ノ六
表狀の禮を正す　三六九ノ六
○馬　一七三ノ四
○馬と武士　三〇ノ二
○甘美内宿禰　三一二ノ一〇
○厩坂　二六七ノ九
○浦安國　二二〇ノ一〇

エ、ヱ

○江口三郎右衛門　四六九ノ六
○夷三郎　二三五ノ一〇
○蝦夷　二三〇ノ九
○閏月　四四一ノ六

オ、ヲ

○大石賴母　四七九ノ一二
○大國主神　二四〇ノ七
○大巳貴命（大國主參照）　二七四ノ三
○應仁天皇
讒口に惑ふ　三一二ノ九
武徳　四一五ノ八
徳化　四三六ノ一〇
○大日靈貴（天照太神參照）　二三三ノ九
同　二三五ノ七
○大三輪の神　二七五ノ三
○大物主神（大國主參照）　二七九ノ四
○岡八郎右衛門　四七一ノ二
○磯馭盧島の意義　二一五ノ五
○小野妹子　三六二ノ一
○尾畑勘兵衛　四六一ノ八
○恩愛と教戒　四〇ノ一
○音樂
音樂と禮　三八八ノ三

山鹿素行文集索引

（主要の語句思想を採りて發音に依り五十音順に排列す）

ア

○秋津洲の號　二二〇ノ二
○淺野因州公　四七一ノ一一
○阿直岐　二六七ノ七
○阿倍仲麿　三八四ノ二
○天照太神
　威武　三九九ノ一
　稼穡養蠶　二八五ノ四
　人才を選ぶ　三〇五ノ三
　神勅　二三九ノ五
同　二六五ノ四
　民の長を立つ　二九五ノ九
　民事を重んず　二八七ノ一
○天石窟の故事　二六〇ノ七
同　三〇〇ノ八
同　三七七ノ九
○天野源右衞門　四六九ノ一〇
○天瓊矛　二四七ノ二
○天日槍　四三五ノ一二
○天穗日命　二三八ノ五
同　二六三ノ一
同　三〇三ノ一
○天稚彦　二六三ノ五
同　三〇三ノ四
○天熊大人　二八六ノ一
○天忍穗耳尊　二三九ノ五
○天御中主尊　二〇九ノ三
○粟田眞人　三八五ノ一

イ、ヰ

○意（性を見よ）
○家（家屋を見よ）
○壹岐直眞根子　三一三ノ二
○伊弉諾尊の功業　二一一ノ五
○伊弉册尊の功業　二一一ノ五
○石谷市右衞門　四九七ノ八
○石凝姥神　二四九ノ一
○伊勢太神宮
　內宮鎭坐の始　四二八ノ五
　外宮鎭坐の始　四三〇ノ二
○一日の務　一八五ノ二
○一曲の士　一一ノ七
○五部の神　二三九ノ一
○出雲の大社　二三五ノ一一
○倭奴國　二一六ノ一〇
○衣服
　衣服と禮儀　一三三ノ五
　衣服の起原　一二九ノ一一
　衣服の制　一三〇ノ一一
　衣服の用法　一三五ノ一
　深衣　一三九ノ一一
　性質と衣服の長短　一五八ノ二
　染色　一五二ノ一〇

配所殘筆終

二條御番—京都二條城の勤番
野間—原本町野かと傍書あり、

は御座候物に御座候由、申し傳へ候、乍レ憚被レ爲レ加ニ御愼一候樣に奉レ願候、就レ中御威光に付、御息樣方從ニ世上一御馳走可レ有ニ御座一候間、御勤第一に奉レ存候由申上候。是は伯州公御勤、乍ニ慮外一無ニ心元一奉レ存候下心に申上候得共、其御心得者無ニ御座一候御挨拶に御座候而、其方心入不レ淺被ニ思召一候由被レ仰、御大慶被レ遊候由に御座候。其日二條御番歸衆、野間金左衛門殿、猪飼五郎兵衛殿抔、御宅へ御出候而、御歸を御待御座候由申來候處、御歸被レ成候。其以後者不レ懸ニ御目一候。右之段石谷市郎右衛門殿御存被レ成候。其後度々御自筆之御狀、御音物被レ遊、石谷市郎右衛門殿へも、切々御傳言被レ遊。頓而御作事出來次第可レ被ニ仰下一候間、參上可レ仕候。寺にて申上候品々、今に御失念不レ被レ遊候由被ニ仰下一候。殊更御加增御拜領之時分も、御自筆之御懇書被レ下、別而御念頃の事、御無禮仕り候而不屈成儀と被レ仰候由、御風聞にて可レ有ニ御座一候。今以て拙者奉レ存候而罷在候。以上。

十月十六日　　山鹿甚五左衛門義以

御にくみ―原本御惡とあり、一本に從ふ

乍レ恐左樣には不レ奉レ存候、世間賢き者は、御時代之勢ひを能務申候間、上々樣の能々思召の者を能く申し、御にくみ被レ成候者をば惡く申候、少も秀申候者をばさゝへ候而、我身之立候樣に取廻し候、人之事も能樣に申候而、實者そしり惡み申候、如レ斯者の申候御事、御許容被レ遊候御事は、大事の儀に奉レ存候由申上候得者、古より、堯舜も賤き者に事を尋られしと有レ之と被レ仰候故、私申上候者、夫は賤敷者之可レ存候事は、賤者に御尋候と申事に御座候と申上候。此問答再三御座候て、少不レ入二御意一御挨拶に御座候へ共、私存寄申上候樣に被レ仰候故、少も顧ず申上候。定而御無禮之樣に相見え可レ申候。

其後私申上候者、只今者方々寺方多く御座候て、路次にも佛體を出し置候故、下々迄佛をば存じ候、日本之所々に孔子堂を取立申し候はゞ、人々も又聖人之名を可レ奉レ存候事に御座候哉と申上候得者、尤之由に被レ仰候。

御料理過候て、頓而御立寄候所、私申上候者、乍レ恐申候事御座候、今度御老中樣に被レ爲レ成、乍二慮外一御仕合能奉レ存候、乍然古より申し置候者、仕合能候得者、又夫程者失

慮外私共存じ候とは御相違御座候樣に奉存候由、申上候得者、被仰候には、此方も左樣に被思召候との御事に御座候。

次に、京都之所司代者、誰を差候哉と被仰候故、拙者は不承候由申上候へば、石谷市右衛門殿、永井伊賀守殿を指候由御申候。私申上候者、永井公者御年若に被成御座候旨申上候へば、被仰候者、年之老若には寄申す間敷候、器量次第の事にて可有之由、被仰候。

次に、世間如何樣に風聞候哉を御尋被成候間、私申上候者、世上之風聞一圓不承候、風聞者指而益も無御座御事かと申上候得者、被仰候は、世上能者多く之あるべく候間、其者共の風聞を聞候事能候由、被仰候故、私申上候者、御歷々樣方にさへ賢人君子は少く御座候、然者下々には能者は大方無御座候、若能者御座候へ者、風聞など申候事も御座候間敷、有風聞者、大方御大名衆へ御出入仕候、輕町人風情、世上に賢き者之申候事に御座候と申上候得ば、其世上に賢き者申候事にて能候由被仰候間、私申上候者、

御同氏―同姓なり、板倉石見守

先上り候て―一本小間御座候て

存寄―意見

如く内へ入り申候而、無二遠慮一奉レ得二尊意一候様に、再三被二仰聞一候故、奉レ伺二尊意一、乍レ恐御一座へ入り申し候。御同氏石州公も御出被レ成、料理出申し候間、先上り候而御咄共御座候。板倉公被レ仰候者、不徳の我等に大役被二仰付一、難レ有被二思召一候へ共、諸事無二心元一思召候。第一天下之政者、何事を専要に可レ仕と存じ候哉と被レ仰候故、拙者式凡下之者、天下之御政道、如レ斯可レ有二御座一などと存寄可レ申候事無二御座一候故、自分之工夫は無二御座一候、古來より聖人申置候は、天下之政者仁を本に仕り候而、禮を行ひ候迄の由申傳へて候と申上候得者、少々御合點不レ被レ遊候哉、仁は左様にも可レ有レ之、禮は大事の物に候由、輕く御挨拶被レ遊候。

次に被レ仰候者、保科肥後守殿御學問之筋者、如何承り候哉と被レ仰候間、拙者儀者保科公へ不レ奉レ懸二御目一候間、不レ奉レ存候由申上候得者、其方存寄はいかゞと被レ仰候故、不レ奉レ得二尊意一、風聞迄にて申上候事は、必ず相違多く御座候者に候間、難二申上一奉レ存候由申上候へ共、達而御尋被レ成候故、私申上候は、風聞迄に而申上候はゞ、御學問之筋、乍二

十月十六日　　　山鹿甚五左衛門

右之通合文三

板倉内膳公へ、於法泉寺拙者御無禮仕候御沙汰御座候由、風聞承り候。板倉公御老中樣に被爲成候時分者、拙者親相煩罷在候。頓而相果候故、從此方終に御目見不申上候。忌中竝忌明申候而も、度々御使者被下、毎度御念頃に被仰下候へ共、忌明候以後も、拙者病氣に罷在、御禮にも參上不仕候。翌年四月五日、初而爲御禮參上仕り候。其節者御他行被遊、不奉得尊意候。其後四月二十九日、拙者近所法泉寺御出被成候間、彼地へ參上仕り候而、奉得尊意候樣に被仰下候。尤誰も無御座候。石谷市右衛門殿迄御出候間、御閑談仕り候樣に參上仕り候得ども、御自筆之尊書被下候。就夫法泉寺へ伺候仕り候。拙者參上以後、板倉公御出被遊候て、爲御迎庭上迄罷出候。御著座之後、敷居を隔て、度々御使被成下、難有奉存候段御禮申上候。被仰候者、左樣に急度仕候而は、難被仰談候間、他所亦者人多く候時分者尤に候。今日者いつもの

與力—奉行の配下にありて同心を指揮する役名

御耳に掛る—御耳に障る

源左衛門聟に而御座候故、罷下り候時分より、源左衛門度々近付に成候様に申候得共、斷申候而延引仕り候。當五月十六日、外村源左衛門、右與一兵衛同道仕り候而參り候。私方よりは禮に使をも不レ遣。尤一度も見廻不レ申候。此外慥成筋目之家中衆、竝與力衆、自然に私所へ參候事御座候。筋目無き衆、新敷近付不二罷成一候。數年拙者へ被レ掛二御目一候は、板倉內膳公、淺野因州公、松浦肥州公に而御座候。何も拙者儀師恩雖レ忘被二思召一候由、毎度御自筆之御狀被レ下、其御狀今以て端々殘御座候。然所內膳公御事、拙者儀不屆有レ之樣に被二仰立一候由風聞承り候。風聞の儀に候間、僞には可レ有二御座一奉レ存候へ共、無二心元一奉レ存候而、松浦肥州公迄、委細申上候御事御座候。右書付、品々不調法に御座候而、文言之前後仕候所、又は慮外成る言葉御座候而、若上上樣御耳にかゝり申候所も可レ有二御座一候哉、乍レ恐無二心元一奉レ存候。拙者儀十ケ年蟄居仕り、殊に罷下り候而も、今以て逼塞仕り罷在候故、彌世上無案內に御座候て、書違中所々も可レ有二御座一候間、入二御高覽一候はゞ、御用捨被レ下候樣御取成可レ被レ下候。以上。

相叶云々と、後章右の通故逼塞仕云々とは文意接續せり。其中間若年名譽の事を記入すべきに非ざるに似たり、今其再出せるものを省くと。

御目候御方々、皆以て御存被成候。就中松浦肥州公、能御存之御事候。私配所へ參り候以後、十三年に罷成候。其内奉得御意候御方々、御死去被成候而、只今殘少に罷成候。然者新敷拙者儀被聞召候御方々様者、一己獨身之徒者の樣に被思召候へば、迷惑仕候間、益も無御座候儀共、如斯書付候へば、事あたらしく御座候而、如何敷奉存候。以上。

十月十六日　　山鹿甚五左衛門

右之通一通合文二

口上之覺

當五月十四日、渡邊源藏殿御事、本多下野守殿へ振舞に御出被成候由にて、拙者所へ押懸御見廻被成候故、奉得御意候。此御一禮にも終に不參候。駿府へ御立候御暇乞にも、病氣故不參候。

酒井河内守樣御内、地内與一兵衛事、拙者兵學之弟子筋、殊に淺野又市郎殿家老、外村

存採叢書本に頭書して曰く、古本是より以下紙數四枚半餘、此書の初に載せたる紀伊殿七十人扶持云云の件より山口出雲守御出の件まで其文章を節略して再記せり。然るに此文、天の冥加に

不レ及二申上一候得共、乍レ序如レ是申上候事に御座候。以上。

十月十六日

山鹿甚五左衛門

右之通半紙壹通合文一

拙者儀凡下無徳之者に御座候而、御歴々様方の御前へ罷出候體は無二御座一候得共、若輩之時分より、御歴々様方被レ懸二御目一御取持被レ下候。此段聊私徳義故などとは不レ奉レ存候。天道之冥加に相叶候事と奉レ存候。

右之通に御座候故、彌逼塞仕り、高田に罷在候て、御近付衆をもはぶき申し、淺野因州公、松浦肥州公迄に、奉レ得二御意一候様に仕り罷在候。其外之御方々へは大方に仕り候。然所不慮に配所被二仰付一、十ヶ年彼地に罷在候。日々老衰仕り、罷下候而四年に罷成候。只今者存命仕り候而罷在候迄之體に御座候。今少々餘命御座候間、何とぞ義理相違不レ仕候様に相勤申候而、相果申候迄之覺悟に御座候。

右之次第自分之取合に似合不レ申候而、如レ斯書付申候段、別而迷惑仕候。此以前被レ懸二

似合之志―自分に相應せる志

者に罷成候、彌何方へも不二罷出一候。拙者儀元來凡下之者に御座候故、自然に御歴々樣へ從二此方一御斷申候而、御出入不レ仕候。就レ夫酉年大火事以後、高田へ引込罷在候而、大方不二罷出一候。其時分より、只今は猶以て老衰仕候故、逼塞仕罷在候。

拙者體之凡下之者、御公儀樣御恩忝奉レ存候由申上候事、慮外千萬成樣に奉レ存候得共、如レ斯御靜謐に御座候而、數年靜に相勤罷在候儀、乍レ恐天下之恩不レ淺、難レ有奉レ存候。殊更不慮に奉レ蒙二御赦免一、御當地へ罷下候上は、彌以て日夜相愼み罷在候事、似合之志にても可レ有二御座一候と、乍レ恐奉レ存候。若たはむれにも不義不忠成事を口より申候得ば、心も移申候間、冥加忽盡可レ申候。此段堅く相勤候樣に、世悴共にも平生教戒仕り候。然者御公儀樣を輕しめ、御法度をないがしろに仕り、御作法を評判仕り候事、假初にも御座候はゞ、乍レ恐冥罰甚重に可二罷蒙一、常々愼み罷在候。就レ中四年以來者、拙者儀御取持被レ下候御方々樣へ、御苦勞を掛申候段、生々世々迷惑仕候而、不覺悟成儀聊無二御座一候樣に、朝暮心懸罷在候。此段已前より被レ掛二御目一候御方々樣、御存じ之所に御座候間、

先年惡人共徒黨—由井正雪の亂を指し云へるか

御存不レ被レ成、御使者も不レ被レ下候程輕き義に御座候所、是も右之時分夥敷書付を仕候而申觸し候中に、一ヶ條も無二御座一候事に候。只今は世上に拙者名を賣候而、方々兵學之師を仕り候者多く御座候由傳承り候。書物屋にも、拙者作の書物之由申候而、高直に方々へ賣申し候本御座候由承り候。風聞故僞も不レ奉レ存候。四年以来拙者師を仕り、並書物他所へ取あつかひ不レ仕候。

乍レ憚申上候、拙者儀四十年以來、奉レ得二貴意一候而懸二御目一候御方々、御歷々樣者不レ奉レ及二申上一候、家中之衆、筋目御座候而、自然に參り候浪人迄、不義不作法仕り候者、今日迄一人も不二承傳一候。先年惡人共徒黨仕候而、罪科被二仰付一候時分も、私方へ出入仕候者は不レ及二申上一、近付一人も無二御座一候。此段者拙者冥加に相叶候と奉レ存候。尤日比無二筋目一浪人等、堅く出入不レ仕候樣に、隨分心懸奉レ存候御事に御座候。

拙者儀、於二配所一朽果可レ申覺悟仕候所、各樣御影故、不レ存寄二冥加に相叶、母存命之内に罷下り、三年一所に罷在り、去冬母相果候。今生之願相達し、難レ有存じ候。其後私病

冥加の爲ー報恩のため

口入ー助言

四年以來、筋目無御座候者へ近付に不罷成候、尤御大名衆へ新敷御出入不仕候。小身成御方へも、一人も近付に不罷成候。殊更筋目無御座候家中之衆、浪人者、斷を申候而、近付に不罷成候。

上野御門主樣には、爲冥加、一年に兩度從此方必參上仕候。久世大和守樣土屋但馬守樣には、奉伺御機嫌候樣に、折々參上可仕候へ共、御事多之內、態と延引仕り候。當年も年頭之御禮に、漸く正月末か二月頃に、御兩所樣へ一度參候と覺え候。

人に道具遣し候御沙汰御座候由、少も左樣の義無御座候。世悴弟聟共に、自然さび身の道具くれ申候事は御座候。急度仕候御方へ者、不奉及申上候。家中浪人其外も、道具遣し候事終に無御座候。

拙者儀、松浦肥州公、津輕越州公、御家中之御仕置を口入仕候而、色々新法を立て、下下痛み候事申付候抔と、方々沙汰仕り候由風聞承り候。中々存寄も無御座候。娘有付候時分、隣家にも不存候程輕く仕り候故、松浦肥州公御近所に罷在候へ共、在付候事も

大石頼母助同道仕り、久世大和守様へ参上仕り候。其節兩人へ御直に被仰聞候者、以前よりの近付衆へは出入可仕候、浪人抔集め候事無用可仕候、住所者心次第に、何方へ成共可罷在候由被仰渡。右之御意、堅く今日迄相守罷在候。其節より淺草田原町と申候所借屋仕り、今以て罷在候。近年者病者に罷成候而、乍慮外行歩不自由に御座候故、大方何方へも不罷出候。罷下候以後、此以前の筋目被思召、戸田左門公、其外御使者被下候へ共、御禮迄申上候而、一度も御見廻不申上候。數十年以來、由緒御座候而被懸御目候御方々様へは、自然掛御目候。是以て四年以來、度々得御意候御事も無御座候。淺野又市郎、松浦肥州公御事は格別に候。是へも少々にて御見廻不申上候。津輕越州公御事、前々より御念頃之筋目御座候而、私一類共一兩人御家中に罷在候。只今者拙者娘、御家中へ遣置候。然者右三家御事、主人同意に被奉存上候間、折々從此方奉窺御機嫌可然事に奉存候へ共、御斷申上候而大方參上不仕候。娘儀も御屋敷之内に罷在候故、逢申度參候事も遠慮仕候而、少々にては不參候。

朽果と有り

懸業—一本愚蒙に作る、從ふべし

他見云々—他見せさすべき性質の書にあらざれば

處々へ書付置候へ共、御念頃之御方も次第に殘少に成行候間、我等以前よりの成立勤、並學問之心得能被ㇾ留二耳底一、我等所存立候樣に被ㇾ相勤ㇾ候事所ㇾ希候。最初に書候通、我等天道の冥加に相叶候而如ㇾ此に候得共、第一者乍二懸業一日夜相勤候故と被ㇾ存候。然者各自分之才學にも可二罷成一と被ㇾ存候。其時御咄のたとへ物語迄、不ㇾ殘記置候。若年成者は、如ㇾ斯事迄能覺え候事尤に候。有二他見一事にて無ㇾ之候間、文章之前後は任二筆頭一候。能々被ㇾ遂二得心一、藤助令二成長一候はゞ、利祿能仕合被ㇾ願者被二差置一、子孫迄不義無道之言行無ㇾ之令二覺悟一候はゞ、我等生前之大望、死後之冥慮に候條、如ㇾ此記置候、磯谷平助に預置候。依而如ㇾ斯候以上。

延寶第三卯正月十一日　　山鹿甚五左衞門判

山鹿三郎右衞門殿

岡　八郎左(右歟)衞門殿

四年以前卯六月、私儀奉ㇾ蒙二御赦免一、八月御當地へ下著仕り、同十四日、淺野又市郎家來

此品々—以上掲げたる政兵等の諸道を指す

心廣く體ゆるやか—大學に出でたる語

打果—一本

問者、自分計修行致しても、此品々にあたりてしるしなく、功立不申候ては、聖學之筋に而無之候。此故に右之品に付て工夫思案も有之、舊記古實をも考ふる事有り。然ば外に工夫默識靜坐等致し候事、其暇不可有之也。左候とて、極り無品々之業を習ひ知り盡すべしと云にあらず、前に云如く、聖學の定規いかたを能知、規矩準繩に入時、見事能通じ聞事明に成て、いかやうの業來れりと云共、其品々勘やう明白に知るゝが故に、事物に逢て屈する事無之候。是大丈夫の意地たり。誠に心廣く體ゆるやか成共云べきなり。此學相續く時は、智惠日に新にして德自高く、仁自厚く勇自立て、終には功もなく名もなく、無爲無妙之地に可至。されば功名より入て功名もなく、只人たるの道を盡すのみ也。孝經云、立身行道、揚名於後世者、孝之終也。

右之品々、自讃の樣に聞へ候え共、各非可令遠慮候間、書付候所に、我等覺悟之所有之候間、能々心付候て讀可被申候。近年者配所へ參り十年に成候。凡物必ず十年に變ずる物なり。然者今年、我等於配所打果候時節到來と令覺悟候。我等始終之事

垂衣裳—易の繫辭に見ゆ、無爲にして能く化するを謂ふ

餘力—論語學而篇に、行ひ餘力有れば以て文を學ぶとあるに據る

此品上中下に分候て、樣々の心得に成行事に候。然に我等存じ候者、德を以て人物を感ぜしめ、物いはずして天下自正、垂二衣裳一而四海平、修二文德一而敵自感服せしめ候。黃帝堯舜之時代之義、末代之學び難き處也。是をかた計似せ候ても、其しるし無レ之事なり。依レ之如レ此心得候學者は、其志す所高尙にして、終に世を背山林に入り、鳥獸を友と仕り候事に候。又書物を好み詩文著述を事と致すは、學之慰にて日用之事にはあらず。但文章も學の餘分なれば、是を嫌ふには非ず、餘力の暇には詩歌文章不レ可レ棄レ之也。我等存候聖學之筋は、身を修め人を正し、世を治平せしめ、功成名遂候樣に仕度候。其段は、我等今日武士の門に出生せり、身に付て五倫の交際有レ之、然者自分之心得作法、外に五倫之交り、共に武士の上に勤有レ之。其上武門に付ての業大小品多し。少事にて云時は、衣類食物屋作用具用法迄、武士の作法有る事也。殊更武藝の稽古、武具馬具之制作用法あり。大にて天下之治平、禮樂之品、國郡之制、山林海河田畠寺社、四民公事訴訟之仕置、政道兵法軍法陣法營法築城等戰法有レ之、是皆武將武士日用之業なり。然者武門之學

いかた―[illegible]
型也

程には其道を合點可仕候。此故に聖學之筋には、文學も學問も不入、今日承り候得ば、今日之用事得心參り候。工夫も持敬も靜坐も入不申事に候。さればたとへ言行正敷身を修めて、千言萬句をそらんじ候者にても、是は雜學にて、聖學の筋にては無之候と分明に知り候。又一言半句申候ても、聖學の筋目を知り候人と知り候。是定規を以て正敷動候故に候。只今終に不見不聞候事物之上にても、右之學筋にて尋ね候得ば、十ヶ條に五七ヶ條はしれ申し候。俗學雜學之輩は、十ヶ條之內に三ヶ條共合點參間敷候。其段は我等慥に覺え候。依之世上の無學成者に博學成者おとり候て、人に笑れ候事出來候樣に覺え候。然者いかた無くして鐵炮の玉をけづり、定規なくして紙を直に裁んと仕り候故、勞して功なく、常々苦み候て、益更に無之、學を致候へば、彌愚に成候樣に我等は覺え候。

學問之筋、或は德を尊び仁をねり、工夫靜坐を專と仕り候も有之、或は身を修め人をただし、世を治平せしめ、功成名高きあり、或は書物を好み、著述詩文を專らと致すあり、

入鹿亂―蘇我蝦夷其子入鹿の誅に伏したるを指す

寬文―將軍家綱時代の年號

不殘云々―一本不殘ろくには不成候、又其身はの十三字あり

大德有レ之人と申候に、右之品尋ね候而者、人の作略を見聞申候にも、世間とは不レ合、皆事物別に成候。神道は本朝之道に候へ共、舊記不二分明一事候。端斗知候て不レ全候。是は定て天下國家之要法も可レ有レ之候へ共、入鹿亂後舊記斷絕と相見え申候。依レ之我等事、學問に不審出來、廣く書を見、古の學者衆申置候儀共考候へ共、我等不審候條々埒明不レ申候。定て我等料簡相違可レ有レ之存じ候て、數年此不審不二分明一候所、寬文之初、我等存じ候は、漢唐宋明の學者之書を見候故合點不レ參候哉、直に周公孔子之書を見候て、是を手本に仕り候て、學問の筋を正し可レ申存じ、夫より不通に後世の書物をば不レ用、聖人の書迄を晝夜勤め候て、初て聖學之道筋分明得心仕り候て、聖學之理を定候。たとへば紙を直にたつに、如何樣細工能候ても、定規無之手に任候てたち候へば、不レ殘ろくに立候ても、人々に左樣にたゝせ候事は不レ成候所に、定規を當て裁候得は、大方幼若之者迄、先其筋目の如くには裁レ之候。其間に尤上手下手有レ之候へ共、其筋目は一通りに參り候。然ば聖人の道筋は、書を能得心仕候而は、右之定規を知り候故、何事にても其人之學問

建仁、東福萬壽寺の稱

隱元—明僧也、承應三年來朝し黄檗宗の祖となる

一扱—一本一枚とあり

不成事—一本大成る事とあり

候。朱子學よりは老莊禪の作法は活達自由に候て、性心之作用天地一扱之妙用、高く明か成樣に被レ存候て、何事も本心自性の用所を以て仕り候故、滯處無レ之、乾坤打破仕り候ても、萬代不變之一理は、惺々洒落たる所無レ疑存じ候。然共今日之日用事物之上に於ては、更に合點不レ參候故、是は我等不器用故に可レ有レ之候。今少合點候て可レ參と存じ候て、彌此道を勤候。或は又日川事物の上の事は甚輕儀、如何樣に仕り候ても不レ苦儀共存じ候へ共、五倫之道に身を置、日川事物之間に應接仕り候得ば、左樣に者不レ被レ成候てつかへ申し候。然者樹下石上之住居仕り、閑居獨身に成り、世上之功名をすて候得ば、無欲清淨成事絶二言語一ぬ、妙用自由成所可レ有レ之樣に覺え候。天下國家四民の事物に渡りては不レ成事は不レ及レ言之、細事にても世上の無學成者程にも合點不レ參候、或は仁を體認せしむれば、萬の間に天下の事相濟候と存じ候。或は慈悲を本に仕り候得ば、過去遠々の功德に成り候と迄申し候て、實は世間と學問とは別の中に成候。他人は存ぜず、我等は如レ斯存候故、是にては學問共至極と不レ被レ存候故、儒者佛者に右之所レ尋レ之、亦

たる事蹟を指す

五山—京都の禪刹、天龍、相國、

れ候得共、終に外國より本朝を攻取候事はさて置、一ケ所も彼地へうばはるる事なく、されば武具馬具劍戟之制、兵法軍法戰略之品々、彼國の及ぶ處にあらず。是武勇之四海にまされるにあらずや。然者智仁勇の三は聖人之三德也。此三德一つもかけては聖人の道にあらず。今此三德を以て、本朝と異朝とを一々其印を立て校量せしむるに、本朝はるかに勝れり。誠にまさしく中國といふべき所分明なり。是更に私に云にあらず、天下之公論なり。上古に聖德太子ひとり異朝を貴ばず、本朝之爲本朝事をしれり。然れども舊記は入鹿が亂に燒失せるにや、惜哉其全書世に顯れず。

學問之筋古今共に其品多し。是によつて儒佛神道共に各其一理有之事に候。我等事幼少より壯年迄、專程子朱子之學筋を勤む、依之其頃我等述作之書者、皆程朱之學筋迄に候。中頃老子莊子を好み、玄々虛無之沙汰を本と存じ候。此時分は別而佛法を貴み候て、諸五山之名知識に逢、所覺悟道を樂しみ、隱元禪師へ迄令相看候。然共我等不器用故に候哉、程朱之學を仕り候ては、持敬靜坐之工夫に陷り候て、人品沈默に罷成候樣に覺え

御存知入云云―一本此存知入と有り、從ふべし

十七代―履中帝也、若し神后を加算せる舊習によれば仁德帝也

日本の府―任那に日本府を設置し

こそ出來候へと存じ候。此段は我等計に不レ限、古今之學者皆左樣に心得候て、異朝をしたひ學び候。近頃初而御存知入て甚誤成りと知候、信レ耳不レ信レ目、棄レ近而取レ遠候事、不レ及二是非一、誠に學者之通病に候儀にて、中朝事實之をしるし候へ共、大概爰に記し置候。

本朝者天照太神之御苗裔として、神代より今日迄其正統一代も違ひ候事無レ之、藤原氏輔佐之臣迄、世々不レ斷して、攝籙之臣相續き候事、亂臣賊子之不義不道成事無レ之候故なり。是仁義之正德甚厚く成る故にあらずや。次に神代より人皇十七代迄は、悉く聖德之人君相續あり、賢聖の臣輔佐奉りて、天地之道を立、朝廷之政事國郡之制を定め、四民之作法日用衣食家宅冠婚喪祭之禮に至るまで、各其中庸を得て、民やすく國平に、萬代之規模立て、上下之道明成は、是聰明聖知之天德に達せるにあらずや。況武勇之道を以ていはゞ、三韓を平げて本朝へ貢物をあげ、高麗を攻て其主城を落し入、日本の府を異朝に設て、武威を四海にかゞやかす事、上代より近代迄然り。本朝武勇異國までも恐

今年—延寶三年にや

覺—一本益とあり

共冥加おそろしく存じ候て、度々御斷申上候は、凡下之拙者無德之者にて、任ニ御意一御指南申上候とても、左樣に被レ遊候程の御傳授不ニ相成一候由、度々御辭退申候得共、侍從四品諸大夫之御方々樣、如レ此次第、天命も恐多く候故、せめて自分に驕無レ之、日夜之勤聊無ニ怠慢一候段、此上の我等愼も令ニ覺悟一候故、如レ此常々子孫共迄令ニ敎戒一候。今年配所に十年有レ之、唯今者一入天道のとがめを存じ候て、病中之外雖ニ一日一朝寢不レ仕、不作法成體を不レ仕候。此段朝夕之儀、下々迄存じ候事に候。就レ中磯貝平助殿能存候。以前より如レ斯心掛候故、覺も無レ之候へ共、我等述作之書物は千卷計有レ之候。(目錄別に有レ之候) 我等人に勝れ愚に候て、言行不レ正之子孫共は、愚成我等に十倍勤不レ申候はば、人間之正義に不レ可レ叶被レ存候。

乍レ序我等存寄之學問之筋少々記し置候。我等事以前より異朝之書物を好み、日夜勤候て、近年新渡之書物は不レ存、十ケ年以前迄、異朝より渡り候書物、大方不レ殘令ニ一覽一候。依レ之不レ覺異朝之事を諸事宜存じ候。本朝は小國故、異朝には何事も不レ及、聖人も異朝に

拙者事故—内匠頭の大切に思召さるゝ素行先生なる故との義

聞召分而—一本候とあり

口切—封を開いて最初に取出す物を謂ふ

申候へ共、頼母助申候者、此段全く自分之心入にて無ㇾ之、内匠頭殿御念頃に被二思召一候拙者事故、頼母助も如ㇾ此仕候由申候て相送り候。尤配所に罷在候内者、御預之者に候間、隨分慮外無ㇾ之様に、家中之者迄慇懃に仕候様に被二申付一候て、拙者所へ内匠頭殿御出候以前より、却而慇懃御座候て迷惑仕候。

我等得二御意一奉り候て、兵學學問御聞被ㇾ成、我等弟子に御成被ㇾ成候御方々には、松平越中守をはじめ、右に申候如く、別而御崇敬被ㇾ成候。其外板倉内膳正殿、御老中被ㇾ爲ㇾ成候ても、拙者所へ御状は、拙者名に様之字御付被ㇾ成候故、度々御斷申上候得共、不ㇾ被二聞召分一而、淺野内匠頭は主人にて候へ共、上々様へ口切の茶獻上候後、必拙者へ口切之茶肴賜り候て、令二頂戴一候。采女殿尚以て其通に候。其外之御衆大方上々様へ御茶被ㇾ爲ㇾ進候以後、口切之御茶被ㇾ下、令二頂戴一候。尤以前御出入仕候大名衆迄、私參り候へば、御送迎被ㇾ遊候て、御門を開き候様被二仰付一、御慇懃にて迷惑仕候段御斷申上候得共、左様にて無ㇾ之候、私へ御禮とは不ㇾ被二思召一候、兵法之禮儀師弟之道にて候由被ㇾ仰候。然

先蹤―先人の行跡を謂ふ

神祇云々―偽りなきを誓ふ也

必逢天災、其先蹤尤多。乾坤倒覆、日月失光。唯怨生今世、而殘時世之誤於末代、是臣之罪也、誠惶頓首。

十月三日　　山鹿甚五左衛門

北條安房守殿

是は令懐中候迄に候、若死罪にて候はゞと存じ候へ共、別條無之候故出し不申候。此文立ながら認て點を付、令懐中候。其以後、今日取出候て見申し候得ば、急成事故不宜書やうにも存じ候。乍恐、日本大小之神祇、一字も後に改め候事は無之、誠に我等辭世の一句にて候。

我等儀以前知行斷候て、内匠頭殿家を出しに、今度内匠頭殿へ御預被成候。然ば配所に罷在候内、別而念頃に被仕、常々被申候者、御預にて無之候はば、其方再此地へ可參候哉、随分内々にて馳走可仕候由被申候。就夫衣服食物家宅迄、段々念頃不淺候。大石頼母事、朝夕之野菜、今日迄毎日兩度づつ送り候。頼母在江戸之内も右之通候。斷

采幣—指揮に同じ、采幣は指揮者の持つ者也

案文—草稿

俗學腐儒—林家等當時の儒臣を指せり

レ之にも可レ罷成一候哉、此段皆虚説風聞に次第に罷成り候て、於二赤穂一は心易く罷在候。我等配所へ被二仰付一候時分、北條殿より呼に參り候節は、死罪に被二仰付一候哉、配所へ可レ參候哉、不分明に候間、若死罪に候はゞ、一通之書付を差出可レ申と存じ、令二懷中一候。其案文今以て殘り候。此節者人間之一大事相究め、五十年之事夢の覺候樣に有レ之時分に候得共、聊心底に取亂候事無レ之候。尤迷惑は仕り候。此段者日頃我等學問工夫故と存じ候。人間之上には、一生に如レ斯事有レ之者に候間、覺悟之處如レ左記し置候。

蒙二當一千歳之今一、大明二周公孔子之道一、猶欲レ糺二吾誤於天下一、開二板聖教要錄一之處、當時俗學腐儒、不レ修レ身不レ勤二忠孝一、況天下國家之用、聊不レ知レ之。故於二我書一無二一句之可一レ論、無二一言之可一レ糺。或借レ權而貪レ利、或構レ讒而追蹤。世皆不レ知レ之、專任二人口一而傳レ虛、不レ正二實否一、不レ詳二其書一、不レ究二其理一、强嘲レ書罪レ我。於レ玆我始安二我言之大道無一レ疑。天下無レ辯レ之。夫罪レ我者、罪二周公孔子之道一也。我可レ罪而道不レ可レ罪。罪二聖人之道一者、時世之誤也。古今天下之公論不レ可レ遁。凡知レ道之輩、

歩行目附—目附役に所屬せる今の巡査の如き役人

朝より晝時—原本晝時の二字なし、一本により補ふ

譯候御事と御申され候。私申上候者、御意之上は、とかくを可申樣無之由申し、罷立候。御歩行目付衆兩人居被申候て、内匠頭家來御呼被仰渡候に、御歩行目付衆さはがしく被申候故、私笑申し候て一禮仕り罷立候。此時分作法無殘處由、右内匠頭之者共其晩噂申し候。内匠頭所へ參り候ては、不通之人にも逢不申候。淺野因州公より磯部彥右衛門御越候て、不苦候由家老共申し候得共、是へも逢不申候。右之時分隨分不仕合成儀、迷惑至極仕り候へ共、心底にて被申候事は聊無御座候故、小事にても一ケ條も申置候事、申遣し候事失念不仕候。九日之未明に御當地罷立候段、御公儀より被仰聞候者、此者大勢弟子門人有之候、徒黨之輩可有之候間、道中者不及申、江戸罷立候時分、芝品川等にて奪取候事など可有之候間、油斷不仕候やうに被仰渡候由に候間、付候て參候者共も氣遣仕候故、朝より晝時、晝休より泊迄は、大小用をも不辨候樣に心得申し候て、同二十四日之晩に赤穗へ着仕り候。我等匹夫之者に候所、一人之采幣にて大勢をもしたがへ申候樣に諸人存じ候事は、不仕合成内に、少は武士の覺悟之所有

不入書物―聖教要録を指せり

候。私事は刀を下人に渡し、座敷へ上り申し候て、笑ながら申し候は、如何樣之事候哉。御門前殊外人多く御座候由申し候て、奧へ通り候。暫候而北條殿被㆑出候て、逢申し候。北條殿被㆑申候者、不㆑入書物作り候故、淺野内匠頭所へ御預被㆑成候、是より直に彼地へ可㆑參候間、何にても宿へ用向にても候は〻可㆓申遣㆒と、別而念頃に被㆑申候。福島傳兵衞、硯を持て拙者傍へ參り、申遣度事は傳兵衞可㆓申次㆒候由申候間、私北條殿へ向ひ申し候は、忝奉㆑存候、乍㆑然、常々家を出候より、跡に心に殘候事は無㆑之樣に勤罷在候間、書置可㆑申候事も無㆓御座㆒候由申候。其内に島田藤十郎殿御出候間、北條殿も座敷へ御列坐にて、私被㆓召出㆒候間、脇指をぬき罷出候へ者、北條殿島田殿互に御式臺にて、北條殿被㆓仰渡㆒候は、其方事不屆成書物仕候間、淺野内匠頭へ御預被㆑成候旨、御老中被㆓仰渡㆒候由に候。私事申上候者、先以て御意之趣畏奉㆑存候、乍㆑然對㆓御公儀樣㆒不屆成儀者、右之書物之内何之所にて御座候哉、承り度儀に存じ候と申上候得ば、房州御事、藤十郎殿へ御迎にて、甚五左衞門申譯も可㆑有㆑之候得共、如㆑斯被㆓仰付㆒候上は、不㆑及㆓申

成程―成るべく
兼約―かねてよりの約束

切紙之御答

御手紙被二成下一、謹而奉二拜見一候。御尋可レ被レ成御用之儀御座候間、早々貴宅迄參上可レ仕候旨、畏奉レ存候、追付參上可レ仕候。以上。

十月三日　山鹿甚五左衛門

房州樣

如レ斯相認遣し候。夕料理未レ被レ下候故、食事心快認候而行水仕り、定而只事にて有レ之間敷存じ、乍レ立遺書相調遺置候。尤死罪被二仰付一候はゞ、公儀へ一通差上可二相果一、是又相認め令二懷中一候。此外五六ケ所へ小翰相調へ、態と老母方へ不レ申遣、宗三寺へ參詣仕り、下人成程はぶき、若黨兩人召連、馬上にて房州公へ參り候。四日には津輕公へ可レ被二召寄一兼約御座候ひつるを、津輕殿門前にて存じ出し、明日參上仕る間敷候由、使を寄申し候て、北條殿へ參り候。門前に人馬多く相見へ候。只今何方へか打立ん樣子に御座候。此體拙者若不參候はゞ、則拙宅へ押寄、御蹈つぶし可レ有レ之樣子と相見え申

古來云々ー原本弓矢咄より逢候て迄無し、一本に據る

舌戰ー一本古戰と有るに從ふべき歟

切紙ー折紙を二分したるもの

御用之儀ー一本御用之事候間とあり

て、古來より軍法弓矢咄し每度聞候故と存じ候、然るに近年其方に逢候て、軍法兵學之咄評判詮義を仕り候に、每度驚レ耳候、睡庵事は渡奉公人に、近代珍敷武士と存じ候、然ども軍法兵法之議論被レ仕候は〻、其方前にて口の明可レ申様は不レ存候、就レ夫、當年五十三歲に至り恥入候得共、今日初て誓詞仕り、其方兵學の弟子に成申し度の由御申候故、私申し候者、私事左様に被二思召一被レ下候事、別而忝奉レ存候、舌戰物語武功は度々御咄承り候て、拙者儀不レ淺大慶仕り候、何事にても御相傳など有レ之儀者不二存寄一候由申候得共、達而御望故、任二御意一宗古老御誓詞候。其時分、林九郎右衛門事彌三郎と申し候て、宗古念頃にて居被レ申候故、能可レ被レ存候。

寛文六年午十月三日未上刻、北條安房守殿より手紙被二差越一候、切紙自筆、

可二相尋一御用之儀に付、早々私宅迄可レ被レ參候。以上。

十月三日　　北條安房守

山鹿甚五左衛門殿

入部—所領の國土に入るを謂ふ

他所衆—一家中ならざる他方の人人

山口出雲守殿御出候て御申候者、津輕十郎左衛門殿御申候は、津輕越中守殿、御知行高は少く御座候へ共、土地廣く新田多く候間、知行之事其方望に御任可レ有レ之候、越中守殿初而御入部御座候間、拙者付申候て參り候樣に御賴ミ候と被二仰聞一候。拙者申候者、先以て忝奉レ存候、乍レ去、越州公別而被レ懸二御目一候へ共、未御若年に被レ成二御座一候、尤十郎左衛門殿、出雲守被レ仰候御事に御座候へ共、家中衆又は他所衆承り候て、御若年之御方樣へ、如何樣に申しなし候て如レ此儀御座候などと、以來迄御沙汰御座候得ば迷惑仕り候間、御免被二成下一候樣に御斷申上候。其已後津輕十郎左衛門殿死去之時分、遺書に付、拙者得二御意一候樣に御申置候故、其段御底意奉レ存候。越中公へ彌御懇意忝奉レ存候て得二御意一候。村上宗古老儀、我等別而申談候事、各存じたる儀に候。拙者方へ御出之時分御申候は、我等事若き時分より、物之師を取誓詞仕り候事無レ之、殊更武藝抔者、人にさして習候者にて無レ之候、世上軍法者多く候得共、師を仕り候者、我等所へ參り候て軍法咄仕り候へ共、我等尤と存じ候者無レ之候、此段渡邊睡庵と晝夜心易く咄候

候旨―一本、候其上とあり

存念―意見と云ふに同じ

御家に、諸家之名高き者大勢被召抱、高知之者共罷在候。如斯者共之咄被爲聞、殊更兵學之儀兼而被仰聞候通、拙者體御尊批判可仕候樣無之候。松浦公御事は、因州公より少々御年下に被成御座候。御自分の文學は無御座候へ共、晝夜書物等被聞召、文武之諸藝、儒佛之御勤、御怠不被成候旨、當代之古老衆、毎度御招請被成、御當家上方衆之近代之物語、大分被成御存候。近年御家中へ、諸歴々方高知にて被差置、尤能者共御使立被成候。依て中根宋閑石谷土入常々被申候者、御家中之作法、人の御使立被成候樣、若年には珍敷武將にて可有之由、度々被申候由、石谷市郎右衛門殿、竝拙者抔も承り候事に候。然者此御兩公樣御事は、御自分より初、御家中御領内迄之御作法御仕置、無殘所候樣、乍恐奉存候。然るに一兩度は自分御挨拶と奉存候、度々被仰聞御事に御座候へば、拙者存念に立候て安堵仕り候。拙者事御存被成御方々樣は、御分限不被成御座候、御存無之御方者、無途方者に可被思召候間、拙者事は當分永之浪人と覺悟仕り候故、諸事逼塞仕り罷在候所存に御座候由、其節申上候。

段々―一本被召置候段御取立云々とあり

候處―一本候故に作る

上候は、忝御意に奉存候と計にて差置候へ共、本多備前殿へ度々被仰候故、達而一人遣し候樣に御取持候間、岡八郎右衞門十六歲之時、因州公へ被召出、過分に知行被下、今以て近習に被召遣候。御念頃成儀共に候。其節磯部彥右衞門を御使者に被下、八郎右衞門被召出、御滿足被遊候由、却而御禮被仰下候。此段因州公は不及申候、松浦肥州公、本多備前殿、御覺可被成候。松浦肥州公御事は、以前より家中へ弟三郎右衞門被召置候。段々御取立被下、御厚志不淺、每度御大恩を請申し候。拙者心底被爲成御存候事、因州公より尙以て厚く被成御座候。松浦公淺野公、本多備前守殿など御一座の時分、御分限被成御座候はゞ、拙者に一萬石二萬石被下候事何より安き儀に候由、度々被仰出候處、拙者申上候は、御兩公樣右之通被爲思召候へば、拙者儀冥加に相叶候と奉存候。拙者儀御存不被成候御方には、定て無途方たわけ者に候。各樣御崇敬被爲成候を寔に存じ、如此高ぶりたる事申候と可有之候。然る處因州公御事は御老年と申し、御學問之義、只今の御大名には無之候。其上紀伊守殿但馬守殿

兵衛の一人
渡邊勘兵衛が事也

弘文院—林羅山なり

誓紙—神祇にかけて誓へる證文

分限無之—身分低く封邑大ならず

主取仕る間敷候由申し候、其身覺書にも其段記置候、此者は右兩人より度々武功場數も有之、殊に一騎前之役儀より、大勢之差引を心懸候者に候、此兩三輩、皆我等存じ候、然るに其方事戰國に生れ候はゞ、武功之段は右之者におとり申す間敷候、此段は力業に不相成事に候、第一博學多才、只今弘文院を差置、世上に有之間敷候、又聖學之筋目發明仕り候事、異朝にさへ無之候間、古今に其方一人に候、我等事十二歳より兵學稽古仕り候て、畠山殿弟子に相成、其流をきわめ、上泉流を習ひ、上泉治部右衛門相傳を極め、其後尾畑勘兵衛殿弟子に相成、印可迄取候、北條安房守殿は猶以て心安く、晝夜被仰談候、然に其方之影故、兵學之筋目初て能得心仕り、難有被思召候故、其方へ別に誓紙を遣置候、然ば兵法之儀者無雙のやうに被存候、如斯上は、五萬石望み候共似合不申樣には不存候、其上一萬石にて奉公不仕候ては、主用に立不申段申すは、誠に當時相應成望、尤之至に候、我等事分限無之候故、別而殘念に被思召候、其方一類之內、一人にても二人にても被召出候事、御賴被成候間、左樣に同心可仕旨仰せられ候。私申

達而斷申し候て、知行返納候。大島雲八殿具に御存じ被レ成候。知行斷申し候て以後、間御座候て、淺野因州公、本多備前守殿など、私宅へ御出被レ成候時分、因州公仰せられ候は、其方義、以來は一萬石にて無レ之候はゞ、何方へも奉公仕る間敷候由兼而申し候一段、尤に被二思召一候、古來戰國の時には、陪臣に高知行取候者數多候、木村常陸介五萬石の時、木村惣左衞門五千石、長谷川藤五郞八萬石の時、島彌左衞門八千石取り候、丹羽五郞左衞門拾二萬石にて、江口三郞右衞門、坂井與右衞門、一萬石宛取候。箇樣の事不レ珍候、結城中納言殿、越前權頭の時分仰られ候は、御國を拜領被レ成候以前にかはり、別而御滿足難レ有思召候條有レ之、其第一は、年來分限廣候はゞ、被二召置一度被二思召一候、久世但馬守、今度二萬石被レ下被二召出一候 此段大名に仰付られ候故、賴相叶申し候由被レ仰候段、石谷土入物語候、扨近來我等ぞんじ候ても、寺澤志摩守殿へ、天野源右衞門を八千石にて被二召抱一候、松平越中守殿へ、吉村又右衞門を一萬石にて被二召抱一候、此者共名高き場所一兩度有レ之候者に候、渡邊睡庵事、藤堂泉州公へ、浪人五萬石にて無レ之ば

權頭—一本此處を拜領被レ成候の五字に作る
候條有之—一本候事ニ箇條有レ之に作る
睡庵—三勘

薨御―家光

番並使者―家臣の勤むる勤番役、又は他家への使など

加番―一本番とのみあり、加番は兼職の事

上り候―一本闕字不詳

段具に祖心へ物語仕候へば、大方上意にて可レ有レ之候間、彌以て諸事を愼み、家中抔へ奉公は不レ入義に可レ存之旨被レ申候。其後薨御被レ爲レ成候。松平越中守殿其年極月御逝去候。翌辰之年、淺野内匠頭拙者へ直に約束被レ仕候て、色々念頃之上、知行千石被二宛行一候。拙者儀相應之奉公被二申付一候樣に達而賴申候へ共、いかゞ被レ存候哉、番並使者等一度も不レ被二申付一候。定て拙者不調法者故にて可レ有レ之、稽古日を定め置、我等罷出候時分は馳走仕られ候て、浪人分に仕られ候。

巳年播州赤穗へ罷上候時分、於二大阪一曾我丹波守殿、拙者兵學之弟子に御座候故、別而御念頃に被レ成、御馳走に相成、一二三日滯留仕候。其時分板倉内膳殿御加番故、丹波殿へ被二仰合一候て、九月廿一日、丹波守殿にて、内膳殿へ終日得二御意一候。翌年五月罷下り候時分、内膳殿急度振舞被レ申候て、道具給レ之候。内匠頭方に九年有レ之、存寄之子細御座候て書付を差上、子年大島雲八殿奉レ賴、知行斷申上候て上り候。其時分は加增迄可レ被二申付一候由に御留被レ成候得共、加增利祿之望にて知行斷申し候にては無二御座一候由、

右京—一本左京

心へも其段御相談可被成、先酒井日向守殿へも被仰遣候間、掛御目置候へと被仰候。御家老三輪權右衛門を差添られ、日向守殿へ拙者を遣され、懸御目候。其後越中守殿仰られ候は、酒井空印公へ拙者事具に御物語被成置候間、左樣に心得候樣に被仰候。其節空印公事上意にて、祖心下屋敷へ振舞申され候時分、拙者も被召出、御念頃之上、越中守殿拙者噂具に被仰候由、御挨拶被成候。久世和州公上意にて、祖心振舞被成候。道春被召寄、老子經之講釋御座候時分、和州公被仰下、拙者も右之末座へ被召出候。祖心後に被申候者、此段皆上意に候間、難有可奉存由被申聞候。卯年二月、御近習番頭駒井右京殿御事、阿部伊勢守殿（其比式部と被申御小性被仕候）を御賴被成、拙者弟子に被成、兵學被成御聞度由被仰候間、幸に御近所に北條安房守殿居被申候間、是に御相傳可然と、達而御斷申上候へ共、思召入有之由被仰候間、任御意候而參候所、急度被成御馳走候て、兵書御聞被成、早々御登城、御兩所の御咄は拙者不承候。脇にて承り候へば、右右京殿被召寄候事、上意にて御座候由承り候。此

答問に作る

明壽院—藤原惺窩

廣く云々—一本には廣才無之

同年丹羽左京大夫殿、兼而我等に兵法御聞候。兵書之次而に莊子之講釋御所望候て、折折講談申上候。荒尾平八郎殿揖斐與左衛門殿など御聞候。其時分は、我等事老子莊子之學を好候て、講釋申上候。然るに武田道安事、明壽院に老莊相傳候。近代世上に莊子之講釋は無レ之、拙者讀候事無二心許一候間、一座聞申度之由、淺野因州公御賴被レ申、因州公拙者へ御尋被レ成候て、道安事丹羽左京大夫殿亭にて一座仕候て、拙者莊子聞被レ申候。道安殊の外拙者を褒美不二大方一候。其段後迄因州公御咄に候。道安は醫師、殊更學問も廣く有レ之候得共、明壽院以來に不レ承候由、別而褒美被レ仕候故、書付候事に候。

大猷院樣御前へ、祖心昵近仕られ候時分、祖心被レ申候者、其方義御次に御座候て、具に達二上聞一候、折々其方事上意有レ之間、必ず家中へ奉公に罷出候事無用に可レ仕候、何卒御家人に罷成候やうに取持可レ被レ下候樣、松平越中守殿御念頃故、右之次第具に御內意申上候へば、一段之事に候、表向越中守殿御取持可レ被レ下候間、其方事、松平伊豆守殿兼而能御存じ被レ成候間、當公方樣へ被二召出一候樣に仕り候はゞ、早速首尾可レ仕候、祖

字なし
大猷院—三代將軍德川家光
時服—時候に相應せる紋付の衣服
御門葉—御一族
音物—一本

相煩ひ候て罷在候處へ、安房守殿私宅へ御出候て、右之本圖御相談にて、陰陽之兩圖出來候。右本圖之書付竝目錄迄、拙者と相談之上被書付候。其書付不殘拙者之所に御座候。其節久世和州公、安房守殿へ御出御座候て、懸御目候。御覺可被成候。

拙者二十五歲之時、松平越中守殿拙者を御呼被成、學問兵學之御詮議御議論御座候。拙者申上候通御得心被成、別而御大慶被成、則被爲遂誓狀候て、拙者に兵學御相談被成候。右御誓狀之翌日、三輪權右衞門、先達而被遣候御太刀馬代時服被下候。追而越中守殿爲御禮私宅へ御來臨被成下候。其以後者每度御懇意之詩文など、折々御贈答被成候。拙者文章を書候を表具被仰付候て、拙者御招請之時分、御座敷へ被懸候。寔に冥加之至、却而迷惑仕候段度々御斷申上候。其段者淺野因州公能御存じ、常々被仰出候。越中守殿御事は、其頃六十に被爲成、御門葉と申し、御譜代之御大名には珍敷御學問にて、兵法者尾畑殿印可迄御究め、東海道一番之御大名、人皆崇敬仕り候處、拙者御信仰不大方候間、御音物之義迄委しく書付置候。其段今以て家中衆被存候。

候の旨―一本「が其上御」とあり

左右方―紀伊家と阿部家との兩方由―一本てとあるを是とす

瘧―一本虐

御座二候と申上候へば、兵右衛門殿仁右衛門殿御事、心易義に候間、不レ苦候由被二仰出一候由に候。拙者奉レ存候者、大納言様右之通御遠慮被レ遊候上者、豊後守殿にも御抱被レ成間敷候の旨、老中家は遠慮仕候子細御座候間、此方より左右方へ御断申上度候段、岡野權右衛門殿御相談仕候て、其分に罷成候。右兵右衛門殿は、謙信流之軍法者、御歴々方に弟子衆大勢候得者、我等弟子に可レ被レ成候て、兵學御勤御念頃に候。仁右衛門殿者、我等に鞠身のやはら御相傳候て、奥儀迄承り候故、別て得二御意一候。岡野權右衛門殿は、我等若年之時分より書物御聞、殊に兵法之弟子に被レ成候由、御一類中不レ殘我等に兵學御聞候故、御心易く得二御意一候。右之翌年、加賀松平筑前守殿、拙者儀被レ及二聞召一可レ召抱一由、町野長門守殿御取持にて、拙者親申し候は、知行千石不レ被レ下候はゞ、罷出候事無用に可レ仕候旨申し候て、留申し候。筑前守殿にも、七百石迄は可レ被レ下候由御沙汰候由に、長門守殿御申し候由承り候。

正保四年丁亥秋、大猷院様、北條安房守殿へ城取之作法本圖被二仰付一之時分、拙者瘧

畠親房の著二巻あり

内證—内實の義表面に立たずして斡旋せる也

同意—同じ譯、同樣

又坦齋に具に承り候て、合點不參候所は、菊亭大納言殿へ申上候。大納言殿より被染御筆、一々の口傳御書付被下候、此段人々存候事に候。就は我等に職原を傳授仕候者數多候。若年の時より湫兵右衛門殿、小栗仁右衛門殿御取持にて、紀伊大納言樣へ七拾人扶持被下置、被召出、御小姓近習に可被召之由御約束にて、頓て御目見の用意仕候。内證者岡野權右衛門殿萬事御取持にて、其節阿部豐後守殿被及聞、卽尾畑勘兵衛殿、北條安房守殿被成御賴、我等を御抱被成度由被仰候へ共、右之御先約故御斷申上候。然る所に大納言樣御事、豐後守殿御抱有之度由被成御聞、布施佐五右衛門殿爲御使者兵右衛門殿仁右衛門殿迄被仰出候は、豐後守殿御抱有之度由御申者を、大納言樣へ御引取被成候段、御遠慮に思召され候、たとへ御家來にて有之共、豐後守殿抔御所望之者に有之ば、可被遣候、豐後守殿御用之事者、御公儀之御用同意に候間、豐後守殿へ被召抱候樣に可仕候、其段勘兵衛殿安房守殿へも、右佐五右衛門被遣候由、佐五右衛門もはや可被召抱候段、御兩所へ御約束被成候而御座候、只今此段如何に可有之

光宥とあるを是とす

文事武備—史記孔子世家、孔子家語相魯篇等に見ゆ

職原抄—北

勤二於武一而歎下其能修上、噫有二文事一者必有二武備一古人云、我又云と、末句に我等を御稱美之此文言をば、勘兵衛殿直に御好に御座候。

十七歳之冬、高野按察院光宥法印より、神道令二傳受一候。神代之卷者不レ及レ申、神道之祕傳不レ殘令二傳授一候。其後壯年の頃、廣田坦齋とか、忌部氏之嫡流之者有レ之、根本宗源の神道令二相傳一候。其節忌部氏神道之口決、不レ殘相傳候書付證文を越し候。其中頃より石出帶刀參り候て、我等へ斷り神書承り候。坦齋は頓て死去仕候に付、神書之事、帶刀事拙者を賴み候て、合點不レ參候所々、皆承候得者、是亦其書付今以て有レ之候。

同年より歌學を好み、二十歳迄の內に源氏物語不レ殘承候、源語祕訣迄も令二相傳一候。伊勢物語、大和物語、枕草紙、萬葉集、百人一首三部抄、三代集迄、廣田坦齋相傳仕候。依レ之源氏私抄、萬葉枕草紙三代集等之私抄注解、大方撰述仕候。詠歌に志ふかく、年に千首の和歌を詠候得ども、存候仔細有レ之、其後は捨置候。今以て右廣田坦齋方より、歌學の儀も不レ殘相傳仕候段書付御座候。尤職原抄官位の次第、道春講釋不レ殘承候。其後是

殊更卽座の事に御座候間、只今見申候ては、笑草成儀に御座候へ共、又候感心不㆑淺、其後御兩公御懇情に被㆑成下㆑、折々奉㆑得㆓御意㆒候て、詩文贈答御座候。

十五歳の時、初て大學之講釋仕、聽衆大勢有㆑之候。

十六歳之時、大森信濃守殿（其頃者佐久間久七）黑田信濃守殿（其頃者源右衞門）御所望にて、孟子之講釋仕候。蒔田甫庵老論語御所望、是亦同年講釋、いづれも翌年迄に講終り候。是亦若輩之時分故、定て不埒成事計有㆑之候へ共、其時分之義、蒔田權助殿、富永甚四郎殿抔、今以て能覺え候。

我等幼弱より、武藝軍法不㆑怠候。十五之時に尾畑勘兵衞殿、北條安房守殿へ逢申候て、兵學令㆓稽古㆒、修行候。廿歳より内にて、門弟中に我等大方上座仕候て、則北條安房守殿筆者にて、尾畑勘兵衞殿印免之狀給㆑之候。

二十一歳之時、尾畑勘兵衞殿印可被㆑仕候て、殊更門弟中一人も無㆑之候印可之副狀と申候を我等に被㆑與㆑之候。筆者は高野按察院光看にて御座候。其文に、於㆑文而感㆓其能

尾畑勘兵衞—名は景憲、兵學を以て高名なりき

光看——一本

山谷―黄庭堅の詩集

傳奏―武家の奏聞を傳達する職名

道春と永喜一座にて、我等に論語の序、無點の唐本にて讀せ被申候。我等讀候へば、山谷も取出候て被爲讀候。永喜被申候は、幼少に付如斯讀候事奇特に候、乍然田舍學問之者師を仕候と相見え、點惡敷候由被申、道春も永喜同意に被申候て、感悅被仕、別而念頃に候て、十一歲迄、以前讀候書物共又夫迄を改め、無點之本にて讀直申候。十一歲の春、歲旦之詩を初て作り候て、道春へ見せ候へば、一字改被申候て、則序文を書、幼少之述作別而感入候之由、書狀被副之、和韻被仕候。

同年堀尾山城守殿家老揖斐伊豆、我等へ被懸目候て、則山城守殿へ被召寄、書物を讀む。伊豆是非共山城守殿へ奉公に出候樣、二百石は可被下候由申候へ共、我等親同心不仕候。

十四歲之頃は、詩文共に達者に仕候故、傳奏飛鳥井大納言殿、被及聞召、被召寄、即座に詩を作候て懸御目候處、大納言殿和歌を御詠吟候て、和韻被下候。烏丸大納言殿被及聞召候て、即座に章句を被成下候。乍慮外我等も即座に對を仕候。若輩の時分、

七書―兵法七書也、孫子、呉子、尉繚子、司馬法、李衛公、周對、六韜之略

配所殘筆

我等儀、凡下之者、殊更無德短才、中々御歴々之御末席へも出坐仕候者に無之候所、幼少之時分より、似合に人も存候て、御歴々方御取持被下候。此段全く我等德義の故とは不存候。天道之冥加に相叶候故に可有之、愈天命をおそれ候て、物每日用相愼候事に候。

六歳より親申付候て、學問被爲仕候へ共、無器用に候て、漸く八歳之頃迄に、四書五經七書詩文之書、大方よみ覺候。

九歳之時、稻葉丹後守殿御家來、塚田杢助、我等親近付に候故、我等を林道春老弟子に仕度由賴入候。杢助序に丹後守殿迄申上候へば、幼少にて學問仕候事奇特成由被仰、於御城、林道春へ直に丹後殿御賴被下候。就は夫杢助、拙者を同道仕候而道春へ參り、

蓋し當時、中朝事實の上梓や、先づ上下の二卷を以てす。將に跋文及び附錄を刻せんとし、故ありて止む。此書、乃ち其板下の筆工の書なり。而して今附錄の二枚を亡ふ。故に寫本に從ひ、書して以て焉れを補ふ。且つ寫本は、跋文を附錄の尾に附く。今や、板本の丁數に隨つて、諸れを附錄の前に寘く。

于時安政乙卯仲冬

長島元長謹誌

中朝事實 終

るに在るのみ。代々の變易、怪むべからず。

公を輔けて諸侯を九合し齊を覇たらしむ

神聖―乃木將軍手寫本には聖聖とあり

を與かり聞き、而して其禮を建て章を刱め、以て天下の人心を化するが如し。豈に好を修し九合するの屬ならんや。其短を護るが如き者は、一家の私言にして、公議に非ざる也。

或人疑ふ、中華禮儀の制は、一定の事なく、代々變易するは何ぞや。

愚謂へらく、禮に一定の則ありて、而して一定の事無きは、是れ乃ち禮の實なり。時に治亂あり。地に豐凶あり、人に長幼交代あり、事に儉奢あり、物に始終、新舊、有餘、不足あり。豈に一定の事を以てせんや。故に一定の則を以て、其宜を制し、天地人物の性情を通ず、是れ神聖の禮なり。豈に唯だ中華のみならむや。外國の聖賢もまた然り。故に或は質を尚び、或は文を尚ひ、或は文質竝び行はる。周は農を以て興り、天子后妃必ず親ら耕蠶して、而して農桑を導けり。漢始めて元旦の賀禮を行つて、以て君臣相和するの屬ひ、皆一代の制なり。周の禮は、萬代の模範にして、而かも夫子は、顏子に告ぐるに、夏の時を行ふを以てせり。然らば乃ち事は今日時物の情を通ず

第二以下佛に關すること無し

天地の道―中庸に天地の道は博し厚し高し明けし悠なり久なり

伯夷云々―孟子に出づ

九合―管仲初桓公を仇とす後年桓

の過誇を尊信し、悉く其實を銷し、以て其私記臆説を附會牽合す。更に言論するに足らず。唯だ日本紀に據り、證して之を見つ可し。

或人疑ふ、太子先に弑逆の過あり、奚ぞ後善を以て其大罪を掩はんや。今論ずる所、最も其短を護るに似たり。

愚謂へらく、天地の道は寛大にして克く容る。故に高明厚博にして息むこと無く、神聖焉れに法る。故に悠久にして疆り無し。嘗て聞く、伯夷が惡を惡むや、惡人と言ふこと、朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如し。然かも夫子、舊惡を念はざるを以て之れを稱せり。春秋の書たるや亂臣賊子を懲すが爲めにして、而して楚の穆王の其君父を弑するや、夫子嚴に其罪を書す。好を修するに及びて、其臣、名を書し使と稱し、其爵を書す。管仲その讎を相け、九合に及びて、仁を以て焉れに與ふ。問ふ所の説の若くんば、乃ち君を弑し讎を相くるの罪なり、豈に好を修し九合の後を掩はむや。而るに夫子の筆言此の如し。蓋し馬子が弑逆、太子討ぜず、猶ほ晏嬰蘧瑗が君を弑する謀

薨ずる云々
—太子斑鳩宮に薨ず、歳四十九磯長陵に葬る

三寳敬篤—十七憲法の第一に篤く三寳を敬せよとあり、

太子、蘇我の勸引涵洽に因りて、以て異教を信ず。尤も可ならざるの大なり。竊かに按ずるに、太子、推古帝に攝政して、而して其行ふ所、其施す所、治道の休善、皆神聖の道にして、西域の敎に非ず。其憲章を述作するや、禮を以て人民の本と爲す。其好みを外國に通ずるや、天皇を以て抗稱して屈せず。其聰明度量、睿知寬仁と謂ふ可し。故に天下大に化す。其薨ずるや、少壯考妣を喪するが如く、哭泣の聲、道路に盈ち、耕舂は耒杵を釋けり。然らば乃ち其功化、聖德を以てするも亦た宜ならずや。蓋し此時釋氏の敎へ專ら熾んなりと雖も、未だ心性を弄し、空虛を彫るの太甚しきに至らず。唯だ專ら信じ篤く敬し、以て福を祈め奇を尙ぶのみ。故に太子の建つる所の憲章は、禮を以て道を制す。竝せ按ず可き也。俗儒皆疑ふ、憲章に三寳の說あり、然らば乃ちこれを信ずるに足らずと。愚謂ふに、憲法の內に、一條三寳の敬篤あり、一の非を以て十六條の是を掩ふ者は、君子の志に非ず。其寺を建て、僧を度する者、皆西敎の染習なり。憲章の如きは、尤も治世の要戒、豈に信ぜざる可けんや。後世、太子

に論ずれば、則ち太甚だ漓薄にして及ばざる也。其髮を髡し、菜を食ひ、運水搬柴して以て道と爲し、祭に蔬麪を用ひ、喪に火葬あり、其大に及んでは、終に君を無し、父を蔑し、倫を亂るに薄るの類これ也。唯だ本朝は、神聖相續ぎ、大賢英才日に興り、其宜を揆りて、其禮を制す。是れ乃ち天地人物事義の中、至誠息むこと無きの道なり。故に皇統、天壤と窮り無く、禮儀因循して、天下これに由る。惜い哉、舊紀の詳かなるもの、入鹿の火に厄すること。然れども世世人に乏しからず。若し其遺風餘烈に因りて、以て禮樂の實を斟酌する、亦た難からずや。是れ中國の稱、唯だ本朝のみ虛名ならざる所以なり。

或人疑ふ、八耳王子は聖德と號す、殆んど其實無きか。馬子の弑逆を討ずること能はず、西敎を信じて浮屠の法を熾んにす。其本大に聖德に違ふか。

愚謂へらく、馬子弑逆の罪は、太子の聰明なる、未だ嘗て其機を知らずんばあらず。良史太子八耳、天王を弑すと書して隱さずんば、太子又た法の爲めに其惡を受く可し。

良史云々―史は記錄の官、

智識を研きて修養の根本を立つる事

聖禮—聖人の定めたる諸禮儀なり

或人疑ふ、本朝、中國と稱する者は、直に以て之を稱美するか、又其以てする所あるの名か。

愚謂へらく、二神、磤馭盧島を以て國中の柱と爲す。これ乃ち本朝は天地の中たる也。天照大神、天上に在て曰く、聞く、葦原中國に保食神ありと。又、高皇產靈尊、天津彥火瓊々杵尊を立てて、以て葦原中國の主と爲さむと欲す。是れ天神皆此地を以て中國と爲たまふなり。是より歷代、中國と稱す。蓋し地は天の中にありて、而して中國また其中を得たり。是れ乃ち中の又中なり。土、天地の中を得るときは、則ち人物必ず精秀にして、事義また過不及の差なし。本朝の太祖天御中主尊、國常立尊、其尊號名義、既に常中の言あり、以て國中の柱を建つ。故に其中國たる所以は、乃ち天然の勢なり。竊かに按ずるに、外朝の聖禮、諸れを此に論ずる時は、則ち殆幾ど厚に過ぐ。所謂る衣に裘毳あり、食に牛羊あり、居に榻牀あり、廟に釁るに牲を以てし、誓盟に牛を殺し、喪に含斂あり、婚に姉姪を媵するの類是れ也。西蕃の釋敎、諸れを此

の義なり。言行の暴惡横邪なる、天靈を祖父とするも、亦た免るること能はざる者は、之れに反けば也。夫二神は、白銅鏡、天瓊矛を以てし、天祖は三器を以て天孫に奉じ、別に寶鏡を以て其勅を嚴にし給ふ。是れ乃ち萬世身を修め德を崇ぶ所以の神教なり。蓋し神聖、靈鏡を以て其敎を表す、豈に其由無からんや。竊かに按ずるに、人物皆此性心あり。而して人の萬物に長たるは、其知萬物より靈なれば也。靈とは何ぞや、明にして惑はざるなり。其知明かならざる時は、則ち禽獸に異らず、知りて惑ふ時は、則ち未だ其實を致めず。故に道を修め德を崇ぶは、唯だ其知を致むるに在り。其知致めざるときは、則ち德とする所、道とする所、皆私意に落在して、專ら己が德とする所を德とし、己が道とする所を道として、公共底を得ず。所謂公共とは、天地と其德を同じうし、人物と其道を共にし、古今以て因り、尊卑以て共にす。乃ち神聖が極を建てたまひし道德なり。然して夫の致むる所、唯だ此知に在るのみ。故に寶鏡を以て神勅を表すは、是れ外國の大聖、大學の道は致知格物を以てする所以なり。

致知格物—

人の義佛教に歸依したる僧尼

宋景濂—明の功臣太祖を輔けて學士に陞る、宋學士全集三十三卷あり

ることを得ず。是れ卽ち異教を禁ずるの明戒なり。異教を禁ずる者は、其教の俗を殊にし、以て、諸れを天下國家に施すべからざれば也。後世に到りて、岐路分派し、人々其の情を縱にして、王道、津に迷ひ、神も亦た靈を遠ざけ、聖も亦た興らず、各其私說臆意を信じて、諸れを朝廷の正教に規さず。而かも微言日に隱れ、異端競ひ起りて、以て其本を忘るるに薄る。道家世に行はれざるの說は、明の宋景濂が日東曲に出づ（日東曲に曰く、靑牛不レ渡大洋海、莫レ怪人無レ識二道書一。注に曰く、國中に道士無し）と。凡そ仙道も亦た人の奇なり、何れの國か之れ無からむや。中華の仙道、舊紀口碑に泛泛たり。宋濂何をか知らんや。是れ治教の補に非ず。唯だ氣を養ひ生を貪るの事は、之れを論ずるに足らず、姑らく是れを舍く。

或人疑ふ、中華の教は、身を修め德を崇ぶの審かなる、未だ焉れを聞かずと。

愚謂へらく、神聖の天に繼ぎて極を建つる、身を修め德を崇ぶの道にあらずんば非ず。知德の顯象著明なる、身を立て名を揚げ、迹を日月に垂るる者は、身を修め德を崇ぶ

符節を合す―しるしの札を合致せしむるが如く一致する也

桑門―世捨

に神之を授けて、聖これを受け、極を建て統を垂る。天下の人物各其處を得て、殆んど千年に幾し。而して後に住吉大神、三韓を我に賜ひ、初めて外國の典籍相通じて、以て其揆を一にせることを知る、其神教と曰ひ、其聖教と曰ふ、其皇極の受授、天下の治政、猶ほ符節を合せたるがごとし。是より信を通じ好を修し、其經典を摘み、其文字を便りて、以て今日の補拾と爲す也。佛教の如きは、徹上徹下悉く異教なり。凡そ西域は、外朝の西藩なり。其水土は西に偏し、天地の寒暖燥濕甚だ殊なり。民その間に生ずる者、必ず偏塞の俗あり、釋氏は彼州の大聖たり、其水土人物を融通して、以て其教を設く。其道は西域に可にして、諸れを中國に施すべからず。夫れ耳を信じて奇を好む者は、人情の蔽、何れの時か否ざらむや。釋教一たび通じて、人皆な之れに歸し、天下終に習染して、其異教なるを知らず。牽合傅會、神聖を以て佛の垂迹と爲すは、猶ほ腐儒の太伯を以て祖と爲すがごとし。吁是れ何の謂ひぞや。先に天神、彼を諱むの戒を嚴にし、圓頂桑門は籬前に進むことを得ず。僧尼の獻物は、内侍所に上

ふ、又子曰く、夏の時を行ひ、殷の輅に乘り云々
李王皮陸―李太白、王維、皮日休、陸龜蒙
金蘭―親友

者、枚擧すべからず。仲滿、圓載は、盛唐の李、王、皮、陸に金蘭たり。唯だ此に鳴るのみに非ず、彼に愧ぢず。粟田、阿部は、中朝の微臣にして、而かも或は宴に麟德に陪し、或は寵を肅宗に稟く。唯だ文章に愧ぢざるのみに非ず、幷せ按ずべき也。書畫百工の技、劍刀器械の藝も、亦た多く外國に愧ぢず。高麗は、本我が屬國なり。文と云ひ武と云ひ、又、外朝に比すべからず。況んや中華に於てをや。故に慢りに表して愧を受け、鐵楯的竝びに羽表を獻じて、共に中華の文武に恐懼す。後世橘正通、少くして硯席を事とし、對馬守親光虎を射て、麗王各美官厚祿を授くるの屬ひ、其人物言はずして之れを知るべき也。

或人疑ふ、儒と釋道と、共に異國の敎にして、中國の道に異りや。

愚謂へらく、神聖の大道は、唯だ一にして二ならず。天地の體に法とり、人物の情に本づく。其の敎の端を異にするは、皆な水土の差、風俗の殊なるに因れり。五方の民、各其性ありて以て同じからず。唯だ中華は天地精秀の氣を得ること、外朝に一なり。故

伊訓—書經虞書に伊訓の章あり

上知云々—論語に、唯上知と下愚とは移らず

人統—論語に文質之統の説あり、殷は夏の禮により、周は殷の禮によるを謂

をや。夫れ外朝は優文の水土にして、而して學の字を言ふは、始めて伊訓に出づ。然らば則ち五帝の盛なるも、大夏の謨も、學無しと爲んや。俗學未だ學を知らず、故に文書を蠹するを以て學と爲す。是れ章句の末なり。

或人疑ふ、外朝及び高麗は、中華の人材に比せば、其優劣如何。

愚謂へらく、地に東西の阻あり、世に前後の差あり。而して中華の神聖と、外國の聖人と、其揆を一にする者は、上知の移らずして、天地の秀氣に同じければ也。夫れ往古の神勅は、以て堯舜禹の授受に比す可し。淸廟茅屋粢食鑿げざるは、以て神廟の制にすべし。（春秋傳に云ふ、淸廟は茅屋、大路は越席、大羮は致さず、粢食鑿げざるは、其儉を昭にする也）人統の授時、以て夏の時を用ふるに比すべし。故に之れを舍きて論ぜず。其中人の如きに逮びては、外朝の人材、更に中華に抗るべからず。凡そ春秋傳に載する所の亂臣賊子、及び名家冑族の冒惡沈婬、中華未曾有の屬乏しからず、況んや傳の前後をや。詩賦章句の如き、皆な外國を祖として、中華の文士、此に鳴る

愓若—懼れ謹む也

昇るは、天地萬物自然の道也。若し自然を必とすれば、虚無を本として悲絲に薄り、若し當然を專らとすれば、修飾を要して驪黃に投る。神聖の道に、自然當然あり、其事物に因りて、其道に致るのみ。故に草業潤色、相因りて而して、後に天下の禮行はる。

或人疑ふ、中華に典籍の證すべき無し、而今、學敎を以てするは、庶はくは附會に幾からむか。

愚謂へらく、學は授受效習の名なり。既に人物あるときは、則ち未だ嘗て授受效習の義無くんばあらず。謹んで按ずるに、太古の天神宜しく汝往きて循すべしの敎有り。而して二神、之を受け業を傳へ、乃ち唱和の效あり。天孫また神勅を受けて其志を繼ぎ、人皇、床を同じくし、殿を共にして、以て神靈の敎を效習す。愓若として心を小にし、以て如在の誠を存するは、皆な是れ授受效習の義なり。典籍は、史氏その事を記すのみ、何ぞ必ずしも書を讀み簡を執るのみならむや。況んや入鹿が亂に書厄ある

雞卵に時を報ずるを求むるも得べからざるを謂ふ

汗尊云々―飲器の極めて粗末なること

に時夜棟梁の機を備ふ。而も卵仁に向ひて之を求むるは、太だ早計なるは、時勢の然ればなり。卵仁未だ嘗て其機無くんばあらず。蓋し神聖の知や德や、既に太極して含蓄し來る。草昧未だ遠からず、時勢の屯蒙なる、未だ微を發すべからず。皇統連綿の後、人情の恆、事物の感、掩ふべからず。而して品節修飾して、此道致めずといふこと無し。紅藍紅を染めて、線、藍より紅なり、青藍青を染めて、色、藍より青きものは、其染練の久しきに在り。故に穴居野處して、棟宇閣樓に至り、汙尊杯飲して、簠簋罍爵に詑り、結繩鳥跡より科斗篆隸に屆る。皆其初め太だ疎にして、經歴の漸、飾文潤色して、竟に善盡し美盡すに及る也。然らば乃ち大上は素朴以て稱ふ。若し修飾を求むるときは、則ち大早計のみ。

或人疑ふ、後世修飾の禮は、殆んど神聖自然の誠に非ざるか。

愚謂へらく、天地人物は、皆自然當然互ひに相根ざす。蓋し陰陽の積累詎多にして、而して後に這の天地あり、此人物あり。是れ當然の則也。陰は自から降り、陽は自から

附益─附會増益

品節─至誠を以てして直ちに其人の禮を品隲すべしとなり

卯仁云云─

ずるをや。三讓の榜の如きは、皆な附益の弊にして、因りて之を證とするに非ざる也。

或人疑ふ、綏靖帝、其姨、五十鈴依姫を以て、元妃（母の姉妹を姨と曰ふ）と爲たまふと。禮に於て最も畏れつ可けむや。

愚謂へらく、禮は天地の道に本づき、人物の情に從ひ、數世の勢を鑒み、以て其制を節す。故に草昧の始めは、禮の全備、之れを求むべからず。外朝の伏羲、女媧、兄妹にして以て夫婦と爲り、堯舜同姓にして以て婚姻を爲せり。並せ按ずべき也。且つ禮は、必ず一代の制あり、水土の差あり。故に禮は、其至誠を以て之を品節す。外朝の例を以て準ずべからず。

或人疑ふ、神聖の天縱なる、蓋ぞ一擧して萬目を備へずして、後世の修飾を待ちて、而して後に潤色するや。

愚謂へらく、事物の生成は、必ず時あり勢あり、機微の豫め備はる。時勢未だ及ばざれば、則ち著明乘行すべからず。能く時勢と屈伸する者は、神聖なり。凡そ卯仁、既

渾漓—渾は濃なり、漓は薄なり、世俗の厚薄を謂ふ

土に居て云云—周に居て周を逃れ呉に入りて、更に荊蠻に逃るゝが如きを譏る也

神兵と曰ふ。是れ神、物に體して遺さざるなり。後世叨に其虚を傳へ、無稽の言を爲す。皆な記誦の耳を信じて、其本とする所を忘るるなり。竊かに按ずるに、人の壽夭は、必ず世の渾漓に繫る。上古の人は壽多し。人の度量は、必ず地の水土に襲る。中華の人は靈武多し。およそ人皇より崇神帝に逮びて十世、年を歷ること七百年、聖主の壽算、各百歲に向たり。外朝の王は、此の間三十有餘世、泰伯の苗末の如くんば、何ぞ外朝の壽に異ならむや。況んや帝の聖武雄才、果して手を拱して長く視るの屬ならむや。蓋し我が土に居て我が土を忘れ、其國に食ひて其邦を忘れ、其天下に生れて其天下を忘るる者は、猶ほ父母に生れて父母を忘るるがごときのみ。豈に是れ人の道ならむや。唯だ未だ之を知らざるのみに非ず、附會牽合して、我國を以て他國と爲す者は、亂臣なり、賊子なり。朝儀多く外朝の制に襲ることは、亦た必ず此に效ふに非ず、自然の勢なり。且つ外國好みを通じて後、多く留學生ありて、以て外國の事儀を精しうす。故に其美を摘み、其嘉を茹ふ、是れ君子の知なり。況んや彼此同氣の相通

三讓—周に讓り呉に讓り荊蠻に入りたるを謂ふ也、

呉越一葦—呉越日本と海路交通の便あるをいふ

猶ほ桃李の春にして一陽の微を言ふが如し。怪しむこと勿れ。俗學必ず私臆に因り、知らざる所を知れりとす。故に異端蜂起し、微言漸く隱れ、竟に上古の事を以て、空渺の言と爲し、己が眼に見る所を寓し、舊染の泥む所に附く。豈に是れ造化の不測ならむや。

或人疑ふ、中華は呉の泰伯の苗裔なり。故に神廟に三讓を掲げて以て額と爲す。嘗て東山の僧圓月（字は中巖、中正子と號す、剏めて妙喜庵を建つ）日本紀を修し、以て泰伯が後と爲す。朝議協はずして、遂に其書を火く。大概、中華の朝儀は、多く外國の制例に襲ると。否ずや。

愚謂へらく、中華の始め、舊紀に著はす所、疑ふべき無し。而るを呉の泰伯を以て祖と爲る者は、呉越一葦すべきに因る。俗書の虛聲を吠えて、文字の禪、章句の儒、奇を好み空を彫るの致す所なり。夫れ中華の萬邦に精秀なるや、悉く神聖の知德に出づ。故に國を神國と稱し、祚を神位と稱し、器を神器と稱す。其敎を神勅と曰ひ、其兵を

中朝事實附錄

○或疑

或人疑ふ、天地開闢の始め、萬物の化生、太甚だ怪疑すべき有りと。

愚謂へらく、萬物の始め、未だ嘗て化生ならずんばあらず。陽昇りて天と爲り、陰降りて地と爲る。天地既に化生なるをや。夫れ天地の間、往來屈伸息むこと無くして、其交蒸する處、萬物自から生ず。一たび生ずるの後、種類連綿して、以て天下に充塞す。人唯だ連續底を見て、以て氣化無しと爲すは其近きに凭りて、其遠きを忘るる也。土壤の蒸する、必ず菌栭を生ず。水草の腐する、必ず化蟲あり。何ぞ又た蒸腐のみならむや。物各其竈を化す。構精絪縕して以て此人を生ずるも、亦た氣化に非ずや。萬物種を襲ぎ、聯ね來ると雖も、氣に因りて以て化せざるは無し。氣化の說、更に疑ふ可き無し。大凡そ開草の運、萬物の資始、少らく端を玆に造す。今を以て古を揣ることは、

此一編、仁德朝以下、其尤なる者を擧げて、餘は姑らく是を舍く。蓋し三韓來服の後、外朝の典籍相通ず。故に、嘉言善行も、亦た蹈襲の嫌ひ有り況んや異教の太だ熾んなる、神聖の道、竟に雜はりて醇ならず。今往古の神勅を祖述し、人皇の聖教を憲章す。唯だ中華の文物天地と參はり、萬邦の竝び比すべきに非ざるを懸象する而已。

方物―地方に產するところの品物

と爲し、是より始めて靺鞨の號を去る。武藝は祚榮の子、武王と稱す。武藝立ちて朝貢す。武藝死して子、欽茂立つ、文王と稱す。又た上表朝貢す）

以上は功化の極を論ず。謹んで按ずるに、地に內外あり、勢に遠近あり、人に華夷あり。故に治敎の道は、內よりして外に及び、近きを先にして遠きを後にし、華を親しうして夷を柔らぐ。夫れ朝廷の上、國都の內、何ぞ四夷の遠疎に預らんや。然れども、內の和、近の治、華の溢、知の明なるや、德の充つるや、通ぜずと云ふ事無く、感ぜずと云ふ事無き者は、道の精妙也。四夷、千里の險、萬頃の渺を遠しとせずして歸仰投化して、畢く方物を獻ず。其然る事を期せずして然る者は、中華の文明、聖王の治敎、天以て之れを授け、人以て之れに與す。實に過化の極功なり。

二十年秋九月、倭漢直の祖阿知使主、其子、都加使主並びに己が黨類十七縣を率ゐて來歸り。

一書に曰く、輕島豐明の朝に、秦公の祖弓月、百二十縣の民を率ゐて歸化り。漢直の祖阿知使主、十七縣の民を率ゐて來朝す。秦、漢、百濟の內附の民、各萬を以て計ふ。

謹んで按ずるに、遠人の來り化する、此に於て最も盛ん也。秦漢の二氏は外朝の封疆なり。皆來りて之に歸す。況んや三韓の來服をや。故に國々に其人を置き、其郡を立てて、以て之を安んじ之を柔らぐ。其後、吳王朝貢し、渤海の武藝、表を奉りて土宜を獻ず。皆中朝治敎休明の化也。(吳王朝貢は、仁德の五十八年に在り、渤海王。武藝の上表は神龜に在り。渤海は、本、粟末靺鞨の高麗に附する者、姓は大氏也。高麗滅び、衆を率ゐて挹婁の東牟山を保ち、城を築きて以て居る。高麗の逋殘稍く之に歸す。地方五千里、戶十萬戶。唐の睿宗の先天中、使を遣はして渤海郡の王

七物―但馬國出石郡の御出石神社に、此七種の神寶を納めたり

弓月君―秦始皇帝十二世の孫なりと傳へらる

玉一箇、鵜鹿々赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬一具、幷せて七物あり。則ち但馬國に藏めて、常に神物と爲す。

一書に曰はく、初め天日槍、艇に乘りて播磨國に泊まり、宍粟邑に在り。時に天皇、三輪君の祖大友主と、倭直の祖長尾市とを播磨に遣はして、天日槍に問ひて曰く、汝は誰人ぞ、且た何國の人ぞと。天日槍對へて曰く、僕は新羅の國主の子也、然るに日本國に聖皇在すと聞はり、則ち己が國を弟知古に授けて、化歸りと。仍りて八物のものを貢獻る。

謹んで按ずるに、崇神、垂仁、二帝の德化は、外夷に及び、遠人譯を重ねて來朝貢獻す。聖德治敎の餘り、仁風遠揚の至り、其柔懷歸なる哉。

應神帝の十四年、弓月君、百濟より來歸り。因以て奏して曰く、臣、己が國の人夫百二十縣を領ゐて歸化けり、然れども新羅人の拒ぐに因りて、皆な加羅國に留れりと。爰に葛城襲津彦を遣はして之れを召す。十六年、乃ち弓月の人夫を率ゐて來る。

活目天皇―垂仁天皇、御諱は活久入彦命

ち更に還り、道路を知らずして、島々浦々を留連ひつつ、北つ海より廻りて、出雲國を經て此間に至れり、此時、天皇の崩りますに遇へり、便ち留りて活目天皇に仕へて三年に逮りぬと。天皇、都怒我阿羅斯等に問ひて曰く、汝の國に歸らむと欲するかと。對へて諮さく、甚だ望はしと。天皇、阿羅斯等に詔りして曰く、汝、道に迷はずして、必速く詣で到らましかば、先皇に遇ひて仕へまし、是を以て汝の本國の名を改めて、追うて御間城天皇の御名を負りて、便ち汝が國の名に爲よと。仍りて赤織の絹を以て、阿羅斯等に賜ひて、本土に返し遣はす。故れ其國を號づけて彌摩那國と謂ふは、是れ其緣なり。

謹んで按ずるに、是れ外夷投化の始め也。帝、心を小め德を明かにし給ひ、國內漸く謐にして、五穀既に熟し、教化大に行はれ、天下稱して御肇國天皇と謂す。故に外夷も亦た投化す。聖德の隆なること、以て見るべき也。

垂仁帝の三年春三月、新羅の王子、天日槍、來歸り。將て來る物は、羽太玉一箇、足高

浮屠―佛氏に同じ

汙岐―干岐の誤歟

んや。後世その節文を修飾する事、舊記に明かなり。其外朝に一ならざる者は、水土國俗の殊なるに因るのみ。是れ乃ち天地の勢なり。近世浮屠の法を雜へ、大に上古の制を變ず。尤も歎ずべき也。

○化功章

崇神帝の六十五年秋七月、任那國、蘇那曷叱知を遣はして、朝貢らしむ。任那は筑紫國を去ること二千餘里、北のかた海を阻てて以て、雞林の西南に在り。

一書に曰く、崇神の朝に、額に角有ひたる人、一の船に乘り、越國の笥飯浦に泊れり。故れ其處を號けて角鹿と曰ふ。問ひて曰く、何の國の人ぞ。對へて曰く、意富加羅國の王の子、名は都怒我阿羅斯等、亦の名は于斯岐阿利叱智汙岐と曰ふ、傳に、日本國に聖君在すと聞はりて歸る化く、穴門に至る時、其國に人あり、名を伊都々比古といふ、臣に謂りて曰く、吾は則ち是の國の王也、吾を除きて二王あらむや、故れ他處に勿往きそと、然るに臣究其人と爲を見るに、必ず王に非じといふことを知りぬ、卽

七廟―宗廟の制天子は七廟なり、中央に祖廟左に二四六代目、右に三五七代目と坐位す

凡そ祭祀の制、或は民に功あり、或は事に功あり、或は其事物に始祖たり、或は難に當りて患を捍ぎ、或は忠孝を君父に致し、或は其鬼歸する所く無くして厲を爲すは、皆之を祀る。是れ乃ち八十萬神なり。外朝の四方百物、祭らざる事無きが如し。猫虎昆蟲も亦焉に與かる。況んや吾が神國の靈なるをや。或人疑ふ、外朝に七廟あり、而して我が國然らざるは何ぞと。愚謂へらく、天神を郊祀し、内侍所を祭祀するは、是れ乃ち社稷宗廟を祭祀する也。七廟の如きは外朝の禮也。中朝には又中朝の禮あり。況んや神祭の義は、天子自ら其誠を盡し、重臣其事を相け、神官往古の法を守る時は、則ち更に之を擬議す可き無し。或は疑ふ、社稷の祭祀は之を聞く事を得たり、其祖考を祭るが如きは、未之を與かり聞かずと。愚謂ふに、伊弉册尊神退去まして、紀伊國熊野の有馬村に葬る。土俗此神の魂を祭る、是上古祭魂の始め也。天祖高皇産靈尊曰く、吾當に吾孫の爲めに齋ひ奉るべしと。是宗廟を祭祀することを示すの教なり。其祖考を祭るの禮、豈に之に外ぎ

祇園、北野、丹生、貴船、

淫祠—正しき理由なくして祀れる

物あり、神官あり、神地あり、神戸あり。夫禮は祭より大なるは莫し。祭祀の道は、至誠に非ずんば則ち之を致むべからず。至誠の格ること、其道を以てせざる時は、則ち得べからず。凡そ天子より以て庶人に至る迄、祭祀必ず分あり。人君は天下の爲めに福を求め功に報い、天下の鬼神悉く之を御す。故に大にしては天地を祭祀し、親にしては宗廟を饗し、小にしては遍く群神に告し、疎にしては群靈に及ぶ。中朝は神國也、天神地祇を以て皇祖と爲す。天地は宗廟の神也。後世、社稷宗廟を分ちて二となす。鬼神の幽にして、迹の視聽すべき無きも、亦此の社稷を設けて、其の靈を此に萃むる時は、則ち鬼神の精分散れず、祭祀の誠著はるること有り。祭祀また時あり。頻すれば乃ち褻れ、疎んずれば則ち忘る。各其の道を致めて、而して後に如在の實明かなり。否ざれば則ち鬼神何ぞ之を享けむや。享くべからずして焉を祭るは、所謂る淫祀なり。或人疑ふ、中朝は祭る所の神社甚だ多し、殆んど淫祠の謂かと。愚、謂ふに、淫祠は祭るべからずして之を祀る也。

内侍所—温明殿の別稱、賢所とも申す

二十二社—伊勢、石清水、加茂、松尾、平野、稲荷、春日、大原野、石上、大神、大和、廣瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、

謹んで按ずるに、是れ八幡鎮坐の始め也。蓋し外宮、八幡、共に後世の崇敬する所也。朝廷、神官を立てて、以て旦暮の敬を致すことは、唯内侍所に在り。是れ往古の神勅に因りてなり。蓋し天祖は乃ち宗廟なり、天地なり。聖主、内は内侍所の設を嚴にし、外は内宮の鎮坐を仰ぎ、以て社稷宗廟を崇尊す。其の餘は群祀の列に在り。

(以上は八幡の鎮坐)

以上は祭祀の誠を論ず。謹んで按ずるに、延喜式に載する所、中朝大小の神社は、三千一百三十二座あり。其外、石清水、吉田、祇園、北野を、式外の神と號す。後朱雀帝の長暦三年秋八月、二十二社の式を定め、毎歳、神祇官に勅して、以て幣帛を奉らしめ、年穀を祈る。伊勢太神宮、八幡宮、之を宗廟と謂ひ、賀茂、松尾、平野、春日、吉田、大和、龍田等之を社稷と謂ふ。又た祖神の祠は、之を苗裔と謂ふ。蓋し祭祀の禮には、天地を郊祀する有り、宗廟の饗祀あり、國家の常祀あり、内外の群祀あり。而して祭祀の道に、祭告あり、祈禱あり、齋戒の敬あり、奉幣の

に夫れ空しからむや。(以上は内宮の鎭坐)

雄略帝の二十一年丁巳の冬十月、伊勢皇太神、大倭姫命に敎へたまひて、豐受大神を丹波國與佐の眞井原より迎へしむ。大倭姫命、これを奏す。明年戊午の秋九月、勅使を差はして之を迎へ奉る。九月、度會郡山田原の新宮に鎭まり坐す。

一書に曰く、外宮は、傳へ言ふ、天祖天御中主神なりと。皇太神の託宣に、先づ此の神を祭り、先づ此の神を拜せよと。且つ皇孫瓊々杵尊、此の宮の相殿に在す。故に天兒屋根命、太玉命、亦た同じく在る。因りて號けて二所大神宮と曰すと。

謹んで按ずるに、是れ外宮遷坐の始めなり。(以上は外宮の遷坐)

欽明天皇の三十一年の冬、肥後國菱形池の邊の民家の兒、甫めて三歳、神託して曰く、我は是れ人皇第十六代、譽田八幡麻呂なり、諸州神明を垂跡す、今又た此に顯はると。其の後、勅使を差はし、移して豐前國宇佐宮に鎭り坐す。(譽田は本名にして、八幡は神と爲る後、自ら稱したまふ所の者なり)

菱形池—熊本縣植木町の北方、穴八幡神社の境内にありといふ

姫命、天照太神を以て磯城の嚴橿の本に鎭坐せて之を祠る。然して後に神の誨の隨く丁巳の年冬十月甲子の日を取りて、伊勢國渡遇宮に遷しまつる。

謹んで按ずるに、是れ伊勢國內宮鎭坐の始め也。（舊記に云ふ、內宮の號は、內とは宇遲鄕の本名、因りて內宮と稱すと）蓋し神は天下を以て體と爲し、黎元を以て本と爲す。天の覆うて明かに、地の載せて厚き、人物の人物たる、神皆體して遺さず。其の靈を神鏡に移して、以て皇統の化を照し、其の迹を渡遇に垂れ給うて、以て億世の敬を存し、大廟を茅屋にし、粢食を鑿げず、以て令德を示し給ふ。仰げば彌高く、崇むれば彌靈あり。朝廷既に內侍所を置き、天子、旦暮に拜恭して、往古の道を改めず。僧尼を禁じ、梵釋を絕して、聖敎の人倫に在る事を顯はし、懸象著明、其の道の知德にあることを示し給ふ。其の洋々乎として四海に彌綸する、巍々乎として萬物に經緯たる、是れ神の德也。然らば乃ち人倫日用の道を明かにして、五典惟れ秩で、三德惟れ致むるときは、則ち當に猶ほ吾を視るが如くなるべしと。神勅、豈

欽

神地神戸—神領となるべき土地戸口

謹んで按ずるに、是れ群神を祭るの始め也。大社は社稷宗廟の名、國社は郡國の名山大川、其由りて祭る所の神社なり。神地神戸は、神に事ふるの祠官、祭祀を奉ずるの田園なり。國家事ある時は、則ち遍く群神に告げて、以て其の誠を致す、是れ禮の恒なり。(以上は群神を祭る)

垂仁帝の二十五年春三月丁亥の朔丙申、天照太神を豊耜入姫命に離しまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎭め座しむるの處を求めて、菟田の篠幡(篠を此には佐々と云ふ)に詣る。更に還りて近江國に入りて、東のかた美濃を廻りて、伊勢國に到ります。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰はく、是の神風の伊勢國は、則ち常世の浪の重浪の歸する國なり、傍國の可怜國なり、是の國に居らむと欲ふと。故れ、大神の教の隨に、其の祠を伊勢國に立て、因りて齋宮を五十鈴川上に興つ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照太神の始めて天より降ります處なり。

一書に曰く、天皇、倭姫命を以て御杖と爲し、天照太神に貢奉りたまふ。是を以て倭

大社―天社

と能はず。

一書に曰く、崇神帝の六年乙丑秋九月、倭國笠縫邑に磯城神籬を立て、天照太神及び草薙劒を遷し奉り、皇女豐鍬入姫をして齋ひ奉らしめ、更に齋部氏をして、石凝姥神の裔、天目一神の裔の二氏を率ゐ、更に鏡を鑄り劒を造らしめ、以て護りの御璽と爲す。是れ今の踐祚の日に獻ずる所の神璽鏡劒なり。仍りて其の遷し祭るの夕、宮人皆參りて、終夜宴樂す。歌に曰く、

美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾。

(今俗歌に曰く、宮人のおほよそ衣ひさとほし、ゆきの宜しもおほよそごろもと。詞の轉なり)

謹んで按ずるに、是れ別に神籬を建つるの始めなり。神籬は乃ち神社の義、宗廟の制なり。(以上は天地宗廟を祭祀す)

七年冬十一月、別に八十萬神を祭る。仍りて大社國社、及び神地神戸を定む。

郊時―郊野に於て祭場を作りて祭祀する事
澆漓―薄く軽き事

を建て、以て天地鬼神の靈を萃め、其の本に報い、其の遠を追ふ。其の禮の盡せる事然の如し。夫れ人君は神に出づ、而して又神人の主たり。人民社稷の寄あり。故に郊時以て天地宗廟に事へ、以て鬼神を祭る。大臣その禮を司どり、重臣その事を相く。至誠の道此の如し。此を以て天下に臨む時は、則ち人々豈に親を遺れ君を後にするの薄漓あらむや、帝、天下を制して先づ此に及びたまふ。其の聖德の厚きこと至れる哉。

崇神帝の六年、百姓流離ひて、或は背叛くもの有り。其の勢ひ德を以て之れを治め難し。是を以て晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪まうす。是より先き、天照太神、和大國魂の二神、並びに天皇の大殿の內に祭る。然れども其の神の勢を畏れて、共に住み給ふこと安からず。故に天照太神を以て豐鍬入姫命に託け奉り、倭の笠縫邑に祭らせたまひ、仍りて磯堅城の神籬（神籬を此には比莽呂伎と云ふ）を立つ。亦日本大國魂神を以て、渟名城入姫命に託けて祭らしめ給ふ。然るに渟名城入姫命、髮落體瘦て祭ふこ

群望云々―近郊に於ける數多の神神を祭るを謂ふ

璽鏡劍を捧持し、正殿に安き奉り、竝に瓊玉を懸け、其の幣物を陳ね、殿祭祝詞す。次に宮門を祭り、然して後に物部乃ち矛盾を立つ。大伴、來目、仗を建て、門を開き、四方の國を朝せしめ、以て天位の貴きを觀しむ。此の時に當りて、帝と神と、其の際未だ遠からず、殿を同じくし、床を共にし、此を以て常と爲す。故に神物官物、亦た未だ分明あらず。宮内に藏を立てて齋藏と號け、齋部氏をして永に其の職に任ぜしむ。又、天富命をして、供作へまつる諸氏を率ゐて、大幣を造作らしめて訖る。天種子命(天兒屋命の孫)をして、天罪、國罪の事を解除へしむ。所謂る天罪は上既に設け訖んぬ。國罪は國中の人民の犯す所の罪なり。爾乃靈時を鳥見の山中に立て、天富命、幣を陳ね祝詞して、皇天を禋祀りまつる。遍く群望を秩でて以て神祇の恩に答ふ。是を以て中臣、齋部の二氏、俱に祠祀の職を掌り、猿女君氏、神樂の事を供ふ。自餘の諸氏、各其の職あり。

謹んで按ずるに、是れ社稷宗廟を祭祀するの始め也。中州既に平ぎ、先づ社稷宗廟

きを追ふも亦相同じ、祖先に大孝を申ぶる也

るの謂也祭祀の儀は、齋戒を以て之れに交ふ可し。故に天神、詳かに其の禮を勅したまふ也。(以上は宗廟祭祀の義)

神武帝の四年、春二月壬戌の朔甲申、詔して曰く、我が皇祖の靈、天より降り鑒りて、朕が躬を光し助けたまへり、今、諸の虜ども已に平け、海内無事なり、以て天神を郊祀りて用て、大孝を申べ給ふべしと。乃ち靈畤を鳥見の山中に立つ。其の地を號けて上小野榛原、下小野榛原と曰ふ。以て皇祖天神を祭りたまふ。

一書に曰く、神武天皇、皇天二祖の詔に從ひ、神籬を建樹たまふ。所謂高皇産靈、神産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神、(已上は今、御巫の齋き奉る所なり)櫛磐間戸神、豐磐間戸神、(已上は今、御門の巫の齋き奉る所)生島、(是れ大八洲の靈、今、生島巫の齋き奉る所)坐摩、(是れ大宮地の靈、今、坐摩巫の齋き奉る所)日臣命は來目部を帥ゐて宮門を衞護り、其の開闔を掌り、饒速日命は内物部を帥ゐて矛盾を造り備ふ。其の物既に備はりぬるときに、天富命は諸齋部を率ゐて天

法の寛と嚴とに差あるのみ

本に報じ始めに反り—終を愼み遠

あれば、則ち未だ嘗て其の由りて出づる所を念ふこと無くんば非ず。故に遠くは乃ち其の本始を思ひ、近くは乃ち其の父祖を慕ひ、而して祭祀の禮起る。況んや本始の大功あり、父祖の大敎あるをや。既に祭祀の禮ある時は、則ち其の道、之を致めずんば非ず。祭るに必ず時あり、祭るに必ず地あり、祭るに必ず祠部あり、祭るに必ず器用奉物あり、祭るに必ず齋戒あり、祭るに必ず其の事あり。以て其の禮を糺し、以て其の誠を盡す。是祭祀の道なり。祭祀に其の禮を致めざる時は、則ち神之を享くべからず。禮儀その誠を以てせざれば、則ち神焉に格る可らず。禮致まり誠至りて、而して後に祭祀の實を得べし。凡そ人の誠は祭祀より大なるは莫く、祭祀の大は天地に如くは莫し。萬物の生長は天地に歸し、子孫の綿續は祖宗に歸す。是天地祖宗、その本を一にする所以也。蓋し人は萬物の長なり、人君は億兆の長たり。人君は天地を祭祀し、萬類の散氣を合せ咸く諸を天に歸し、本に報じ始に反り、以て其の至誠を盡すことは、祭祀より大なるは莫し。齋とは何ぞ。其の齊はざるを齊ふ

齋庭—祭祀用として齋ひ淨めたる場所

散齋、致齋—共に清潔質直を守り、思慮意念を愼むの義、散と致とは唯其方

が高天原に所御めす齋庭の穗を以て、亦た吾が兒に當御せまつれと。

謹んで按ずるに、是れ宗廟を建て、祖考を祭祀するの禮也。神籬は則ち宗廟なり。寶鏡は乃ち宗廟の主なり。故に齋鏡と曰ふ。夫天祖の靈、物に體して遺さず。然れども宗廟の設け、神主の寄なき時は、汎乎として一定す可らず。故に宗廟以て之を萃め、神主以て之を寄せて、而して後に神人の靈氣相集まり、至誠通ずべく、齋戒致すべし。是れ天祖、因りて神籬を起樹て、以て齋鏡と爲せと勅し給ふ也。夫天子は天地を以て父母と爲す。故に天神地祇を祭祀して、以て其本に報じ、宗廟を建立して、以て其始を貴ぶは、人君の大禮なり。況んや中國の生成は、直に天神地祇に在るをや。(令に曰く、凡そ天皇卽位には、惣て天神地祇を祭り、散齋一月、致齋三日と。義解に云く、天神は、伊勢、山城、鴨、住吉、出雲國造、齋神等の類是れ也、地祇は、大神、大倭、葛木、鴨、出雲、大汝神等の類是れ也、皆常典に依りて之を祭ると) 蓋し人未だ嘗て其の父祖を思ふこと無くんば非ず。既に其の父祖を念ふこと

四月十四日、伊勢神衣祭の事、公事根源等に出づ
令義解―二巻、源准后親房の著

神宮に供へ給ふ。是れ乃ち往古、至誠を以て神に事へたまふの遺則なり。(孟夏季秋に神衣祭あり、伊勢神宮祭と謂ふ、此神服部部等が齋戒潔淸して織り成す也。或人疑ふ、神書に所謂る神衣は、太神の親服なりやと。愚、謂へらく、自服豈に神衣と曰はんや。令義解に云ふ、以て神明に供ふ、故に神衣と曰ふ、是れ神、天神に供するの服を織るなりと。故に素戔嗚尊の惡最も惡む可き也)(以上は天神を祭る)

高皇産靈尊、因りて勅して曰く、吾は則ち天津神籬及び天津磐境を起し樹てて、當に吾孫の爲めに齋ひ奉らん、汝、天兒屋命、太玉命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原中國に降りて、亦吾孫の爲めに齋ひ奉れと。則ち二神をして天忍穗耳尊に陪從ひ、以て降りまさしむ。是の時に天照太神、手に寶鏡を持ちて、天忍穗耳尊に授けたまひて、祝ぎて曰はく、吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を見るがごとく、與に床を同じくし、殿を共にし、以て齋鏡と爲すべしと。復た天兒屋命、太玉命に勅りすらく、惟はくは爾二神、亦た同じく殿内に侍ひて、善く防ぎ護ることを爲せ。又勅して曰く、吾

參河云々―

りて國亡ぶ。然らば乃ち其の要は其の人に在り。兵も亦此の如し。廢興存亡、全く其の人に在り。聖人覇者の名あるに非ざる也。皇統綿々の後、大に其の制を修飾し、崇神帝、一千の兵器を作らしめ給ひ、持統帝、陣法の博士を置きて、天下の民をして之を練習せしめ給ふ。安と雖も更に戰を忘れず。神尙これを戒め、兵器をもて神祇を祭る。（垂仁二十七年、祠官をして、兵器を神幣と爲すを卜へしむるに吉なり、故に弓矢橫刀を以て之を祭る）其の由りて來る所、渾厚なる哉。

○祭祀章

天照太神、方に神衣を織りたまうて、齋服殿に居たまふ。

謹んで按ずるに、是れ天神を祭祀し給ふの義なり。祭祀の說無しと雖も、旣に神衣と曰ひ、齋服殿と曰ふときは、則ち神自ら之を織りて、以て神明に供へたまふ也。大神の靈、親ら其の機功を營み、天神に事へ給ふ。其の至誠、竊かに按ずべき也。朝廷終に神衣祭あり、參河の赤引の神調の糸を以て、神衣を織り作して、以て伊勢の大

乃ち武乃ち文—虞書の大禹謨に、益曰く、都、帝德廣く運る、乃ち聖乃ち神、乃ち武、乃ち文

師靈—今、大和國石上神社に祀れる靈劍の名

の威あり。陽は其元を陰に交ふ。故に水は嫋々の柔あり。天、五材を生じ、民竝びに之を用ふ。一を廢するも不可也、誰か能く兵を去らんや。乃ち武、乃ち文は、堯の德を贊する也。聖武を以て湯を稱し、武功を以て文王を歌ひ、神武不殺を以て周易を贊し、禮樂征伐竝び言ふは、孔夫子の聖戒也。國家常に武備と文教とを以て竝び行ひ、事に先ちて之れが備を爲し、事無くして之れが防を爲すは、暴亂を將に萌さむとするに遏め、治安を長久に護る所以なり。外國の聖主、未嘗て文武を左右にせずんば非ず。況んや中國は、其興る所瓊矛に在り。而して天神以て天征して、天孫に賜ふに寶劍を以てするをや。況んや神武帝の東征する、天賜ふに師靈（師靈を此には赴屠能彌哆磨と云ふ）を以てす。其武威の及ぶ所、服せざる所無きをや。故に中華の武は、四海の廣き、宇内の區なるも、遂に之を議すかべらず。武の德は惟れ神にして、文の教は惟れ聖也。陰陽生殺の機妙を函み、仁義生成の化を致す。夫れ仁義は人の道にして、或は之を用ひて師敗れ、或は之に因

征伐—往きて不正を正すを征とし、罪あるを討するを伐とす

以て廢るる所以也。豈に是れ兵の罪ならんや。蓋し神代の兵武や、惟れ神に惟れ聖にして、而して天討なり、天兵なり。其の將帥軍伍も、皆靈神なり。然も猶ほ其の道を存し、其の禮を備へ、而も其の大事を示す。以て鑑む可き也。凡そ內に好惡の情ありて、以て外に其狀を興し、耳目視聽し、手足防護し、筋骨剛中し、爪齒把嚙するは、人の天險也。君子以て內は宮禁の衞を備へ、外は國郡の護を固うし、四邊の藩を密にし、士卒を練り、兵器を利し、將帥を選み、陣營を制し、戰策を審かにし、常に盜賊の機を戒め、威武の嚴を奮ふ。是不虞を警め、文德を昭かにする所以也。夫れ征は、其の不正を正す也、彼正しからざれば、輙ち師を興して之を侵伐す。士卒罪なくして死地に入る。故に征伐は人君の大權なり。豈に之を容易にし、之を窺覦せんや。而かも之を遠ざけ、之を疎んずる時は、乃ち國勢日に衰へて、天下大に弱し、是れ大事たる所以なり。或人疑ふ、兵は覇主の業にして、聖人の道に非ずと。愚、謂へらく、陰は其根を陽に萌す、故に火は以て烈々

橘也、田道間守帝命を奉じて求め歸りしが帝旣に崩後なりしかば、二分して一を大后に上り一を陵前に捧げて哭死せり

倭寇―南北朝の頃より戰國時代に至る迄、我國人の明韓の沿海を劫掠せし者を謂ふ

五行―木火土金水

功を若櫻朝に成せる也。皇后、又軍師を發し、以て比自㶱、南加羅、喙國、安羅、多羅、卓淳、加羅の七國を平定し、南蠻を屠りて以て百濟に賜ひ、處々に日本府を置きて、以て政令を布き給ふ。中國の武德、此に至りて大に盛ん也。吁、中朝の文物、更に外朝に愧ぢず。其の威武の如きは、外朝も亦比倫すべからず。故に外朝の海防は唯倭寇のみに要す。倭寇とは何ぞ。西州の邊民、彼を虜掠する也。官兵の寇するに非ず。而して其の膽を落し股を戰はしむること然り。明朝の太祖、三度使を我が國に遣はし、疆に寇するの禁を請ひ、好を修めんと欲して眷々たり。終には祖訓を垂れ、倭と絕つを以て其の一と爲す。是れ其の威武の餘風を恐るれば也。(以上は西戎を征す)

以上、武義の德を論ず。謹んで按ずるに、五行に金あり、七情に怒あり。陰陽相對し、好惡相並ぶ。是乃ち武の用亦大ならずや。然れども之を用ふるに其道を以てせざる時は、則ち害は人物に及びて、而して終に自ら燒く。聖人は以て興り、亂人は

不庭—王庭に來朝せざる意、不順

香菓—今の

年來朝して貢を奉り、正曆を朝廷に受け、政事を我が國に問ふ。四國來りて池を作り、(應神七年秋九月、高麗、百濟、新羅、任那、來朝す、時に武内に命じて諸韓人等を領て池を作らしむ。因て以て池を名づけて韓人池と號ふ)其柔懷を示し、子弟を質し、博士を貢して、以て款誠を叩く。間不庭の罪あれば、將帥を發して之を討す。百濟、王を殺して以て其無禮を謝し、酒君を鐵鎖して以て其虜を獻ず。(應神四年、百濟の辰斯王無禮也、國中之を殺して謝す、酒君が事は仁德の四十一年に在り)狹手彥、高麗を討ちて王宮に入り、珍寶を獲て以て其捷を奏す。(欽明二十一年に在り)或は高麗、鐵盾及び的を獻じて、盾人が技に栗き、(仁德の十二に在り)或は表章を慢りて羽表を奉り、禮を抗げ知を索りて、以て責察を受く。(高麗の表狀の無禮なる事は、應神二十八年に在り、烏羽の表を奉る事、敏達元年に在り)故に西戎其武德を懼れ、其雄才に服し、悉く我が屬國たり。蓋し垂仁帝、既に田道間守に命じて、常世國に遣はして、香菓を求めしむ。然らば乃ち此時西戎を併呑するの機ありて、以て其

鞆ー射時左腕に懸けて弓返りを防ぐ物

羅繡絹を賫し、八十艘船に載れて、官軍に從はしむ、是を以て新羅王、常に八十艘の調を以て、日本國に貢るは、其れ是の緣也。是に於て高麗、百濟、二國の王も、新羅、圖籍を收めて日本國に降りぬと聞き、密かに其の軍勢を伺はしむ。則ち勝つまじきことを知りて、自ら營の外に來りて、叩頭て歎きて曰く、今より以後、永く西蕃國と稱ひつつ朝貢を絶たじと。故れ因て以て內官家を定む。皇后、新羅より還り給ふ。

謹んで按ずるに、是れ西戎征伐の始なり。仲哀帝の朝に、住吉大神、西戎の外夷を以て之れに賜ふ。帝、信ぜずして早く崩れたまふ。皇后、志を繼ぎ事を述べ給うて、刃に血らずして、高麗、新羅、百濟、皆從服し、三韓は官家の藩屛と爲りぬ。應神帝、生れながら聖武の形を備へ給ひ、(產れますときに宍腕上に生ひたり、其の形鞆の如し、故に其名を稱して譽田天皇と謂す、上古の俗に、鞆を號して褒武多と曰ふ)八幡と諡し奉り、天下の武神と爲し、其祭祀を以て之れに事へまつること、猶ほ伊勢御神の如し。武家殊に之れを崇敬す。憶、靈德盛んなる哉。是れより三韓每

阿利那禮河—今の鴨綠江

兵を擧げて以て拒ぐべけむやと。卽ち素旌あげて自服ひぬ。素組して面ら縛はれ、圖籍を封めて王船の前に降りて、因以て叩頭て曰く、今より以後、長く乾坤と伏ひて飼部と爲り、船の柂を乾さずして、春秋、馬の梳及び馬の鞭を獻らむ、復海遠に煩かずして、年毎に男女の調を貢らむと。則ち重ねて誓ひて曰く、東に出づる日、更に西より出で、且た阿利那禮河の返りて以て逆まに流れ、及び河石昇りて星辰に爲るを除き、殊に春秋の朝を闕き、忍びて梳鞭の貢を廢めば、天神地祇、共に討ひ給へと申す。時に或人の曰く、新羅王を誅さむと欲すと。是に於て皇后曰はく、初め神の敎を承はりて、將に金銀の國を授りぬと。又三軍に號令して曰く、自服はんをば勿殺しそ、今既に財の國を獲つ、又人自降ひ服ひぬ、之を殺すは不祥と宣ひて、卽ち其縛を解きて飼部と爲し、遂に其國中に入りまして、重寶の府庫を封めて、圖籍の文書を收む。卽ち皇后の杖ける矛を以て、新羅王の門に樹て、後葉の印とし給ふ。故れ其矛、今猶新羅王の門に樹てり。爰に新羅王、波沙寐錦、卽ち微叱己知、波珍干岐を以て質として、仍りて金銀彩色及び綾

飛廉、陽侯―飛廉は風伯、陽侯は海神、共に呂氏春秋に出づ

乃今―既にしての義

旌旗錯ひ亂るる時は、則ち士卒整はず、財を貪りて多く欲して、私を懷ひて内に顧みば、必ず敵の爲めに虜れなむ、其敵少くとも勿輕りそ、敵強くとも無屈そ、則ち奸し暴がむをば勿聽しそ、自からに服はむをば勿殺しそ、遂に戰勝たば必ず賞あらむ、背走ば自ら罪あらむと。冬十月己亥の朔辛丑、和珥津より發ち給ふ。時に飛廉、風を起し、陽侯、浪を擧げ、海中の大魚、悉く船を挾み、則ち大なる風、順風に吹きて、帆舶、波のまに〳〵、艫、檝を勞らはずして、便ち新羅に到ります。時に隨船潮浪、國中に遠ち逮ぶ。卽ち知る天神地祇の悉くに助け給ふか、新羅王、是に於て戰々栗々きて、厝身無所。則ち諸人を集へて曰く、新羅の國を建てしより以來、未だ嘗て海水の國に淩る事を聞かず、若しくは天運盡きて、國、海と爲らむかと。是の言未だ訖らざる間に、船師海に滿ちて、旌旗、日に輝き、鼓、吹、聲を起てて、山川悉く振ふ。新羅王、遙かに望みて以爲らく、非常の兵、將に己が國を滅さむとすと。讋ぢて失志ひす。乃今、醒めて曰く、吾聞く東に神國あり、日本と謂ふ、亦聖王あり、天皇といふと、必ず其國の神兵ならむ、豈に

住吉の大神の教—香椎の宮にて、仲哀帝の神託を受けたまひし事前に出せり

て、其の命を夭したまふことや。(以上は東夷を征す)

神功帝、住吉大神の教に因りて、便ち結分髮げたまうて髻となし、因りて以て群臣に謂りて曰く、夫れ師を興し衆を動かすは、國の大事なり、安きと危きと成ると敗ると、必ず斯に在り、今征伐とところあり、事を以て群臣に付く、若し事成らずば、罪、群臣に在らむ、是れ甚だ傷きことなり、吾れ婦女にして加た不肖し、然れば暫く男の貌を假りて、強ちに雄々しき畧を起し、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助に藉りて、兵甲を振して、嶮き浪を渡り、艫船を整へて以て財の土を求め、若し事就らば、群臣共に功あり、事就らずば、吾れ獨り罪あらん、既に此の意を有てれば、其れ共に議へと。群臣、皆な曰さく、皇后、天下の爲めに、宗廟社稷を安くせん所以を計ります、且つ罪、臣下に及ぼしたまはず、頓首みて詔を奉けまつると。秋九月庚午の朔己卯、諸國に令して船舶を集め兵甲を練る。時に軍卒自から集ひぬ。爰に吉日を卜へて、臨發たまはむとする事日あり。時に皇后、親ら斧鉞を執り給ひて、三軍に令して曰はく、金鼓節無く、

現人神—現世に於て假に人形を現せる神、天皇を申す

小碓王—日本武尊の幼名

るに遙かに王船を視て、豫め其の威勢に怖ぢて、而して心の裏に勝ちたてまつるまじき事を知りて、悉く弓矢を捨てて、望み拜みて曰さく、仰ぎて君が容を視れば、人倫に秀れ給へり、神の若きか、姓名を知はらむと。王、對へて曰はく、吾は是れ現人神の子なりと。是に於て蝦夷等、悉く慄まりて、則ち裳を褰げ浪を披けて、自ら王船を扶けて岸に着きぬ。仍ち面ら縛はれて服罪ふ、故に其の罪を免したまふ。因りて其首帥を俘にして從身らしめ、蝦夷既に平ぎぬ。

謹んで按ずるに、是東夷征伐の始め也。是より蝦夷朝貢して怠らず、教化大に東方に行はれ、綿々として以て今日に至る。武内宿禰の機を知るや、日本武尊の雄武なるや、神劒の發威なるや、靈鏡の明光なるや、殆んど武徳の盛なる也。故に帝、終に其の功名を錄し、以て武部を定め、諸を後世に示し給ふに至る。凡そ小碓王の兵を用ふるや、西に東に、向ふ所寇なく、王に勤めて息むこと無し。此の時、邊鄙の反人悉く平ぎ、夷賊從服し、四海大に寧し、皆な是れ王の功也。惜い哉、瘴の害し

能く鼎を扛ぐと傳へらる

西を征け云々―帝の廿七年、皇子御歳僅に十六歳熊襲を平定したまへり

則ち神人なることを、是れ寔に、天の、朕不叡く、且た國の不平たるを愍しみたまひて、天業を經綸め、宗廟を絶たざらしめたまふか、亦た此の天下は、則ち汝の天下なり、是の位は則ち汝の位なり、願くは深く謀り遠く慮ひて、姦を探り變を伺ひて、これに示すに威を以てし、之を懷くるに德を以てし、兵甲を煩はさずして、自から臣隷はしめよ、卽ち言を巧みて以て暴ぶる神を調へ、武を振ひて以て姦鬼を攘へと。是に於て日本武尊、乃ち斧鉞を受け賜はり、再拜みて奏して曰く、嘗て西を征けし年、皇靈の威に賴り、三尺劒を提げて熊襲國を撃ち、未だ浹辰も經ずして、賊首、罪に伏しぬ、今亦た神祇の靈に賴り、天皇の威を借りて、往きて其境に臨みて、示すに德敎を以てせむに、猶ほ服はざること有らば、卽ち兵を擧げて撃たむと。仍りて重ねて再拜みまつる。冬十月壬子の朔癸丑、日本武尊、發路たまふ。爰に日本武尊、則ち上總より移りて陸奧國に入る。時に大なる鏡を王船を懸けて、海路より葦浦に廻り、横に玉浦を渡りて蝦夷の境に至る。蝦夷の賊首、島津神、國津神等、竹水門に屯みて距がむと欲す。然

未詳

識性―其人と爲りと云ふに同じ

身體長大く―小碓尊身長一丈、力

けて、人となり勇み悍し、是を總べて蝦夷と曰ふ、亦た土地沃壤て曠し、撃ちて取りつべき也と。四十年夏六月、東夷多く叛きて、邊境騷ぎ動む。秋七月癸未の朔戊戌、天皇、斧鉞を持りて、以て日本武尊に授けて曰はく、朕聞く、其の東夷は識性暴く強く、凌ぎ犯すことを宗とす、村に長なく、邑に首なし、各封堺を貪りて竝びに相盜略む、亦た山に邪神あり、郊に姦鬼あり、衢に遮り徑に塞がりて、各人を苦しましむ、其の東夷の中に、蝦夷これ尤も強し、男女交り居て、父子別なく、冬は則ち穴に宿、夏は則ち樔に住み、毛を衣き血を飲みて、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草を行ること走獸の如し、恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ、是を以て箭を頭髻に藏め、刀を衣中に佩けり、或は黨類を聚へて邊界を犯し、或は農桑どきを伺ひて以て人民を略む、撃てば草に隱れ、追へば山に入る、故れ往古より以來、未だ王化に染はず、今、朕、汝の人と爲りを察るに、身體長大く、容貌端正し、力能く鼎を扛げ、猛きこと雷電の如く、向ふ所前なく、攻むる所必ず勝つ、卽ち知りぬ、形は則ち我が子にして、實は

日高見國—

城の國造と爲す。又、頭八咫烏も亦た賞の例に入る。其苗裔は卽ち葛野主殿縣主部是れなり。

謹んで按ずるに、功を定め賞を行ふは、軍國の盛事なり。賞其功に當らざれば、則ち禮明かならず。功無くして賞ある時は、則ち小人進んで佞奸行はる。故に賞を行ふこと必ず其功を定むるに在り。今、大君命あり、國を開き業を建つ。其時最も畏るべし。是に於て賞其禮を踰えず、而して功臣全を保ち、國家安靖なり。蓋し賞罰は、人君の大柄なり。更に之を忽せにすべからず。金帛器物、祿位、土地の與奪、其選を精しうせざる時は、則ち其實を得ず。功を定め賞を行ふの一句、萬世賞を行ふの模格なり。(以上は賞を行ふの格)

景行帝の二十五年、秋七月庚辰の朔壬午、武内宿禰を遣はして、北陸及び東方諸國の地形、且た百姓の消息を察しむ。二十七年春二月辛丑の朔壬子、武内宿禰東國より還りまゐきて奏言さく、東夷の中に日高見國あり、其國人、男女並びに結を推げ、身を文

外は汝之を定めよと命ずる故事
將に將たり｜韓信が漢高祖に對へて、臣は能く兵に將たり、陛下は實に將に將たりと曰へる語に出づ

して安き事常に安からず。一人齟齬杌隉あれば、卽ち危に轉ず。人君、無事の日、人才彙進の時に於て、其器を備へて以て急難に備へ、天寵の優を隆にし、懷綏の德を布かしむる時は、則ち凡そ事成らずと云ふ事無き也。將に、兵に將たり、將に將たり、將相兼ね任ずる事有り、知信仁勇忠あり、禮將、嚴將あり。然して其本は知仁勇の三に在り。若し兵を擧げて不逞を討ずるが若き、其選將を精しうせざる時は、則ち自ら傾覆を招きて、以て三軍を鏖にす。古來其任を重んずること、亦宜ならずや。（以上は節度を賜ふ）

神武帝の卽位二年の春甲辰の朔乙巳、天皇、功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂邑に居らしめ、以て異に寵みたまふ。亦た大來目をして畝傍山の以西の川邊の地に居らしむ。今、來目邑と號くるは此れ其の緣なり。珍彥（珍彥此には于砮毗故と云ふ）を以て倭國造と爲し、又た弟猾に猛田邑を賜ふ。因りて猛田縣主と爲す。是れ菟田の主水部が遠祖なり。弟磯城名は黑速を磯城縣主と爲す。復た劒根といふ者を以て葛

ずや事に臨んで懼れ、謀を好んで成さん者なり

節刀—して與ふる刀也、古は軍將必ず之を君主に受けたり

閫外の寄—將軍の出征に當り、閫内は朕之を制せん、閫

たる、必ずしも攻戰を以てせず。折衝敵を屈する智を要し、誠信撫教の實を本とす。其任重し、其選豈に得易からむや。道臣命は殆んど其斯か。上に神武の聖有し、下に賢才の應ずるあり。是れ區宇を制し、弘業を弘むること、利ならざる所無く、成らざる所無き所以なり。（以上は將帥を選ぶ）

高皇產靈尊、天稚彥に天鹿兒弓及び天の羽羽矢を賜うて、以て之を遣はす。

謹んで按ずるに、是れ天神、將に節刀を授け給ふの義なり。人皇に及んで、景行帝、鈇鉞を以て日本武尊に授けたまふ。是より連綿修飾して、立將の禮あり。凡そ節度は其信を示す所以也。斧鉞は刑戮を專らにする所以なり。軍旅の制は以て私すべからず、人臣又專ら制するの義無し。故に風聲を四方に樹て、天表を懾む所に著はす。將帥一度閫外の寄を受け、時中の宜に適ふ。是に於て三軍の任は此に歸し、其倚付を二三にする事無し。蓋し將相は天下の師なり。其才、其德、竝び行はれざる時は、則ち其實を得ず。天下安き時は意を相に注ぎ、天下危き時は意を將に注ぐ。然

彦、次に此
二神

謀を好む—
論語に、必

て、天孫臨降り給ひ、以て萬億世の皇系を開きたまふ。其武威、吁、愁めたる哉、懿なる哉矣。大巳貴の奉れる廣矛も亦靈器なり。凡そ兵は律を以て興し、策を以て立ち、器械を以て用と爲す。兵武の字皆其器を以てす。況んや中國は初めより瓊矛あり、以て此の洲を成し、天神、寶劒を以て神器に備ふるをや。宜なる哉、二神の刃に血らざるの勳あること。

神武帝の東征に、大伴氏の遠祖日臣命は、大來目の督將元戎を帥ゐて、山を蹈み行を啓きぬ。

先人の曰く、神武天皇東征の日、物部氏の祖道臣命、軍帥と爲ると。(物部氏は恐らくは誤か、大伴氏なり。道臣命は、乃ち日臣命の名なり)

謹んで按ずるに、是人皇、將を選ぶの始め也。蓋し將は、才以て物を將ゐるに足るの稱、帥は智以て人を帥ゐるの名也。危急草屯の時、其用最も將帥に在り。滔々たる武夫も、謀を好み機を挫くの精に非ずんば、未其任に中らず。故に將帥の用

三度―初に天穗日命、次に天稚

(以上は神聖の武)

高皇産靈尊、更に諸神を會へて、當に葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。僉な曰く、磐裂根裂神の子磐筒男、磐筒女の生ませる子、經津主神是れ佳けむと。時に天石窟に住む神、稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子熯速日神、熯速日神の子武甕槌神あり。此の神、進みて曰く、豈に唯だ經津主神のみ獨り丈夫にして、吾は丈夫に非ずやと。其の辭氣慷慨し。故れ以て卽ち經津主神に配へて、葦原中國を平けしむ云々。故れ大巳貴神、乃ち國を平けし時に杖りし廣矛を以て、二神に授けたてまつりて曰く、吾れ此の矛を以て、卒に功を治せること有り、天孫若し此の矛を用て國を治めたまはば、必ず平安くましまさむと。

謹んで按ずるに、是れ天神、將を選び給ふの義なり。蓋し兵を用ふる要は、一に軍將に在り。將は軍の司命、勝敗の源なり。天神三度群臣を會へて、以て此の二將を得、終に其の功を遂げ給ふ。選ぶ所、任ずる所、共に其の道を得たり。二神平順し

井光—古事記に、生レ尾人自レ井出來、其井有レ光、爾問ニ汝者誰一也、答ニ曰僕者國神、名井氷鹿一

將偏師の選任、備はらずと云ふ事無し。故に井光が尾ありしも、土蜘蛛の手足の長きも、其術を著はす事能はず。況んや長髓彦が愎恨れる、菟田の兄猾が逆謀も、竟に戮殺せられて、而して區宇安定し、中洲初めて平らぐ。其策、其兵、皆神に出づ、神は乃ち天也。天以て之れに授け、人以て之れに與す。是れ帝を神武と爲す所以也。或は疑ふ、天授け人與し、神武にして殺さざる者は、聖人の兵なり。然らば乃ち何ぞ此許多の誅戮あるやと。愚、謂へらく、草昧の間、草木咸く言ふ、邪鬼蠅の聲を爲し、各自ら封境を建て、其の有を占む。神兵に非ざれば、終に速成の功を得べからず。流るる血は踝を沒れ、屍を僵し、臂を枕とする者は、會戰誅殺の制也。桀が犬は堯に吠ゆ。何の時か黨奸の賊徒無からむ。況んや屯蒙をや。其神兵に死する者は、天の之を討ずる所也。其他は民を易へずして以て之を治む。東征六年の間、其兵を鳴らす事、僅かに一年(戊午の年春二月より己未の年春二月に至る)而して中國風塵を絕しぬ。神武不殺の大兵、天授け人與するの至德、併せ考ふべき也。

裝を備へて、以て前驅して其の愼む所に敵す。威武の道、設けて怠らざるは、終を克くするの戒なり。況んや天孫の初めて天降りたまふをや。

神武帝の甲寅冬十月丁巳の朔辛酉、天皇、親ら諸皇子舟師を帥ゐて東を征ちたまふ。戊午の年春二月丁酉の朔丁未、皇師遂に東し、舳艫相接げり。方に難波の碕に到りたまふ。夏四月丙申の朔甲辰、皇師、兵を勒へて、歩より龍田に趣く。而るに其の路狹く嶮しうして、人竝行くことを得ず。乃ち還りて更に東のかた膽駒山を踰えて、中洲に入らむと欲す。時に長髓彦聞きて曰く、夫れ天神の子等の來す所以は、必ず我が國を奪はむとすと云ひて、則ち盡く屬へる兵を起して、孔舍衞坂に徼りて之と會戰ふ。

謹んで按ずるに、是人皇東征して中洲を定め給ふの武威なり。舟師あり、歩兵あり、會戰あり、神策あり、神瑞あり、凱歌あり、祭齋あり。戰勝ちて戒を存し、以て營を別處に徙し給ふ。聊か以て御謠を爲し、將卒の勞を慰めたまひ、士卒を練り、誠信を示し、功を六年に建て給ふ。其兵律の制、神謀の略、陣營器械の用法、元

凡そ事豫すれば則ち立つ

眞床覆衾―前出皇統章參看

八目鳴鏑―穴の多くある鳴鏑の稱、八は多數の義

則ち安し。備無き時は則ち敗る。天下の事物皆然り。況んや兵の用たる、必ず不虞に有り、不意に有り。故に遠く慮り深く思うて、以て武備を裝ふ時は、則ち難に臨みて患なし。素盞嗚尊は、神の弟にして、而も其の武德を嚴にして之を責めたまふ者は、其の無狀を以て天に臨み給はば、八洲これが爲めに泯滅し、黎元これが爲めに沈淪せん事を思したまへばなり。而して武威を裝ひて其機を懲らしたまふこと、最も畏るべきなり。

高皇產靈尊、眞床覆衾を以て、天津彥國光彥火瓊々杵尊に裹せまつり、則ち天磐戸を引き開け、天八重雲を排し分け、以て降し奉る。時に大伴連の遠祖天忍日命は、來目部の遠祖天槵津大來目を帥ゐて、背には天磐靫を負ひ、臂に稜威高鞆を著き、手には天梔弓、天羽々矢を捉り、及び八目鳴鏑を持り副へ、又た頭槌劒を帶きて、天孫の前に立たして、遊行き降來りたまふ。

謹んで按ずるに、草昧の際、非常の戒、之を忽せにすべからず。故に天忍日命は軍

ろ物
稜威の嘖讓
—嘖讓は責
め讓むる
也、稜威は
畏るべき威
光を謂ふ

一書に曰く、日神、本より素戔嗚尊の武健くして物を陵ぐ意ある事を知しめせり。其上り至るに及びて、便ち謂ほさく、弟の來ませる所以は、是れ善き意にあらじ、必ず當に我が天原を奪はむと。乃ち大丈夫の武き備を設け給ふ。躬には十握劍、九握劍、八握劍を帶き、又背上に靫を負ひ、又た臂には稜威高鞆を著き、手に弓箭を握り、親ら迎へて防禦ぎたまふ。

一書に曰く、天照太神、弟の惡心あるを疑ひたまうて、兵を起して詰り問ひたまひき。

一書に曰く、日神の曰く、吾が弟の上り來ます所以は、復好き意にあらじ、必ず我が國を奪はむと欲するか、吾れ婦女なりと雖も、何ぞ避くべけんやと。乃ち躬ら武き備を裝ふと云々。

謹んで按ずるに、是れ日神、武備を裝ひ兵を起し給ふの義なり。日神の聖靈なる、天下誰か之に敵せむ。而して猶大丈夫の備を設けて以て防禦したまふ。是れ戒を萬世に垂れ、備を未然に設けしむるの謂ひ也。蓋し備は豫め爲すの義なり。備ある時は

各其の境—大神は天上、素尊は根國

千箭—千本の箭なりと釋日本紀には解せり

高鞆—高は一に竹に作る高大の鞆也、射の時腕上に着く

素盞嗚尊、天に昇ります時に、溟渤、以て鼓ろに盪ひ、山岳爲に鳴り呴えき。此れ則ち神性雄健が之を然らしむるなり。天照太神、素より其の神の暴く惡きことを知しめせば、詣來るの狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚きたまひて曰く、吾が弟尊の來ること、豈に善き意を以てせむや、謂ふに國を奪はむとする志ありてか、夫れ父母、旣に諸子に任せたまひて、各其の境を有たしむ、如何にぞ就くべき國を棄て置きて、敢て此の處を窺窬ふやと。乃ち髮を結げて髻に爲し、裳をひき縛ひて袴に爲し、便ち八坂瓊之五百箇御統（御統を此には美須磨屢と云ふ）を以て、其の髻、鬘、及び腕に纏ひ、又、背に千箭（千箭を此には知能梨と云ふ）之靫と五百箭之靫とを負ひ、臂には稜威（稜威を此には伊都と云ふ）之高鞆を著き、弓彇を振り起て、劍柄をとり握り、堅庭を踏みて、股にふみ陷し、沫雪の若くに以て蹴ゑ散らかし（蹴散を此には俱穢簸邏々箇須と云ふ）稜威の雄誥（雄誥を此には烏多稽眉と云ふ）を奮はし、稜威の嘖讓（嘖讓を此には舉盧毗と云ふ）を發して、徑に詰り問ひたまひき。

て磤馭盧島と曰ふ。

一書に曰く、天神、伊弉諾尊、伊弉册尊に謂りて曰はく、豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜しく汝往きて循すべしと、則ち天瓊矛を賜ふ。是に二神天上浮橋に立たし、戈を投しおろして地を求め、因りて滄海を畫きなして之を引き擧ぐる時に、卽ち戈の鋒より垂落る潮、結りて島と爲る。名けて磤馭盧島と曰ふ。

一書に曰く、豐葦原千五百秋之瑞穗國は、大八洲未生らざる以前、已に其の名あり、名字ありと雖も、形相無し。强ひて其の形を字にして、天瓊矛と爲す者也。大八洲國は、卽ち瓊矛の成れる所なり。

謹んで按ずるに、大八洲の成ること、天瓊矛に出でて、其形、乃ち瓊矛に似たり。故に細矛千足國と號く。宜なる哉、中國の雄武なるや。凡そ開闢より以來、神器靈物甚だ多くして、而して天瓊矛を以て初と爲すは、是乃ち武德を尊んで、以て雄義を表するなり。

刑賞措いて用ひず—人人至德の化を受けて無爲にして治まれば也

十六相を擧げ云々—十六相は所謂才子八元八愷なり、四凶は渾敦窮奇檮杌饕餮なり

の實を得ざる也。或人疑ふ、明聖の君は、刑賞措いて用ひずと、然らば則ち刑賞は衰世の政かと。愚、謂へらく、明聖の君は、賞刑を審にして惑はず。故に諸を明聖と稱す。凡そ登用黜退は、君子小人を擧措するの道也。既に人ある時は則ち喜怒好惡あり。既に君臣ある時は則ち慶賞刑罰あり。何ぞ唯人のみならむや。天地に春生秋殺あり、以て萬物を一齊するをや。外朝唐虞の盛なる、十六相を擧げ、四凶を措てて、大功二十にして、天子と爲る。其天命天討といふ是也。知らず、唐虞の外に亦聖明の君ありや。然らば乃ち賞罰の省は、治教の要たる所以に非ざらんや。

○武德章

伊弉諾尊、伊弉册尊、天浮橋の上に立して、共に計らひて曰く、底つ下に豈に國無からんやと宣ひて、則ち天瓊（瓊は玉なり此には努と曰ふ）矛を以て、指下して探りまししかば、是に滄溟を獲き。其の矛の鋒より滴瀝るの潮、凝りて一の島と成れり。名づけ

を詳に考査する也

其の中其の孚—中孚は易の卦名、中は不偏不倚、孚は至誠

準的—標準とする點

歴代聖主の明戒なり。人一度死すれば生きず。身一たび黥すれば復らず。事一たび謬てば、則ち千たび悔ゆるも亦補はれず。故に至誠を以て焉に臨み、至明を以て之を致めて、而して其中其の孚を得べき也。(以上は罰を行ふ義)

以上は賞罰の省を公にす。謹んで按ずるに、賞する時は則ち勸み、罰する時は則ち懲るは、情の恆なり。神聖その人情に因りて、以て政を制して其道を正しうす。是れ刑賞の大柄たる所以なり。凡そ賞罰の道は、極を其初めに建て、效をその後に省るに在り。其制、初めに明かならざる時は、則ち人その準的を守ることを知らず。其效、後に糺さざる時は、則ち人その終を克すること能はず。法の明なるや、猶久しき時は則ち怠り、緩なる時は則ち褻る。故に巡守巡察の省あり、以て其の政を陟黜して、芳臭を其の時に著はす。是れ治平の大權なり。唯人の歡を欲し、人の畏を欲して、而して數賞刑し、一人の喜怒を私し、一時の好惡を逞しうし、天下の公を以てせざる時は、則ち人之に狎れ、之を輕んじて、賞刑、勸懲

罪を贖ふ—金錢物品等を以て自己の罪を贖ひ刑罰を免るる事

詳讞—讞は訴へなり、訴訟の是非

からざる也。（以上は尊號の體）

諸神、罪過を素盞嗚尊に歸せ、科するに千座置戸を以てして、遂に促め徵る。髮を拔かしむるに至りて、以て其の罪を贖ふ。亦た曰く、其の手足の爪を拔きて之を贖ふ。已にして竟に降焉に逐焉き。

謹んで按ずるに、是刑罪贖流を行ふの始め也。凡そ刑は、衆以て之を惡み、事以て衆に涉る。其の著きこと掩ふべからず。而して後に之を察して其罰を行ふ。尊の無狀なる、六合常闇に至る。其繫る所最も博大なり。故に衆議して之が刑を行ひ、又その科を贖ふ。刑罪の公と謂つ可し。是より人皇に至りて、刑法大に定まり、律令周く施し、天下悉く刑の懲る可きを知る。蓋し罰は以て之を恥かしめ、刑は以て之を害す、神聖豈に之を欲せんや。否ざれば乃ち善も終に長ぜず、道も終には行はれざれば也。故に聽斷の法を詳にし、詳讞の議を謹み、寃抑の屈を伸べ、死囚の決を親らして、以て刑憲を愼み、典獄の任を正しうし、欽恤の誠を存す。濫縱を戒むる者は、

年と爲す。故に古語に之を稱め奉して、畝傍の橿原に、底つ磐根に宮柱太しき立て、高天之原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇と曰し、號て神日本盤余彦火火出見天皇と曰す。

謹んで按ずるに、是人臣、尊號を奉ずるの始め也。神代既に尊命の說あり。凡そ善惡の應は終に掩ふべからず。故に臣に善惡ある時は、則ち君之を糺し、君の善惡は天必ず之を糺す。天言はずして人之に代る。所謂尊號の善惡是れなり。後世に至りて謚贈の制あり。唯人君その臣を賞黜するのみにあらず、臣子も亦其の君父を議す。臣子焉を議するに非ず、天下以て之を議す。天下の議するは天の命なり。君臣の道、愼まざるべけむや。夫一時の好惡を以て、百世の榮辱を蒙る。未だ其の履歷を知らずして、而も一たび其の號謚を聞く時は、則ち其の人を知る。故に人心を勸化し、善惡を興懲する所以の者此に在り。然る時は乃ち賞刑の實は、人君に本づきて、以て天下に流はり、行の迹、功の表は、己に出でて人に成る、是れ其れ終に掩ふべ

謚贈―其人生前の性行を基として、後人の之に贈る名號

ぬ

芳を百世に云々―晉の桓温曰く、大丈夫芳を百世に流さずば、臭を萬年に貽すべし

藤橘菅江―藤原氏、橘氏、菅原氏、大江氏

謹んで按ずるに、是其の功に因りて姓號を賜ふ始め也。神武帝東征の日、日臣命、忠あつて且つ勇み、加能く導くの功ありて、以て道臣の名を賜ふ。蓋し姓名の號は、芳を百世に流へて其の善心を鼓動する所以也。故に姓を賜ひ氏を命ずること必ず道あり。人臣之を時君に稟けざれば、則ち其の氏と爲すことを得ず。其の分嚴なる哉。凡そ物部、大伴の姓たる者は、其の威武を以て也。(饒速日命は物部氏の遠祖なり、物部は武夫の訓なり、道臣命は大伴氏の遠祖なり、日本武尊、靫部を以て武日に賜ひ、以て大伴氏と爲す）中臣、忌部の姓たるは、其の中直にして、祭祀を主るに因る也。況んや藤、橘、菅、江の分、源、平、紀、清の派をや。未だ嘗て其勳業を以てせずんばあらざる也。夫名は實の著れたる也。實無くして名ある時は、則ち竟に虚名と爲る。虚名にして之を後世に傳ふる者は、臭を子孫に遺す也。其の賜ふ所、其受くる所、愼まざらんや。(以上は賚賜の義)

神武帝、辛酉の年春正月庚辰の朔、天皇、橿原宮に帝位卽めす。是歳を天皇の元

風聲―土地風俗によりて聲教の法を建つる也、書經畢命に見ゆ、

還投矢―天稚彦無名雉を射る、其矢天上に達す、天神之を投げ還したまふに、稚彦が胸に中りて死し

哉公なる哉。(以上は賞を行ふ禮)

天神、葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめむと欲し、天國玉の子、天稚彦に天鹿兒弓、及び天羽羽矢を賜ひて遣りたまふ。

謹んで按ずるに、是其の臣に賚するの始め也。蓋し其の風聲を樹てて、以て人の耳目を異にし、其の勸勤の意を鼓舞し、其の善忠の實を興動するは、人君治平の要道なり。故に賞する事以て厚くし、待すること以て深くして、而して後その任ずる所甚だ重く、其の責むる所能く通ず。天神、此の神を賞する事此の如くにして、而して此の神、忠誠ならず、忽ち還投矢に中りて命を隕す。其責、速に通ずること、以て見つ可し。後世將を立てて鈇鉞を賜ひ、其器服を異にする、皆賢を賢とし、有德を崇獎し、人心を興起する所以、端を是に造す。乃ち外朝の旌淑なり。

皇孫、天鈿女命に勅すらく、汝、宜しく顯はしつる神の名を以て姓氏と爲すべしと。因りて猿女君の號を賜ふ。故に猿女君等の男女、皆な呼びて君と爲す、此れ其の緣なり。

八咫烏—神武帝劔を高倉に獲たまひて吉野に入らんとするに道窮りて通ぜず、鴨建津身命化して一大烏となり、奉導して遂に中州に至りたまふ

神武帝の即位二年、春二月甲辰の朔乙巳、天皇、功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜うて、築坂邑に居らしめて、異に寵みたまふ。亦大來目をして、畝傍山の以西の川邊の地に居らしめたまふ。今、來目邑と號く、此れ其の縁なり。珍彦（珍彦此には于砮毗故と云ふ）を以て、倭國造と爲し、又た弟猾に猛田邑を賜ふ。因りて猛田の縣主と爲す。是れ菟田の主水部が遠祖なり。弟磯城、名は黑速を磯城の縣主と爲し、後に劔根と云ふ者を葛城の國造とす。又た八咫烏も亦た賞の例に入る。其の苗裔は卽ち葛城の主殿縣主部これなり。

謹んで按ずるに、是れ人皇、賞を行ふ始め也。功有る時は則ち賞祿あるは、君臣の禮なり。然れども其功を定めざる時は、則ち大小輕重正しからず。而して賞その道を失ふ事有り。故に功を定めて而して後に賞を行ふ、是れ明世の事なり。帝、初め東征の間、策を奉り戈を荷ひ、自ら難に當るの功臣勇士、擧げて數ふ可らず。今、賞を行ふの始めは道臣命に在り、而して八咫烏に及ぶ。其の功を定むるの道、大なる

べからざるを謂ふ

誠款云々―大物主神等二心無き事を天神に誓ふ也

ば、卽ち加斬戮し、歸順ふ者をば仍た褒美む。

謹んで按ずるに、是れ賞罰の始め也。凡そ賞刑は其過不及を齊ふる道にして、勸めて人を善に導き、懲して惡を人に示すの事也。人の氣質同じからず、俗の風敎正しからざる時は、則ち或は惡を習ひて恆と爲し、或は暴逆を以て業と爲す。故に刑は以て之を威し、罰は以て之を懲すものは、君子之を愛する所以にして、惡んで以て焉を害するに非ず。刑賞以て之を御せざれば、則ち善惡明かならず。君子の道消し、小人の道長ず。愼まざる可けんや。（以上は賞罰の義）

大物主神、及び事代主神、乃ち八十萬神を天高市に合め、帥ゐて以て天に昇り、其誠款の至を陳す。時に高皇產靈尊、大物主神に勅すらく、汝、若し國神を以て妻と爲ば、吾れ猶ほ汝を疏き心ありと謂はむ、故れ今、吾が女、三穗津姫を以て、汝に配せて妻とせむ、宜しく八十萬神を領ゐて、永るに皇孫の爲めに護り奉れと。乃ち還り降らしむ。

謹んで按ずるに、是れ天神賞を行ふ始めなり。

遠からずの一句あり

名分—君君たり臣臣たるの分判然として、上下名を紛す

棄つ。次に素盞嗚尊を生みます。此の神、勇み悍くして安忍なること有り。且た常に哭き泣つるを以て行とす。故れ國内の人民をして多に夭折にし、復た青山を變枯になす。故れ其の父母二神、素盞嗚尊に勅したまはく、汝、甚だ無道、宇宙に君たる可からず、固に當に遠く根國に適ねと宣ひて、遂に逐ひき。

謹んで按ずるに、是れ二神、善を賞し惡を懲して、私し給はざる義なり。蓋し人情必ず喜怒あり、喜怒ある時は則ち好惡あり。好惡必ず其私する所に偏にして、而して其至公を得ざる時は、則ち善惡混じて正しからず。故に神聖と雖も、亦未嘗て取捨無くんばあらず。取捨の道は、其の分親より始まる。親は以て私せざる時は、則ち其の及ぶ所、以て知る可き也。今、中州の主を命ぜんと欲し、而も其の四子に於ける、其の名分の嚴なる、其の取捨の正しき、是れ乃ち萬世賞罰の源なり。

天神、經津主神、武甕槌神を遣はし、葦原の中國を平定しむ。是に大巳貴神、岐神を二神に薦む。故れ經津主神、岐神を以て鄕導と爲し、周流りつつ削平ぐ。逆命者あれ

軍や、賓や、嘉や―是な軍の五禮と云ふ

故れ天柱―一本故れの上に、是の時天地相去ること未だ

ひ、家宅と云ひ、用器と云ふ。其威儀文章の隆殺、豈に容易ならむや。故に天の道、地の義、民の行、禮を以てせざること無し。神聖其端を垂れて、以て萬世を戒む。其の旨亦大ならずや。或人疑ふ、樂は禮と相對す、而るを今、樂を以て禮に屬するは何ぞやと。愚、謂へらく、樂も亦儀の禮なり。禮立つ時は則ち樂行はる、猶天の地に在るごとし。天を曰ふ時は則ち地は其の中に在る也。

○賞罰章

二神共に日神を生みます。此の子、光華明采しうして、六合の内に照り徹る。故れ二神、喜びて曰く、吾が息、多ありと雖も、未だ此く靈に異しき兒はあらず、久しく此の國に留めまつるは宜ならず。自當に早く天に送りまつりて、授くるに天上の事を以てすべしと。故れ天柱もて天上におくり擧ぐ。次に月神を生みます。其の光り彩はしきこと日に亞げり。以て日に配へて治す可しと。故れ亦た之を天に送りまつる。次に蛭兒を生みます。已に三歳になるまで脚猶ほ立たず。故れ之を天磐櫲樟船に載せて、風の順に放ち

文成る—分分る歟

吉や、凶や、

以上、禮儀の道を論ず。謹んで按ずるに、禮は、天地に則り、人情に順つて、事物を考へ、其至誠を致め、其始終を省るの道なり。儀は、威儀を正しくして、以て修飾し文章するの謂也。禮立つ時は則ち儀行はる。故に國家を治平するに禮を以てせざれば、則ち猶衡無く繩墨なく規矩なきがごとし。其の輕重曲直方圓、終に知るべからず。禮を定むるに道を以てせざる時は、則ち猶衡の正しからず、繩墨規矩の明かならざるが如し。これを誣ふるに奸詐を以てするも、亦其の實を得べからず、五倫の大經、事物の周通、禮より善きは莫し。禮は儀に因らざれば行はれず、儀は禮に本づかざれば誠なし。禮儀相因りて、而して後に本立ち文成る。儀禮の天下に經緯たる、其品節甚だ多く、其條目數繁し。故に儀禮を制し修飾を審かにするは、聖人に非ざれば虛く道はれず、天子に非ざれば其の用を盡すこと能はず。人に親疎あり、貴賤あり、貧福あり、男女あり、長幼あり、官位あり、職掌あり。其事の吉や、凶や、軍や、賓や、嘉や、其物の衣服と云ひ、飲食と云

なり、尖字和訓に「しし」と爲す

三百篇—詩經をいふ

康哉—虞書益稷に、元首明なる哉、股肱良い哉、庶事康い哉

(謡を此には宇多預彌と云ふ)して曰く、

宇儺能多伽機珂辭藝和奈破蘆、和餓末莵夜、辭藝破佐夜維受、伊殊區波辭、區旎維佐夜離、固奈彌餓奈居波佐麼、多智曾麼能未廼那雞句塢、居氣辭被惠爾、宇破奈利餓、那居波佐磨、伊智佐介幾、未廼於朋雞句塢、居氣儴被惠爾。

是を來目歌と謂ふ。今、樂府に、この歌を奏ふ時には、猶ほ手量の大小、及び音聲の巨細あり。此れ古の遺式なり。

謹んで按ずるに、是れ謡歌の初め也。夫れ謡は章曲なし。而も是れ又詠歌の一體なり。凡そ神樂、催馬樂、風俗の歌ふ所、皆是れ謡なり。蓋し外朝の三百篇の詩は、中國の謡歌也。中州の三十一字の歌は、外朝の律詩也。五言七言の詩は漢に起り、康哉の歌は唐虞より出づ。中朝の歌謡は、共に端を神代に造し、以て風を後世に隆にす。吁上下を和し、人情を通じ、鬼神に事ふるの道、太だ備はれる哉。(以上は樂聲の禮を論ず)

粟田眞人—元明の朝眞人入唐し、容儀嫻雅の故を以て國威を宣揚せり

釋典—儒家にて行ふ孔子祭の稱

土に非る—この下を喜ばざるは等の意を補ひて見るべし、原文誤脱あるか

賻襚—死者に貨財と衣類を贈り與ふること

酒宍—酒肉

謂へらく、粟田入唐して、武后宴を麟徳殿に賜ふ事、外國の史に見ゆ。粟田眞人は養老三年に卒す。遺行の今に稱すべき無し。仲麿は、名を外國に播くと雖も、中朝又其才を知るべき無し。吉備眞備入唐して唐の禮を詳かにし、博く經史に渉りて、以て審思明辨して、大に儒風釋典の禮を興し、武義兵法に通じ、籌を以て賊を平ぐ。其功尤も懿也。故に從八位下より正二位右大臣に轉ず。下道を改めて吉備の姓を賜ふ。凡そ入唐の輩、此の上に立つ可き無し。竊に按ずるに、仲麻呂は夫れに反す。夫れ信に美しと雖も、而も吾が土に非るは人の情なり。仲麻呂、其の郷に還る事を放されて去らず。唐に卒して、終に父母を省せず、王政を輔けず。家乏しくして、葬禮闕くる有れば、又その賻襚を賜ふ。眷遇此の如くなるに、而も其本を忘る。豈に是れ才の實ならむや。唐帝これを賞するに美官大祿を以てす。外朝の衰へたること、亦幷せ按ず可き也。

神武帝、東を征ちたまうて、菟田血原に於て酒宍を軍卒に班ち賜ふ。乃ち爲めに御謠

書籍の多きを云ふ
三萬軸―韓愈の文に、鄴侯家に書多し、架に插むこと三萬軸
菅江―菅原氏と大江氏

三萬軸のみならむや。後世に及びて漢語相通じ、外國の詩賦文章も亦大に世に行はる。凡そ李翰林、王右丞は盛唐の詩人、天下之を稱す。而して阿倍仲麿、相竝びて贈答唱和す。陸龜蒙、皮日休は文人也、詩人なり。高致あり、聰悟あり、而して釋圓載、交り金蘭に擬す。仲麻呂の如きは中國の一書生也。唐の肅宗上元中、左散騎常侍安南都護に擢でられ、北海郡開國公に累遷し、食邑三千戶、遂に唐に卒す。是人材の外國に愧ぢざる也。況んや吉備眞備が博洽なる、菅江の其家に名ある。文藻詩集、及び國史家集の廣く世に布かれて、以て洛紙の價を貴くする、豈に外國の下風に立たんや。且つ詩文の禪に入るや、南禪の信義堂（空華集あり）相國の津絕海（蕉堅藁あり）少林の岩惟肖（東海瓊華あり）建仁の派江西、東福の錬虎關（濟北集あり）巖東沼（流水集あり）澤天隱、三横川（京華集あり）及び村庵、月舟の徒、各横行して竝び馳す。又枚擧すべからざる也。或人疑ふ、先人の曰く、中朝の文士、名を外國に發するは、粟田、阿倍のみと。然らば乃ち粟田、阿倍が才は吉備に賢れりや。愚

旋頭混本―旋頭歌は五七七五七七、混本歌は五七七の三句より成る

五車―五車に満つる意

賦なり）喩へて比する事有り。（準擬歌と曰ふ、乃ち外國の比なり）起して引くこと有り。（譬歌と曰ふ、乃ち外國の興なり）正しうして平なる事有り。（正言歌と曰ふ、乃ち外國の雅なり）祝ぎて壽すること有り。（祝歌と曰ふ、乃ち外國の頌也）詞林言葉の繁き、文漁筆藻の廣き、千變萬態も亦此の六義に出でず。波流分派して天下皆詠歌す。此に柿本人丸、山邊赤人は古今に獨歩し、當道に神仙にして、朝廷これを以て教化を佐け、これを以て其の賢愚を試み、人臣之を以て諷諫し、これを以て衷を表はし、鬼神以てこれに感じ、人民以てこれに和す。其の繫る所甚だ重く、其の基する所太だ深し。而して長歌、短歌、旋頭、混本の類を制して、雜體また少からず。況んや二神の唱和に因りて、上問下答の連歌（日本武尊に筑波の詠あり、而して燭を秉る者は九夜十日の答を獻る）洋々乎として耳に盈つ。是中國の文物にして、猶外國の詩のごとし。代々の勅選、家々の別集、五車も亦轄を折るべし。且つ歌林の良材を集め、詞海の浮藻を聚め、文人之を書に筆し、女史これを冊に著はす。豈に

下照姫—天稚彦に嫁ぎし大巳貴の女

天地を動かし—紀貫之が古今集の序に見えたる句

素盞嗚尊、遂に出雲の清地（清地を此には素鵝と云ふ）に到りまして、乃ち言あげして曰はく、吾が心清々しと。（此故に今此地を呼んで清と曰ふ）彼處に宮を建つ。時に素盞嗚尊、歌して曰く、

夜句茂多菟　伊都毛夜覇餓岐　菟磨語味爾　夜覇餓枳菟倶盧贈廼夜覇餓岐廼。

謹んで按ずるに、是れ詠歌の始め也。初め二神既に唱和ありて、意哉の辭と爲る。是れ乃ち歌曲の父母也と雖も、未だ章句に及ばず。此に至りて三十一字相備はり、萬世詠歌の基と爲る。此後下照姫の夷曲、彦火火尊の舉歌あり。人皇に及びて此道日に隆んに、以て天地を動かし鬼神を感ぜしめ、上下を和し人倫を正しうし、事物の情を通ぜしむるに至る。是れ乃ち樂律の其の一也。蓋し内は七情の蘊に因り、外は其の言辭を發し、以て其の懷を述ぶる者は、人情の道也。既に言辭ある時は、則ち章あり句あり。章句ありて以て詠ずべき時は、則ち諷して之を託する事有り。（諷歌と曰ふ。乃ち外國の風なり）陳べて直にすること有り。（加増倍歌と曰ふ、乃ち外國の

呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘を呂とす

七情―喜、怒、哀、樂、愛、惡、欲

催馬樂―神樂歌に類する古代の俗樂

喜ぶに非ず、衆相會して以て其の樂みを成す。其の制備はらざる時は則ち得ず。是其の本を重くして、未だ嘗て其の末を遺れず、其の實を盡して、未だ嘗て其の文を舍てざるなり。徒に其物ありて其道無き時は、則ち教化を成すの實に非ず。徒に其の徳を言ひて其の制無き時は、則ち神人を感ぜしむるの全きに非ず。聖人樂を制し、又四海と之を共にし、百世之を傳へんことを思ふ。豈に本末偏廢せんや。神代に思兼神の慮に因り、其の制する所の道大に備はれり。故に神も亦之に感じて、其の功效廣大深切なること、以て之を見る可し。この後、樂の制、日に備はりて、風、雅、頌以て正しく、神樂ありて以て神祇に事へ、樂舞ありて以て上下を和し、催馬樂風俗ありて以て天下の俗を知る。或は四夷の樂あり、或は雜藝今樣ありて、以て教化の徳を示し、以て和樂の實を發す。況んや呂律樂府の詳なる、樂器の名物珍奇なる、伶人の音律に通ぜる、舞曲の鬼神を感ぜしむる、更に其の人に乏しからざるをや。

那と稱す言ふ心は衆面明白也）阿那多能志、（心言ふ心は手を伸べて舞ふ今樂事を指して之を多能志と謂ふ此意なり）阿那佐夜憩（竹葉の聲なり）飫憩（木の名なり、其葉を振るの詞なり）と。爾乃ち二神俱に請して曰く、復た勿還幸ましそと。

謹んで按ずるに、是聲樂歌舞の禮なり。此の後、火闌降命、俳優と爲り、道臣命、密策を奉承はりて、能く諷歌する、皆樂の一事にして、而して竟に呂律を定め、樂器を制し、曲調を立て、舞節を習して、各一代の樂を制作す。蓋し樂は人心の和悅也中に和樂（音洛）の實ある時は、卽ち外に飾文の事あり、是を情文これ稱ふと爲す。既に飾文の事ある時は、則ち音聲以て發し、手舞ひ足蹈む。此に於て五聲を考へ、八音を合せ、六律六呂を分ち、其の七情を節文して、以て其聲容を正す。皆聖人その端を發し其の人を待ちて、以て其の道を成さしむる也。凡そ禮は正にして嚴なり、樂は和にして安なり。禮は人情を節する所以也、樂は神人を樂しましむる所以也。故に神祇に事へ上下を和し、人才を育ひ性情を養ふは、樂より大なるは莫し。樂は獨り

俳優—古事記には火照命とせり、命彦火々出見尊と鉤を爭ひ負けて俳優したまへり

八音—金、石、絲、竹、匏、土、革、木、

六律六呂—林鍾、太簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射を律とし大

千座置戸―祓物を載せたる數多の臺をいふ

そと。然して後に諸神、罪過を素盞嗚尊に歸せ、科するに千座置戸を以てして、遂に促め徵る。

一書に曰く、其の物既に備はりて、天香山の五百箇眞坂木を掘（古語佐禰居自能禰居自）にして、上つ枝には玉をとり懸け、中つ枝には靑和幣、白和幣を懸りしでて、太玉命をして捧げ持たしめて稱讚まをさしむ。亦天兒屋命をして、相副へて祈禱さしめ、又天鈿女命をして眞辟葛を以て鬘と爲し、蘿葛（蘿葛は比可氣）を手繦と爲し、竹葉、飫憩の木葉を以て手草（今の多久佐）と爲し、手に鐸を著けたる矛を持たしめて、石窟戸の前に於て、覆誓槽（古語に宇氣布は禰約誓の意也）庭燎を擧げ、巧みに俳優し、相與に歌ひ舞ふ。是に於て天照太神、心の中に獨り謂へらく、此ごろ吾幽れ居れり、天下悉く闇からむ、群臣何に由りてか此く歌樂すると謂給ひて、聊か戸を開けて窺はす云云。此時に當り、上天初めて晴れ、衆倶に相見るに、面皆明白し、手を伸べて歌舞し、相與に稱へて曰く、阿波禮（言ふ心は天晴也）阿那於茂志呂（古語に事の甚切なる皆阿

神を以て、磐戸の側に立て、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部首の遠祖太玉命、天香山の五百箇の眞坂樹を掘にして、上つ枝には八坂瓊之五百箇御統をとり懸け、中つ枝には八咫鏡（一に云く眞經津鏡）をとり懸け、下枝には靑和幣、白和幣（和幣を此には尼枳底と云ふ）を懸けて、相與に祈禱まをす。また、猿女君の遠祖天鈿女命は、則ち手に茅纏の矟を持ち、天石窟戸の前に立ちて、巧みに俳優す。又、天香山の眞坂樹を以て鬘にし、蘿（蘿を此には比舸礙と云ふ）を以て手繦（手繦を此には多須枳と云ふ）として、而して、火處燒き、覆槽（覆槽を此には于該と云ふ）とゞろかし、顯神明之憑談（顯神明之憑談を此には歌牟鵝可梨と云ふ）す。是の時に天照太神、聞しめして曰はく、吾れ比ろ石窟に閉り居り、謂ふに當に豐葦原の中國は必ず長夜ゆかむ、云何にぞ天鈿女命、此く噓樂するやと云ひて、乃ち御手を以て、磐戸を細めに開けて窺はす。時に手力雄神、則ち天照太神の手を奉承て、引き出し奉る。是に中臣神、忌部神、則ち端出之繩（亦た左繩端出と云ふ、此には斯梨俱梅儞波と云ふ）を界以し、乃ち請して曰く、復た勿還幸まし

凌雲垂露—書法なり

鍾繇—魏に仕へ書を善くし謀を好むを以て名あり

王羲之—亦晉の人、草書に於て古今獨步と稱せらる

朝に相竝ぶ。故に藤道長、藤佐理、及び野人若愚が書を善くするの稱、彼の國の書に見はれたり。況んや畫手の妙は更に彼に愧ぢざるをや。凡そ文字の形象日に變じて、其の觀に壯なる者は、殆んど古意を失はんとす。筆資の意を縱にする、點楷の手に任ずる、凌雲垂露の逞しき、可なる事は是可にして、而も字畫の繇りて參差する所、俗字の由りて興起する所なり。外朝の書を善くする者も亦然り。字變じて楷と爲り、大に古體に背いて、而して鐘繇、王羲之は楷を善くするを以て家に名ある者なり。吁修飾の禮、君子に非ずんば其の實を得べからざる也。(以上は文書の禮を論ず)

素盞嗚尊の爲行甚だ無狀。天照太神、此に由りて發慍りまして、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居りましぬ。故れ六合の內、常闇にして、晝夜の相代るわきをも知らず。時に八十萬神たち、天の安河邊に會合ひて、其の禱るべき方を計らふ。故れ思兼神、深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。亦た手力雄

外朝の典籍來らざるは無し。其吉備眞備、阿倍仲麿が如きに至りては、盛唐の文人詩仙と相竝びて愧ぢず。其風を慕ひ塵を繼ぎて相興る者、世々人に乏しからず。詩賦文章の集りて以て册と爲るも、亦何ぞ彼に異ならんや。抑も文學は我が文學にして、彼を必とせず。大底、朝廷の記錄、史書、勅集、皆漢字を假借して倭語を訓ず。其間專ら漢語を以てする有り、倭漢相雜はる有り、倭字を以てする有り、日本書紀、萬葉集、古今集及び六條宮眞字を以て伊勢物語を摸謄し、菅爲長が倭語を訓じて貞觀政要を諺說するが如き、是也。中朝の文學を知らずして漢の文を學ぶは、猶未だ人に事ふること能はずして鬼神に事へんことを問ふが如し。或人問ふ、書畫も亦た中朝の法ありやと。愚、謂へらく、既に文字ある時は、則ち未だ嘗て摸楷無くんばあらず。上古の事迹は今之を知るべからず。中古より以來、眞行艸の精秀、或は神に入り、或は聖に入る。鬼神も亦これに感じ、木石も亦これに動く。其の勢ひ龍鳳を飛ばし、其の機未然に通ずるの輩、相續いで連綿して、各一家の風を興し、又外

貞觀政要—十卷四十篇、唐の太宗の言行を吳兢の類輯せる物なり

則天武后也

昌黎—韓愈字は退之、私に文公と諡す

王維—唐の名詩人、字は摩詰

假借—象形會意諧聲指事轉注假借所謂六書の一、竹節の節を節操の節に假用する類、六書は所謂六書の一

訛る）庵を隋唐に奄に作り、十を唐音は平聲と爲し（唐詩に平聲と爲す、音當に諶とすべし、之を長安語音と謂ふ、否ざれば則ち詩叶はず）∴字は梵音にして詩人之を用ひ、（∴は伊字、佛書に之を用ふ。唐の王維が詩に、三點伊と成す猶想ひ有り）繃字之無くして升庵之を用ひ、（繃の字、書に之無し、楊升庵、巾の義あり）廉、繃は字ありて音なく義無し。此の如きの類尤も多し。故に經史に出さざるの字あり、音義知るべからざるの字あり、或は奇字近作あり、或は釋梵の俗字あり、或は叶韻假借あり。然れども外朝の文字の祖は、易を以て本と爲し、奇偶を以て畫と爲し、形事意聲を以て體と爲す。只日に便簡に趨り、字楷古意を失ふ。豈に字畫の爾るのみならんや。事物の修飾、其道を以てせざる時は、則ちその實泯沒してその古を失ふ事、併せ按ずべき也。或人疑ふ、此に因る時は則ち文學は必ず外朝を以て長ぜりと爲るかと。愚、謂へらく、漢語の文學は、外朝に倚らざれば之を知るべからず。故に推古帝、好を修め隣を善するの後、外國の通信已まず、留學生を置きて以て漢語を講じ肆はしめ、

鳥迹云々―古昔蒼頡鳥跡を見て文字を製す、故に鳥跡を文字の義とす

武后―唐の

なる、人物その事に敏く、文書史編字畫悉く之を致せるに異ならず。故に中州乃ち之に因りて以て之を補益し、之を假借し來る。是れ其の短を措きて其の長に就くの道なり。竊に按ずるに、往古の言語名字、其說、其義、今之を審かにすべからず、強ひて之を解する時は、則ち附會し來るに似たり。或は上古の辭あり、或は後世の訛言あり、或は漢字通用の語あり、或は方言あり、或は時俗の辭相襲るあり。大抵中朝の言語は、悉く訓詁を用ひ、言辭の間、事物尤も通じ易く、文章辭令を盡すに足らず。外朝は之れに反し、言語盡く音を用ふ。故に一事と雖も、文字に膽さざれば明辨し難し。此に於て文章及び辭令、日に繁く年に累る。夫外朝の古、鳥迹以て結繩に代へ、科斗以て鳥形に代へ、篆籀以て科斗に代へ、隸書以て篆籀に代へ、而して後に草書、飛白の類相續いで起る。漢の時は周を去ること未遠からず、而して科斗の文字、人之を解くことを得ず。然らば乃ち上古近代字畫の同じからざる、外朝尙爾り、況んや武后圀字（國字なり）を作り、昌黎跜字を作る。（音は敦の上聲、錢を收め了

齒喉牙の五音をいふ

字編—字書の編纂也

の字相通用して、外國を譯するに漢字を以てし、言語を詳にするに倭訓を以てす。然らば乃ち中華の文字、其實は倭字に在り。倭漢の字を以て互に相用ひて、以て天下の利を爲せる也。或人疑ふ、今用ふる所の文字は皆外國の文字也、知らず上古の文字、何ぞ形象あらむやと。愚、謂へらく、凡そ文字の制は、必ず時と變化す。往古の文書、鞍作が亂に悉く灰と爲る。其時既に之を知るべからず、況んや後世をや。且つ外朝の文字相通じて爾來、文學の史生、留學の博士、專ら外書を好み、其記す所、その言ふ所、悉く漢語を用ふ。是倭漢の事義、筆畫互に相因れば也。鯛、鯔、年魚、堅魚、鯯魚の魚たる、柀、椿、梶、櫻、楓の木たるや、或は外朝の字義に同じからず。或は其の字無きの類甚だ多くして、皆國俗の制也。或人疑ふ、然らば乃ち何ぞ中國の字編なきやと。愚、謂へらく、外國と中國と、天地の氣候を一にし、神聖の揆を同じうして、而して人物事義殆んど異ならず。漢語の相襲ること、猶水の濕に流れ、火の燥に就くがごとし。少頃にして天下の人々皆倭字漢字相用ひ、外朝治平の遼遠

侏離—言語分明ならず通じ難き也

彦火火尊云云—尊の咏に沖つ鳥鴨つく島に我寢し妹は忘れじよのことごとに。姫の歌に明珠の光は有りと人は言へど君が粧ひし貴くありけり

五音—脣舌

文字の象あり。其の直に出るを聲と曰ひ、曲節あるを音と曰ふ。其形象以て通ずべきを字と曰ひ、其の條理節あるを文と曰ふ。共に是天地人物自然の勢なり。豈に唯中國外朝のみならむや。四夷の侏離、禽獸の噑喁するも亦然り、直其の正を得ざるのみ。往古の神聖、既に唱和嘖讓誓約の義あり。太玉命の稱讃、天兒屋命の太諄辭あり。況んや天神の聖勅をや。素盞嗚尊の稻田姫に於ける、彦火火尊の豐玉姫に於ける、神武帝の御謠、道臣命の諷歌に至りては、乃ち章あり句あり、文あり藻あるをや。夫文字の作や、其の言語音聲に因り、其の事物の形氣を象どり、端を其の始に造して、修飾楷摸して完を其後に備ふ。蓋し往古假名の字あり、(俗に伊呂波と曰ふ)是乃ち文字の父母、言語の音象也。以て其の事を通じ、以て其の情を表はす。後世因循増益して、千變萬化の文字を爲り、天下の用を爲す。音聲の委曲婉轉たる、人情の精微幽玄なる、精寫して之を盡さざるは莫し。應神帝に及びて、外朝の文字相通じ、字畫規楷、殆んど中華の文字に類す。五音の平上去入も亦此に異ならず。和漢

論語に、裨諶之を草創し、世叔之を討論し、行人子羽之を修飾し、東里の子產之を潤色す

新字—天武帝十一年三月成る、今傳はらず

二十八年、皇太子、島大臣、共に議りて、天皇記、及び國記、臣連伴造國造、百八十部、並に公民等の本記を錄す。(蘇我稻目宿禰の子馬子、飛鳥河の傍に家す、乃ち庭中に小池を開り、仍りて小島を池中に興す。故に時の人島大臣と曰ふ)

謹んで按ずるに、是、皇記、國記、本記を爲る始め也。孝德帝四年、鞍作の事あり。(蘇我臣入鹿、更の名は鞍作)父、蘇我臣蝦夷誅に臨んで、悉く天皇記、國記を燒く。船史惠尺卽ち疾く燒くる所の國記を取りて、中大兄(天智天皇)に奉る。此時、往古の典籍悉く燒失す。其後、天武帝、群臣に詔して、帝紀及び上古の諸事を記さしむ。境部連石積等に命せて、更に肇めて新字一部四十四卷を造らしむ、是より連綿として典籍日に造り、文書大に世に行はる。然れども中國往古の實記は火に入りて、舊記明かならず。唯灰殘の燼竹を摘みて、以て間この往事を存するも、亦萬世の戒と爲るに足れり。吁惜しい乎。或人、言語文字を疑ふ。愚、謂へらく、人既に口舌有る時は、則ち音聲あり。故に情の發する所、自ら言語あり、言語ある時は則ち終に

するをいふ

璽書—天子の印ある書状、卽ち國書の稱

草創云々—

を責む。其の嚴なること此の如し。志氣德量併せ按ず可き也。

履中帝の四年、秋八月辛卯の朔戊戌、始めて諸國に國史を置き、言事を記し、四方の志を達せしむ。

謹んで按ずるに、是れ國史を置くの禮なり。

推古帝の十二年、夏四月丙寅の朔戊辰、皇太子親ら憲法十七條を肇めたまふ。

謹んで按ずるに、是れ憲章の書を作るの初めなり。

十六年、唐帝に聘す。其の辭に曰く、東天皇、敬みて西皇帝に白すと。（詳かに善隣の禮を論ずる條に見ゆ）

謹んで按ずるに、是詔書の禮なり。此の後、公式の禮大に行はれ、新羅王、渤海王に璽書を賜ふも、天皇敬みて某國王に問ふを以てす。是乃ち天子より諸侯王に賜ふの書禮なり。凡そ文辭命令は、國家の大禮なり。文字言辭の褒貶に因りて、以て尊卑親疎の禮を存す、後世國史の例たり。草創討論潤色の義、更に忽にすべからざる也。

家雞云々—書言故事に見ゆ、徒に新奇に走るを戒むる也

中州云々—中國と外朝と同氣相應

の書に曰く、大唐帝、敬みて日本國の天皇に問ふと。天武の朝にも又郭務悰來聘す。其後中朝、遣唐使を置き、信を外朝に通ず。然れども外朝の書簡、多く諸侯王を以てす。世衰へ人訛り、此を以て足れりと爲す。其の失何に在るや。唯端を記誦文字の俗儒に造し、以て我國の我國たる事を知らざるに至りては、噫、家雞を輕んじて野雉を愛するのみ。何ぞ德の衰へたるや。(以上は善隣の禮を論ず)

應神帝の二十八年秋九月、高麗王、使を遣して朝貢す。因りて以て表を上れり。其の表に曰く、高麗王、日本國に敎ふと。時に太子菟道稚郎子、其の表を讀みて之を怒り、高麗の使を責め、表狀禮無きを以て、卽ち其の表を破りすつ。

謹んで按ずるに、是れ表狀の禮を正す也。凡そ太子、外朝の典籍を讀むこと、此に在て十五年。然らば乃ち外朝の文字相通ずる事未だ遠からず。而して太子の聰明、通達せずと云ふ事莫しと雖も、中州同氣相應ずるに非ずんば、如何ぞ速に弘文の盛なる事を得んや。高麗は我が屬國にして、而して表狀の無禮なる、太子表を破りて使

たらんとするの義

王子―天の日槍なるべし

面縛し櫬を輿ひ―敵に降るの法式なり

故に彼と相對して、自ら皇帝と稱し、好を修め隣を善くして、更に之を恥ぢざる所以也。或人疑ふ、高麗、百濟、新羅の來朝も、亦好を修め隣を善くするならずやと。愚謂へらく、新羅の王子來朝し、任那來貢することは、旣に崇神、垂仁帝の朝に在り。其後、住吉大神、高麗、百濟、新羅、任那等を譽田天皇に賜ふ。若櫻宮に及びて、一度戎衣して各面縛し、櫬を輿ひ圖籍を封じて降り、阿利那禮河を指して以て誓ひ、神祇に請ひて以て盟ひ、伏して飼部と爲りてより、船の拖を乾さずして、每歲朝貢を絕たず。初めて國每に官家を置き、海表の藩屛と爲る。是より歷代、子弟を以て質と爲し、常に朝貢す。否ざれば乃ち征伐して以て不庭を懲す。然らば是海外の諸蕃は、皆中國の屬たり。唯外朝以て信を通ずべきのみ。諸蕃は隣と稱するに足らず。中華終に聘禮を彼の地に行はず、往を厚くし來を薄くし、以て遠人を柔げ外國を懷くるのみ。或人疑ふ、外朝も亦來聘するかと。愚按ずるに、推古の朝に、隋の煬帝、文林郎、裴世淸を遣して來聘せしむ。天智の朝に、唐客郭務悰等來聘す。其

姓を易ふ—支那歴世二十五朝

微言—微妙の言、永く四海の範たるべき語、漢書に仲尼没して微言絶ゆとあり

澆訛云々—世衰へて人情浮漓正を失うて、訛誤日に至り、人々遂に將に鬼魅

博くして約ならざるの失なり。人主治世の來るや久しくして、治亂盈虛大に變じ、人心悉く澆訛す。春秋の時、古を去ること未だ遠からず、而して亂臣賊子の、君父を弑する、猶草を薙るが如し。大臣世臣、妖事を行ふこと猶禽獸のごとし。是れ治道變化し微言日に隱るるの失に非ずや。唯中國は之れに反す。巨海に卓立して、封域自から天險あり。神聖、天に繼ぎて極を立て給ひしより爾來、四夷竟に藩籬をも亦窺ふことを得ず、皇統連綿して、天壤と窮り無し。況んや神代の治の悠久なる、人皇の祚の永算なる、今日の澆季も、亦尚周の末に優れり。(凡そ帝堯より今に至るまで四千有餘年、神武帝より今に至るまで二千三百餘年、堯より周末に至る迄殆んど二千餘年)若し果して澆訛當に鬼魅と爲るべしと言ふと雖も、上古は人少くして氣淳也、治久しく人多き時は、則ち氣漓くして人澆きは天地の數也。後世誠に古に及はざること遠し。然らば乃ち人物も亦厚からざるか。且つ往古の神化、人皇の聖治、神勅の明教、歴世の法令、知仁の行、威武の嚴、何事か外朝より乏しからむや。

雲行き雨施して―易の乾の卦に、雲行雨施して品物形を流く

平王―周の平王

臨安云々―宋朝金に逐はれて遠く臨安に偏在し、北向して臣と稱せし事あり

らず。大に中國の治平を補ふ。是風の虎に從ひ、雲の龍に從ひ、雲行き雨施して、品物大に成る所以也。隣を善くするの時、其の賚錫ならすや。蓋し國の大小を以てする時は、則ち彼は大也。人治の遠近を以てする時は、則ち彼は遼き也。土地廣し、故に人物衆庶也。治平遼なり、故に事義疆無し。當時初めて書を制して、東天皇敬みて西皇帝に問ふを以てす。唯太子の大手筆のみに非ず。其の志氣洪量、能く本朝の中華たる所以を知れば也。夫外朝は、其の地博くして約ならず。治教盛なる時は則ち畫する所惟泛し。守文明かならざる時は則ち戎狄これに據る。吳越荊楚の僭して諸侯に列し、平王の洛に東遷する。或は十六州を割きて以て契丹に賂れる、或は臨安に退いて、臣と醜虜に稱する、皆是戎狄に逼らるれば也。是の一大土の中に地を畫り城を築き、以て封域を立て、境を四夷に接すれば也。故に天下の勢、或は南北に袤くして東西に蹙まり、或は東西に長くして南北に縮まり、或は九州十二州あり、或は十道二十三路を以てして、而して經劃一ならず。王統數姓を易ふ。是

同氣云々—易の乾の卦の句

一葦—小舟を云ふ

曰く、天子、諸侯王に賜ふの書式なり、然れども皇帝の字は天下一のみ、而るに皇字を用ふるは彼に其の禮ありと。天皇、太子以下を召して、答書の辭を議す。太子、筆を握りて書して曰く、東天皇、敬みて西皇帝に問ふ云云、謹んで白す不具と。（通鑑綱目集覽に曰く、隋の煬帝大業四季、戊辰三月、倭國入貢す、倭王、書を遣はして曰く、日出處の天子、書を日沒處の天子に致す、恙無しやと）

謹んで按ずるに、是れ隣好を修むるの始なり。隣とは何ぞ。以て相對すべき也。好を修むとは何ぞ。氣候水土人物事義、以て之を好す可く、以て之を通ずべき也。同氣相求め、同類相應ず。金は終に山に止まり、玉は遂に水に入る。各その類に從ふは、天の道也。天地の博き、宇宙の渺たる、泛々乎たる此の州島、唯り外國のみ事義を中華に一にす。故に好を修し隣を善くする猶石水相投じ、膠漆相入るが如し。千載の神聖一日に遇ひ、萬里の遠波一葦に航す。是より隣交の道大に啓けて、互ひに相聘禮して、外朝の經典廣く世に行はれ、人々聖賢の事迹を知り、文字言語の用乏しか

の上に挿したる一種の飾具

思ひ復す―再考の義

用ひぬ。（一に云く、服の色はみな冠色を用ゆ）丙辰、唐客等を朝に饗す。九月辛未の朔乙亥、客等を難波の大郡に饗す。辛巳、唐客、裴世清、罷り歸る。則ち復た小野妹子臣を大使と爲し、吉士雄成を小使と爲し、福利を通事と爲し、唐客に副へて遣はす。爰に天皇、唐帝を聘ふ。其の辭に曰く、東天皇、敬みて西皇帝に白す、使人、鴻臚寺の掌客裴世清等至りて、久しき憶ひ方に解けぬ、季秋薄く冷まし、尊候如何、想ふに清念ならむ、此にも卽ち常の如し、今、大禮蘇因高、大禮乎那利等を遣して往かしむ、謹んで白すこと具ならず。

一書に曰く、群臣議して曰く、妹子懈怠りて蕃國の表を失ふ、罪、流刑すべしと。狀を具にして聞奏す。天皇、聖德太子に問ふ。太子奏して曰く、妹子が罪、寔に寛すべからず、然れども好を修め隣を善くすることは、妹子が功なり、加ふるに隋國の使と共に來れるを以て、思ひ復したまふこと如何と。天皇大に悅びて罪を免さる。又曰く隋帝の書に曰く、皇帝、倭皇に問ふ云云と。天皇、太子に問ひ曰はく、此の書如何と。太子奏して

りと傳ふ

海表—海中の義、我日本國東海中にあれば謂ふ

髻華—冠

遣して、唐客を海石榴市の衢に迎ふ。額田部連比羅夫、以て禮辭を告ぐ。壬子、唐客を朝廷に召して、使の旨を奏せしむ。時に阿部鳥臣、物部依網連抱の二人を客の導者と爲す。是に大唐の國信物、庭中に置かる。時に使主、裴世清、親ら書を持ちて、兩度より再拜みて使の旨を言上して立つ。其書に曰く、皇帝、倭皇を問ふ、使人長吏大禮、蘇因高等至りて懷を具にす、朕、欽みて寶命を承けて區宇を臨御し、德化を弘め、含靈に覃被しめむと思ふ、愛育の情、遐邇隔つなし、知りぬ、皇、海表に居て、民庶を撫で寧んじ、境の內安樂にして、風俗融和げることを、深き氣ばへ至誠にして、遠く朝貢を修はす、丹款の美、朕、嘉ずること有り、稱へて喧かなり、比常の如し、故に鴻臚寺の掌客、裴世清等を遣して、稍〻往の意を宣ぶ、幷せて物を送ること別の如しと。時に阿倍臣、出で進みて、以て其の書を受けて、進み行き、大伴囓連、迎へ出でて書を承けて、大門の前机の上に置きて之を奏し、事畢りて退く。是の時、皇子、諸王、諸臣、悉く金の髻華を以て著頭にせり。亦た衣服は皆な錦紫繡織、及び五色の綾羅を

老子の事なるべし

新館—延遼館也

書を失ふ—實は書辭の無禮なるため看て之を破り棄てしな

推古帝の十五年秋七月、戊申の朔庚戌、大禮、小野臣妹子を大唐に遣はし、鞍作福利を以て通事と爲す。十六年夏四月、小野臣妹子、大唐より至る。唐國、妹子臣を號けて蘇因高と曰ふ。卽ち大唐の使人、裴世淸、下客十二人、妹子臣に從ひて筑紫に至る。難波吉師雄成を遣はして、大唐の客、裴世淸等を召し、唐客の爲めに更に新館を難波の高麗館の上に造る。六月壬寅の朔丙辰、客等難波津に泊れり。是の日、餝船三十艘を以て、客等を江口に迎へて、新館に安置らしむ。是に於て中臣宮地連麻呂、大河内直糠手、船史王平を以て掌客と爲す。爰に妹子臣奏して曰く、臣參還し時、唐帝、書を以て臣に授く、然るに百濟國を經過るの日、百濟人探りて掠め取りぬ、是を以て上ることを得ずと。是於に群臣之を議して曰く、夫れ使たる人は死すと雖も旨を失はず、是の使、何ぞ怠りて、大國の書を失ひつると。卽ち流刑に坐す。時に天皇勅して曰はく、妹子、書を失ふの罪ありと雖も、輙く罪すべからず、其れ大國の客等聞かんことも、亦不良と。乃ち赦して坐せず。秋八月辛丑の朔癸卯、唐の客、京に入る。是の日、餝馬七十五疋を

徒杠輿梁—徒杠はかちわたりすべき小橋、輿梁は乘物のまゝ渡るべき大橋

周豐—周は莊子、豐は彭の誤にて

に其道を致む。故に端を此に起して、戒を後に垂れ、言以て之を結び、明神以て之を要として、天下の疑惑忽ち解けて、而して事物の大義決して行はる可し。否ざれば乃ち人々疑を存す可く、戸々各辨ず可し。今誓盟の禮に襲つて、信僞曲直、一擧にして道に歸す。其の禮たること大なる哉。或人疑ふ、君子屢盟ひて、亂是を以て長ず、誓を作りて民始めて畔き、會を作して民始めて疑ふと云へり。愚、謂へらく、聖人の道は能く天下の人情に從ふ。故に偏無く倚無し、徒杠輿梁成りて、而して後に民水を渉ることを病へず。盟誓以て約して、而して後に民其疑を免る可し。人每にして之を試むれば、日も亦足らず。然れども盟誓必ず禮有り。之を用ふるに禮を以てせざれば、民畔きて恥とせず。何ぞ必ずしも誓盟のみならむや。凡そ知や仁や、其道を致めざれば猶荑稗に如かず。專ら神を要して屢盟ふは、是れ之を用ふるに禮を以てせざる也。周豐が言の如きは、過りて徵無し。何ぞ之を取るに足らむや。(以上は誓盟の禮を論ず)

埿ー泥土也

以て其の清濁の心を明かにし給ふ。後世これに因りて終に誓盟の禮あり。蓋し誓は、唯言辭を以て神祇に請うて、其の信を約する也。盟は物を以て其の事を證して、直に其の信僞を決し、遠く神明に請ひ、血を灑ぎて之を載書す。之其禮は誓より嚴なり。猶埿を釜に納れて煮沸し、手を攘げて湯の埿を探り、斧を火の色に燒きて掌に置き、是を盟神探湯（盟神探湯を此には區訶陀智と云ふ）と曰ふが如し。後世に及んで、載書を作り、血を歃ぎて神祇に告ぐるの禮あり。（孝德帝、位に卽き給ひ、群臣を召し集へて盟はしめ給ふ。天神地祇に告して曰はく、天は覆ひ地は載す、帝道、は唯一也、而るを末の代澆薄ぎて、君臣序を失ふ、皇天手を我に假し、暴逆を誅し殄てり、今共に心血を瀝みつ、今より以後、君は二政無く、臣は朝に貳無し、若し此盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し人伐ち、皎しきこと日月の如けむと）人皆聖賢に非ず、信あり、僞あり、直あり、曲あり、正しうして疑ふべからざる有り、奸にして疑無くんばあるべからざる有り、是天下の通情なり。神聖の教、人情事變に通じ、詳

黒き心―汚れ穢れたる心、野心

其の禮大に成りて、朝儀の實を啓く可し。後世外朝の例を必として、以て中國の禮に附會するは、尤も不正の至り也。(以上は王朝の禮を謂ふ)

素盞嗚尊、天に昇りますの時に、溟渤之を以て鼓に盪ひ、山岳之が爲に鳴り呴えき。此れ則ち神性雄健が之を然らしむるなり。天照太神、素より其の神の暴く惡しきことを知しめして、徑に詰り問ひたまひき。素盞嗚尊、對へて曰く、吾は元より黒き心無しと。時に天照太神、復問ひて曰はく、若し然らば將に何を以て爾が赤き心を明さむとすると。對へて曰く、請ふ姉尊と共に誓はむ、夫れ誓約の中に(誓約の中を此には宇氣譬能美難箇と云ふ)必ず當に子を生むべし。如し吾が生めらん、是れ女ならば、則ち濁き心ありと以爲せ、若し是れ男ならば、則ち淸き心ありと以爲せと。

謹んで按ずるに、是れ神代の誓約、乃ち後世の誓盟の禮なり。凡そ誓は、己の信を明かにし、人の疑を解く所以なり。事物の間、或は未嘗て其の疑無くんばあらず。疑を解くの道は、誓約して鬼神に祈り、信を幽冥に期するに在り。故に天神誓を許し、

朝賀―一月一日帝大極殿に御す、百官禮服を著して侍坐し、再拜舞踏する儀式

慶を奉ず、信に義の當に然るべき也。蓋し朝儀一ならず、代々の聖主、或は其例を追ひ、其風を慕ひ、或は新に其の儀を立て、其の制を斟酌して、而して後に悉く備はる。其の間多く習俗の儀ありて、以て因循し來る。又禮の大意を存するに足れり。竊に惟ふに、朝賀は臣子の宸儀を拜慶する禮也。否らざれば乃ち臣子の情安んず可からず。故に一月に朔、望、晦の禮あり、其の間又大朝賀の節あり。群臣悉く敬を君上に致し、以て祝頌を奉る、是臣子の分定れば也。宴會は、君上宴を群臣に賜ふなり。饗あり、食あり、燕あり。此上下交はり、君臣和し、德業成りて相親愛する所以也。故に朝賀を以て尊卑の禮を嚴にし、燕會を以て上下の情を和す。故に朝賀に由りて其威儀を正し、燕會に因りて其風雅を作す。外には則ち以て禮容を觀、內には則ち以て恩惠を廣くす。然らば乃ち徒に之を威とし、之を儀とするのみに非ず。徒に之を飲み、之を食ふのみに非ず、皆恭儉を訓へ、惠慈を示す所以也。夫れ王朝の儀、載せて舊記に燦然たり。然も能く其の事物を致して、以て其の儀を正しうす。乃ち

偶人に官服を著せしむる義

倒語—事を逆の方面より說きて悟らしむるを謂ふ

の年と爲す。故れ古語に稱めまをして曰く、畝傍の橿原に、底つ磐根に宮柱太しき立て、高天之原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇と號て、神日本磐余彦火火出見天皇と曰す。初め天皇、天業を草創めたまふの日、大伴氏の遠祖道臣命、大來目部を帥ゐて、密の策を奉承はりて、能く諷歌、倒言を以て妖氣を掃蕩へり。倒語の用ひられたること、玆より始起れり。

謹んで按ずるに、是朝儀正旦を賀する始めなり。是歲卽位の元年、故に正月の賀あり、後世歲首に朝賀の禮を行ふと同じからずと雖も、正旦を賀するは此に始まれり。是乃ち朝儀の禮也。凡そ朝儀は朝廷の禮義也。朝廷は天地を以て其の基を立て、天下は朝廷を以て標準と爲す。朝廷の威儀は以て嚴正なるに在り。凡そ王朝の禮は、年中行事あり、恆例あり、臨時あり、每月の禮あり、公侯朝聘の禮あり、饗燕の禮あり、巡守、田獵、大射の禮あり、神社の祭禮あり。而して歲首慶賀の禮を以て大儀と爲す。正月は一年の始め、歲序端を更め、萬物惟新なるの節、臣子畢く朝會拜賀して其

桃梗云々―挑梗は木製の人形、土偶は土偶なり、金蟬貂の下尾字を脫せるか、

め、歴代因循して以て此の二職を重んずる也。夫土地ある時は則ち其の司を立て、人民ある時は則ち其の長帥を建て、物ある時は則ち其の司を設け、事ある時は則ち其の職を令し、而して師を置きて以て其の道を敎へ、監を立てて其の務を省み、以て其の禮を糾し、其の事を記し、法を萬世に垂れ、治平を天下に期す。是乃ち立官の禮なり。官立ち位定まる時は、則ち百寮有司及び四民の制、其禮自から正し。官位に因り尊卑に從ひて、以て家宅衣服を制し、飮食器用を設けて、交際言語の法を定め、冠婚喪祭の禮を正しうし、三綱を擧げて明德を明にす。立官の義、其用大なる哉。否ざれば乃ち官空しく設け、位虛しく名あるのみ。其人に非ずして其の職を貪り、其の功無くして其の高きに居す。玆に於て百官大に紊れ、職掌日に違ふ。猶桃梗土偶にして金蟬貂を附するが如し。故に天下の禮、上に混じて、四民は下に僭紊す。豈に往古の神聖の心ならむや。(以上は立官の禮を謂ふ)

神武帝の辛酉の年、春正月庚辰の朔、天皇、橿原宮に即帝位めす。是歳を天皇の元

八省—中務、式務、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內

文武互に根ざし—車の兩輪の如く相賴り相助長するを謂ふ

の名ありと雖も、未其の職掌を致めず。此に至りて八省百官を置き、始めて群臣の職分定まり、天下其禮を知る。文武帝に及びて、律令を撰して、大に官位職員を定めたまふ。其後損益相續いで、而して萬世之に襲りて、以て準據と爲す。蓋し立官は治平の道にして、而して其の事ある時は則ち其の職無くんばあらず。其の職ある時は則ち其の官無くんばあらず。其の官ある時は則ち其の位無くんばあらず。是物あれば必ず則ある也。既に官を立て位を設くる時は、則ち其の道、其の禮、未だ嘗て正しからずんば非ず。竊に按ずるに、官惟れ百にして、其の統ぶる所は文武の二職に在り。文は以て禮を守り、武は以て違を糾す。故に草業には乃ち武臣を以て其功を立て、守成には乃ち文臣を以て其禮を正す。文武互に根ざし、先後時を以てし、而して一人を輔佐す。是乃ち往古の神聖、經津主神、建雷神を遣はして、諸の順はざる者を平げ、二神に命じて天孫に侍し、且つ天忍日命に先んずる所以也。故に神武帝は、道臣命、饒速日命を封賞し、天種子命、天富命をして、以て左右たらし

十二階—德仁禮信義智の六つに各大小あり

崇神帝の十年秋九月、四道の將軍を命ず。

謹んで按ずるに、是れ武官を立つるの初めなり。

景行帝の五十一年、秋八月己酉の朔壬子、武内宿禰に命じて、棟梁之臣と爲す。

謹んで按ずるに、是れ大臣を以て棟梁之臣と爲す也。成務帝の朝に、初めて大臣と號す。仲哀帝の朝に大連の號あり。大臣、大連、相竝びて天下の政を知る。

成務帝の五年秋九月、諸國に令して國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置く。

謹んで按ずるに、是れ國郡の守司を立つるの始めなり。始めより國造、縣主の號ありしも、未だ其の職掌を致めず、此に及びて其の器を選して以て其の官を授けたまふなり。

推古帝の十一年、冬十二月戊辰の朔壬申、始めて冠位十二階を行ふ。孝德帝の大化五年春正月、始めて八省百官を置く。

謹んで按ずるに、是百官を立つるの始めなり。是より先、群臣、百寮、諸卿、有司

時は、則ち皆苟且を事とし、異教を貴び、各其の意に任せて、遂に其の中を得ず。故に往古神聖の建てたまふ所の法も、亦混淆して以て明かならず。豈に歎ぜざらむや。

(以上は大喪の禮を謂ふ)

神武帝の二年、春二月甲辰の如乙巳、天皇功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて、築坂邑に居らしめて、以て異に寵みたまふ。また大來目をして、畝傍山の以西の川邊の地に居らしめたまふ。今、來目邑と號くるは、此れ其の緣なり。珍彦を以て倭國造と爲し、(珍彦此には于砮毗故と云ふ)又、弟猾に猛田邑を賜ひ、因りて猛田縣主と爲す。是れ菟田主水部が遠祖なり。弟磯城、名は黑速、磯城縣主と爲す。復た劒根といふ者を以て葛城國造と爲す。

一書に曰く、此の時、天兒屋根命の孫、天種子命は、專ら祭祀の事を主る。是れ乃ち朝政を執るの儀なり。

謹んで按ずるに、是れ功臣を封じ、官職を立てたまふの初めなり。

中す―程よくす

葬哀の禮―大化二年三月、風俗匡正の詔あり、葬哀奴隷等の法始めて畧定ま

威福自由なり。禍心を包藏して二弟を害はむことを圖る。

謹んで按ずるに、是れ諒闇の禮也。夫れ父子は天性なり。終に臨むは永き訣なり。天性の親を以て永訣の期に至る。是れ哀葬の情、已むことを得ざる所以也。已むことを得ざるの誠を以て其の情に從ふ時は、則ち至らずと云ふこと無し。故に聖人其制を立て、其の過不及を中す。是れ禮の由りて行はるる所以なり。此の時未だ喪哀の制あらず。然れども神聖既に其の極を建つる時は、則ち此の禮亦類をもつて之を推すべし。故に史官、諒闇を以て之を書する也。手研耳命、其の貪れるが爲めに、父子の親を忘れ、兄弟の友を失ひ、竟に其の身を亡ぼすに至る。不孝不義の至、父既に之を措くも、天既に之を顚へす。鑒みざるべけむや。此後、孝德帝に至り、葬哀の禮始めて定まり、文武帝に及びて大に定まりて、天下皆焉に因る。蓋し喪服の禮は、終を愼むの道也。子弟其の實を盡すべき所、悉く此に在り。盡すべくして之を盡さゞる者は、孰をか忍ぶ可からざらむ。然れども俗正しからず、敎詳ならざる

顧命—命終ゆるに臨んで在右を顧みて後事を托すること

千研耳尊—綏靖帝の皇庶兄

謹んで按ずるに、是れ顧命の禮也。凡そ人君正殿に崩ずるは、禮の正しき也。況や切々たる顧命、專ら天下を以て任と爲し、百姓を以て心と爲し、死生を以て常と爲し、功を大臣に歸し、億兆の爲に其子の惡を發き、以て戒を後嗣に垂れ給ふをや。其の義深い哉。蓋し死生の際は、人倫の甚だ重んずる所也。故に天神の訣に臨みたまうて、以て拳々の神勅あり。今、帝、絕ゆるに垂たるに言たまひ、遠きを經、世を保つの謀此に及び、以て婦人女子の手に崩じ給はず。此の章を讀みて此に至る時は、則ち未だ嘗て卷を措きて之を歎せずんばあらず。吁、帝の雄略たる所以、宜なる哉。(以上顧命の禮を謂ふ)

神武帝の七十有六年、春三月甲午の朔甲辰、天皇橿原宮に崩りたまふ。時に皇太子、孝性純深にして、悲慕ること已むこと無し。特に心を哀葬の事に留めたまへり。其の庶兄手研耳命、行年已長て、久しく朝の機を歷たまへり。故れ亦事を委ねて親らなさしむ。然るに其の王、立操厝懷、本より仁義に乖けり。遂に諒闇の際を以て、

教化―原本の訓ずる所下の如し

友于―兄弟親愛の情

臣を知る云云―管子に出づ

民部―領有する所の土地人民

乃ち人の生の常の分、何ぞ言及に足らむ。但朝野の衣冠、未だ鮮麗ことを得ず。教化政刑未だ善を盡さず。言を興げて此を念ふに、ただ以て恨を留む。今年若干に踰えぬ、復た夭しと稱ふべからず。筋力精神、一時に勞竭ぬ。此の如きの事、本より爲にするにあらず。ただ百姓を安く養ふことを欲して致す所以なり。此の人生の子孫に誰か念を屬けざらむ。既に天下の爲には、事情を割すべし。今、星川王、心に悖惡を懷きて、行ひ友于を闕けり。古人言へること有り、臣を知ることは君に若くは莫く、子を知ることは父に若くは莫しと。縱使星川志を得て、共に家國を治むとも必ず當に戮辱を臣連に遍くし、酷毒を民庶に流しなむ。夫れ惡しき子孫は、已に百姓のために憚からる。好き子孫は大業を負荷つに堪ふるに足れり。此れ朕が家事と雖も、理隱すべからず。大連等、民部廣大にして國に充盈り。皇太子、地、上嗣に居り、仁孝著聞れたり。其の行業を以ふに、朕が志を成すに堪へたり。此を以て共に天下を治めば、朕、瞑目と雖も、何ぞ復恨むる所あらむと。

翔る可くんば、則ち矯習も竟に功無し。況んや人の知有りて悪習に薫滷する、何ぞ諭教を容受くるの地あらむ。然らば乃ち建立諭教、各其の道を致めざる時は、則ち名有りて實なし。終に父子天倫を失ひ危亡に陥るに至る。其の幾唯其の初めに在るのみ。

煙火萬里—天下泰平にして戸口繁昌する也

雄略帝の二十三年秋八月、庚午の朔丙子、天皇疾彌よ甚し。百寮と辭訣れたまひて、手を握りて歔欷きたまふ。大殿に崩りましぬ。大伴室屋大連と東漢掬直とに遺詔して曰はく、方今區宇一家の如く、煙火萬里、百姓艾り安くして、四夷賓ひ服る。此に又天意區夏を寧かにせむと欲せり。所以に心を小め己を勵まして、日に一日を愼むことは、蓋し百姓の爲めの故なり。臣、連、伴造、日毎に朝参し、國司、郡司、時に隨ひて朝集ば、何ぞ心府を罄竭して、誡め勅ふこと慇懃ならざらむや。義に於ては乃ち君臣なり、情は父子を兼ぬ。庶くば臣連が智力に藉りて、内外の歡心、普天が下を永く保ち安に樂しましめんと欲ひき。謂はざりき、遘病彌留て、大漸に至ることを。此れ

上智云々—論語に出づ
孩提有識—二三歳より物心づく迄の幼時

定めて、而して諭教相持し、扶翼以て正す。建儲の大禮と謂ふ可き也。凡そ上智と下愚とは移るべからず、而も亦た得易からず、多くは唯中人のみ。中人の才は、必ず慣習薫陶する所に由りて其の氣質を變ず。儲を建てて諭教を盡さざる時は、則ち諸を宴安に措き、諸を深窻に册いて、其の志を蕩し、其の質を愚にする所以にして君徳を成すの道に非ず。豈に是子を子とするの謂ならむや。未だ此の如くして治平の實を知る者はあらず。之を教へ之を諭すことは、孩提有識の時に在り。此に於て左右を選び、師傅を置き、言行日に之と化し、風俗月に之と移つて、其の入る所既に深く、其の習ふ所既に積む時は、則ち其の知、其の徳、大に成つて、我其の然る所以を知らず。是れ諭教の實なり。人皆天質の賢愚を用ふることを知りて、諭教の氣質を變ずる事を知らず。故に開悟啓迪の戒を致さず。其の惡の、以て之を懲す可きを知りて、幼孩漸洽の訓を知らず。其惡を見て始めて教戒切諫す。譬へば木の初めて生じ、鳥の卵を出づるが如し。其の養習全く此の間に在り。既に把す可く、既に

三器の任―三種の神器也、帝位の義

て引いて萬世に及ぶものは、人倫の大綱也。子に嫡あり長あり賢愚あり。嫡を貴ぶ事は、宗族姓氏の由りて明かなる所、后妃嫡媵の配する所を正しうする也。長を用ふることは、天倫の序に順ひて、長幼の道を正す也。賢を用ふることは、其器以て之に任ずるに堪ふれば也。故に嫡庶を以てする時は則ち嫡に在り、長幼を以てする時は則ち長に在り。其の德其の智、以て之を覆ふべき時は則ち賢を用ふ。是子を立つる常の禮也。國家の世子、其の任ずる所既に重く、其の率ゐる所既に衆し。況んや天下の太子をや。然らば乃ち建立の禮は、苟にすべからず。是往古の神聖、或は生じ或は及び、或は長を措き、或は智を選び、必ずしも常禮を專にせざる所以也。夫れ皇太子は、天下の重職を受けて、億兆の君師と爲て、安危治亂一に之に歸す。其の高明や、其の寛悠や、其の博厚や、共に畜へて而して後に三器の任に堪ふ可し。抑其の人を選ばんと欲する時は、則ち蚤く建つるの定め無し。其の計を蚤くせんと欲すれば、則ち君父も亦其の終を知る可からず。故に蚤く嫡長の序を立て、國の本を

傅、保―傅は守り育つる職、保は教育指導の職

表狀の無禮云々―高麗王の奉れる表に、日本に教ふの語ありしを指す

まる時は、則ち其の正明を薫陶し、氣質を變化する事、其の師、傅、保に由らざれば、以て其實を得べからざる也。太子聰明、天資謙讓にして、而して又雄武の俊才あり。能く中國の事物に熟し、兼て外朝の經籍に通じ、其啓迪開悟、習慣自然の如し。故に表狀の無禮を以て、高麗の使を責め、大寶を仁德帝に讓りて、昆は上にして季は下、聖は君にして愚は臣たるの常典を存す。其の豪英や、其の脫落や、皆敎諭の得に繫れり。萬世之に法りて以て師を立て、傅保を置き、太子家令の官と爲す。謹まざるべけんや。竊に按ずるに、敎諭の道は、多く外朝の書籍を以て事と爲す。是後世の謬なり。中國古今天下の興廢治亂、事物の制度、人民の禮儀、載せて文獻に在り。然らば乃ち日用言行修改の暇に、詳に其の道を致し其の古を鑒みて、而して後に外朝の經傳に及んで、以て其知識を廣くし、其事迹を證し、斟酌用捨して、有道に就きて以て之を正さば、敎諭の實を得たりと謂ふべし。(以上は建儲の禮を論ず)

愚、竊に按ずるに、父母ある時は必ず子あり、子以て嗣ぎ、孫以て承く、連綿し

天秩を亂す―兄の長たる弟の幼たる天與の秩序を亂す也

阿直岐―原本すべて「あとき」振假名せり

は蚤く定むることを貴ぶ。蚤く定めざる時は、則ち嫡庶の分明ならず。或は智を以て之を求め、功を立てて之を欲し、力を以て之を爭ふ。古今宗室の天秩を亂す事、焉に由らずと云ふ事無し。其禮蚤く定まれば、則ち衆望絶えて、天下の勢定まり、宗室の分極まりて、王家以て固し。人君豈に忽にす可けむや。

應神帝の十五年秋八月壬戌の朔丁卯、百濟王、阿直岐を遣して良馬を貢る。阿直岐能く經典を讀めり。即ち太子菟道稚郎子、師とし給ふ。是に於て天皇、阿直岐に問ひて曰はく、如し汝に勝れる博士また有りや。對へて曰く、王仁といふ者あり、是れ秀れたりと。時に上毛野君の祖、荒田別、巫別を百濟に遣はして、仍りて王仁を徵さしむ。十六年春二月、王仁來けり。則ち太子菟道稚子これを師として、諸典籍を王仁に習ひたまふ。通達らずと云ふこと莫し。

謹んで按ずるに、是太子諭教の禮なり。此の時、稚郎子、未だ皇太子の命あらず。然れども帝既に建儲の計を衷に定めたまふ。故に此の諭教あり。蓋し諭教の禮豫め定

疑擬—疑義を挿む也

占へむと。二皇子、是に於て命を被り、淨沐して祈みて寐たまへり。各々夢を得たまひつ。會明に兄豐城命、夢の辭を以て天皇に奏して曰はく、自ら御諸山に登りて、東に向きて八廻弄槍し、八廻撃刀すと。弟活目命、夢の辭を以て奏言さく、自ら御諸山の嶺に登り、繩を四方に絚へて、粟を食むの雀を逐ると。則ち天皇、相夢して二子に謂りて曰はく、兄は一片に東に向きて、當に東國を治すべし、弟は是れ悉く四方に臨みて、宜しく朕が位を繼ぐべしと。四月戊申の朔丙寅、活目尊を立てて皇太子と爲す。豐城命を以て東國を治めしむ。是れ上毛野君、下毛野君等の始祖なり。

謹んで按ずるに、建儲の禮は、天下の大本也。今其の夢みる所を以て其の計を定め給ふ。後世未だ疑擬無きにあらず。この時、古を去ること未だ遠からず、人心朴素にして、而して誠信感通す、故に此の議あり。二王子も亦之を肯ひ、終に永く帝の詔を承けて貳はず。是帝の聖徳なり、王子の渾厚なり。後世の似て之に效ふ可き所に非ず。蓋し帝位は大寶也、人誰か欲せざらむ。況んや皇子をや。故に建立の禮

屯蒙承久—屯蒙は國難、承久は治平久しき後を承けたる事
岐嶷—幼にして卓異なること

まふ。

謹んで按ずるに、是皇太子を立つるの始めなり。蓋し太子を建つるは、國の本を定め、宗廟社稷を重んずる所以なり。凡そ子を立つること、必ず長を以てするは、是禮の恒也。然るに時に治亂屯蒙承久あり、地に新故大小あり、人に賢知愚不肖あり。故に愼思明辨して、以て其道を致すことは、人君の德に在り。帝、始めて中州を定め、皇極を建て給ふ。其の間未だ嘗て强悍不律の賊無くんばあらず。信に是屯難の時、其の建立愼まざる可けんや。太子は帝の第三子にして、風姿岐嶷、少うして雄拔の氣あり。子を見ること父に如くべからず。竟に立てて以て皇太子に爲給ふ。建立の禮一たび行はれて、天下の大本定まる。是より連綿して、以て建儲の儀成る。於乎懿いなる哉。

崇神帝の四十八年、春正月己卯の朔戊子、天皇、豐城命、活目尊に勅して曰はく、汝等二子、慈愛共に齊し、曷れを嗣に爲む事を知らず、各宜しく夢みるべし、朕、夢を以て

鴆毒―鴆は毒鳥、其羽を浸したる酒を食めば忽ち死すと云ふ

蠱し―惑はし亂り

内修―閨門の内を修めて醜聲なからしむる也

宮闈云々―皇太后の幼主に代りて政を執るをいふ

人君、恒に九重の深に居して、萬乘の富を御し、近臣媚を進め佞臣惡を逆ふ。少らく怠り、情を縱にする時は、則ち鴆毒其の衷に根ざさざる事無し。故に外に諫議を設け、史官を置き、其の言行を正すも、猶未だ嘗て其の闕遺無くんばあらず。妃匹の親、皇后の睦、内助の益を興し、規警の戒に頼り、以て此を拾補す。是に良匹賢配の之を尙ぶ所以也。此後、立后の禮世々相續ぎ、以て皇統の連綿に至る。凡そ女德の選、其道を以てせざる時は、則ち淫婦妖女必ず其心を蠱す。族性の戒嚴ならざる時は、則ち外戚權を專らにし威を竊み、必ず天下の害を構ふ。立后の禮正しからざる時は、則ち男女の別明ならずして、而して内修の戒め行はれず。皇妃の道、之を規すに其の禮を以てせざる時は、則ち宮闈朝に臨み、垂簾政に預り、嗣主をして虛位を擁せしむるに至る。故に禮は夫婦に本づく。治亂之に因り、興亡焉に繫る。往古の令典舊記の載する所、監みざるべけむや。(以上は立后の禮を論ず)

神武帝の四十有二年、春正月壬子の朔甲寅、皇子神渟名川耳尊を立てて皇太子と爲た

媵妾—共に側室侍女の稱

大連—大伴金村

時は、則ち唯欲を縦にし情に從うて、其の始を克すと雖も、其の終を保つべからず。帝、正妃を立つるに當りて、廣く議して族姓を正し、女德を詳にし、位に卽くに及びて乃ち皇后と爲す。其の禮を隆ぶや、以て男女の別を序で、媵妾の品を辨じ、戒を萬世に垂れ給ふ。然れども猶後世未だ甞て淫亂德を黷し嫡妾相妄り、廢奪相行ふの失無くんばあらず。夫男女ありて、而して後に父子あり。然らば乃ち國家の大事、福祚の繫る所は、妃匹の際に在り。其の禮豈に苟もすべけむや。

繼體帝の元年三月庚申の朔に、詔して曰く、神祇に主乏かるべからず。宇宙に君無くんばあるべからず、天より黎庶を生じて、樹つるに元首を以てし、助け養ふことを司らしめ、性命を全からしむ。大連、朕が息無きことを憂ひて、誠款を披いて、國家を以て世々忠を盡す。豈に唯朕が日のみならむや、宜しく禮儀を備へて手白香皇女を迎へ奉りて皇后と爲し、內に修教せしめむと。

謹んで按ずるに、是れ皇后を立て、禮儀を備へ、教を內に修むるの詳なる也。蓋し

月に同じ、天子時を天下に示し、之に從はしむればなり

三統—文質三統の說をいふ、委しくは論語の爲政篇を參看すべし

聖匹—よき配偶

月を以て時を授け、天地の氣候を一にし、人君の大禮を著はし給ふ。是より歷代因循して此儀あり。大臣は北面して以て神器を捧げ、天子は南面して以て萬國に詔し、上下尊卑の禮を正し、道德聖明の政を布く。其繋る所、太だ重い哉乎。蓋し此の時未だ外朝の三統を知らずして、而して人統自から立ち、四時以て宜し。是乃ち神聖の靈妙也。爾してより來正朔終に失せず、時を授くること相正しうして、而して天下其の俗を一にす。中華の渾厚大なる哉。(以上は卽位の禮を論ず)

神武帝の庚申の年、秋八月癸丑の朔戊辰、天皇、正妃を當立みたまうて、改めて廣く華冑を求めたまふ。九月壬午の朔己巳、媛踏鞴五十鈴姬命を納れて、以て正妃と爲たまふ。辛酉春正月庚辰の朔、天皇卽位。正妃を尊びて皇后と爲たまふ。

謹んで按ずるに、是れ后妃選立の始なり。蓋し聖人聖匹を得る時は、則ち聖子あり。聖子聖孫相續ぐときは、則ち百代猶一日の如し。是れ人君天下を愛する所以の至り也。凡そ帝王の匹は、風化の本、禮儀の大なるもの也。選立に其の道を以てせざる

律令格式―各程の法律制度、律は刑律、命は制度、格は臨時の勅令及び官符、式は事務章程の類

王正月―正

ち禽獸に異ならず。中華にして禮無き時は、則ち夷狄に異ならず。故に神聖、教を初めに建て、天神戒を無狀に懲して、以て其の禮を正し給ふ。皇太子、聰明美質にして、始めて冠位を定め、親ら憲法を撰び給ひ、禮を以て治國の本と爲す 其の教、著明なりと謂ひつ可し。此後連綿して、天下衆庶の禮、制度の法大に定まりて、終に律令格式世に行はれ、天下萬世、皆禮の大本たることを知る。皇太子の功大なる哉。(以上は惣て禮儀の用を論ず)

神武帝の辛酉の年、春正月庚辰の朔、天皇橿原宮に卽帝位めす。是歲を天皇の元年と爲す。

謹んで按ずるに、卽位は人君の大禮也。天は人君の宗とする所、而して人君は庶人の天とする所也。天は上高くして、文明四海を照し、人君大寶に位して、而して明德天下に周し。故に卽位の禮を行うて、以て天下萬機の道を始め給ふ。帝、東征の功大に成り、中國を定めて、以て卽位の禮を始む。是歲を以て元年と爲し、王正

ば下齊らず、下禮無ければ以て必ず罪有り、是を以て君臣禮あれば、位次亂れず、百姓禮有れば、國家自から治まると。

謹んで按ずるに、禮の大なる、此に至りて始めて諸を憲章に著はし、以て天下の人民をして、之を知り之に由らしめたまふ也。夫禮は天地の大經にして、往古の神聖以て中國を定めたまひ、天神、非禮を以て石窟に入り給ふ。其の繫る所太だ重し。其由りて行はるゝ所、禮を以てせざる時は、則ち手足を措くに所無し。既に天下國家ある時は、則ち其禮あり、禮に由らざる時は、則ち所謂治平無し。是れ民を治むる所以の本、要は禮に在る也。人君示すに禮を以てせざれば、民の俗易らず。下を糺すに禮を以てせざれば、民心服せず。禮讓行はれて、而して後に教化の極始めて著はる可し。蓋し人の人たる、本朝の中華たる、是の禮に由れば也。夷狄も亦人にして、其の國も亦治あり。禽獸もまた物にして、其の群も亦類あり。然して其の夷狄たり、其禽獸たる所以は、禮に由りて之を行はざれば也。人として禮無き時は、則

八色の姓—眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、村主を曰ふ
弘仁帝—嵯峨天皇
瓜瓞—本末の意、瓞は蔓根に成熟する小瓜

とす。是れ人民をして禮を守つて、尊卑を混ぜず、善惡を亂さざらしむるの道也。姓氏の出づる、一度違ふ時は、則ち人皆其の由りて出づる所を忘れ、己が宗とすべき所を失して、而も悉く其の本を知らず。善を章はし惡を癉ましむるの禮に非ず。故に帝、姓氏を定むるに誓盟を以てして、諸人の眞僞相著はれ、尊卑初めて定まる。是れ禮の大端なり。此後、八色の姓を作りて、以て萬民を混じて其の姓を改め、近臣には各朝臣、宿禰を賜ひ、諸の歌男、歌女、笛吹、己が子孫に傳へて、其伎を習はしむ。弘仁帝の御宇に及びて、萬多親王、右大臣藤原園人等に勅し給うて、姓氏錄を撰ばしめ、延喜帝の朝に、正親司、皇親の籍を勘へて、以て服を賜ひ姓を改むる事を掌らしむ。皆姓苑の瓜瓞を糺し、禮儀の分定を明かにするの敎にして、否ざれば乃ち民情厚からずして、詐僞日に行はるるなり。

推古帝の十二年夏四月、丙寅の朔戊辰、皇太子、親ら肇めて憲法十七條を作る。其の四に曰く、群卿百寮、禮を以て本と爲よ、其れ民を治むる本、要は禮に在り、上禮せざれ

碑—碑の誤なるべし

豫退—猶豫逡巡して進み得ざる也

各言さく、或は帝皇の裔、或は異しくて天降れりと。然れども三才顯分れてより以來、多く萬歳を歷たり。是を以て一氏蕃息りて更に萬の姓と爲れり。其の實を知り難し。故に諸の氏姓の人等、沐浴齋戒して、各盟神探湯をせよと。則ち味橿丘の辭禍戸碑に探湯瓮を坐ゑて、諸人を引て赴かしめて曰く、實を得ば則ち全し、僞れる者必ず害れむと。（神に盟うて湯を探るを此には區訶陀智と云ふ、或は埿を釜に納れ、煮沸して、手を攘げて湯の泥を探る、或は斧を火の色に燒きて掌に置く）是に於て諸人各木綿手繦を著けて、釜に赴きて探湯す。則ち實を得る者は自ら全く、實を得ざる者は皆傷はれぬ。是を以ての故に、詐れる者愕然きて、豫退ひて進むこと無し。是より後、氏姓自ら定りて更に詐はる人無し。

謹んで按ずるに、姓氏明かならず。故に下は上を僭し、卑は尊を踰ゆ。是禮明かならず、分正しからざるの由也。往古の、神聖、其の功業に因りて、或は姓氏を賜ひ、名號を命じて、淑慝を旌別し、芳を流し臭を遺し、將に百世に傳へて未泯びざらむ

高き氏なし一階級にても高き階級に居らんと力め僞る也

入り給ひ、磐戸を閉して六合常闇となる。是れ無禮なる時は則ち天下の邪正混じて知るべからざる事を示し給ふなり。其の慮り遠からずや。後世、臣にして上を僭し、子として父を蔑にするは、皆禮の明かならざる所以なり。然る時は乃ち神を去る事既に遠く、其の靈驗速かに懼る可き無しと雖も、若し亂臣賊子の、以て志を縱にするもの有る時は、神、必ず石窟に入りて六合常闇となる可し。神、今日在りや不在やを知らざるも、禮の用は愼まざる可けんや。

允恭帝の四年秋九月、辛巳の朔己丑、詔して曰く、上古の國を治むること、人民所を得て姓名錯はず、今朕、踐祚しりて玆に四年になりぬ、上下相爭ひて百姓安からず、或は誤りて己が姓を失ひ、或は故に高き氏を認む、其の治に至らざることは、蓋し是に由りてなり、朕不賢と雖も、豈に其の錯てる事を正さゞらんや、群臣議り定めて之を奏せと。群臣皆言さく、陛下、失を擧げ枉れるを正し、氏姓を定めたまはば、臣等冒死み奉仕らむと、奏すに、可されぬ。戊申に、詔して曰く、群卿百寮、及び諸の國造等、皆

し、人物を生成するの始めは、未だ嘗て此大禮を以てせずんばあらず。天下の禮は人君に繫る。人君禮を正しうして、而る後に天下の條理行はるべし。之の故に陰陽各自ら左旋右行して、以て天地の序に循ひ、先後唱和の節を正うして、以て天下の事物を定む。禮の時、其の用大なる哉。此禮一たび立ちて、而して後に後世、先後上下男女の道、大に明かに萬民皆之に由る。二神の德、仰がざる可けむ乎。

素戔嗚尊の爲行、甚だ無狀。天照太神、發慍まして、乃ち天石窟に入り、磐戶を閉して幽居ましぬ。故れ六合の內常闇にして、晝夜の相代はるわきをも知らず。

謹んで按ずるに、無狀とは禮儀無きの言也。神は寬仁の聖明にして、其の無禮を嚴正すること此の如し。蓋し禮は上を安んじ民を治むる道也。禮無き時は則ち上下混じ、尊卑分かたれず。上下混ずる時は、則ち人々其情に從つて直ちに行ふ。故に君臣正しからず。尊卑分たざる時は、則ち强は弱を陵ぎ、富は貧を侮り、大は小を傾く。故に邪正明かならず。是れ神の深く其の無狀を戒め給ふ所以なり。神乃ち天石窟に

陵ぐ―下として上を犯し踰ゆるを云ふ

き、悉く其禮あり、等級分明にして、相混亂すべからず。禮の義も亦大ならずや。凡そ治平の要、其本は禮に在り。君臣定り、貴賤位し、小大分を守り、動靜常ありて、亂を作さんことを好む者は、未だ之有らざる也。

伊弉諾尊、伊弉冊尊、磤馭盧島を以て國中の柱と爲し、陽神は左より旋り、陰神は右より旋り、國柱を分巡りて、同じく一つ面に會ひぬ。時に陰神先づ唱ふ。陽神悅びずして曰く、吾は是れ男子なり、理當に先づ唱ふべし、如何にぞ婦人の反りて言を先つや、事既に不祥、宜しく改め旋るべしと。是に二神、却りて更に相めぐり遇ひぬ。是行は陽神先づ唱へて、陰神對ふ。廼ち大日本豐秋津洲を生みたまふ。

謹んで按ずるに、是天神禮を正したまふの儀なり。二神は乃ち天地なり、陰陽なり、男女也、萬物の宗源なり、中國の大宗なり。本朝の中州たる所以、人物の人物たる所以、聖教の聖教たる所以なり。蓋し理は條理なり、條理ありて亂れざる者は禮也。此の時未だ禮の名あらずと雖も、既に理を言ふ時は、則ち禮以て此に屬す。夫宇宙を經營

可からず。二者相持して、而して後に功化の實を談ず可し。中華往古の聖主、政敎の功、舊記に著るる所乏しからず、後世之に襲り之に律り以て祖述憲章せば、乃ち無爲過化の治、千萬世も其の澤を蒙る可き也。

○禮儀章

天先づ成りて、地後に定まる。然して後に神聖其の中に生れます。

謹んで按ずるに、天は先つて上に居り、地は後れて下に居る。上に在る者は高うして文明なり。下に在る者は卑うして厚順なり。其の中に萬品を生じて、而して聖神此に長として、以て其道を定む。是乃ち天地に天地の形あり。聖人因りて以て之を字して禮と曰ふ。禮は上下を辨じて、以て天下の人心を定め、貴賤を分ちて、以て天下の便用を通ずるの道也。禮の行はるるや、天地陰陽に本づき、其自然に因り、以て今日日用の制を立つ。天下之に襲りて之を行ふ時は、則ち終に奢らず、儉ならず、上は君父の尊親を遺れず、下は臣子の分限を超えず、此より天下の廣き、萬機の衆

權は秤錘なり衡は秤竿なり

鈍器云々—用具の鋭利精良ならざる時は功を成し難しとなり

輕重を以てす可からず、繩墨設けられて、欺くに曲直を以てす可らざるが如し。否ざれば則ち平直眞僞邪正、何ぞ能く辨ぜむや。或人疑ふ、政教法令は、猶器用の如し、人君德を修むる時は、則ち器用自から利し、否ざれば乃ち器用ありと雖も可ならざらんと。愚、謂へらく、良工と雖も、器用無きときは、則ち工を施すの用無し。良工の良工たるは器用利にして備はれば也。如し鈍器を用ひんか、筋を勞し骨を苦めて、竟に功を遂げざる也。凡そ政教法令の備はる、猶舟に乘りて大川を濟るが如し。水を能くすると能くせざると、共に濟りて逸安也。專ら德を修むるを以て其功を期するは、猶水を能する者の、己が力を恃みて、以て水を泅ぎ濟るが如く、甚勞して功少く、危くして濟る者寡し。況んや德を修めず、政教法令を以てせざるをや。唯私知妄作を以て、治平の功を要するは、猶舟の乘るべき無く、技の泅ぐべき無くして、力を恃み私を構へて、以て水に入るが如し。溺れずして何をか待たむや。故に治國平天下の要は、身を修めて以て政教を正しうするに出づ

條目、綱領―綱領は大綱、條目はその細目

在すが如し―論語に、神を祭るに神在すが如しとあり

權衡云々―

煩碎にして厚からず。或は教へずして化を期つとも、竟に政教の實を得べからざる也。或人疑ふ、外朝の聖人は政を以て正と爲す、今解する所は、多く政を以て誠と爲すに在るは何ぞや。愚、謂へらく、中國は郊社宗廟を祭祀するを以て政の要と爲す。故に祭事を以て政字に訓ず。是祭祀、政事、義を一にすれば也。蓋し祭祀は誠を主とす。政事も亦人君の誠に在り。政は誠を以てせざれば、卽ち唯條目を存して綱領無し。日に煩しく月に勞して、而も教化の功無し。是民免れて恥無き所以也。惟誠の至りや、鬼神も亦在すが如し。況んや人民をや。道を治むる所以は、其諸を掌に示るが如きか。然らば乃ち正誠の二字、更に間隔する事無き也。或人疑ふ、政教法令は德の末にして、形の下なるものかと。愚、謂へらく、否らず。物あれば必ず則あり。天下國家あれば、必ず政教法令あり。政教法令の外に、豈に此德あらむや。明聖の主も亦之を用ひ、愚昧の君も亦之を用ふ。其利鈍煩簡にして、治亂相因る事、共に此四者に在り。四者正明なる時は、猶權衡設けられて、欺くに

勤怠—韓退之曰く、業は勤むるに成り、怠るに荒む

有司普く天の下に告げて、朕が懐を識らしめよと。

謹んで按ずるに、凡そ天下の人物、未嘗て其の事業無くんばあらず。既に事業ある時は、卽ち其の成敗は必ず勤怠に繫る。農以て天下の饑を養ひ、桑以て天下の寒を防ぐ。人一日是無き時は卽ち苦しむ。故に聖主賢后、親から耜り親から蠶して、備さに稼穡の艱難を嘗め、天下の黎元を勸勉す。是人君民に父母たるの義なり。帝、志を政教に措き給ひ、卽位の元年に此の詔あり。天下に告ぐるに其の事業を勤む可きを以てしたまふ。百寮有志、豈に怠るべけんや。(以上民政を致す)

以上は、政教の道を論ず。謹んで按ずるに、政は誠を以てするに在り、教は致め審にするに在り。凡そ政教の道は、能く其時を察して、以て沿革損益し、能く其水土を知りて、以て風俗を考へ、能く其人情に通じて、以て過不及を節し、能く其事物を詳にして、以て制度を定め、能く其大倫を明にして、以て禮用を序し、而して後に數省みて以て之を化するを、聖神功用の極と謂ふ可し。否ざれば乃ち或は

志を喪ふ―玩物喪志は書經の語也

當年―丁年の義

壬午の朔乙酉、詔して、犬馬器翫を獻上ることを得ざらしむ。

謹んで按ずるに、使臣の巡察は政の恆にして、以て風俗を巡省す。是教化その俗に繫る所大なり。且翫器犬馬を獻ずることを得ず、是乃ち其の風俗を正すなり。人君物を翫ぶ時は即ち志を喪ふ。物は至微にして、志は至大なり。至微を愼まざる時は、即ち至大制すべからず。人君の好む所、天下焉に歸す。豈に急にすべけむや。帝、其俗を正しうせんと欲す。故に此の詔あり。而して又人情を寬にせむと欲して、宴を群臣に賜ひて、大に醻すること五日、是儉にして寬なるなり。宜なる哉、海表の諸蕃、調を進り、海内安康なりしこと。(以上は風俗を正す)

繼體帝元年の詔に曰く、朕聞く、士、當年にして耕さゞる者有るときは、即ち天下或は其の飢を受くることあり、女、當年にして績まざる者有るときは、天下或は其の寒を受くることあり、故に帝王躬から耕して農業を勸め、后妃親から蠶ひて桑の序を勉めたまふ、況んや厥の百の寮より萬族に曁るまで、農績を廢棄て殷富に至る者あらんや、

伯をして沈めしめむと謀りし謀

五方—四方五方十方ともに世界と云ふに同じ

らんや。今此一事を擧げて、以て帝の政弊と爲す。未だ嘗て隱惡の戒を懼れずんばあらず。然して帝の仁德たる、天下之を知らずと云ふこと無し。猶習俗の以て德を瀆すことあり。後世執政の道、最も以て鑑む可し。(以上は弊を改む)

履中帝の四年秋八月、辛卯の朔戊戌、始めて諸國に於て國史を置き、言事を記して四方の志を達す。

謹んで按ずるに、是國史を置くの始めなり。史は事を記すの官なり。言は、諸國に於て此の官を立て、上は以て天子の敎令を記し、下は以て國郡の事を記す。是國俗を正し人情を達するの政なり。凡そ五方各其の俗あり、民又其の習を異にす。故に人君其の事物を知るときは、卽ち政令必ず乖く。今國史を置きて言事を記し、其の制度を正しうし、國俗の化を知りて、以て其の政を致む。後世國守の外に目、史、等の官あり。皆な國の事を記し、以て其の政を正しうす、是れなり。(以上は國史)

淸寧帝の三年秋九月、壬子の朔癸丑、臣連を遣はして風俗を巡省せしめたまふ。冬十月

強頸、衫子－帝茨田隄の成らざるを以て神誨により二人を沈む、強頸は之に死し、衫子は却つて河神を誅せり

淺謀－衫子が瓠を水中に投じて河

謹んで按ずるに、是れ巡狩の始なり。此の時、熊襲反きて朝貢せず、故に此の幸ありて、而して大に西方の諸侯を觀、以て風俗を正し、以て制度を明にす。後に又東方を巡守して以て政事を定む。此時天下大に定まり、封域以て建つ。成務帝に迄びて、國郡、縣邑の制、造長、首渠の法竟に定まり、天下猶一家のごとく、敎化俗を同じうす。巡守の道大なる哉。(以上は巡狩)

仁德帝の十一年、武藏の人強頸、河內の人茨田連衫子、二人以て河の神を禱る。

謹んで按ずるに、妖神人を殺して牲と爲すは、夷狄の習俗なり。是れ天孫未だ降らざるの前、惡鬼妖怪の餘政なり。蓋し堤を爲り溝洫を設くるは、人を愛するの道也。神の神たる、非禮の祭を享けむ乎。夢寐の妖を信じて、以て人を用ひて河伯を祭る。噫何ぞ是惑へるや。夫れ帝の聰明儉德、天下の太平無事なる、後世の企て望む所に非ず。猶鬼神を信じて、衫子が淺謀、以て神の妖僞を知るに如かず。此の失、爰れの處にか在るや。唯思辨の道、其の誠を盡さゞるのみ。人君政敎の要、豈に愼まざ

甚だ傷きわざなり、其れ古の風と雖も、良からずば何ぞ從はん、今より以後、議りて殉を止めよと。

謹んで按ずるに、殉は人を以て亡者に殉ふなり。夫人君は民の父母なり、未父母にして其の子を愛せざるは有らず。亡に殉ふ者は哀の過ぎて愛の溢るゝ也。聖人の政、豈に之を用ひむや。此の時、古を去ること未遠からず、人民情に從ひ俗に習ひ、上下以て行ふ。帝、制を建て法を改め、止殉の詔あり。三十二年、野見宿禰、明器土梗を作りて之に易ふ。帝、大に其の德を稱して、以て土師の姓を賜ふ。是民の父母たるの誠を擴充する所以なり。此より朝廷に殉亡の制亦行はれず。帝の德大なる哉。竊に按ずるに、外朝始めて俑ありて以て殉に至り、其の弊以て國を亂るに及ぶ。中國始に殉あり、以て土物を作つて竟に殉を止むるに至る。其の風俗の渾厚なる、以て之を見つ可し。(以上は殉を禁ず)

景行帝の十二年秋八月、乙未の朔己酉、筑紫に幸す。

明器土梗—死者と共に埋むるすべての器物、及び土人形

俑—葬に從ふ木偶

導くの義

淡海公―藤原不比等の謚

誠に出でず。而して鬼神は幽にして信也。人民は習うて馭はる。故に鬼神に事ふる事は、敬を致すに在り。人民を治むる事は敎を盡すに在り。帝既に晨に興き夕までに惕れ、齊明感服して、以て鬼神を敬し、災害既に耗く。然れども天下未一軌ならず、四方未俗を均しうせず。今、憲章を建て、以て時月を考へ、禮樂制度を同じくして、以て民の性を節し、道德を一にして以て俗を同じくす。十二年に及び、敎化流行し、衆庶業を樂み、富庶既に滿ち、人民皆長幼の序、課役の制を知る。宜なる哉、其至德を稱する事や。蓋し後世に迄り、巡察、按察、宣撫の法ありて、以て風俗制度を正し革む。推古帝に及びて、聖德太子憲法を定め、孝德帝は天下の政制を詳にし、天武帝は律令法式を定め、文武帝の朝に、淡海公勅を奉じて律令を撰し、終に萬世政令の準標と爲る。其の本皆此に基く。帝の功も亦た大ならずや。(以上は憲章の敎)

垂仁帝の二十八年の詔に曰く、夫れ生けるときに愛みし所を以て、亡者に殉はしむるは、

行人―賓客の接待を掌る官人

憲章―法として之を布衍明示する也

啓迪―啓き

して政教を愼みたまふこと、萬世の規戒なり。(以上は祭政の實)

崇神帝の十年秋七月、丙戌の朔己酉、群卿に詔して曰く、民を導くの本は、教化に在り、いま既に神祇を禮ひて、災害皆耗きぬ、然れども遠荒の人等、猶正朔を受けず、是れ未だ王化に習はざればなり、其れ群卿を選んで四方に遣はし、朕が憲を知らしめよと。

謹んで按ずるに、是行人を發して、以て教を四方に施すの始めなり。導は啓き迪く也。教へ化に至らざる時は、即ち民と教と別なり。民情化適して教成る。之を教化と謂ふ。正朔は王暦也。天下正朔を受くるは、其の天に事ふる事を同じうする也。正朔受けざるときは、即ち民俗を殊にす。王化は天下皆其の教令を守つて、其の三綱を正しうする也。王化未だ習はざる時は、即ち民意を異にす。憲は法なり、憲章して以て人に示すなり。言は、民皆此の心あり、教化明かならず、故に其の性を盡さず。之れを啓迪することは教の化に在り。鬼神を敬すると民を教化すると、其本至

格思―詩經に神の格るや度るべからず矧んや射ふべけんや云々、思は助字

元惡―大なる凶惡者の意　庶兄手研耳命をいふ

天種子命、專ら祭祀の事を主りたまふ。是れ乃ち朝政を執するの儀なり。

謹んで按ずるに、天下の政事は、郊社宗廟の祭祀より大なるは莫し。夫れ人君は、天地を以て父母と爲す。況んや帝乾靈天孫の統を承け、以て四海に臨み給ふをや。蓋し神に交はるの道は誠に在り。至誠を以て祭祀する時は、即ち鬼神の幽冥も、亦格思るべし。蕞爾たる黎民、至誠以て之を求めば、則ち感ぜざる事無し。故に往古神祇の祭祀、朝廷の政事は、其義を二にせず。深い哉。(俗に政の訓は、祭事を以てする是れなり) 凡そ祭祀を主どる者は、皆朝政を執る事、天種子命、神八井耳命の如き、(神八井耳命は、神武帝の皇子にして、綏靖帝の兄也。神八井耳命曰く、吾は是乃の兄なれども儒弱して果を致すこと能はず、今汝特挺れ神武くして、自ら元惡を誅ふ、宜なる哉汝天位に光臨して、以て皇祖の業を承けたる事、吾當に汝の輔と爲りて、神祇を典り奉らむとすと、是れ即ち多臣の始祖也) 是れ也。帝、神勅を守りて靈器を敬し、且天神を郊祀り、用て大孝を申べたまへり。其の兢々業々と

天縱―論語子罕篇に、固より天之を縱すほとんど聖也とあるに據る

靈畤―祭壇を庭中に設けて神祇を祭る場所とする也

を得べからざる也。蓋し政の要は、民心と習俗とを察するに在り。人心は必ず俗と化して、善惡以て成る。人君政を立て、教を明にして之を率ゐるときは、卽ち民心化して、風俗成る。風俗の成ること習熟の久しきに在り。習熟久しき時は、卽ち民其の然る事を知らず。故に曰く、政の要は、民心と習俗とを察するに在りと。此の章、政教の大體を盡すと謂つ可し。(以上は政教の大體)

四年春二月、壬戌の朔甲申、詔して曰く、我が皇祖の靈、天より降り鑒りて朕が躬を光し助けたまへり、今諸の虜ども已に平け、海内無事なり、以て天神を郊祀りて用て、大孝ことを申ぶ可しと。乃ち靈畤を鳥見の山中に立て、其の地を號けて上小野榛原、下小野榛原と曰ふ。用て皇祖の天神を祭りたまふ。

先人曰く、神武天皇、都を大和國橿原に定めたまふ。時に三種の神寶を以て、大殿に安置し、床を同じくして坐し給ふ。蓋し往古の神勅の如し。是に由て皇居神宮差別なし。宮中に庫藏を立て、此を齋藏と云ふ。官物神物分無し。此時、天兒屋根命の孫、

中朝事實　下卷

皇統

○聖政章

神武帝の己未の年春三月、辛酉の朔丁卯、令を下して曰く、今運此の屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり、巣に棲み穴に住みて、習俗惟れ常となれり、夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ、苟も民に利あらば何ぞ聖の造に妨はむ。

謹んで按ずるに、是政令の始めなり。民心は天下の人心なり。習俗は人皆習うて以て俗と爲るなり。言ふ心は、天下屯蒙にして、人心詐欺に與らず。穴居野處し、以て習俗たり。今、帝、天に繼ぎ極を建て、以て天下の禮を正しうし、其舊俗を新にせんと欲す。故に此の詔ある也。人心の朴素は善政に染み易きが如くにして、而も習俗の舊汚又變じ難し。時義是れ革まるの時又大なり。聖英の天縱に非ずんば、之

と。愚、謂へらく、近臣は之を知る事難く、遠臣は焉を知ること易し。夫遠臣は、人君の威を懼れて、大臣の命を重んず。故に其の爲す所大に違はず。近臣は君の親に褻れ、己の近に慢りて、以て大明の間を察し、大臣の意に阿りて、以て其の膚を蠹し、其心を蠱す。其害太だ深し。人君の暴昏、古より未だ近親の邪惡是非に繫らざるは無し。近臣知り易からむや。近臣は君自ら之を試む、其の及ぶ所最も狹し。遠臣の如きは、其友とする所、其宗とする所、其學ぶ所、其爲す所、人々以て之を毀譽して、而る後に黜陟す。其索むる所太廣し。故に曰く、近臣は難く、遠臣は易しと。或人疑ふ、奸讒の行はれざらん事を。愚、謂へらく、人君の使令、其禮を正しうし、其制を嚴にして、以て其道を致め、恆に教令し、恆に省察する時は、則ち臣竟に其私を顓にする事を得べからず。若し一たび任じて規さず、詳に命じて省ず、其譽に從ひて之を試みず、其功を重んじて之を察せざる時は、則ち猶新柱も久しうして朽ち、清水も塞がれて濊るるがごとし。夫れ彼の罪ならむや。

連は―連帥はの誤脫歟

疑はず。是れ大臣を敬する也。守令の如きは、任限を制し、考課を明にし、監巡の察を正し、其の禮を明にする時は、則ち賢を賢とするの道立つ。近親の如きは、風俗を正し、佞奸を避け、世臣を重んじ、老臣を慰し、親戚の分を明にす。是れ親を親として、群臣を體とする也。夫其人を得て而も用ひざる時は、則ち人才必ず屈す。其人を用ひて而もその制を致さゞる時は、則ち佞奸黨を窺ひ、讒者間を得るなり。臣士の登庸、使令の艱き事、豈に偉ならず哉。外朝の聖主、堯舜、既に人を知るを以て艱と爲す。其登用するや、必ず咨ひ若ひて以て焉を試む。皐陶歌ひて舜之を拜し、益昌言を進めて、禹之を拜し、周公卜を獻じて、成王之を拜する者は、大臣を敬するに非ずや。唐虞の四岳、十二牧、三代の方伯連は、守令を選ぶに非ずや。文武の聰明齊聖なる、小大の臣、咸く忠良を懷く時は、則ち漸染の補を待つ事、又切ならずや。況んや百官庶司の任、各々其心を盡さずと云ふこと無し。竝せ按ずべき也。或人疑ふ、近臣を知る事は易く、遠臣を知るは之難からん

墨面理遣―墨面は文飾せざること、理遣は人の過を忍容すること

とし、外其言行を察して、之を試ること之を久しうするに在り。若し純ら知を必とし、敏を貴言を以てすれば、則ち利口喋々として、其俗は靡弊輕薄なり。純ら德を必とし、篤を尙び、行を以てすれば、則ち沈默唯々として、其俗は墨面理遣す。奸佞の利に喩き、至らざる所無し。人君深く居高く坐して、事に於て自ら裁せず、淵默寡言にして、人に於て叩繫せず、功能の實を察せずして、毀譽の偏を信じ、恆久の情を規さずして、一旦の事を取る時は、則ち竟に其實を得べからず。故に往古の人君、躬ら萬機を覽て、以て其事物を察し、日に群臣に接し、以て其人材を考へ大臣以下各々職を奉じ言を陳べ、忠を勸めて隱さざるも、猶未だ嘗て其差無くんばあらず。乾靈の神なるも、其の登庸する每に、必ず以て衆議して以て試任すること、併せ鑒みる可し。抑も任使の道、叉易からず。親ずる時は則ち瀆るゝの失あり。遠ざくるときは則ち塞ぐの過有り。旣に大臣を得る時は、則ち其禮を盡し、その制を嚴にし、其の祿を豐にして、其位を高うし、事に任じて以て

勝れて良品なるを云ふ

皹瘃して——ひゞやしもやけを切らして

大なる、人君兼ねて巡る時は、卽ち皹瘃して以て求むるとも、亦竟に盡すべからず。明君は天に繼ぎて極を建て、良臣君に代りて職を分つ。是至誠の道なり。凡そ官は惟れ百、職は惟れ庶ありて、而も總べて大臣、守司、近親の三に在り。三者の一も得ざる時は、則ち治と謂ふべからず。大臣一ならず、文臣あり、武臣あり、耆老の臣あり、勳功の臣あり。各々其道を得れば、則ち政體正しくして宗備豫めし、禮樂興りて風俗厚し。守司一ならず、國主、郡縣司あり、人物事儀、各其司あり。その選その人を得る時は、則ち民人化し、土地辟け、事物その處を得。近親一ならず、侍衞あり、給事あり、左右親戚の分あり、止一類のみに非ず。各、其の選を得るときは、則ち左右の涵養、朝夕の恪勤、番直の衞儀正しうして、而して宗子惟城たり、親戚惟屏たり。故に大明は枕を泰山に安んじ、手を北辰に拱き、四海以て朝し、一天皆共にす。勞せずして功成るに非ずや。蓋し人を得るの道は、人を知るに在り。人を知ること太だ難し。之を知ること、内その知徳を主

化天皇の孫、垂仁皇后の兄

根使主—押木玉縵を私して雄略帝に誅せらる

金村—繼體天皇の頃に大連たりし人

牀を剝するに云々—易の坤下艮上の卦の六四の句、災の愈迫るをいふ

闒茸—油の

親に因て垂仁帝の社稷を危うせむとし、平群眞鳥國政を擅にして、武烈帝の寳祚を簒はむとす。刺頒巾が王子を殺せる、眉輪王の天皇を弑せる、皆一朝一夕の事に非ず。僣（譖と同じ）始めて既に涵ふ也。故に根使主の奸謀は、十四年を歴て而して後に發覺して、以て赤族の誅を受け、金村臣の大忠有て、六有世を輔くるも、亦衆口を恤ひて住吉の宅に蟄す。人君志を此に措かずんば、姦雄國を簒ふの慚愉、邪上を罔するの譖、佞幸權を擅にするの私、聚斂媚諛の欲、牀を剝するに膚を以てして覺らず。小人志を得て、君子屈を受け、鬼と爲り蜮と爲る。營々たる青蠅、愼まざる可けむや。（以上は奸臣の讒を戒む）

以上は、人を知るの道を論ず。愚、謂へらく、天下の治道は、人を得るより大なるは莫し。其の人を得ざれば、則ち勞して功無し。其人を得る時は、即ち垂拱して成るを仰ぐ。猶耳目四支の聰明健強にして、心思之を使令するがごとし。夫萬機の繁き、人君臨みて決せば、則ち蘭膏以て繼ぐも、亦竟に得べからず。天下の

以て曲とす

讕翻の辯—讒辯をいふ

狹穗彦—開

す。

天皇之を勅して釋さしめ、仍りて紀伊直等の祖に賜ひぬ。

謹んで按ずるに、良臣と姦臣と相對し、君子と小人と相敵す。故に何の世にか姦臣無からむや。蓋し奸讒の行はるゝ、未嘗て其の因る所無くんばあらず。今其の遠く出でたるを謀り、以て其心を蠱惑し、以てその耳目を塗ぎ、陰狡の質を以て、讕翻の辯を構ふ。況んや其の親戚をや、況んや其の兄弟をや。帝の過てるも亦宜ならずや。凡そ武内、六世に弼亮として、師言嘉績當世に多し、尤も壽耇の老臣也。上、世を閱する事久しうして渉歷深く、先王の政、祖宗の典、古今の興衰、治亂、文武の迹、當時の沿革、廢擧の由、之を知り之を行はざるは莫し。故に見聞の際に瞭然として、指畫の頃に粲然たり。天下の具瞻と謂ひつ可し。一朝の讒に因りて、必死の地に望む。吁、危い哉。眞根子は是何人ぞや。其忠に感じ、其の讒に激して、速に死して以て焉に充つ。天又善人を佑くる也。帝、尚決せず。終に探湯の誓あり、以て寃を明にす。讒口の是非を顚倒し、邪正を混淆する所以此の如し。狹穗彦王、外

貳心—一本貳心の上元字あり

眞根子—一本壹岐直の祖とあり

丹き心—赤心、忠誠にして僞無きの心

探湯—熱湯に手を入れ爛れたるを

內宿禰を殺さしむ。時に武內宿禰これを歎きて曰く、吾れ貳心無し、忠を以て君に事ふ、今何の禍あつてか、罪無くて死せんやと。是に壹岐直眞根子といふ者あり。其の人と爲り、能く武內宿禰の形に似れり。獨り武內宿禰の罪無くて空しく死なむことを惜みて、便ち武內宿禰に語りて曰く、今、大臣、忠を以て君に事へ、既に黑き心無きことは天下共に知れり、願はくば密かに避けて朝に參赴でまして、親から罪無きことを辨めて後に死ぬるも晩からじ、且つ時の人每に云ふ、僕の形、大臣に似たりと、故に今我れ大臣に代りて死して、以て大臣の丹き心を明さむと。則ち劍に伏りて自死ぬ。時に武內宿禰大に悲しみ、竊かに筑紫を避けて、浮海によりて南の海より廻りて、紀水門に泊まり、僅かに朝に逮ることを得て、乃ち罪無きことを辨む。天皇則ち武內宿禰と、甘美內宿禰とを推へ問ひたまふ。於是に二人各々堅く執りて爭ふ。是非決め難し。天皇勅して、神祇に請して探湯をす。是を以て武內宿禰と甘美內宿禰と、共に磯城川の湄に出でて、探湯す。武內宿禰勝ちぬ。便ち橫刀を執りて、甘美內宿禰を毆ち仆して、遂に殺さむと欲

承流云々ー主の流澤を承けて其德化を下に宣べ傳ふること

忽せにす可けむや。其の選一度背く時は、則ち億兆の民悉く其の殃を蒙る。人君敢て忍ぶ可けむや。故に其の精選、往古既に然り。後世之に因りて年限を正しうし、考課を愼み、賞罰を明にし、相續ぎて其の制嚴なり。外朝の先儒の曰く、郡守縣令は民の師帥なり、承流して宣化せしむる所也。故に師帥賢ならざる時は、卽ち主の德宣べず、恩澤流れずと。愚、謂へらく、守令唯租稅調賦のみを事として、禮敎を以てせざれば、則ち政化の實に非ず。故に財賦を督し、詞訟を理むるの間、禮敎自から敷き、風化興行し、而して俗自から移り、民自から敦し。而して後に守令の賢を稱す可し。(以上は、守令の任を正す)

應神帝の九年夏四月、武內宿禰を筑紫に遣はし、以て百姓を監察しむ。時に武內宿禰の弟、甘美內宿禰、兄を廢せんと欲して、卽ち天皇に讒言さく、武內宿禰、常に天下を望の情あり、今聞く、筑紫に在りて密かに謀りて曰く、獨り筑紫を裂きて三韓を招き、己に朝はしめて、遂に天下を有たむとすと。是に於て天皇、卽ち使を遣はして、武

行、成務、仲哀、神功、應神、仁德也

重寄—衆望を一身に集めたる人

白河院云々—六條顯季が參議を望みたりし時の仰也、今鏡に見ゆ

是れ此の壽耉老成の人か。後世、大臣に任ずるの道、往古を踏襲して、以て其選を精一にせば、又大なる過無からんか。(以上は、大臣の選を重んず)、

成務帝の四年、春二月丙寅の朔、詔して曰く、今より以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置く、則ち當國の幹了しき者を取りて、其の國郡の首長に任けよ、是を中區の藩屏と爲んと。

先人の曰く、國司は是れ一方の重寄に當り、百姓の寒苦を察す。庸才の企て望む可き所に非ず、故に昔時は固く格制を設けて、以て治否を勘へ、合格の者は賞を蒙り、違格の者は黜けらる、是良吏を選ぶ所以なり。又曰く、七箇國の受領を歴て合格の吏は、公文を勘へ畢りて、參議に拜すと。白河院の仰に、但し其の才に依る可しと。

謹んで按ずるに、是國郡の司を選ぶ也。蓋し人君は民の父母也。分を以て之を言ふ時は天壤の如し。情を以て之を考ふる時は、心體の相資くるが如し。故に深宮の內に居り、九重の上に坐すと雖も、恆に誠に求むるの實を存せば、則ち守令の選、豈に

の宴會、豊明の節會と云ふ

大臣は云々―大寶令の職制に出でたる文

六世―景

若し狂へる生ありて、墻閣の隙を伺はむか。故に門下に侍ひて非常に備ふと。時に天皇之に謂りて曰はく、理灼然（灼然を此には以耶知擧と云ふ）なりと。則ち異に寵み給ふ。秋八月乙酉の朔壬子、稚足彦尊を立てて皇太子と爲たまふ。是の日、武内宿禰に命りて、棟梁之臣と爲す。

謹んで按するに、是其の人を選びて、其の大職を任ずるの義なり。棟梁の臣、成務帝に距りて大臣と號ふ。武内これに任ず。此後、連綿として大臣の號あり。終に三公の稱あり。蓋し大臣は一人に師範として、四海に儀形たり。其人無き時は則ち闕く。古來其の重ずる所此の如し。是邦を經め道を論じ、陰陽を燮理するを以て也。其の上の爲たるや、必ず善を陳べ邪を閉ぢて、以て君の德を爲す。其の下の爲たるや、必ず政を發し仁を施し、以て人の俗を爲す。此の如きの人にして、而る後に此職に任ず。其をして上は人君の道を輔け、下は四海の政を濟はしむ。帝、武内が篤行に因り、授くるに大任を以てし、武内終に六世を輔導して、風采凝峻、武儀巍焉たり。

をいふ、三事云々の事書經立政に出づ

密を以て中書に竝せ稱す。況んや中州は、往古より威武を以て皇統を建つるをや。

(以上は、文武の大臣を論ず)

崇神帝の十年秋九月、丙戌の朔甲午、大彦命を以て北陸に遣はし、武渟川別を東海に遣はし、吉備津彦を西道に遣はし、丹波道主命を丹波に遣はす。因て以て詔して曰はく、若し教を受けざる者あらば、乃ち兵を擧げて之を伐てと。既にして共に印綬を授ひて、將軍と爲す。

謹んで按ずるに、是武官の始めなり。神代既に將帥の任あり。神武帝の時、軍帥の將あり、然れども未だ名號に及ばず。今始て將軍を以て印綬を授け、四道將軍と號く。其の任、重い哉。(以上は、軍帥の任を選ぶ)

宴樂―朝廷

景行帝の五十一年、春正月壬午の朔戊子、群卿を招して宴きこしめすこと數日。時に皇子、稚足彦尊、武内宿禰、宴庭に參赴ず。天皇、召して其の故を問ひ給ふ。因て以て奏して曰さく、其宴樂の日には、群卿百寮、必ず情を戲遊に在いて、國家に存かず。

諷歌—物に準へて間接に諭す歌謠

虎賁—勇士

て、日臣命を譽めて曰はく、汝、忠しくして且勇めり、加能く導くの功あり、是を以て汝が名を改めて道臣と爲よと。

辛酉の年春正月、天皇位に卽きたまふ。道臣命、大來目部を帥ゐ、密の策を奉承はりて、能く以て諷歌す。二年春二月甲辰の朔乙巳、天皇、功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて、以て異に寵みたまふ。

謹んで按ずるに、一書に、天種子命、天富命を以て、左右の臣と爲すと。又曰く、宇麻志麻治命、櫛日方命を食國政申大夫と爲すと。是皆大臣執政の儀なり。此時、文武の臣を以て相並べり。凡そ文と武とは猶左右の手のごとし、陰陽相對して偏廢すべからず。唯時宜を以て先後を爲すのみ。天孫臨降より、神武帝の時に及ぶまで、皆草昧屯蒙の難あり。武臣に非ざれば其の創業を得べからず。故に其之を先として之を賞する所、竝せ見つべし。後世に至つて、文臣を重んじ武臣を輕んず。是れ殆んど上古の神制に異なり。外朝の聖人政を立て、虎賁を以て三事を竝せ論じ、樞

して天下治まる

天工云々―書經に出づ

からざらむや。凡そ臣に文武あり、大小あり、親疏あり。一も焉を闕く時は全からず。文武の大臣は、經綸康濟す。近親の侍臣は、薫陶涵養す。職の重き者は安危の寄あり、職の親き者は習染の移るありと雖も、其の天下の本に繫る事は一なり。此の章、五神配侍の事あり。別に二神殿を同じくするの勅あるは、是大臣を敬する也。又、天忍日命、天孫の前に立ち、天鈿目命、以て近衞す。是雲路を披わけ、山蹕駈する時、武を右にし文を左にして、威武を鳴すの義也。吁、其の人を得て其の禮を正しうし、其の道を致むるの至れる、後世企て望むべきに非ざる也。此時旣に輔弼、大臣、近衞の職あり。以て天工、人それ之に代はる。後官を立て人に任ずること、忽せにす可けむや。

神武帝の甲寅の年、東を征たまうて、菟狹津媛を以て、之を侍臣天種子命に賜妻たまふ。天種子命は、是れ中臣氏の遠祖なり。戊午の年夏六月、大伴氏の遠祖日臣命、大來目の督將の、元戎を帥ゐて、山を踏み行を啓き、乃ち烏の所向ひの尋にす。時に勅し

聞望—聲聞と名望

衣を垂れ云云—書經武成に、垂拱

來目部の遠祖、天槵津大來目を帥ゐて、背には天磐靫を負ひ、臂には稜威高鞆を著け、手には天梔弓、天羽羽矢を捉り、及び八目鳴鏑を持り副へ、又、頭槌劔を帶きて、天孫の前に立して、遊行き降來り、日向の襲の高千穗の槵日の二上峯の天浮橋に到ります。

一書に曰く、天孫天降り給ふ時に、天兒屋根命、(津速產靈神の孫、中臣氏の祖なり)天太玉命、(高皇產靈神の子、齋部氏の祖なり) 天照大神の勅を奉じて、左右の扶翼と爲る。今の世の左右の相の如きか。(親房記)

謹んで按ずるに、是臣の才を選ぶ始めなり。治を爲す道は、人を用ふるに在り。況んや草昧屯難の時をや。凡そ此五神は、既に中國に功あり。今又防護配侍す。蓋し世臣の舊德功業已に時に見はれ、聞望已に世に孚ある事、高山巨海の如く、其の風采以て具瞻するに足る。初め運動の勞無く、而して功の人に及ぶや厚し。天神、此才を得て、而して皇孫依賴の任を付し、以て皇統を正しうし、以て其正を養ひ、衣を垂れ手を拱きて、以て其成ることを仰ぎたまふ。何で強暴服せざらむや。雅俗敎

言を聽き行を觀る—論語公冶長篇に、子の曰く始め吾人に於けるや其言を聽いて其行を信ず、今や吾人に於いて其言を聽いて其行を視る

言を聽き行を觀るの戒め有りと。然らば乃ち人を知ることは、中外以て之を重しと爲す、宜なるかな。(以上は、登庸の議を詳かにす)

天照大神、天津彦彦火瓊々杵尊に、八坂瓊曲玉、及び八咫鏡、草薙劒の三種の寶物を賜ふに及び、又、中臣の上祖、天兒屋命、忌部の上祖、太玉命、猿女の上祖、天鈿女命、鏡作の上祖、石凝姥命、玉作の上祖、玉屋命、凡て五部神だちを以て、配へて侍らしめたまふ。

一書に曰く、天照大神、手に寶鏡を持ちたまひ、天忍穂耳尊に授けて、祝ぎて曰はく、吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るが如くすべし、床を同じくし殿を共にして、以て齋鏡と爲すべしと。復、天兒屋命、太玉命に勅すらく、惟くは爾二神と、亦同じく殿内に侍ひて、善く防ぎ護ることを爲せと。

一書に曰く、高皇産靈尊、眞床覆衾を以て、天津彦國光彦火瓊々杵尊に裹せまつり、卽ち天磐戸を引き開け、天八重雲を排分けて降し奉りき。時に大伴連の遠祖、天忍日命、

復命―二神大巳貴命に說き、其二子を降順せしめて復命せる也

德を崇め云々―論語顏淵篇に出づ

香取鹿島―香取は下總、鹿島は常陸

はぬ鬼神等を誅うて、果して以て復命まうす。

謹んで按ずるに、是天神、人を登庸するの愼しめる也。天神の靈、日の天に中するが如し。萬象畢く照し、片言乃ち通ず。此れ其の神たる所以にして、而かも衆議を盡し、俯して其の言に順ふは、擧措を重んじたまへばなり。夫れ人の質、美才の以て用ふ可き有りと雖も、德を崇め惑を辨へざれば、卽ち富貴威武聲色の場に卓立たること能はず。二子の或は大巳貴に媚び、或は下照姫を娶れる是也。經津主神、武甕槌神、特に確乎として拔く可からざるの量あり。故に大業を建てゝ復命し、尙東方に退きて以て皇孫を防護す。(經津主神は、又は、齋主神と云ひ、又、齋之大人と號ふ、香取神是なり。健雷神は、鹿島神是なり)其の王の傷む所を敵とし、天下の功を忘れず、大なる哉、凡そ時天造草昧に在り、險の中に動いて、大に亨り貞しき者は、大丈夫に非ずんば之を得ず。人才の難く、人を知ることの艱き、後世豈に忽にせんや。外朝の先儒曰く、人を知ることの難きは、堯舜も以て病と爲す。孔子も亦

忠誠ならず—下照姫に娶ぎて其國に留住せり

僉曰さく、天穂日命は、是れ神の傑れたるなり、試みたまはざる可けんやと。於是に俯して衆言に順ひて、卽ち天穂日命を以て、往きて平けしむ。然れども此の神、大巳貴神に佞り媚びて、三年に比及まで、尙報聞まうさず。故れ、高皇產靈尊、更に諸神たちを會へて、當に遣はすべき者を問ひたまふ。僉な曰く、天國玉の子、天稚彥、是れ壯士なり、宜しく之を試みたまへと。於是高皇產靈尊、天稚彥に天鹿兒弓、及び天羽羽矢を賜ひて以て遣はす。此の神もまた忠誠ならず。是の後に高皇產靈尊、更に諸神を會へて、當に葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。僉曰さく、磐裂（磐裂此には以簸娑窶と云ふ）根裂神の子、磐筒男、磐筒女の生ませる子、經津（經津此には賦都と云ふ）主神、是れ佳けむと。時に天石窟に住む、神稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子熯速日神、熯速日神の子武甕槌神あり。此神、進みて曰さく、豈に唯經津主神のみ獨り丈夫にして、吾は丈夫に非ず哉と。其の辭氣慷慨し。故れ以て卽ち經津主神に配へて、葦原中國を平けしむ。二神、是に出雲國の五十田狹の小汀に降り到りまして、二神諸の順

謹んで按ずるに、此時人才最も盛なる哉。凡そ事、其の人を得ざれば、其の道明ならず。天地の常闇なるに當りて、非常の才有るに非ずんば、非常の功を得べからず。思慮以て其の謀を致し、大勇以て其の事を遂げ、雄藝以て其の用を盡し、寛優以て其の道を盡して、而して後に大に成すべし。八十萬神の衆き、唯此の數神を得たり。然らば乃ち才の難きこと、神代既に爾り。蓋し才の要は、知以て遠く慮る可し。思兼神、其の任に中るか。仁以て力行す可し。天兒屋命、太玉命、是其の人か。勇以て果斷すべし。手力雄神、天鈿女命、是それ得たるか。三德此に在り。故に洪基を復して、以て萬億世に及ぶ。才の美、至れる哉。(以上は、人を得るに在ることを論ず)

皇祖高皇產靈尊、皇孫を立てて葦原中國の主と爲むと欲す。然れども彼の地には多に螢火の光く神、及び蠅聲なす邪しき神あり。復た草木咸に能く言語ふことあり。故れ高皇產靈尊、八十諸神だちを召集へて、問はして曰はく。吾葦原中國の邪き鬼を撥ひ平けしめむと欲ふ、當に誰を遣はさば宜けん、惟はくは爾諸神だち、知らん所を勿隱しそと。

かむがかり—神靈の人身にのりうつりて託宣すること

端出の繩—今のしめなはの起源也

部の遠祖太玉命、天香山の五百箇の眞坂樹を掘にして、上つ枝には八坂瓊之五百箇御統をとり懸け、中つ枝に八咫鏡（一に云ふ眞經津の鏡と）をとり懸け、下つ枝に青和幣、白和幣（和幣此には尼根底と云ふ）を懸りしでて、相與に致祈禱りまをす。又、猿女君の遠祖天鈿女命は、則ち手に茅纏の矟を持ち、天石窟戸の前に立ちて、巧に俳優す。又、天香山の眞坂樹を以て鬘にし、蘿（蘿を此には比舸礙と云ふ）を以て手繦とし、（手繦此には多須枳と云ふ）而して、火處燒き、覆槽とゞろかし、（覆槽を此には于該と云ふ）顯神明憑談す。（神明の憑談を顯す、此には歌牟鵝可梨と云ふ）是の時に天照大神、聞したまうて曰さく、吾比ろ石窟に閉り居り、謂ふに當に豐葦原の中國は、必ず長夜爲む。如何んぞ天鈿女命、此く嘘樂するやと宣ひて、乃ち御手を以て、磐戸を細めに開けて窺はす。時に手力雄神、則ち天照大神の手を奉承て、引き出し奉る。於是に中臣神、忌部神、則ち端出之繩。（繩亦左繩の端出でたりと云ふ、此には斯梨組梅儺波と云ふ）を界以し、乃ち請して曰く、復勿還幸ましそと。

開端の誠云云—端は始也、神聖の開ける基礎を擴充すると

ては、下吏之を計り、守令之を制す。伍は必ず長あり、村里必ず老あり。之を郡縣に總べ、諸を國司に轄す。是れ乃ち長を建つるの道なり。然して其の議を致めず、其の道を盡さゞる時は、則ち唯虛名にして實無し。古來年限を定め黜陟を明にするは、皆民の長を重んずれば也、民安んずる時は則ち國平なり。是れ民の國家に繫る所以也。而して人君、天下を以て大寶と爲し、拳拳服膺して、恆に守る可きの道を致め、失ふべきの過を顧み、神聖開端の誠に因りて、以て之を擴充せば、則ち天壤と窮り無からむ。是れ治道の要、大都人君の志を本とする所以なり。

○神知章

天照太神、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居りましぬ。故れ六合の內常闇にして、晝夜の相代るわきも知らず。時に八十萬神たち、天安河邊に會合ひて、其の禱るべきの方を計らふ。故れ、思兼神、深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。また手力雄神を以て、磐戸の側に立てて、中臣連の遠祖天兒屋命、忌

な守りて違はざる心、孟子梁惠王上篇に、恒の産なければ恆の心なし

溝壑に轉ず—貧窮困乏に陷る

保伍—組合伍人を伍とし十人を保とす

ざる也。之を養ふの道は、經界を定め、產業を考へ、農家を具にして、而して後に賦斂を正しうするに在り。既に庶あり既に富む時は、則ち教を以て本と爲す。衣食足りて教へざる時は、則ち民又恆の心を失ふ。之を教ふる道は、人倫を秩で風俗を正し、其機を抑揚し、其志を勸懲し、以て利を利とし樂を樂しぶに在り。愛を專にする時は、則ち情を縱にし欲を逞しうして、業を廢する事を知らず。戒を專にする時は、則ち民免れんとして恥無し。養教相持して而して民安し。然して又天地常無く、人民必ず幸否あり。故に其備を無事に設けて、以て其の害を除き、窮民を救ひ、賑恤を周くす。否されば乃ち百姓必ず溝壑に轉ず。人君荒政の設、年穀の祈、是れ其の誠を盡す所以なり。之を養ひ之を教ふること、人君一人の眇を以て豈に天下の衆に及ばんや。故に其長を建つ。長を建つるの道は、民間に保伍を立てゝ、以て之を親察す。其の爭訴論事、皆先づ焉に附す。而して之を規し之を和して、其の諍獄の機を防ぎ、背教の萌を折く。其の止む事を得ざるに及び

羊の寓言あり

三監—周武王三弟をして、殷の後たる武庚祿父を監せしめし故事

正朔—歳旦に、諸侯王家に朝して其歳の暦を受くること

恒の心—道

に在り。侯王を封建するときは、則ち親を親とし賢を賢とし、其邦に因りて其卿を命じ、方伯を建て、三監を立て、天子巡狩して、禮を規し俗を觀て、黜陟の政を明にす。諸侯朝聘して、王室に勤め正朔を受け、退いて顏を違ること咫尺の敬を存す。故に宗子は惟城たり侯王は惟藩たり。郡縣を以て守令を命ずるときは、則ち任限を定め吏務を察し、考課を明にし賞罰を正し、按巡の察使を以て、其土地人民の實を鑒む。然して乃ち共に國家を維持し、大寶の祚竟に傾くべからず。是れ國家治りて後天下平なるなり。凡そ人君の尊く、下民の賤き、九重の邃く、市井の卑き、若し輕しとして、焉を遠ざくる時は、則ち其の阻たること猶天壤の杳なるがごとし。心誠に之を求めば、則ち猶天の地を覆ひ、日月の萬物を照すがごとく、甚近うして掩ふ可からず。之を求むるの道は、養を以て先と爲す。物必ず養あり。草木鳥獸に水土羽毛枝葉ある、皆然り。況んや民をや。衣食給らざる時は、則ち恒の心無し。恒の心なき時は則ち刑罰に陷る。是人君忍ぶ可きの道に非

人其人に云云—任用する人物に適材を得ざる時は

嘉靖咸寧—天下平治して萬國咸く安らかなること

亡羊—擇ぶ所に迷ふと、莊子に見ゆ、又列子に多岐亡

を重んずることは、必ず民の長を選ぶことを重んずるに在り。人、其の人に非ざるときは、則ち官、明ならず。官、明ならざれば、則ち民の情致す可からず。民の情塞がる時は、則ち民の長に非ざる也。後世、民安く國豐なることを得るものは、其の人を得れば也。民苦しみ國衰ふること有るものは、其の人を得ざれば也。故に縣主縣令を輕んずることは、是民を輕んずる也。民を輕んずるは、是れ天下國家を輕んずる也。天下國家を輕んずるは、乾靈國を授くるの德に背き、天孫統を垂れ給ふの基を廢するに非ずや。四方嘉靖の休、萬國咸寧の化、其機端に此に在り。(以上は民の長を建つ)

以上は治道の要を論ず。愚、謂へらく、天下の治道、古今の論に岐多し。人君之に臨んで、未嘗て亡羊の失なくんばあらず。夫天下の本は國家に在り。國家の本は民に在り。民の本は君に在り。君明なる時は則ち民安し。民安き時は則ち國治まり家齊ふ。國家治齊なれば則ち天下平なり。國家を治むる道は、封建と郡縣と

稼穡―穀を種うるを稼とし、収納を穡とす、農事也

天云々―烝民は衆民と云ふに同じ、書詩等に見ゆ

謹んで按ずるに、是れ天人、民の長を建つるの始めなり。凡そ物相聚まる時は、未嘗て長有りて以て焉を統べずんばあらず。鳥獸の群すら必ず其先んずるもの有り。況んやそれ人をや、民に其の業あるをや。業必ず敎有り、人に必ず欲あり。其の敎を知らざる時は、則ち百穀時に違ひ、稼穡節を失ひて、民恆の產を得ず。其欲を制せざる時は、則ち鬪諍相起り、獄訟日に盛にして、而して民以て死亡するに至る。故に神の靈なる、既に邑君あり、以て時の百穀を播く。後世豈に焉を忽にす可けんや。成務帝、始めて國郡を分け封域を定め、造長は國郡を主り、稻置は縣邑を司る。宜なる哉、百姓安居し、天下事無きこと。夫天の烝民を生ずる、自ら治むること能はずして、遂にこれが君あり。君萬民を統べて、獨理むること能はずして、之を百官に付す。百官理むる所、其の採惟萬にして、而して其の繫る所は悉く民に在り。然らば乃ち百官の設は民の爲に非ずや。人君の重きこと民のために非ずや、既に天、民のために己を立つることを知らば、則ち民を重んずるを以て先務と爲さゞるは莫し。民

畛域—境域と云ふに同じ

氷室—山頂岩陰等に氷を貯藏せる穴

あり、地に河海の暴あり。人君、民を爲むるに志ある者は、豫じめ備へ先づ謀りて、以て之が制を爲す時は、則ち其の災殆んど遁る可し。是人心の精一なる所、物の以て勝つ可き無し。既に其害を除く時は、則ち民の利百倍す。帝甚民の生を以て要と爲し、河を開きて以て之を疏し、堤を築きて以て之を塞ぐ。民以て子のごとくに來り、神以て之を佑く。故に隄岸の崩るゝ無く、泉源の涸るゝ無く、沙土の淤無く、畛域の失無し。吁、その德、大なる哉。其後、大に力を溝洫に盡し、百姓寬饒にして、凶年の患無し。況んや橋路を爲りて以て人民を利し、氷室を以て其の政を規し改め、大に乾靈國を授けたまふの德に答へたまふをや。(以上は、民の害を除く)

天照大神、因りて天邑君を定めたまふ。卽ち其の稻種を以て、始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎、八握に莫々然て甚だ快し。

成務帝の五年秋九月、諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置くを以て、百姓居を安んじ、天下事無し。

文帝は高祖の中子、景帝は文帝の子

惓々—懇々と云ふに同じ

滂—大波

兩處の築—築は隄の誤歟、又築きて合はざるの意歟

帝の曰く、農は天下の本なりと。先儒の曰く、文帝の此の詔あること、凡そ三たび、景帝、武帝も亦皆是の言を以て詔の先に冠らしむ。漢人、古を去ること未だ遠からず、猶重んずる所を知る也。今、帝の詔と更に異ならず。國に中外ありと雖も、民の事に惓々たるに至りては一なり。(以上は、農の利を盡す)

仁德帝の十一年夏四月、戊寅の朔甲午、群臣に詔して曰はく、今朕、是の國を視るに、郊澤曠く遠くて田圃少乏し、且河の水横に逝れて流末駃からず、聊か霖雨に逢へば、海潮逆上りて、巷里船に乗り、道路亦た泥たり、故れ群臣共に視て、決て源を横にして海に通じ、逆流を塞ぎて以て田宅を全うせよと。冬十月、宮の北郊原を掘りて、南の水を引きて以て西の海に入る。因て以て其の水を號けて堀江と曰ふ。又、北の河の滂を防がんとして、茨田堤を築く。是の時、兩處の築ありて、乃ち壞れて塞ぎ難し。時に天皇、夢に神の誨ありて、塞ぐことを獲て、其の堤且成りぬ。

謹んで按ずるに、是民の害を除くなり。天地の間、民の害を爲す者、天に旱潦の災

にして營々たるを喩ふ

六十二年—垂仁帝の朝なり

因循—それにより從ふ

文景二帝—

持して、而して後に家給りて恥を知る所以也。帝、民を養ふを以て心と爲し、民を導くを以て敎と爲し、始めて調賦の先後を制し給ひ、長幼の次序を敎へたまふ。其の化、大なる哉。(以上は民の産を制す)

六十二年秋七月、乙卯の朔丙辰、詔して曰く、農は天下の大なる本なり、民の恃みて以て生くる所なり。今、河内の狹山の埴田水少し。是を以て其の國の百姓、農事に怠れり。其れ多に池溝を開りて、以て民の業を寬めよと。冬十月、依網池を造る。十一月、苅坂池、反折池を作る。(一に云ふ、天皇、桑間宮に居まして、是の三池を造ると)

謹んで按ずるに、是農の利を盡すなり。百穀を利する者は、水より大なるは莫し。今、狹山及び三の池を濬くして、力を溝洫に盡す事此の如し。是より歷代因循して、水利を開いて非常に備ふ。垂仁帝、池を諸國に作り、景行帝、相續ぎて力を竭し、百姓大に富み、天下大に平なり。竊に按ずるに、外朝の周、農を以て國を爲むるの後、此を重んずること漢の文景二帝に如くは莫し。文帝曰く、農は天下の大本也と。景

異俗云々—任那の來貢を指す

弓弭手末—弓弭の調は男の漁獵の獲物を奉るをいひ、手末の調は女の手藝の調物を上るをいふ

蠢爾—蟲などのうごめくが如く、人民の夥多

きこと序を失ふ、疾病多く起りて、百姓災を蒙る、然して今罪を解ひ過を改めて、敦く神祇を禮ひ、また敎を垂れて荒俗を綏くし、兵を擧げて服はぬを討つ、是を以て官に廢れたる事無く、下に逸るる民無し、敎化流き行はれて、衆庶業を樂み、異俗も譯を重ねて來き、海外既に歸化きぬ、宜しく此の時に當りて、更に人民を校へて、長幼の次第、及び課役の先後を知らしむべしと。秋九月甲辰の朔己丑、始めて人民を校へて、更に調役を科せ、これを男の弓弭調、女の手末調と謂ふ。是を以て天神地祇、共に和享みて、食雨時に順ひ、百穀用て成り、家給ぎ人足りて天下大に平なり。故に稱めまをして御肇國天皇と謂す。

謹んで按ずるに、是民の產を制するなり。既に庶既に富めり、未嘗て以て敎へずんばあらず。人皆欲あり。民は其れ蠢爾たるものなり、情ありて節を知らず、欲ありて制を知らず。故に唯之を養ひて制を加へざる時は、則ち其の身を保つ事を得べからず。專ら之を戒めて以て養はざれば、則ち恆の心を得べからず。撫育敎導互ひに

子の如くに來り—詩の大雅に、庶民子の如く來るとあり、召さずとも自ら來るを謂ふ

聖主—禹を指す、禹は宮室を卑うし飯食を菲うして儉を力めたり

遂げ、性を盡すことは、天下の人君に繫れり。一人を以て億兆の父母と爲る、君の道、厥これ難い哉。唯り仁德帝、其の任に勝へたるか。躬を儉にして民の家を賑はし、無告を救ひて、民の貧富を以て天子の貧富と爲し給ふ。其れ天の君を立つる是れ百姓の爲なりと曰ふ。然る時は卽ち君は百姓を以て本と爲すの詔は、實に人君の民を養ふの至戒たり。故に宮室の造るや、庶民子の如くに來り、百姓、罪を天に獲んことを懼る。吁、至れる哉、大なる哉。蓋し先に仲哀帝の早く崩じたまふ有り、神功帝の西征あり。後天地不順にして稔穀登らざる患有り。君子德を儉にして難を辟るの義、亦亨らずや。後世民を賑はし、土木の功を興す、唯此の帝德を以て規と爲さば、則ち大なる過無きのみ。外朝の聖主、宮室を卑しうして儉德を尙ぶも、豈に此に過ぎむ乎。(以上は、民の産を豐にす)。

崇神帝の十二年春三月、丁丑の朔丁亥、詔すらく、朕初めて天位を承けて、宗廟を保つことを獲たり、明も蔽る所あり、德も綏きこと能はず、是を以て陰陽謬り錯ひ、寒く暑

遣を一「すてたるを」と訓ずべきか

曰はく、其れ天の君を立つることは、是れ百姓のためなり、然らば則ち君は百姓を以て本と爲す、是を以て古の聖王は、一人も飢寒ゆるときは、顧みて身れを責む、今百姓の貧きは、則ち朕が貧しきなり、百姓富めば、之則ち朕が富めるなり、未だ百姓富みて君の貧しきは之有らずと。秋八月己巳の朔丁丑、大兄去來穗別皇子のために壬生部を定め、亦皇后のために葛城部を定む。九月諸國悉く請して曰さく、課役並に免されて、旣に三年に經りぬ、此に因りて以て宮殿朽ち壞れて、府庫已に空し、今黔首、富饒ひて、遺を拾はず、是を以て里に鰥寡なく、家に餘儲あり、若し此の時に當りて、税調を貢ぎて宮室を修理るに非ずんば、懼らくは之其れ罪を天に獲んかと。然れどもなほ忍びて聽したまはず。十年冬十月、甫めて課役を科せて、以て宮室を構造る。是に於て百姓領されずして、老を扶け幼を携へ、材を運び簣を負ひ、日夜と問はずして、力を竭して爭ひ作る。是を以て未だ幾時も經ずして、宮室悉く成りぬ。故に今に聖の帝と稱めまうす。

謹んで按ずるに、是れ民の產を豐にし、民の力を寬にするの極なり。夫れ民の生を

益稷に君臣唱和の詩あり

心を削し云々—志を勵まし給ひて

頌德—德は音の誤か

兆に臨みて、玆に三年になりぬ、頌音聆えず、炊烟轉よ踈なり、則ち知りぬ五の穀登らずして百姓窮り乏しからむ、封畿の內すら尙給がざる者あり、況や畿外諸國をやと宣ふ。三月己丑の朔己酉、詔して曰く、今より之後、三載に至るまで、悉く課役を除めて、百姓の苦を息はせんと。是の日より始めて、黼衣、鞋履、弊れ盡きざれば更め爲らず、溫飯、煖羹、酸り餧らざれば易へず。心を削し、志を約めて、以て無爲に從事ましぬ。是を以て宮垣崩るれども造らず、茅茨壞るれども葺かず。風雨隙に入りて衣被を沾ほし、星辰漏て壞より入り、床蓐を露にせり。是の後、風雨時に順ひて、五穀豐穰なり。三稔の間へて、百姓富寬に、頌德既に滿ちて、炊烟また繁し。七年夏四月辛未の朔、天皇、臺上に居して遠に望みたまふに、烟氣多に起つ。是の日、皇后に語りて曰はく、朕、既に富めり、豈に愁あらむやと。皇后對へて諮さく、何をか富めりと謂ふ。天皇曰はく、烟氣國に滿ちぬ、百姓自から富めるかと。皇后且言さく、宮垣壞れて修むることを得ず、殿屋破れて衣露にうるほるなり、何ぞ富めりと謂ふ。天皇

恭惕—恭愼謹戒を加ふること

康哉—尚書

神武帝、詔して曰く、恭みて寶位に臨んで、以て元々を鎭むべし、上は則ち乾靈、國を授けたまふの德に答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまふの心を弘むと。

崇神帝の六年、百姓流離へぬ、或は背叛くもの有り。其の勢、德を以てこれを治め難し。是を以て晨に興き、夕までに惕りて、罪を神祇に請たまふ。

謹んで按ずるに、國は民を以て體と爲す。民勞する時は則ち國衰へ、民安き時は則ち國興る。乾靈の授けたまふ所は、則ち此の蒼生なり。二帝の恭惕し給ふ所、至れる哉。民は惟れ國の本なり。本固き時は邦寧し。故に或は中國を制し、或は民に教を垂れたまふ。其の德、大なるかな。(以上は民の事を重んず)

仁德帝の四年春二月、己未の朔甲子、群臣に詔して曰はく、朕、高臺に登りて、以て遠く望むに、烟氣域中に起たず、以爲へらく百姓既に貧しくして、家に炊ぐ者無きか、朕聞く、古の聖の主の世には、人々詠德音を誦げて、家々康哉と云ふ歌有りと。いま朕、億

盤中の辛苦
—李紳が稼穡の辛苦を詠じたる詩句に、誰か知らん盤中の飧粒々皆辛苦

天照大神、天狹田、長田を以て御田と爲たまふ。又、方に神衣を織つて、齋服殿に居たまふ。

謹んで按ずるに、是天神、民の事を重んずる也。それ天神の尊き、織る可きの人無きに非ざる也。而して其の事を躬らしたまふ所以の者は、但親ら其の誠信を致して、以て神衣を爲るのみに非ず、之を先んじ之を勞して、蠶織の艱難を備にし、盤中の辛苦を嘗めて、以て天下の農桑を帥る給ふ也。蓋し人君躬ら耕し、后妃親ら蠶して、上帝の粢盛に供へ、祭祀の禮服を爲すは、皇極の無逸を建て、王業の大本を示す也。（繼體帝、詔して曰く、帝王躬ら耕して農業を勸め、后妃親ら蠶ひて桑の序を勉む、況んや厥の百寮より萬族に暨る迄、農績を廢棄て殷富に至る者あらむやと、然らば乃ち上古に王后親ら耕蠶したまふの義ありしなり）後世に及びて、祈年穀（二月八月）神衣祭（四月九月）神今食（六月）新嘗會、及び大嘗會は、皆農事を以て朝政を行ふなり。往古、其の事を重んじ、其の誠を盡すや、以て鑒みつ可し。

八握—長の長き稱、八拳八束などとも書けり。

見尊と、一日一夜隔て離れて住みたまふ。是の後に天照大神、復天熊大人を遣はして、往きて看しめたまふ。是の時に保食神、實に已に、死れり。唯其の神の頂に牛馬と化れるあり。顱の上に粟生れり、眉の上に蠒生れり、眼の中に稗生れり、腹の中に稻生れり、陰に麥及び、大豆、小豆生れり。天熊大人、悉く取り持ち去きて奉進る。時に天照大神、喜びて曰はく、是の物は則ち顯見しき蒼生の、食つて活く可きものなりと。乃ち粟、稗、麥、豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲し、又因りて天邑君を定む。卽ち稻種を以て、始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎、八握に莫々然て甚だ快し。又、口の裏に蠒を含みて、便ち糸を抽くことを得たり。此より始めて養蠶の道あり。

謹んで按ずるに、これ百穀を播すの始なり。蓋し中洲、本、秋瑞穗の稱ある時は、則ち水土の美、嘉禾の瑞、固有の地也。天神、保食神の教に因りて、大に稼穡養蠶の道を成す。是より天下の人民、食以て給り、衣以て防ぐ。皆是れ神の洪徳なり。（以上は播穀の初）

失は政にあり—治亂は政治の如何にありて制度の問題にあらずと也

始皇の行ふ所は、其實は天下を私する也。故にその制、明かならず。その法、正しからず。遂に亂賊の基と爲れり。是宗元が所謂、失は政にありて、制にあらざる也。（以上は郡縣の政を論ず）

天照大神、天上に在まして、詔して曰はく、葦原中國に保食神ありと聞く、宜しく爾、月夜見尊、就きて之を候よと。月夜見尊、勅を受けて降ります。已にして保食神の許に到りたまふ。保食神、乃ち首を廻らして國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ。又、海に嚮ひしかば、則ち鰭の廣もの鰭の狹もの、また口より出づ。又、山に嚮ひたまひしかば、則ち毛の麁もの、毛の柔もの、又口より出づ。その品の物、悉く備へて、之を百取の机に貯へて饗へまつる。是の時、月夜見尊、忿然、作色して曰はく、穢らはしいかな、鄙しいかな、寧ろ口より吐れる物を以て、敢て我に養ふ可けんやと。廼ち劒を拔きて保食神を撃殺しつ。然して後に、復命まをす。具さに其の事を言したまふ。時に天照大神、怒りますこと甚しくして曰はく、汝は是れ惡しき神なり、相見じとのたまひて、乃ち月夜

ふ

李百藥—字は唐規、累官して宗正卿に及ぶ、其封書論は土を裂きて子弟功臣に與へんの議を止めたる上書也

聚結陵轢して、或はその勇悍に恐れ、或はその姦計に服し、或はその惠施に懷き、以て之に屬して其黨を立て、自ら封境を定めて、相屯まること既に久し。天孫降臨も、亦民を易へずして治む。故に八十萬神を封建す。是れ已むことを得ざるの勢なり。其の後子孫漸く微にして、而して帝、郡縣の制を行ふことを得たまへるは、是乃ち天下の勢なり。凡そ封建一度行はるる時は、則ち郡縣と爲ること難し。當時郡縣大に行はれて、王統連綿し公室絕えず。併せ按ず可し。蓋し外朝の制を考ふるに、上古より三王に至る迄、皆封建を以てす。郡縣は暴秦の定むる所、李斯が奏する所なり。魏の曹元首、晉の陸士衡は、封建を是とし、唐の李百藥、柳宗元は、郡縣を是とす。二說の可否、諸儒一決せず。然れども封建を以て天下を公にすと爲し、郡縣を以て天下を私すと爲す。且暴主之れを定めて、二世にして滅びしを以て凶例と爲す。今按ずるに、郡縣の如きは、秦の暴強に非ずんば、一時の侯王を挫く事を得べからず。其制する所、古法に非ずと雖も、尤も治道の要を得たり。李斯が奏する所、

尾大掉はず―上弱く下強くして治むる能はざる喩

人民庶あり―人々庶富を得るを謂

に封建も亦之を失ひ、郡縣も亦之を失ふ。然れども其法未嘗て可不可なくんば非ず。愚、謂へらく、封建は、天下を公にするが如くにして天下を私し、王侯を世にするが如くにして王侯を害し、百姓を利するが如くにして百姓を毒し、王室を護るが如くにして王室に敵す。上に政令の正しきありと雖も、下は必ず跋扈の志を存す。是悉く其の人を得べからず。一たび之を封ずる時は、則ち天子速に之を變ずる事を得ず、執政は直に之を規すことを得ざればなり。郡縣の如きは是に異り、任限あり、交替あり、黜陟あり、輔佐あり、監察あり。其任を移し易く、その過を規し易し。上に政教の化なしと雖も、下に尾大にして掉はざるの失無し。故に人を選びて以て任ず。是天下を公にする也。王公坐ながら其の祿を食みて、自ら險に據るの暴なし。是王公を世にする也。罪を恐れて欲を逞しうせず、遷す事を志して吏務を勵ます。是百姓を利する也。土地辟け人民庶あるは、これ王室を護する也。二者の可不可此の如くにして、而して之を行ふ事は、天下の勢に在り。中國草昧の時、民各

守介云々ー所謂大寶令の四部官也

巡狩述職ー天子諸侯を巡るを巡狩とし、諸侯天子に朝するを述職とす

謹んで按ずるに、是天下を郡縣にするの始め也。帝に至りて始めて封境を定め、國郡を制し、造長を立て、稲置を置く。是乃ち郡縣の制也。是より歴代因循して、國ごとに守、介、掾、目及び郡司、大領、小領、主帳等あり。邊要の地には、帥、大少貳、監、典、將軍、軍監、軍曹、按察使等あり。任限を以て考課し、公文を勘へて黜陟す。終に王室封建の義無し。夫封建は、侯王を天下に封じ、以て王家の藩屏と爲す。巡狩述職の禮を行うて、朝覲會同の儀を爲す也。郡縣は侯公を邦國に封ぜず、國郡の司を立て、任限を以て交替し、租税を以て公廨に收め、諸子功臣に分賜する也。竊に按ずるに、天下を平にせんと欲する者は、先づ其の國を治む。其の國を治めんと欲する者は、先づ其家を齊ふ。家聚りて邑縣と爲り、邑縣聚りて郡と爲り、郡聚りて國と爲る。天下は郡の大集せる也。故に郡縣封建は、天下の治法なり。聖人の天下を治むるや、其の勢を量りて其の制を立て、其義に隨ひて其の禮を詳にす。封建も亦之を得たり。郡縣もまた之を得たり。暗主の天下に於けるや、これに反す。故

張衡曰く、漢高祖籙に膺り國を受け天に順ひ誅を行ふ、籙は未來記也

覆ひ燾するに侔しく、道は造化るに協へり、是を以て普天率土、王臣ざるは莫く、萬氣懐靈、何くか得處からざらむ、今朕、嗣で寶祚を踐りて、夙夜に兢き傷る。然して黎元蠢爾の如くにして、野心を悛めざるは、これ國郡に君長なく、縣邑に首渠たる者なければなり、今より以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置き、卽ち當國の幹了しき者を取りて、其の國郡の首長に任けよ、是を中區の藩屏となさむと。

五年秋九月、諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、竝びに楯矛を賜ひて、以て表と爲す。則ち山河を隔ひて國縣を分ち、阡陌に隨ひて以て邑里を定め、因りて東西を以て日縱と爲し、南北を日横と爲し、山の陽を影面と曰ひ、山の陰を背面と曰ふ。是を以て百姓居を安んじて、天下無事なり。

先人の曰く、國造は乃ち國司の名なり。後に改めて守と云ふ。聖武天皇の天平寶字二年、諸國の司に勅して、四箇年を以て任限と爲す。寶龜十一年、太宰府に勅して、任限を五箇年と爲す。

豐城命―崇神帝の第七子豐城入彦命、孫は子の義にや

方伯―一方面の大諸侯王の稱、地方の大官の義にも用ふ

籙に膺る―

十子ます、然して今七十子封建せらる）

五十五年春二月、戊子の朔壬辰、彦狹島王を以て、東山道十五國の都督に拜けたまふ。是れ豐城命の孫なり。然れども早世ましぬ。五十六年秋八月、御諸別王に詔して曰く、汝が父、彦狹島王、任所に向ることを得ずして、早く薨れり、故れ汝專て東國を領めよと。これを以て御諸別王、天皇の命を承けて、且父の業を成さむと欲し、則ち行きて治めて、早に善政を得つ。是を以て東のかた久しく無事なり。是に由りて其の子孫、今に於て東の國に在り。

謹んで按ずるに、是人皇封建の始めなり。宗子を封建して、以て王室を護る者は、一治道の要也。彦狹島王、東山道都督に拜する者は、乃ち東方の伯なり。此の時、封建方伯の制ありて、以て中國を藩屛持維する也。（以上は封建の制を謂ふ）

成務帝の四年春二月、丙寅の朔、詔して曰く、我が先の皇大足彦天皇聰明く神武くまして、籙に膺りて圖を受け給へり、天を治め人に順ひて、賊を撥ひ正に反りたまふ、德は

大神―三輪神を指すを以て義によりてオホミワと訓じたる也
食國政大夫―國政を掌る大臣

の至りを陳す。高皇産靈尊、大物主神に勅すらく、汝若し國神を以て妻とせば、吾なほ汝に疎き心ありと謂はむ、故れ今吾が女三穗津姫を以て、汝に配せて妻とせむ、よろしく八十萬神たちを領ゐて、永るに皇孫のために護り奉れと。すなはち還り降らしむ。謹んで按ずるに、是封建を命ずるの義なり。大物主神、其の子凡そ一百八十一神ありて、以て天下を經營し、百姓大に其恩賴を蒙る。その功甚だ大なり。天孫降臨の時、十八萬神を帥ゐて以て天に昇りて、其懇款を叩く。故に天神之を封建して、永く皇孫の藩屛と爲して、以て皇家を護り奉らしむ。是より大神（又、大和三輪神と曰す）の孫、大に此國に盛なり。（事代主神、一男一女を生み、天日方、奇日方、橿原の朝に食國政中大夫と爲り、媛蹈鞴五十鈴媛命を正后と爲す、乃ち綏靖帝の母なり）

景行帝の四年、七十餘の子は、皆國郡に封さして、各其の國に如かしむ。故に今の時に當りて、諸國の別を謂ふ者は、卽ち其の別王の苗裔なり。（天皇の男女、前後竝せて八

私す—公に對す、私有物視して專恣横暴なる也

諤々—是非な忌彈なく直言する事

りて、黎元を愛み育ふ、何當してか皇祖の跡に聿べ遵ひ、永く窮り無き祚を保たむ、其の群卿百僚爾の忠貞を竭して、竝びに天下を安んぜむこと、亦可からずや。

謹んで按ずるに、人君大寶を私する時は、則ち天必ず與せず、故に災害竝び起る。帝天下を公にするの詔、無窮の祚、因て成る所以なり。大寶を私す、故に群臣に議せず。天下を公にす、故に爾の忠貞を共にす。大なる哉、帝の德や。宜なる哉、外國の朝貢するや。蓋し人君の治道は、公私の間に在り。苟も富貴を以て一身に奉ずる時は、則ち佞臣進みて賢良日に疏し。貴き事天子たり。富四海を有ち、宴安其の心を狂はし、聲色その耳目を聾瞽す。此に當りて祖宗黎元の重きを顧みず、群臣諤諤の諫に因らずんば、殆んど玆の間に卓爾たること難けん。故に其の謬は公私の毫差に在りて、而して其の流は四海の困窮に至る。天祿の安危、其の機微なるかな。

（以上は治道の要を謂ふ）

大物主神、及び事代主神、乃ち八十萬神を天高市に合め、帥ゐて天に昇りて、其の誠款

拳々—棒持して恭敬謹愼する貌

品節する也。民を利するとは、人民其の樂を樂んで其の利を利とするなり。聖造は天祖皇孫の建て給ふ所の道也。蓋し天下の治、必ず時あり。時を知らざる時は則ち大人の道に非ず。天祖皇孫永悠の際、土の中旣に定り、天下大に造ると雖も、運洪荒に在りて、唯り正を西偏に養うて、以て皇系嗣興の時を待ち給ふのみ。帝、勃起して之を經綸し、初めて中州を制し給ふ。此の時に當りて、義必ず時に隨ふに非ずんば、急務の實を得ず。故に詔を下して寶位に臨み給ふ。時に隨ふの義、大なる哉。帝、恆に國を授け正を養ひ給ふ志に拳拳として、民の心を以て心と爲す。是乃ち民の父母たる也。萬世此の聖詔を以て制を立てなば、乃ち天下の蒼生を謬らざらむか。

崇神帝の四年冬十月、庚申の朔壬午、詔して曰はく、これ我が皇祖諸の天皇等、宸極を光臨すことは、豈に一身の爲ならむや、蓋し人神を司牧へて天下を經綸めたまふ所以なり、故に能く世々玄なる功を闡き、時に至れる德を流く、今、朕大運を奉承は

屯蒙—國初蒙昧の時をいふ

り無きに應ずる也。

神武帝の己未年、春三月辛酉の朔丁卯、令を下して曰はく、我東を征しより於是に六年なり、皇天の威を賴りて、凶徒ども戮されぬ、邊土未だ淸まらず、餘妖尙梗りと雖も、而も中洲の地に、復た風塵なし、誠に宜しく皇都を恢め廓き、大壯を規り摹るべし、而るを今運此の屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり、巢に棲み穴に住む習俗、惟れ常となれり、夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ、苟も民に利あらば、何ぞ聖の造に妨はむ、且た當に山林を披き拂ひ、宮室を經め營りて、而して恭みて寶位に臨みて、以て元元を鎭むべし、上は則ち乾靈の國を授けたまふの德に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまふの心を弘めむ、然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲んこと、亦可からずや。

謹んで按ずるに、是人皇、中國を定め、極を建て、治道を詔するの始めなり。大人とは聖人位に居るの稱也。制は禮樂刑政の制なり。義は損益沿革して、其の道を

幸魂奇魂―人に幸福を與ふる神靈を幸魂、守衛の魂を奇魂と云ふ
天道云々―易經の辭也
六龍―天子の車に駕する六馬を云ふ、馬八尺以上は則ち龍馬とす

曰はく、唯然、廼ち知りぬ、汝は是吾が幸魂奇魂なりけり、今何處にか住まんと欲ふ。對へて曰く、吾は日本國の三諸山に住まむと欲ふと。故れ卽ち彼處に宮營りして、就きて居まさしむ。これ大三輪の神なり。

謹んで按ずるに是、天神治道の始なり。天壤と窮り無きの五字、寶祚を祝ぎて以て治平の道を盡せり。夫天地は至誠にして息むこと無し。悠遠博厚にして、物を覆ひ物を戴せて、而して此無窮を得。君子は以て自ら彊めて、以て德を厚うする時は、則ち往くとして利あらずと云ふこと無し。人君之を體して四海を御する時は、則ち萬國咸く寧し、是天壤と窮り無き所以也。天道は盈つるを虧き、地道は盈つるを變じ、鬼神は盈つるを害し、人道は盈つるを惡む。故に緩なれば必ず失する所あり。升りて已まざれば必ず困しみ、享る時は則ち盡く。是謙德は其終を保つ所以なり。大巳貴命、少彦名命、共に言ふ所の謙は享の謂か。然らば乃ち聖主乾坤の德に法りて、以て六龍に乘じ、下濟の謙に居て、以て四海を御する時は、則ち治敎の道、天壤の窮

の地なり、宜しく爾皇孫就いて治らせ、行くませ、寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮り無かるべき者なりと。

一書に曰く、大巳貴命、少彦名命と、力を戮せ心を一にして、天下を經營る。嘗、大巳貴命、少彦名命に謂りて曰はく、吾等が造れる所の國、豈に善く成せりと謂へらむやと。少彦名命、對へて曰はく、或は成せる所もあらん、或は成さゞるところも有らんと。この談や、蓋し幽深致あり。大巳貴神興言して曰はく、夫葦原中國は、本より荒芒びたり、磐石草木に至及るまで、咸く能く強暴かる、然れども吾已に摧き伏せて、和順はずと云ふこと莫しと。遂に因りて言はく、今此の國を理むるは、唯吾一身のみなり、其吾と共に天下を理むる者は蓋し之有りやと。時に、神光海を照して、忽然に浮び來る者あり。曰く、如し吾在らずは、汝何んぞ能く此の國を平けんや、吾在るに由りての故に、汝は其の大造の績を建つることを得たりと。是時、大巳貴神問ひて曰はく、然らば卽ち汝は是誰ぞや。對へて曰く、吾はこれ汝が幸魂、奇魂なり。大巳貴神

白を堅にす、—堅白異同の説を爲せし公孫龍一派の如き異端

華夷—中國と四夷、世界の義

の身を修め人を治むるの道、至れり盡せり。是れ後世聖教の淵源に非ずや。或人疑ふ、中朝は書史に乏し、久しく學校進士の設けを絶つ、故に人才未成ることを得ずと。愚、謂へらく、神聖は見て之を知りたまふ。後世は聞いて之を知る。其の差謬せん事を恐れて記錄相續ぐも、其の筆削は、聖人に非ずんば、未臆說を免れず。編簡日に盛んにして、人、書を以て學と爲し、聖教漸く隱れ、日用大に晦く、其の端を異にして、其の白を堅にし、而して空虛を彫り、氷水を刻む。況んや學校進士の設け、其の實を得ざる時は、則ち詐僞を競ひ、利勢に趨るのみ。夫れ博識を以てする時は、則ち華夷の書を盡すとも、未だ多しと爲す可からず。能く其の道に通ずる時は、則ち一言も以て少と爲す可からず。況んや史編の闕けざるをや。

○神治章

天照太神、皇孫に勅して曰く、葦原千五百秋之瑞穗國は、これ吾が子孫の王たるべき

附益助長―人の惡を助長し、若しくは附和する也、論語孟子の字面

二神―天兒屋根命と太玉命

目を賤むの徒、附益助長の弊なり。(以上は外朝の文を學ぶ)

以上は教學の淵源を致む。謹んで按ずるに、學は效也。其の不知不能を效ふなり。近き者は見て之を知り、遠き者は聞きて之を知る。人の生、幼孩より壯老に至るまで、未だ嘗て教學に由らずんばあらず。蓋し人の萬物に長たるは知あれば也。知の靈なる、思ひて通ぜざること無く、致めて盡さざること無し。故に其の小人たり、其の君子たるや、皆學の習ふ所に因る。夫れ火は然ゆ可きの質あり、而も薪柴を用ひて、加ふるに風を以てせざれば、則ち其の威を長くすること能はず。水は流る可きの素あり、而かも卑下に因りて以て疏導せざれば、則ち其の源を深くすることを得ず。或は之を暴し、或は之を壅すれば、則ち其の害人物に及ぶ。豈水火のみならむや。學の人に於ける、愼まざらむや。故れ天神の生知、動いて感じ、言ひて通ずるが如くなるも、猶思兼議謀の詳なるあり。天孫の臨降に及んで、神勅の嚴なるあり、神器の常に守るべき有り、二神の以て輔養するあり。其

寛容―度量の濶大なるを曰ふ

毛詩―詩經三百篇

難波津―難波津に咲くや此花冬籠り今を春べと咲くや此花

畜へて、短を校へ、長を考へ、用を待ちて遺すこと無く、事に從ひて是適くことは、量の大なる也。内外相持して、人物以て成る。短を護して外を拒ぐが若きは、君子の爲る所に非ず。況んや外朝と我と、其の致を一にして、歴世尤も久しく、其封域太だ廣く、其の人物の衆多き、政事の損益、共に以て之を覩るに足れるをや。是中州の八紘に冠たる所以なり。後世勘合絶えて鄰交の好を修せざれども、また我れに足らざる無し。竝せ考ふべき也。或人疑ふ、王仁、德高うして且つ毛詩を善くす。故に難波津の詠を爲り、遂に以て仁德帝の聖を成せりと。愚案ずるに、否ず。王仁は漢籍に通ずるの博士なり。此時、人未だ漢字に通ぜず、故に端を彼に造せるのみ。後に阿知使主と王仁とをして、官物の出納を記さしむ。(古語拾遺に見ゆ)則ち其の職掌知る可き也。難波帝(仁德天皇)は、謙德寛仁の明主にまして、時に遺賢無く、朝に謬擧無し。古今以て聖帝と爲して、王仁が才德國史に著れず、食祿唯だ文首たる時は、則ち恥づ可きの至り也。俗學の末儒、中國を蔑して、以て外邦を信ず、是耳を貴び

譽田帝—應神天皇、御諱は品陀和氣尊

り、博士女工等を貢す。此に於て中州始めて漢字を知る。應神帝の聖武にして聰達なる、博く外國の事に通ぜんと欲し、王仁を徴して典籍を讀ましめ、太子之を師として、以て能く漢籍に通達せり。凡そ外朝の三皇、五帝、禹、湯、文、武、周公、孔子の大聖なるも、亦中州往古の神聖と其の揆一なり。故に其の書を讀む時は、則ち其の義通じて、間隔する所無し。其の趣向猶符節を合せたるがごとく、採摭斟酌する時は、則ち又以て王化を補助するに足れり。竊に按ずるに、譽田帝、己を虚しうして百濟の博士を徴すの後、中國廣く外朝の典籍に通じ、聖賢の言行を知る。是乃ち住吉大神の賚なり。或人疑ふ、外朝は我に通ぜずして、而も文物明なり、我は外朝に因りて其の用を廣くす時るは、則ち外朝我に優れるかと。愚案ずるに、否らず。開闢より神聖の德行はれ、明教兼ね備はらずと云ふこと無し。漢籍を知らずと雖も、亦更に一介の闕くること無し。幸に外朝の事に通じ、其長とする所を取りて、以て王化を輔くること、亦寛容ならずや。何ぞ唯外朝のみならむや。凡そ天下の間、詳に知り並び

兢惕―戰兢惕厲の略、謹愼戒懼大貌

住吉神云々―仲哀帝香椎宮に坐して神告を受け給へるをいふ

後王狗、轉じて百濟に至る、久素王の時、聖朝より使を遣はして文人を徴召かしむ、久素王卽ち狗の孫王仁を以て焉を貢す、是文武生等が祖なり。

謹んで按ずるに、是中國が外國の經典を學ぶの始めなり。學は己を修め人を治むるを以て本と爲す。己を修め人を治むる道は、人情事物に通ぜざれば、卽ち其誠を得ず。夫れ天神の生知なる、通ぜずと云ふこと無く、天祖の明教、盡さゞること無し。故に神武帝洪基を建て、綏靖帝至孝にして、崇神帝日に一日よりも愼み、垂仁帝矯飾する所無く、景行帝の雄謀なる、成務帝の兢惕せる、皆是れ乾靈の正德に從ひ、大神の明教を繹ねて、以て人物の情を詳にして、當世の急務を施し、天秩以て叙で、人物處を得たるなり。是乃ち中州神聖の學原、往古に著明にして、萬世以て之に法るに足れるなり。仲哀帝に及びて、住吉大神、有寶國を賜うて、神功帝親ら三韓を征し給ふ。三韓面縛して服從し、武德を外國に耀かす。是より三韓每年朝聘獻貢して、船楫を乾さず。故に外國の諸器及び經典、具らずと云ふこと無し。百濟王懇款の餘

錄—未來記の類

十六年春二月、王仁來けり。則ち太子菟道稚郎子、之を師として、諸典籍を王仁に習ひたまうて通達らずと云ふこと莫し。故れ所謂王仁は、是書首等の始祖なり。

百濟王眞道（後に菅野の姓を賜ふ）上表して（延暦の朝）曰く、眞道等の本系は、百濟國の貴須王より出づ。貴須王は百濟の始めて興る第十六世の王なり。夫れ百濟の太祖都慕大王は、日神の降靈、扶餘に奄りて國を開き、天帝籙を授け、諸韓を總べて王と稱す。降つて近肖古王に及び、遙に聖化を慕ひ、始めて貴國に聘す。これ則ち神功の攝政の年なり。其の年、應神天皇、上毛野氏の遠祖、荒田別に命じて、百濟に使はして有識の者を搜聘す。國主貴須王、恭しく使の旨を奉じ、宗族を採擇して、其の孫、辰孫王（一名は智宗王）をして、使に隨ひて入朝せしむ。天皇、焉を嘉したまひて、特に寵命を加へて、以て皇太子の師と爲したまふ。是に於て、始めて書籍を傳へて、大に儒風を闡けり。文教の興ること、誠に是に在り。仁德天皇、辰孫王の長子阿郎王を以て近侍と爲たまふ。桓武の朝、武生連眞象言さく、漢の高祖の後を鸞と曰ふ、鸞が

三鑑の戒—鋼鑑は衣冠を正し、古を鑑とすれば興替を知り、人を鑑とすれば得失を明にす

阿直岐—原本「あとき」と振假名せり、之に從ふ

大に明鏡の實を得べし、凡そ天下の鏡皆然り。故に以て人君の存養、學者の省察を爲すに足る。外朝の黃帝は神鏡を鑄、武王は鏡の銘を作り、太宗は三鑑の戒を存し、玄宗は水心の鏡を異なりとす。並せ按ず可し。而して大神の寶鏡は、豈此等の屬ならむや。聖主善く愼みて以て神勅を護り、靈鏡の德を宗とし給はゞ、則ち洋々乎として神恆に在し、德日に新なること、唯天威、顏を違らず、食座に羹墻を見るのみに非ざるなり。(以上は往古の神勅)

譽田天皇の十五年秋八月、壬戌の朔丁卯、百濟王、阿直岐を遣はして良馬二匹を貢せしむ。卽ち輕坂上の厩に養うて、因りて阿直岐を以て掌り飼はしむ。故に其の馬を養ひし處を號けて厩坂と曰ふ。阿直岐もまた能く經典を讀めり。卽ち太子菟道稚郎子、師としたまふ。是に於て天皇、阿直岐に問ひて曰はく、如し汝に勝れる博士また有りや。對へて曰く、王仁といふ者あり、これ秀れたりと。時に上毛野君の祖、荒田別、巫別を百濟に遣はして、仍て王仁を徵さしむ。其の阿直岐は、阿直岐史の始祖なり。

する者は其の下を下とす。未だ其祖を遺れて、其民に親しむものは有らざる也。後の聖人、三年父の道を改むること無きを以て孝と爲す、亦可ならずや。凡そ其の人を思ふ時は、猶其の樹を愛し、其の人を愛する時は、猶その烏に及ぶ。況んや杯圏をや、況んや其の書をや、況んや此の寶鏡をや。向つて其形を視る時は、則ち明正無窮の象あり。切に其道を修むる時は、則ち日に彊めて息まざるの誠あり。況んや日月と其の光を合せ、天地と其の道を明にするをや。況んや大神は乃ちこれ寶鏡なるをや。蓋し鏡の物たる、秋金の剛精を採つて、以て銀錫の淬磨を力めて、遂に光彩の明を來す。是三德惟成るに非ずや。己を虛しうして以て物を容れ、未だ來らざれば迎へず。既に往をば將らず、掩ふ時は則ち藏れ、用ふる時は則ち見る。之を照して藏すこと無く、之を明にして私することなし。磨涅して又磷緇せず、精錬して悠久なり。之を用ふること道あり。數弄すれば則ち明察に過ぎ、久しく蔽ふ時は則ち銈澁を生ず。出すに時あり、入るるに節あり。日に新にして息むこと無うして、

如在の敬—論語に神を祭るには神在すが如くす、

樹を愛す—召伯の宿れりし樹を後人の愛護せし故事、詩經甘棠篇に出づ

烏に及ぶ—其人を愛する者は屋上の烏を兼ぬ(六韜、韓詩外傳、説苑等)

磨涅云々—堅剛にして確乎不拔なるをいふ

の事を明觀し四方の人に聽くを云ふ

四字—原文「當猶視我」

十六字—人心維危、道心維微、維精維一、允執厥中

凡そ草昧の始め、軍機の要は、君臣詳に議すと雖も、思慮の失、擧措の間、未だ嘗て其の過無くんばあらず。天神すら既に然り、後世豈之を容易にせんや。其の戒を遺示する所、又明ならずや。(以上は天神問學の義)

天照大神、手に寶鏡を持ちたまうて、天忍穗耳尊に授けたまひて、祝ぎて曰はく、吾が兒、此の寶鏡を視まさんこと、當に吾を視るがごとくすべし、床を同じくし殿を共にして、齋鏡と爲すべしと。

先人曰く、往古の神勅なり。(北畠准后記)

謹んで按ずるに、是往古の神勅也。當に猶吾を視るが猶くすべしの四字は、乃ち天祖皇孫傳授の天教にして、千萬世皇統謹守の顧命なり。其の言簡にして其の旨遠し、堯舜禹の十六字と雖も、豈此に外ぎむや。蓋し人の子、恒に如在の敬を存する時は、則ち怠惰の氣終に張る可からず。或は始を克くして其終を保たず、或は此に敬して彼に慢る者は、日に遠ざかりて之を忘れ、欲に從ひて愼まざればなり。其祖を祖と

兩端—論語に見ゆ、始と終との義

龍喉—龍喉に珠あり、鱗を逆て之を守る、人主の怒に喩ふ

鼎鑊—罪人を煮る釜也、鼎の大にして足なき鑊とす

四目四聰—書經に出でたり、四方

にし、短を護し言を塞ぎ、或は問うて其の兩端を盡さざれば、唯だ虚しく問ふのみ。問ふことを好むの道、大なる哉。夫乾坤の靈を以て、問を好みて、遂に大功を成すことを得たり。其の問ふことの審なるや、其の俯して衆言に順ふや、後の聖主、諫を求め、直言を納るるの戒至れり。蓋し人君、九重の深に位し、億兆の上に立つ。特に雷霆の威あるのみに非ず、特に萬鈞の勢あるのみに非ず。前に龍喉の鱗あり、後に鼎鑊の嚴あり。言はず威さずして、而して人民先づ懼慄す。況んや短を護し、諫を拒ぎて、以て嚴肅威猛なる時は、則ち言路何ぞ通ぜむや。抑冕旒の目を蔽ひ、黈纊の耳を塞ぎ、出づるに警して、入るに蹕するをや。故に人に假すに顏色を以てして、其諫を導き、己を虚しうして以て之を採納し、其言を待ちて奬進激勸して、天下の善を來す者は、人君の德なり。外朝の聖主も亦事に斯に從へり。帝堯の咨ひ若ひ、帝舜の問ふことを好んで、四目を明かにし、四聰を達する、禹の昌言を拜し、湯の坐して以て旦を待ち、周の三王を思ひ兼ね、而も善く萬化を經綸する、竝せ按ずべき也。

天穗日命—天忍穗耳尊の弟にして出雲土師連等の祖

至善に止まる—大學に出づ

ば宜けん、惟くは爾諸神、知らん所を勿隱しそと。僉曰さく、天穗日命はこれ神の傑なり、試みたまはざるべけんやと。是に於て俯して衆言に順ひて、卽ち天穗日命を以て、往きて平けしむ。然るに此の神、大己貴神に佞り媚びて、三年に比るまで尙報聞まをさず。故れ高皇産靈尊、更に諸神を會へて、當に遣すべき者を問ひたまふ。僉曰さく、天國玉の子、天稚彥、是壯士なり、宜しく試みたまへと。是に高皇産靈尊、天稚彥に天鹿兒弓、及び天羽羽矢を賜うて之を遣はす。此の神も亦忠誠ならず。是後に高皇産靈尊、更に諸神を會へて、葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。僉曰さく、經津主神、是れ佳けむと。遂に武甕槌神を以て、經津主神に配へて、葦原中國を平けしむ。

一書に曰く、天稚彥、報命まうさず、故れ天照大神、乃ち思兼神を召して、其の來ざるの狀を問ひたまふ。

謹んで按ずるに、是れ天神學問の義なり。人必ず長あり短あり、問うて以て其情を盡し、各其至善に止まる時は、則ち天下の美これに歸す。若し己に從うて欲を縱

りて、以て聖學の道を演ぶるに、亦之に外ならず。夫れ人の人たる、思はず學ばざる時は、則ち禽獸に異ならず。思學せずして、以て自ら足れりと爲す時は、則ち猶闇室に物を求むるがごとく、手足も亦措く所無けん。況んや事物をや。今其道を修めむと欲せば、先づ之を思ふに在り。之を思ふことは之を兼ぬるに在り。之を思ひ之を兼ぬる時は、則ち學習自ら存す。而れども尚有道に就きて、之を正さずんばあらず。此の間、力行あり、積累あり、近く本づくあり、遠く徴むるあり。諸を天地に建て、諸を鬼神に質すことあり。或は以て說び、或は以て樂む。而して後に惺々明々として通ぜざること無く、教學竟に倦厭せず。是乃ち天の行くこと健にして、縣象著明なる也。萬世の今、此の一章を讀みて、以て聖學の淵源は、此に始終することを知る。神の道、其誠の揜ふ可からざること此の如し。(以上は、神代思學の說)

皇祖高皇產靈尊、皇孫を葦原中國の主と爲むと欲す。故れ高皇產靈尊、八十諸神を召し集へて、問はして曰はく、吾れ葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめむと欲す、當に誰を遣はさ

思はず學ばず―論語爲政篇に、學んで思はざれば則ち罔く、思うて學ばざれば則ち殆し

惺々―靜にして慧なるな惺と謂ふ

縣象―縣象、天體をいふ

誠の揜ふべからざる―中庸に見えたる語、揜は掩蔽也

學は云々―愼思明辨を云ふ

直道―正道眞實にして狂惑せざる也

此には尼祝氏と云ふ）白和幣を懸りしでて、相與にのみ祈禱りまをす。又、猿女君の遠祖天鈿女命は、則ち手に茅纏の矟を持ち天石窟戸の前に立たして、巧に俳優す。

謹んで按ずるに、是神代思學の義なり。初め二神共に議ること有りと雖も、（天浮橋の上に立たして、共に計りて曰く、又、二神共に議りて曰く、天下に主たる者を生まざらめや）未だ然く詳なるに及ばず。凡そ學は思に成り、思ふことは學に審なり。蓋し思兼神は、神代思學睿聖の神か。思ふは兼ぬるに在り、兼ねざる時は則ち思ふこと臆說に在り。然らば乃ち思ふことは內其知慮を致むるなり。兼ぬることは外其の事物を盡す也。宜なる哉、天安河邊の謀、其の道を得て、大神其の初に復りたまひ、萬億世是其幸を被ること。此斯の民の直道なること、一に思兼神に在り。噫、深い哉この謀、遠い哉この慮。天兒屋命太玉命の寬仁なる、手力雄神天鈿女命の勇略なる、其の懸くる所の靈璽寶鏡、其の持ちたる所の茅纏矟、其の嚱樂の悠然たる、事物玆に善盡し美盡せり。神何ぞ其の初に復り給はざらむや。今竊に神代の說に因

常世長鳴鳥ー釋日本紀に、常世は神仙の國を云ふと云へり、長鳴鳥は雞なり

天下を公にするの心に非ず。此を以て之を戒むれども、猶嫡庶の分を失ひ、廢奪の用を逞うし、好惡の私に從ふこと有り。噫、神の一言、至れり盡せり。外朝の聖賢、世子建諭の原、千差萬別なるも、亦道あると道無きとに在るのみ。此に至りて此の道を言ふは、是乃ち聖神教學の實にして、後世の由りて行ふ所なり。況んや陰陽の理に違ひて、以て蛭兒を生むは、是天神胎教の戒なるをや。(以上は、諭教を建立するの義)

天照大神天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居ります。故れ、六合の内常闇にして、晝夜の相代るわきをも知らず。時に八十萬神たち、天安河邊に會合ひして、其の禱るべき方を計らふ。故れ思兼神、深く謀り遠く慮りて、遂に常世之長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。亦手力雄命を以て、磐戸の側に立てて、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上つ枝には、八坂瓊之五百箇御統をとり懸け、中つ枝には、八咫鏡(一に云はく、眞經津鏡)を懸け、下つ枝には青和幣、(和幣を

九字―原文「無道不可以君臨宇寅」

一書に曰く、日月、既に生れまして、次に蛭兒を生みます。此の兒、年三歳に滿りぬれども、脚尙立たず。初め二神、柱を巡りたまふの時、陰神先づ喜ぶ言を發ぐ、既に陰陽の理に違へり。この所以に今蛭兒をうむ。

謹んで按ずるに、二神、建立の謀を嚴にし、諭教の法を正しうすること此の如し。無道にして以て宇宙に君とし臨む可らずの九字は、萬世、太子を建つるの教戒なり。宇宙の洪き、人物の衆き、人君に因りて其性を盡すことを得。人君正しからざる時は、則ち政禮中らず。政禮中らざる時は、則ち人民手足を措くに所なし。品物夭折し、災害竝に臻る。所謂る道とは、人物由りて行ふ所の名なり。人物由りて行ふ可らざる時は、則ち善と雖も徵なくして尊からず。人君此道に由りて宇宙を御せざる時は、則ち人君にあらず。故に今無道を言ひて、此神を戒めて、以て後世に垂れ給ふ也。蓋し太子を建つる事は、宗廟社稷を重んずる所以にして、天下の大義なり。唯子孫の愛寵を思うて天下を忘れ、天下の大寶を謀りて教諭を失ふ時は、則ち二神の

五典—五常の道なり、父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信、又父義、母慈、兄友、弟恭、子孝をも曰ふ

逐ふ—放逐する也

天に中道あり、是を天の經と爲す。日は此に左旋し、月は此に右旋す。二十有九日有奇にして、日月相會し、以て一月と爲る。月は日に及ばざる事、常に十有二度有奇、是れ陰陽の道なり。陰神先づ唱へて陽神以て之に教へ、陰神過を改め給ふ。其の教學の義、甚だ明なるかな。天下の間、陰陽に外ならず。人倫の大綱は、端を夫婦に造す。陰陽和して萬物育し、夫婦別ありて五典秩づ。萬化の本、一に諸を此に原く。陽德は天に合し、陰靜は地に配して、而して後に神子生まして、以て宇宙に主たる可く、以て宗廟を承く可し。夫の二神、此禮を正して、萬福の原を教示し給へども、猶選立の道を失ひ、狡媚の寵に蕩し、適媵の辨を失して、而して宮閫政に預り、外家權を擅にす。正始の道、王化の基、其の繫るところ大なる哉。(以上は天神教學の義)

二神、素盞嗚尊に勅して曰はく、汝、甚だ無道、以て宇宙に君とし臨む可からず、固に當に遠く根國に適ね、と宣ひて、遂に逐ひたまふ。

穴門—今の長門國

喜哉—古來「あなにゑや」と訓ぜり

皇、八尺瓊の勾れるが如く、以て曲妙に御宇しろしめせ、且白銅鏡の如く以て分明に山川海原を看行はせ、乃ち是の十握劒を提せて、天下を平け給へとなりと申す。又、日本武尊東を征ち給ふにも、大鏡を王船に懸けたまふ。これ乃ち往古の遺則なり。（景行十二年征西し給ふ、神夏磯媛、賢木に三器を挂けて、以て迎へ啓せるも亦然り）

○神敎章

伊弉諾尊、伊弉冊尊、磤馭盧島を以て、國中の柱として、陽神は左より旋り、陰神は右より旋る。國柱を分巡りて、同じく一つ面に會ひぬ。時に陰神、先づ唱へて曰く、喜哉、可美少男遇ひぬと。陽神悅ばずして曰はく。吾はこれ男子なり、理、當に先づ唱ふべし、如何んぞ婦人の反りて言先だつや、事既に不祥、宜しく改め旋るべしと。是に二神、却りて更に相遇ひたまひぬ。

謹んで按ずるに、是天神敎學の義なり。陰陽唱和の道は、天地至誠の實なり。凡そ

物あれば則ありー詩經に出づ

に通じ、淹滯を明にして、禮を立て政を正す時は、則ち寶劍の靈威、中らざる所無し。而して後に君臣相因り、天下の化行はれて、而も三器の用虛からざるなり。（以上、神器を別殿に置く）

以上は寶器の實を論ず。謹んで按ずるに、事有る時は則ち物有り。物は乃ち器なり。以て其用を利し、以て其誠を通ず。故に物有る時は必ず則あり。衣食の物たる、家宅用器の制たる、金玉の財、文武の器、各其の禮あり。器ありてその用通ぜず、其制正しからざれば、君子焉に與せず。況んや寶器をや。夫れ一人の私器、一事の利物は寶に非ず。神と曰ひ、寶と曰ふは、則ち天下の大器なり、萬民の利用也、神聖の靈器なり、古今の法器なり。而して後に天子以て敬す可く、天下由りて治む可し。三器の神なるや寶なるや、倂せ案ず可し。蓋し上古、其人を賀し、其德を稱し、其威を示すには、必ず玉劍鏡を以てす。仲哀帝征西の時、筑紫の伊覩縣主五十迹手、賢木に三器を掛け、穴門の引島に參り迎ふ。因りて奏して言さく、天

數すれば云云ー易に、再三すれば則ち瀆る

任せて、床を同じくし殿を共にす。天下の承平久しうして、萬機の政令繁し。神人の間、數すれば則ち瀆る。帝敬して之を遠ざけたまふ。故に靈樣を摸して、これを温明殿に安置し、神器を別所に崇き奉るも、亦時宜の節にして、神人相去るの機なり。蓋し帝、鏡劍を改模して璽を留め、神、劍を以て日本武尊に與へて鏡を留め給ふ。然らば乃ち寶鏡は神の全體にして、神璽は人君の體とする所、寶劍は人臣の司る所、三般の神器、其德明かなる哉。凡そ神は鏡なり。(倭訓、神を以て加美と訓ず。加加美の中略と爲す。愚、按ずるに、鏡の音、居慶の反、唐音加武なり、武と美と叶音也。故に神は其の訓鏡なり)故に天孫の後、天照太神と稱したてまつる者は、皆寶鏡なり。是吾が兒、此の寶鏡を視んこと、當に猶吾を視るがごとくなるべしとの神勅に因れる也。然らば乃ち人君日に彊めて息まざれば、君子の道長じ、小人の道消す。是善く神を敬して、常に神を視給ふの實なり。而して寬仁の量を體し、親を親とし賢を賢とする時は、則ち靈璽の德、日に以て厚し。人臣、四海の柄を執り、善く人情

日代朝―景行天皇、纏向の日代の宮に在したれば也

らしめ、天目一箇神の孫に劒を改め造らしめ、此二種の寳を大和の宇陀郡に移して、以て護身と爲て同殿に置き給ふ。其の上古より傳ふる所の神鏡及び靈劒は、即ち皇女豐鋤入姫に附けて、神籬を大和の笠縫邑に立て、以て之を祭る。玆より神宮皇居、差別あり。

一書に曰く、纏向の日代の朝に至り、日本武尊に令して、東夷を征討しむ。仍りて枉道して、伊勢神宮に詣でて辭見給ふ。倭姫命、草薙劒を以て、日本武命に授け給ひて、敎へて曰はく、愼みて莫怠りそと。日本武命、既に東夷を平げ、還りて尾張國に至り、宮簀媛を納れ、淹しく留りて月を踰え、劒を解きて宅に置き、徒行して膽吹山に登り、毒に中りて薨りましぬ。其草薙劒は、今尾張國熱田宮に在り。(神書に云ふ、草薙劒は尾張國吾湯市村に在り、即ち熱田祝部が掌る神是なりと。吾湯市村は、今の愛智郡是也)

謹んで按ずるに、是神器を別所に置くの始めなり、天孫より今に至るまで、神勅に

磯城瑞垣朝—崇神天皇

神璽—八尺瓊曲玉を曰ふ

一書に曰く、神武帝の時、天富命、諸の齋部を率ゐて、天璽鏡劒を捧持し、正殿に安き奉る。此時に當りて、帝と神と、その際未だ遠からず。殿を同じくし床を共にして、此を以て帝と爲す。故に神物官物も亦未だ分別ず、宮内に藏を立てて齋藏と號け、齋部氏をして永く其職に任ぜしめき。磯城の瑞垣の朝に至りて、漸く神威を畏れ、殿を同じうし給ふこと安からず。故に更に齋部氏をして、石凝姥神の裔、天目一神の裔、二氏を率て、更に鏡を鑄り劒を造らしめ、以て護身の御璽と爲たまふ。是今踐祚の日、獻る所の神璽鏡劒なり。仍りて倭の笠縫邑に就きて、殊に磯城神籬を立て、天照大神、及び草薙劒を遷し奉り、皇女豐鍬入姫命をして齋ひ奉らしむ。

一書に曰く、神武天皇、都を大和の橿原に定めたまふ時、天照大神の御靈、八咫鏡、及び草薙劒を以て、大殿に安置して、床を同じくして坐し給ふこと、往古の神勅の如し。皇居神宮差別無く、宮中に庫藏を立てて、此を齋藏と云ひ、官物神物分無かりき。

一書に曰く、崇神帝、漸く神威を畏れ、鏡作、石凝姥神の孫に勅して、鏡を改め鑄

惕—愛懼の義

神籬—榊を樹に廻らして假に神の御室とする所

まふ、是乃ち日に新にし日に彊めて、以て息むこと無きの實なり。治敎の義、大なる哉。およそ二神、既に白銅鏡を以てす。大神伊勢州に鎭まり座すも、亦鏡劔惟從ふときは、則ち乾靈大神の神慮は、唯寶鏡のみ。其の重きこと劔璽の類に非ず。故に代代の聖主、旦暮に賢所を敬拜するを事と爲たまふは、これ乃ち神勅に因りて也。(以上神鏡)

崇神帝の六年、百姓流離へて、或は背叛くもの有り。其の勢、德を以てこれを治め難し。是を以て晨に興き、夕までに惕りて、罪を神祇に請罪まをす。これより先、天照大神、和の大國魂の二神、天皇の大殿の内に並祭ひまつる。然して其の神の勢を畏れて、共に住みたまふに安からず。故に、天照大神を以て、豐鍬入姬命を託けまつりて、倭の笠縫邑に祭り、仍りて磯堅城神籬を立つ。(神籬を此には比莽呂岐と云ふ)また日本大國魂神を以て、渟名城入姬命に託けて祭ふ。然れども渟名城入姬、髮落ち體瘦せて、祭ふこと能はず。

表物—しるしの品物

日新—湯の盤銘に、苟も日に新にして又日に新なり

寄—意を寓する所の義。

て出でます。是の時、鏡を以て其の石窟に入れしかば、戸に觸れて少し瑕けり。其の瑕今に於て猶存ず。此即ち伊勢に崇祕る大神なり。

謹んで按ずるに、神代の靈器一ならずして。而して天祖唯三種の神寶を以て、天孫の表物と爲たまふ。大神唯り寶鏡を以て、神勅を詳にし給ふこと此の如し。蓋し鏡は、本明にす可きの象あり。之を琢き之を磨きて息まざる時は、即ち日に新にして暗からず。襲藏深祕して、以て顧みざる時は、則ち日に暗くして新ならず。猶人君明にすべき質あるがごとし。之を致し之を盡して止まざる時は、則ち其の知、日に新なり。威を高くし下に遠りて、以て規さざる時は、則ち其德正しからざるなり。夫れ人君の道、要は其の知を明にするに在り。其の知明ならざれば、則ち寛仁と云ひ、果斷と云ふも、共に其の節に中らず。知至りて而る後に、德と云ひ、勇と云ふ、以て之を行ふ可し。古より人君を稱するに明暗を以てする事、其の寄重い哉。大神、手に寶鏡を持して、別に神勅を示し給ひ、床を同じくし殿を共にすることを以てした

斬蛇劍—漢の高祖兵を擧ぐるの初め碭山に白蛇を斬りし寶劍

卞玉—楚人卞和が楚王に獻ぜし玉

ば、則ち日を同じうして之を語る可からず。況や赤刀、大訓、弘璧、琬琰の屬は、唯宗器のみ。蓋し皇統の受授は、必ず三神器を以てして、而して寶祚の永久なるを期し、傳國の信誠を表す。聖主必ず殿を同じうし床を共にして、以て治平の道を崇び給ふ。中洲の渾厚なる、系連綿邈の無窮なる、皆神聖の致す所なり。（以上は三種の神器）

天照太神、手に寶鏡を持ちたまひ、天忍穗耳尊に授けて、祝ぎて曰はく、吾が兒、此寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るがごとくすべし、與に床を同じくし殿を共にして、以て齋鏡と爲すべしと。

一書に曰く、日神、天石窟に入りたまふの時、思兼神の議に從ひて、石凝姥神に令せて、日像の鏡を鑄らしむ。初度に鑄る所、少か意に合はず。（是紀伊國の日前神なり）次度に鑄る所、其の狀美麗し。（是伊勢大神なり）

一書に云ふ、乃ち鏡作部の遠祖天糠戸神をして、鏡を造らしむ。日神、磐戸を開け

致格—致知格物の略

睿心—御心

九鼎—夏の初代禹の時九枚の金を集めて鑄たる鼎

八咫鏡は、石凝姥神の鑄る所の靈鏡なり。(石凝姥は天糠戸命の子、作鏡の遠祖也)草薙劒は、大蛇の尾に在りし寶劒也。共に此の國に大功あり。而して玉は以て溫仁の德を表はす可し、鏡は以て致格の知を表はす可し、劒は以て決斷の勇を表はす可し。其象る所、その形はす所、皆天神の至誠なり。この時未だ嘗て三德の名あらずして、自ら其の名義を存するのみに非ず、又此の靈器の相備はる有り。唯此の靈器ある而已に非ず、又此の靈器の成功あり。最も畏きの甚なり。竊に按ずるに、三器は天神の功器、三德の全備なり。聖主此を用ひて、內は其の睿心を鑒み給ひ、外は其の治敎を制したまふ。是乃ち神代の遺勅なるか。若し專ら三器を擁して、內を正したまはずば、則ち虛器にして靈用なし。若し唯性心のみを弄して、外を知らずんば、則ち空を離つて神器を無みする也。凡そ外朝は、夏に九鼎あり、殷周相傳ふ。秦は卞玉を刻して、以て國璽と爲し、漢は斬蛇劒を以て、傳國の寶と爲す。後世明堂に坐して傳國の璽を執り、九鼎を列ぬるを以て、天下の三器と爲す。中朝の神器に比すれ

矛玉―矛は勇、玉は仁の德を示す、武以て之を威し、仁以て之を懐くる也

以てして、任ずるに開基を以てし給ふ。瓊は玉なり、矛は兵器なり。矛玉を以てする者は、聖武にして殺さゞるなり。蓋し草昧の時、暴邪を撥ひ平げ、殘賊を刪去る事は、武威に非ずんば終に得べからざる也。故に天孫の降臨にも、亦矛玉自ら從ふと云ふは是なり。凡そ中國の威武、外朝及び諸夷、竟に之を企て望む可からざるは、尤も由ある也。(以上は神戈)

天孫、天降りたまふ時、天照太神、乃ち八坂瓊曲玉、及び八咫鏡、草薙劔の三種の寶物を賜ふ。

一書に云ふ、天祖天照太神、高皇產靈尊、乃ち相語りて曰はく、夫葦原瑞穗國は、吾が子孫の王たるべき地なりと。卽ち八咫鏡、及び草薙劍の二種の神寶を以て、皇孫に授け賜ひ、永く天璽と爲す。(所謂る神璽劍鏡是れなり)矛玉自ら從へたまふ。

謹んで按ずるに、是皇代受授の三種の神器なり。蓋し八坂瓊曲玉は櫛明玉命の送る所の瑞玉なり。(櫛明玉、又の名は羽明玉、又の名は天明玉、伊弉諾尊の子なり)

瓊—原本の振假名間々「と」と爲せり、一に之に從ふ

忌部廣成記—古語拾遺をいふ

伊弉諾尊伊弉冊尊、天浮橋の上に立たして、共に計つて曰はく、底つ下に豈に國無からめやと。廼ち天瓊（瓊は玉なり、此には努と云ふ）矛を以て、指下して探りまししかば是に滄溟を獲き。其の矛の鋒より瀝滴る潮凝りて一の島と成れり。之を名づけて磤馭盧島と曰ふ。（瓊矛或は瓊戈に作る）

一書に云ふ、天祖、伊弉諾伊弉冊の二尊に詔して曰はく、葦原千五百秋の瑞穗之地あり、宜しく汝往きて修すべしと。則ち天瓊矛を賜ふ。（舊事記）

一書に云ふ、天照太神、高皇產靈神、乃ち相謂りて、三種の神寶を以て皇孫に授け賜ひ、永く天璽と爲たまひき。矛、玉、自ら從へり。（忌命廣成記）

一書に云ふ、豐葦原千五百秋の瑞穗國は、大八洲未だ生らざる以前に、已に其の名あり。名字ありと雖も、而も形相無し。强ひて其形を字して、天瓊矛と爲す者なり。大八洲國とは、卽ち瓊矛の成る所、其中心を號けて大日本日高見と曰ふ。（源親房記）

謹んで按ずるに、神代の靈器一ならずして、而して天祖、二神に授け給ふに瓊矛を

なりすがり者

秋蓬―皇居

條目―綱目、大學の三綱領に對する八條目の知き是也

眷々―顧みる貌

君臣の儀を存す。是天神人皇の知徳の、縣象著明にして、世を沒るまで忘る可からざれば也。其過化の功、綱紀の分、然かく悠久、然かく無窮なる者は、至誠に流出すればなり。三綱既に立つ時は、則ち條目の著、治政の極致に在り。凡そ八紘の大なる、外國の汎たる、中州に如く事無し。皇綱の化、文武の功、其至徳豈に大ならずや。

（以上は人皇の即位）

以上は、皇統の無窮を論ず。謹んで按ずるに、天下は神器にして、而して人君は人物の命を繋ぐ。其與授の間、豈に一人の私を存せむや。皇統の初、天神以て之を授け、天孫以て之を受け給ふ。然らば乃ち其知徳、天地に愧ぢずして、而して後に神器の與授を謂ふ可し。凡そ天言はず、人代りて之を言ふ。天下の人仰ぎ歸すれば、則ち天これに命ずるなり。天下の歸仰する所、更に他ならず、唯天祖眷眷の命に在るのみ。

○神器章

塗炭―水火の苦を曰ふ、塗は泥、炭は火也

箕子―殷の箕子國亡びて後朝鮮に封ぜらる

利觜長距―暴逆の臣

冠猴封豕―

て變ぜず。天下皆正朔を受けて、其時を貳にせず。萬國王命を稟けて、その俗を異にせず。三綱終に沈淪せず。德化塗炭に陷らず。異域の外國、豈に企望むべけむや。夫外朝は、姓を易ふること殆んど三十姓、戎狄入りて王たるもの數世、春秋二百四十餘年、臣子その國君を弑するもの二十又五。況んや其先後の亂臣賊子、枚擧すべからざるをや。朝鮮は箕子の受命以後、姓を易ふること四氏、其國を滅して、或は郡縣と爲し、或は高氏滅絕する事凡そ二世、彼の李氏二十八年の間、王を弑する者四たびあり。況んや其の先後の亂逆、禽獸の相殘ふに異らざるをや。唯中國は、開闢より人皇に至る迄、二百萬歲に垂たり。人皇より今日に迄るまで、二千三百歲を過ぎて、而して天神の皇統竟に違はず。其間、弑逆の亂、指を屈して之を數ふべからず。況んや外國の賊、竟に吾が邊藩を窺ふ事を得ざるをや。後白河帝の後、武家權を執ること既に五百又餘年。其間、未だ嘗て利觜長距、以て塲を擅にするを得、冠猴封豕の火を秋蓬に縱つの類無くんばあらざりしも、而かも猶王室を貴びて、

ふ
外國—支那
月正云々—尙書の文
嫡媵—正妻を嫡とし、側室を媵とす
三綱—君は臣の綱、父は子の綱、夫は妻の綱

して、惟くは爾二神も、亦同じく殿内に侍り、善く防護を爲せと。是其の義なり）百官圍護して以て天儀を拜し奉る。外國の所謂、月正元日、舜、文祖に格る、と云ふは是なり。元は始なり、本なり。元年は即位の初年なり。其の根本を此に深くして、傾かず拔けざるの謂なり。（此時、既に曆數紀年あり。唐の曆本は、百濟の釋觀勒、推古十年に之を獻ず）皇后を立つる者は、男女の別を正し、嫡媵の辨を明にし、廢奪の失を懲すなり。太子を建つる者は（神武帝四十二年に在り）父子の親を著し、嫡庶の分を嚴にし、宗廟の統を固うするなり。故に人君、即位の禮を嚴にして、而る後に天下の君臣、其分定まる。后妃の道を重んじて、而る後に天下の男女、其別正し。建立の法を定めて、而る後に天下の父子親しむ。三の者は人の大倫なり。三綱立ち行はるる時は、則ち身修まり家齊ひ、治平の功坐ながらにして以て之を俟つ可し。帝、皇極を人皇の始に建て、規模を萬世の上に定め給ひ、而して中國明に三綱の遺るべからざることを知る。故に皇統一度立ちて、億萬世これに襲り

極を建て――北極は天の極にして、人君の象あり、故に君位を建つるを建極と曰

謹んで按ずるに、是人皇、中州を平げ、天祖の降跡を續ぎたまへる始めなり。

辛酉の春正月庚辰の朔、天皇、大倭州の橿原宮に帝位卽めす。是歳を天皇の元年と爲す。正妃を尊びて皇后と爲たまふ。皇子神渟名川耳尊を立てて皇太子と爲たまふ。

謹んで按ずるに、是天皇卽位の始めなり。初め天神、磤馭盧島を以て、國中の柱として、國柱を分ち巡り、天孫浮渚在平處に立して、宮殿を立て給ふ。皆後世卽位の意なり。洪濛の間、悠久にして以て正しきを養ひ給ふ。帝、明達大雄、善く乾靈の志を繼ぎ、善く皇孫の事を述べ、一度戎衣して東方服す。故に人皇の洪基を建て、卽位の大禮を開き給ひぬ。蓋し卽位とは何ぞや。天子、大寶の位に卽き給ふなり。人君、天に繼いで極を建て、萬國以て朝し、元々以て仰ぎ、四海始めて天子の以て崇ぶべきを知り、明德を中州に明にしたまふの義なり。卽位の大禮は、人君綱紀を其の始めに正すなり。豈に忽せにす可けむや。是より代代の聖主、各々此の儀を正殿に行ひ、（大極殿、之を朝堂殿と謂ふ）大臣、左右に扶翼し、（大神、天兒屋命、太玉命に勅

駈仙蹕—前駈を設け、後衞を設くる也

神日本磐余彦天皇（神武天皇）諱は彦火火出見、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四子なり。年四十五歳に及びて、諸兄及び子等に謂りて曰はく、昔、我が天神高皇産靈尊、大日霎尊、此の豐葦原の瑞穗國を擧げて、我が天祖彦火瓊々杵尊に授けたまへり、是に火瓊々杵尊、天關を闢き、雲路を披け、駈仙蹕おひて戻止ります、是の時、運は鴻荒に屬ひ、時は草昧に鍾れり。故れ蒙して以て正を養ひ、此の西偏を治む、皇祖皇考、乃神乃聖、慶を積み暉を重ね、多に年所を歷たり、天祖の降跡より以今に逮びて、一百七十九萬二千四百七十餘歲、而して遼く邈かなるの地、なほ未だ王澤に霑はず、つひに邑に君あり、村に長ありて、各自疆を分ちて、用て相凌ぎ櫟らふ、抑また、鹽土老翁に聞きしに、曰く、東に美き地あり、青山四に周れり、其の中に亦天磐船に乘て、飛び降れる者ありと。余、謂ふに、彼の地は必ず當に以て天業を恢め弘べて、天下に光宅るに足りぬべし、蓋し六合の中心かと。遂に東を征ちたまひて中州を定めたまふ。

概略は鎭定せし功績

十字—原文寶祚之隆當與天壤無窮

嚴鑑—動かすべからざる龜鑑

市に合せ、歸て以て天に昇りて、其誠款の至りを陳す。而して後に天孫この國に天降りたまふなり。凡そ天神は生知の聖神にして、而も事每に之を問ひたまうて、俯して衆言に順ふ、其兼容の量、聰至れる哉。五神を配侍せしむるは、共にこの國に大功あればなり。寶祚の隆えまさむ事、當に天壤と窮り無かるべしの十字、天孫の永き祚天地の德に合ひ給はん事を祝たまふなり。眞床追衾は、覆うて外無きの義を表はす。澤を蒼生に蒙しむるの名也。三種の寶物は、乃ち天神の靈器、傳國の表物なり。其の寄甚だ重し。(神武帝、饒速日命に謂て曰く、是實に天神の子ならば、必ず正に表物あらむ、之を相示すべしと。蓋し傳國の表物を言ふ)天照大神、手に寶鏡を持ちたまひて之を祝たまふ。神勅至れり盡せり。聖主萬萬世の嚴鑑なり。此時未だ教學授受の名あらずと雖も、謹みて此一章を讀みて、以てその義を詳にする時は、則ち帝者治を爲すの學、唯力を此に用ふるに在らんか。異域の堯、舜、禹、受授の說も、亦豈に此に外ならむや。(以上は天孫降臨)

太玉命、及び諸部の神等を以て、悉く皆相授く。且た服御之物、一に前に依りて授く。然して後に天忍穂耳尊、天に復還りたまふ。故れ天津彦火瓊々杵尊、日向の槵日の高千穂之峰に降り到りましぬ。

一書に曰く、天祖天照大神、高皇産靈尊、乃ち相語りて曰はく、夫葦原瑞穂國は、吾が子孫の王たるべき地也と。卽ち八咫鏡、及び草薙劍の二種の神寳を以て、皇孫に授け賜うて、永に天璽と爲す。(所謂る神劒璽鏡なり)

謹んで按ずるに、是天孫降臨の始めなり。一書に云ふ、大國主神、亦の名は大物主神、亦國作大巳貴命と號す、亦葦原醜男と曰す、また八千矛神と曰す。また大國玉神と曰す。亦顯國玉神と曰す。其の子凡て一百八十一神ありと。夫大巳貴命と、少彦名尊と、力を戮せ心を一にして、天下を經營といへり。蓋し二神、寂然として長く隱れたまふの後、大巳貴命、(素盞嗚尊の子)少彦名命(高皇產靈神の子)此國を平けて、大造の績を建つ。大巳貴命、其子事代主神、及び八十萬神を天高

大造の績—

齋庭―祭祀を行ふべく攘ひ淨めし所

祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡て五部の神を以て配へて侍らしむ。因りて皇孫に勅して曰はく、葦原の千五百秋之瑞穗國は、是吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就いて治らせ、行くませ、寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮り無かるべしと。

一書に曰く、天兒屋命、太玉命、天忍穗耳尊に陪從て以て降す。是時、天照大神、手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝ぎて曰たまはく、吾が兒、此寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るがごとくなるべし、床を同じくし殿を共にして以て、齋鏡と爲すべしと。復た、天兒屋命、太玉命に勅すらく、惟くは爾二神、亦同じく殿内に侍ひて、善く防ぎ護ることを爲せ。又、勅して曰く、吾が高天原に所御す齋庭の稻穗を以て、亦吾が兒に當御ると。則ち高皇產靈尊の女、號は萬幡姫を以て、天忍穗耳尊に配せて妃と爲て降りまつらしめたまふ。故れ時に虛空に居て兒を生む。天津彦火瓊瓊杵尊と號す。因りて此皇孫を以て親に代へて降しまつらむと欲す。故れ、天兒屋命、

ること勿れ

眞床追衾―眞は美稱、床を覆ふの衾

天照太神の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千千姫を娶りて、天津彥彥火瓊々杵尊を生みます。故れ皇祖、高皇產靈尊、遂に皇孫を立てて、以て葦原の中國の主と爲さんと欲し、八十諸神を召し集へて、問はして曰はく、吾れ葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめむと欲ふ、當に誰を遣さば宜けん、惟くは爾諸神、知らん所を勿隱しそと。僉曰く、天穗日命、是神の傑れたるなり、試みたまはざるべけんやと。こゝに於て俯して衆言に順ひて、卽ち天穗日命を以て往きて平けしむ。然れども此神、大巳貴神に佞り媚びて、三年に比及るまで尙ほ報聞まをさず。是後、高皇產靈尊、更諸神を會へて、葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。經津主神、武甕槌神、諸の順ろはぬ鬼神等を誅なひ、果に復命まをす。時に高皇產靈尊、眞床追衾を以て、皇孫を覆ひて降りまさしむ。日向の襲之高千穗峯に天降りまし、吾田の長屋の笠狹之碕に到ります。

一書に云く、天照大神、乃ち天津彥彥火瓊々杵尊に、八坂瓊曲玉、及び八咫鏡、草薙劍、の三種の寶物を賜ひ、又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上

潢汙—潢は水の瀦れる所、汙は汚水地

菅蒯—一種の茅草也、左傳に絲麻有りと雖も菅蒯を棄つ

以て生ず。故に日神を以て地神の太祖、朝廷宗廟の第一と爲たまふ。然らば乃ち歴代の聖主、二神の精一を守り、縣象著明の實を致めざる時は、則ち豈に神明の統を承けむや。或人疑ふ、二神の聖、何ぞ此の二不肖を生みませるやと。愚、謂へらく、噫、是何の言ぞ。二氣五行の變、未だ嘗て過不及無くんばあらず。天地の大、其精を日月星辰と爲し、名山大川と爲す。其粗は風雲雷雨と爲り、潢汙丘陵と爲る。精粗相因りて、而る後に萬物遂げて、天共に之を覆ひ、地共に之を載す。是其の至大なり、至公なり。人物の天地に在るも亦然り。故に明淸曲直、柔剛弱強竝び行はれて、各其の性を盡す。是れ神聖其の化を賛くるなり。二神は是れ天地なり。此の明暗柔猛を生じて、以て萬物に主とし、萬物各其の性を盡す。其の道、亦偉ならずや。子が說に因る時は、卽ち上を取りて下を遺れ、桑麻を貴びて菅蒯を棄つるなり。此四神を生じて、天下始めて安く、萬民所を得。二神共に議りたまふ所、俗學の以て疑ふ可き無し。(以上は本朝の主を定む)

りたまへる事迹

維精維一—尚書に出づ、堯舜傳授の心法也

に素盞嗚を合祭する者也）世に一女三男と號するは是なり。凡そ氣聚り形生ずる時は、則ち必ず其の精あり。之を心と謂ひ、之を性と謂ふ。是其の主なり。天地相成りて、陰陽の精、縣象著明なる、之を日月と謂ふ。日月は天地の主なり。四時の運行、寒暑の去來、一日と云ひ、一月と云ひ、一歳と云ふは、皆日月を以て綱紀と爲す。天地の氣候正しからざる時は、則ち縣象又著明ならず。人民の君長あるも亦然り。人民の精、以て之に主たるべし。其精を以てせざれば、則ち人物其の性を盡すこと能はず。蓋し、二神共に議する者は其事を容易にせざる也。神鏡を以てするは、明にして倚らざればなり。天神の靈と雖も、天下の主を生ぜんと欲して、而も維精、維一なる、以て之を見つ可し。故に其の生ずる所、日と爲り、月となりたまうて、而して天地茲に位す。蛭兒と爲り、素盞嗚と爲りて、河海猛惡も亦其の長あり。夫れ共に生ずる所、皆天神の子にして、而して其の量に因りて、其の分を命ず。噫、神の徳大なる哉、公なる哉。竊に接ずるに、天神、天下の主を生ぜむと欲して、日神

顧眄之間—振りかへり見る其時に

降迹—天降

一書に曰く、伊弉諾尊曰はく、吾れ宙御すべき珍の子を生まむと欲ひて乃ち左の手を以て、白銅鏡を持りたまふとき、則ち化出る神有す。是を大日孁尊と謂す。右の手に白銅鏡を持りたまふとき、則ち化出る神有す。是を月弓尊と謂す。又、首を廻して顧眄之間に、則ち化る神有す。是を素戔嗚尊と謂す。卽ち大日孁尊、及び月弓尊は並びる是れ質性明り麗はし。故れ天地に照し臨ましむ。素盞嗚尊は、是れ性、殘害ことを好む。故に下して根國を治しむ。

謹んで按ずるに、是れ中國、其の主を定むるの始なり。大日孁（字書に曰く、卽丁の反女なり）貴は、卽ち日神、伊勢州に鎭り坐す大神宮、宗廟の嚴神、本朝の元祖なり。月弓尊は月神、是又伊勢の別宮。（倭姫命世記に云く、月夜見命二座。一書に曰く、御形は馬乗男、太刀を帶く）蛭兒は攝津州の西宮社、夷三郎是なり。素盞嗚尊は、出雲州の大社是なり。（或は曰ふ、大社は、天神、大巳貴の爲めに造供ふる所なり、素盞嗚、根國に行きます、故に中國に於て降迹無し、後世大巳貴を祭る、故

安忍—心猛猛しくして無情なるを謂ふ

書に云ふ天照大日孁尊と）此の子、光華明彩はしくして、六合の内に照り徹る。故れ二神、喜びて曰く、吾が息、多ありと雖も、未だ此く靈に異しき兒はあらず、久しく此の國に留めまつるべからず、自當に早く天に送りて、授くるに天上の事を以てすべしと。是の時、天地相去ること未だ遠からず。故れ天柱を以て天上におくり擧ぐ。次に月神を生みまつります。（一書に云はく、月弓尊、月夜見尊、月讀尊）其の光り彩はしきこと日に亞けり、以て日に配べて治す可しと。故れ亦之を天に送りまつる。つぎに蛭兒を生む。已に三歳になるまで、脚猶立たず。故れこれを天磐櫲樟船に載せて風の順に放ち棄つ。次に素戔嗚尊を生みます。（一書に云はく、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊）此の神、勇み悍くして以て、安忍なること有り。且た常に哭き泣つるを以て行と爲す。故れ、國の内の人民をして多に以て夭折にす。復青山を變枯にす。故れ其の父母二神、素戔嗚尊に勅して云まはく、汝、甚だ無道、以て宇宙に君臨たるべからず、固に當に遠く根國に適ねとのたまひて、遂に逐ひき。

具瞻―民の共に仰ぎ視ること

故に其規や、其制や、未だ嘗てその道を盡さずんばあらず。凡そ上天象に法り、下地の勢を詳かにし、人物の計會を校へ、治亂の機を察して、以て其禮用を致して、以て其至誠を盡す時は、則ち遠近、都鄙、内外、その俗を同じうし、その利を通ぜずと云ふこと無し。天下の大なる、國郡の區なる、一擧すべからずと雖も、朝廷より邦畿に及び、王畿より四方に及び、四方より四疆に至ること、猶ほ一元氣の四支百骸を周流營衞して、以て諸を一胸臆に統ぶるがごとし。然らば乃ち朝廷王畿は、天下の規範にして、兆民の具瞻する所なり。豈に一人の私を縱にし、當時の治に伐つて、其規範を致めざらんや。

○皇統章

伊弉諾尊、伊弉冊尊、共に議りて曰はく、吾れ已に大八洲國、及び山川草木を生めり、何ぞ天下の主たる者を生まざらんやと。是に日神を生みまつります、大日孁貴と號す。(大日孁貴此には於保比屢咩能武智と云ふ、孁音は力丁の反。一書に云ふ天照太神。一

節を合す―符節を合するが如く一致する也
四藩―四方の藩屛たる者

境の廣き、遠人の俗必ず教を異にし、風を殊にす。故に其弊、或は盗賊刼竊して、山に入り險に據り、或は吏務の奸謀に因りて、邊民恨みを含むの事、未だ嘗て是無くんばあらず。故に吏幹の才を選び、巡察の使を詳かにして、以て邊疆を安んず。是上古の聖戒なり。豈に忽にすべけむや。(以上は邊要を守る備)

以上は水土の規制を論ず。謹んで按ずるに、地は天の中に在り。中は又四邊無くんばあらず。而して其中を得るを中國と曰ふ。言ふ心は、天地の中を得るなり。天地の中とは何ぞ。四時行はれ、寒暑順ひ、水土人物其れ美にして、過不及の差無きこと是なり。萬邦の衆き、唯中州及び外朝のみ、天地の中を得。故に人物事義大に異らず。其極を建てて以て聖教を致すこと、殆んど節を合せたるが如し。(朝鮮亦た水土を同じうす、然れども朝鮮は、外朝と封域を同じうし、唯其東藩に在るのみ) 蓋し土地ある時は則ち國郡あり、國郡ある時は則ち都鄙の分あり。而して王畿を設け、都宮を建て、道路を制し、四方以て之に通じ、四藩以て之に屛ふ。

幹了—勢力ありて頭立ちたること

公廨—政府の倉庫

其國に如かしめたまふ。是れ乃ち四方の邊境を定めて、王室の藩屛と爲せるなり。

成務帝の四年春二月丙寅、國郡に長を立て、縣邑に首を置き、當國の幹了しき者を取りて、其の國郡の首長に任けよ、是を中區の藩屛と爲んと。五年秋九月、山河を隔ひて國縣を分ち、陌 阡 陌 に隨ひて、以て邑里を定む。因りて東西を以て日縱と爲し、南北を日横と爲す。山陽を影面と曰ひ、山陽を背面と曰ふ。

謹んで按ずるに、天下の邊要、帝に逮びて其制相成る。蓋し邊要は天下の藩屛なり。四邊唯陸奥、出羽、佐渡、對島、多褹を以て邊要の國と爲し、太宰府、鎭守府を以て藩鎭の所と爲す。鎭西の府は、異域の襲來に備へ、鎭守府は蝦夷の跋扈を征す。異域は竟に邊境を侵すことを得ず。蝦夷數東藩に寇す。故に國守あり、將軍あり、兩國の按察使府、秋田城介あり。信夫郡以南の租稅を以て國府の公廨に充て、苅田以北の稻穀を以て鎭府の兵粮に充て、常に五千人の兵を置き、許多の兵器を運送す。是邊要を愼めばなり。凡そ承平の治、王化の澤、浴せずと云ふこと無くして、而して邊

身を文げて ―入墨して

平けたるの狀あるかたちを以て焉を奏す。是の歳、異俗多く歸て、國內安寧なり。

謹んで按ずるに、二神守るべき境を定めたまふの後、鴻蒙草昧にして、封疆未だ分れず、神武帝天業を經綸し、中州を制したまふの後、又未だ化德を弘恢せず。帝識性聰敏、尤も雄謀あり。故に大に四方を開き、以て邊要を規す、下に逸民無く、敎化流行し、終に蒼生の課役を正しうし、船舶の運轉を利して、天下大に平かなり。

景行帝の二十五年秋七月、庚辰の朔壬午、武內宿禰を遣はし、北陸及び東方諸國の地形、且百姓の消息を察しむ。二十七年春二月辛酉の朔壬子、武內宿禰、東國より還りまうきて奏言さく、東夷の中に日高見國あり、其の國人、男女並びに椎を結け、身を文けて、人と爲り勇悍し、是を總べて蝦夷と曰ふと。四十年夏六月、東夷多く叛いて、邊境騷ぎ動む。冬十月、日本武尊に命せて之を征しむ。蝦夷罪に服ふ。五十三年、東海を巡狩たまふ。

謹んで按ずるに、帝、西州を征してより、東方に巡狩し、七十餘子を封建し、各

黼扆—黼は斧也、赤色の質に斧を畫ける衝立の類、天子之を負うて南面群臣に臨む

紛奢云々—徒に紛飾奢侈を事とする秦の始皇の如きを云ふ

南殿と曰ふ。天子黼扆を負ひ、南に嚮うて以て政を聽く義なり。中殿を清涼と曰ふ。常の宸居の所なり。又は御殿と曰ふ。平生宴遊の所なり。後殿を貞觀と曰ふ。乃ち后宮なり。此外、宮殿、堂樓、院閣、丹墀青瑣、金鋪玉戺、(音俟砌なり)井欄綺窻、善を盡し美を盡さずと云ふ事無し。圖するに河洛の賢聖を以てして、大舜の古人の象を視るに法り、像るに乾坤の儀形を以てして、聖皇宮柱を立つるの太しきを守り、九重の深邃を嚴にし、九條の廣路を披く。十二の通門迭ひに洞かに、十七の寶殿、珠の如くに聯る。こゝを以て宸儀仰げば彌高く、法座則れば彌正し。彼の固陋を事とすると、紛奢を愛するとの如きは、日を同じうして之を語るべからざるなり。(以上は宮城を制する義なり)

崇神帝の十年冬十月、乙卯の朔、群臣に詔して曰く、今返りし者悉く誅に伏し、畿内に事無し、唯だ海外の荒ぶる俗ども、騷動こと未だ止まず、其の四道の將軍等、今忽に發れと。丙子、將軍等共に發路す。十一年夏四月、壬子の朔己卯、四道の將軍、戎夷を

樸に匪ず云々─樸はあらきのまま、斲は彫琢を施したる意、泰は驕ること、甚だ度を過ぎて一方に極端なるをいふ
牢籠─兼ね包み擧ぐる也

室なり。殿は堂の高大にして、屋の嚴正なるなり。人必ず居あり、居るときは則ち未だ嘗て宮殿無くんばあらず。況んや人君をや、況んや帝居をや。既に宮殿ある時は、則ち制度無くんばあらず。故に經始の營、上は天の時を正して以て文明を象り、下は水土に隨つて以て豐約を量り、中は百世を考へて以て聖賢を揆す。樸に匪ず斲に匪ず、泰を去り、甚を去り、折中して以て當時に儀形して、萬代に垂示す。是乃ち天神天柱の實か。蓋し中州代々の經營、專ら簡樸にして、力を溝洫に盡す。唯大極殿大安殿の名あり。是乃ち宮殿なり。(大極殿は以て朝に臨み、大安殿は以て群臣を宴す、是宮と殿と也) 桓武帝、都を平安城に遷して、先王を牢籠し、異域を鑒察し、大に規模を張り、新門を造り、新宮を營み、其門に名づけて、金榜を題し、(釋弘法、橘逸勢、野道風、藤行成、其字を書す) 其殿に名づくるに嘉言を以てす、前殿を紫宸と曰ふ。其制、外朝の明堂に肖れり。乃ち萬國を饗し、諸侯を朝する所なり。(秦漢には前殿と曰ひ、周には明堂路寢と曰ふ。帝居を以て、天の紫宮に象るなり) 又、

搏風―千木と書く、上古の家作に棟角に高く立てたる削木

齋斧齋鉏―淨めたる斧鉏

隅の數、天は、人物の法とする所なり。能く其の實を詳にせば、則ち萬世の規制、又此に始まらん。

神武帝、辛酉、畝傍の橿原に、宮柱、底つ磐根に太しき立て、高天之原に搏風峻峙りたまふ。

一書に曰く、神武帝、都を橿原に建て、帝宅を經營す。仍りて天富命（太玉命の孫）に令せて、手置帆負、彦狭知、二神の孫を率て、齋斧齋鉏を以て、始めて山材を採り、正殿を構立つ。所謂る底つ磐根に宮柱太しき立て、高天原に搏風高しりて、排皇孫の命の美豆の御殿を造り奉仕れり。故に其裔、今、紀伊國名草郡御木麁香の二郷に在り。（古語に正殿之を麁香と謂ふ）材を採る齋部の居る所、之を御木と謂ふ。殿を造る齋部の居る所、之を麁鹿と謂ふ。

謹んで按ずるに、是人皇、宮殿の始なり。此時、荒濛の世を去ること未だ遠からず、唯正殿を構へて、以て神代の天柱に象り、萬世の洪基をはじむるなり。凡そ宮は

紫宮―天帝の居、紫微宮の略

畏るるに非ず。唯富庶世々充ち、土壤給らず、故に遷都して日に振ひ、國勢彌張れり。夫れ京師の、四方の極たること、猶紫宮の周天の極たるがごとし。其の都邑を選ぶ事、其の中に非ざれば乃ち其の實を得ず。所謂中は精秀の氣、天地以て位し、四時違はず、陰陽惟中し、寒暑過たず。人民以て止まり、萬物以て聚り、禮義惟立ち、武德以て行はる。而して後に壤區と稱しつ可く、土中と謂ふべし。本朝は、始より中柱、中國の號あり。況んや神武帝、中州を制し、壤區に都す。共に皆其の精秀を得たり。平安城に及びては、選の極、中の至、一に神聖國を立つるの道に歸す。故に時序正しうして、寒暑過たず、土壤膏沃にして、人物文章なり。中州中華の名實相齊しく、建都の制大に備はる。是れ乃ち壤區の生成なり。(以上は都邑を建つるの始)

伊弉諾尊、伊弉册尊、磤馭盧島に降居まして、八尋の殿を化作つ。又、天柱を化竪つ。

謹んで按ずるに、是れ天神、宮殿の始なり。今其の制言ふべからず。八は、四方四

平章―平は均、章は明、庶民を平かに治むるを云ふ

休―大いなる幸

先人曰く、帝、神代の蹤に繼いで、日向國宮崎の宮に都す。

謹んで按ずるに、是れ中州營都の初めなり。墺區は猶最中と言ふがごとし。(墺は四方の土居す可きなり、區は物止まり藏るべきなり) 蓋し、帝、天下の蒼生を平章するを以て大任と爲したまうて、天帝授命の重きを守り、天孫悠久の業を開く事を、深く思ひ切に謀り給ひ、遂に東征して以て中州を制し、始めて都宮の地を議し、後世の規を建て、以て祚を萬々世に永くす。此後に國勢富庶、人物日に盛にして、而して代々遷都あり。元明帝に至りて、都を平城に遷し、以て七代の聖風を揚げ、終に桓武帝、先聖の威烈を篤うし、億民の止る所を安くせむと欲して、天の休を敬し、人の順を致して、詔して遍く新都の地を視る。惟土以て中し、惟卜以て食み、惟民以て與す。故に大に庶官に命じ、以て土中に服き、都を山州の平安城に遷し、明德を萬億世に振ひ給ふ。是れ乃ち神武帝墺區の實なり。古人云ふ、遷都の君は皆復振はずと。中州の遷都、豈に夫れ然らむや。夷狄の害を遠くるに非ず、盜劫の難を

正朔―年の始に朔暦政令を王室に受くる故事によりて、其政令を遵奉するをいふ

北辰云々―論語爲政篇に出づ

元元―人民

六合―上下四方

八紘―八方の綱維

還するが如し。故に天下の大なる、四海の遠きも、王化通ぜずと云ふこと無く、正朔受けずと云ふ事無し。王畿は、七道のこれを宗とする所以なり。畿内は、王室の小天下なり。畿内の制明かなる時は、則ち七道風に隨うて正し。是乃ち北辰其の所に居て、衆星の之に共ふなり。聖帝、水土の制を詳にして、百姓安居し、天下無事なり。萬世これに因りて以て損益す。帝の功も亦た大ならずや。（以上は道境を分つの始を論ず）

神武帝東征己未の年、令を下して曰はく、當に山林を披き拂ひ、宮室を經め營りて、恭んで寶位に臨んで、以て元元を鎭むべし、上は則ち乾靈の國を授け給ふの德に答へ、下は則ち皇孫正きみちを養ひたまふの心を弘めむ、然して後に六合を兼ねて以て都を開き八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦た可からずや、夫の畝傍山（畝傍山を此には宇祢縻夜摩と云ふ）の東南、橿原の地を觀れば、蓋し國の墺區ぞ、可治べしと。則ち有司に命せて帝都を經り始む。

阡陌—たてざま、よこざまの路、大小の街路畦畔を云ふ

夷を平ぐるの狀を以てす。

謹んで按んずるに、是れ中國、四道を分つの始なり。此の時王化未だ習はず。故に此の命あり。

成務帝の五年秋九月、山河を隔ひて、國縣を分ち、阡陌に隨ひて、以て邑里を定む。因りて東西を以て日縱と爲し、南北を日横と爲し、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ。是を以て百姓安居して、天下無事。

謹んで按ずるに、是れ中國、國境を分ち諸道を定むるの始なり。蓋し、景行帝の五十五年、彦狹島王を以て、東山道十五國の都督に拜給ふ。則ち東山道等の名は、既に前朝に在る也。(崇峻帝の二年、東山、北陸、東海の觀察使あり、此時、或は七道に定むるか、孝德帝に及びて新式を定め、始めて五畿七道の制あり) 凡村里は以て縣に統べ、縣は以て郡に統べ、郡は以て國に統べ、國は以て道に統ぶ。是一より十に迄び、十より一に歸す。猶身の臂を使ひ、臂の指を使ひ、一元氣の四支百骸を周

天子南面の故事によりて、我國勢の南面するを謂ふ
世祖—元の世祖忽必烈
藩籬—境域

數州を擁して河海を利し、後は絕峭に據りて大洋に望み、每州悉く運漕の用あり。故に四海の廣きも、猶ほ一家の約なるが如し、萬國の化育、天地の正位に同じうして、竟に長城の勞無く、戎狄の膺こと無し。況んや鳥獸の美、林木の材、布縷の巧、金木の工、備らずと云ふこと無きをや。聖神稱美の嘆、豈に虛しからむや。昔、大元の世祖、外朝を奪ひ、其勢に乘じて本朝を擊ち、大兵悉く敗れて、彼の地に歸る者僅に三人のみ。其後、元主數窺うて、我が藩籬をも侵すことを得ず。況んや高麗、新羅、百濟は、皆な本朝の藩臣たるをや。聖神、太虛に翔行して、是の鄕を睨みて降り給ふこと、最も宜なる哉。（後漢書に曰く、大倭王は、耶麻堆に居すと。唐の東夷傳に曰く、日本は古の倭奴なりと。是れ皆な商賈販人の言に因りて、其事を記す、故に以て證とするに足らざるなり）

（以上本朝の水土を論ず）

崇神帝の十年七月、群卿を選びて四方に遣はす。同年十月、四道の將軍に命ずるに、戎

四夷—東夷、南蠻、北狄、西戎なり

毳裘—禽獸の毛皮を以て製したる衣服

南面の位—

擧すべからず。而して其文物、古今の稱する所は、外朝を以て宗と爲し、日本、朝鮮焉に次げりと。愚、竊に考へ惟るに、四海の間、唯だ本朝と外朝と、共に天地の精秀を得て、神聖其機を一にす。而れども外朝も亦未だ本朝の秀眞なるに如かざるなり。凡そ外朝は、其封疆太だ廣くして、四夷に連續し、封域の要なし。故に藩屛の屯戍甚だ多くして、其約を守ることを得ず。失是れ一なり。近く四夷に迫る。故に長城要塞の固、世々人民を勞す。失是れ二なり。守戍の徒、或は狄に通じて難を構へ、或は狄に奔りて其情を泄らす。失是れ三なり。匈奴、契丹、北虜、其の釁を窺ふこと易うして、數以て劫奪せらる。其失四なり。終にその國を削り、その姓を易へて、天下衽を左にす。大失其五なり。況んや河海の遠くして、魚蝦の美、運轉の利給らず。故に人物亦其の俗を異にす。牛羊を啖ひ、毳裘を衣て、榻床に坐するが如き、以て之を見つ可し。況んや朝鮮の蕞爾たるをや。獨本朝、天の正道に中り、地の中國を得たり。南面の位を正しうして、北陰の險を背にす。上西下東、前に

して、國の狀を廻らし望せて、曰はく、姸哉乎國之獲矣、（姸哉を此には鞅奈珥夜と云ふ）內木綿の眞迮國と雖も、蜻蛉の臀呫せる如くしあるかと。是に由りて始めて秋津洲の號あり。昔、伊弉諾尊此國を目けて曰はく、日本は浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國（秀眞國を此には袍圖莽句儞と云ふ）と。復、大巳貴大神、之を目けて曰く、玉牆內國と。饒速日命、天磐船に乘りて、太虛を翔行りて、是の鄕を睨るに至るに及びて降りたまふ。故れ因りて之を目けて、虛空見日本國と曰ふ。

謹んで按ずるに、本朝の地形は、廣（東西を廣と曰ふ）に長く、袤（南北を袤と曰ふ）に短し。西上東下、皆な豐大なり。艮位を背にして離明に嚮ひ、蜻蛉の臀呫に象れり。洋海四方を廻り唯だ西方少らく外域の舶を寄すべくして、而も襲來の畏無し。故に浦安國、玉牆內國と稱す。是れ內木綿之眞迮國なり。其形戈の如くにして、品物備らずと云ふ事無し。尤も秀精の地なるが故に、細戈千足國、磯輪上秀眞國と曰ふ。帝曰たまはく、姸哉乎國之獲矣と。噫大なる哉。蓋し國の地に在ること、枚

博厚云々ー中庸に天地の道は博なり、厚なり、高なり、明なり、悠なり、久なり

の下に光宅るに足るべし。故に此東征あり、始めて中州の實を擴む。蓋し西は金、東は木、西より東に及ぶは、征伐の相尅なり。東より西に及ぶは、化育の相生なり。左旋右行は、乃ち天地日月五行の道、至誠息むこと無き也。聖皇の征治、乾坤以て法る可し。或人疑ふ、二神、磤馭盧島を以て國の中の柱と爲て、廼ち大日本を生み給ふ、然らば乃ち天孫の降り給ふ事、何ぞ西の偏に在るやと。愚、竊かに謂へらく、是れ末季の俗意を以て、上古の靈神を量る、甚だ意見臆説に渉る。神聖の道は悠久にして其功成る。先づその易きに因りて其の極を建て、その過化を考へて而もその業を洪む。故に其成るや久しく、その根本や固し。實に萬世不拔の大基なり。博厚地に配し、高明天に配し、悠久疆無きなり。二神、國中の柱と爲すものは、大日本が中州たるべき所以の言なり。二神の聖、既に萬世を鑑みて、此洲を以て中國と爲し、天孫を以て此洲に主とす。その天鑒、巍々乎たる哉。

神武帝の三十有一年、夏四月乙酉の朔、皇輿巡幸す。因りて腋上の嗛間丘に登りま

外朝―本書支那を稱するに大抵外朝を以てせり

鴻荒―鴻は大、荒は草昧、太古の義也

偏ならず。故に水土沃にして人物精し。是れ則ち中國と稱すべし。萬邦の衆き、唯本朝及び外朝、其中を得て、而して本朝の神代、既に天御中主尊ませり。二神、國の中の柱を建て給ふ時は、則ち本朝の中國たるや、天地自然の勢なり。神々相生じ、聖皇連綿として、文武事物の精秀、實に以て相應ず。是れ豈諂ひて之を稱せんや。

神武帝、神代の迹を繼いで、日向國宮崎宮に都したまふ。曰たまはく、東に美き國あり、青山四方に周れり、彼地は必ず當に以て天業を恢弘て、天の下に光宅るに足るべし、蓋し六合の中心かと。遂に東を征ちたまひて、初めて中州を平けて、大倭國畝傍山の東南、橿原の地を観て、帝宅を經り始む。

謹んで按ずるに、運は鴻荒に屬ひ、時草昧に鍾れり。蛇龍烏蟲、其處を得、異人疆を分ちて陵ぎ躁らふ。唯此の西邊以て治むべし。故に天孫先づ此に降り、多に年を歴て、以て正を養ひ給ふ。神武帝に逮びて、王澤既に霑ひ、當に天業を恢弘べ、天

水土による—水土氣候に由りて左右せらるゝを云ふ

ずるに、其耶麻止と稱するものは、神武帝の朝以後、史書追ひて稱呼するなり。(神武帝紀に曰く、始めて秋津洲の號ありと。然らば乃ち秋津も亦追稱なり)

皇祖高皇産靈尊、遂に皇孫天津彦彦火瓊々杵尊を立てて、葦原の中國の主と爲んと欲す。謹んで按ずるに、是れ本朝を以て、中國と爲すの謂なり。是より先き、天照大神、天上に在して曰たまはく、葦原の中國に保食神ありと聞くと。然れば則ち中國の稱は、往古より既にこれ有る也。凡そ人物の生成は、一日も未だ嘗て水土に襲らずんば非ず。故に平易の土に生成する者は、平易の氣を稟けて、性情自ら平易なり。險難の土に生成する者は、險難の氣を稟けて、性情危險に堪ふ。豈唯だ人のみならんや、鳥獸草木も亦然り。是れ五方の民、皆な性ありて、其の俗を異にする所以なり。蓋し中に天の中あり、地の中あり、水土人物の中あり、時宜の中あり。故に外朝には、土の中に服の說あり。迦羅に天地之中也の言あり。南人も亦天の中を得ると曰ふ。愚按ずるに、天地の運る所、四時の交る所、其中を得る時は、則ち風雨寒暑の會、

積氣―精秀の氣積りて天と成る故に謂ふ

夏殷周―居所の名を以て天下の稱とする例をいへる也

て、五畿七道と爲すは、乃ち八洲を合するの義）蓋し是れ本朝生成の初なり。凡そ地の洲あるは、なほ天の星あるがごとし。地は乃ち一陰水の相積みて、其間に洲島の相顯はるる有るなり。天の積氣裏、星宿（音秀）の相著が如きなり。其洲、或は連續して其域を異にし、或は相獨立して其の洲を異にす。本朝唯り洋海に卓爾として天地の精秀を稟け、四時違はず、文明以て隆にして、皇統終に斷えず。其名實相應ずる事、併せ考ふ可し。日本を以て耶麻騰と號するは、なほ山迹と言はんが如し。上古人民、穴居野處して、專ら山に凭りて營窟を爲す。故に人迹山に在り。神武帝東征の日、其山の迹の多きに因りて以て州を建て、都邑を設け、乃ち耶麻騰と稱號す。今の倭洲これなり、此より耶麻止を以て、天下の通稱と爲す。（神武帝、大倭洲より起り給へり、外國の猶ほ夏殷周と稱するがごとし）或は倭國と曰ひ、或は倭奴國と曰ふは、猶ほ吾國と曰ふが如し。（吾此には倭と曰ふ。倭奴と曰ふは、倭の音を以て假用する也、外國これを知らず、字義を以て論說するは、尤も差謬す）竊に按

蔕ー果實のへたを謂ふ

け、人これに與するなり。故に皇統は億兆の系ありて、終に天壤と窮り無し。

伊奘諾尊、伊奘册尊、磤馭盧島を以て國の中の柱として（柱を此には美簸旨邏と云ふ）廼ち大日本豐秋津洲を生みたまひ、（日本を此には耶麻騰と云ふ）始めて大八洲國の號起れり。（耶麻止、又は野馬臺、又は耶麻堆、皆同じ）

謹んで按ずるに、磤馭盧島は、自から凝るの島にして、言ふ心は獨立して倚らざるの稱なり。（磤馭盧は自ら凝るの辭なり）二神天浮橋の上に立ち、天之瓊矛を以て指し下して探之しかば、是に滄溟を獲、其矛の鋒より滴瀝る潮、凝りて一つの島と成ると云ふは是なり。國の中は中國なり。柱は建てて抜けざるの稱、恆久にして變ぜざるなり。大は相對する無く、日は陽の精明にして惑はざるの稱、本は根を深くし蔕を固くするなり。（或は曰く、大日孁貴の靈降し給ふ地、故に此の號ありと）豐は盛大の稱、秋津は其の形を象るなり。（蜻蛉をこゝに秋津と曰ふ）大八洲は、其始八洲を生めばなり。所謂土は陰の精、八は陰の極數にして、八方を統るの義なり。（後世、天下を分ち

瓊矛―原本傍訓にすべてとほことあり

字して―文字に書きて

庶富―庶は衆多の義、富は財の滿つるをいふ

天神、伊弉諾尊、伊弉册尊に謂て曰く、豐葦原千五百秋瑞穗之地あり、宜しく汝往きて之を循すべしと宣ひて、廼ち天瓊矛を賜ふ。(瓊は玉なり、此には努と云ふ)

一書に曰く、豐葦原千五百秋之瑞穗の國は、大八洲未だ成らざる以前に、已に此名あり、而して形相無し。強ひて其の形を字して天瓊矛と爲る者なり。大八洲の國は卽ち瓊矛の成る所、其の中心を號して大日本日高見と曰ふ。大日本と名けたるは、大日孁貴の降靈に由る。故に此の名あり。

謹んで按ずるに、是れ本朝の水土を謂ふの始なり。初め既に此の稱ある時は、則ち其水土の美、議せずして之を知んぬ可し。蓋し豐は庶富の言なり、葦原は草昧の稱なり、千五百は衆多の義なり、秋瑞穗は百穀盛熟の意なり。天神の鑒、通ぜざるは無し。故に水土の沃壤、人物の庶富、敎化の以て施すべきを知り給ふ。夫れ其機を知るの謂か。二神これに從つて、以て其の功を遂げ給ふ。其繫る所は、全く天神に在り。懿なるかな。本朝開闢の義、悉く神聖の靈に因る。是れ乃ち實に天これに授

模様しー形に現はし象りて

參ー人の天地と共に交りて三才となるをいふ

りて、其の精を稟け、其の中を得、其の智の靈なるや、之れを致むる時は、則ち通ぜざること無し。其の德の明なるや、之れを盡す時は、則ち感ぜざること無し。故に天地不言の妙を形容し、乾坤幽微の誠を模樣し、以て曆象を造り、時日を考へ、人物の極を定め、萬世の敎を建つ。然らば、乃ち天地は人倫の大原にして、神聖は天地の性心なり。人君仰ぎて觀、俯して察して、以て上下を正し、尊卑を定め、其の智を致して、其の德を明にして、而して後に天地に參なる可し。或人疑ふ、天地に心ありやと。愚謂へらく、旣に其の形氣ある時は、則ち未だ嘗て其の性心なくんばあらず。天地は息むなきを以て心と爲す。故に消長往來し、終りて復た初まる。神聖、常中を以て心と爲す。故に常に彊めて其の德を明かにす。是れ天地神聖、其の原を一にする所以なり。

○中國章

科に盈つ—孟子に原泉混々晝夜を舍てず科に盈ちて進む

形滓—重く濁れる氣凝りて地と成るを云ふ、滓は粕也

以上天地生成の義を論ず。謹んで按ずるに、天地は陰陽の太極なり。陰陽甚だ其の用を殊にして、而して互に其の根を交ふ。遠くして近く、近くして遠し。其の形とする所五あり。所謂木火土金水なり。木火は陽にして、金水は陰なり。土は其の二を兼ねて其の中に位す。陰は必ず陽を含む、故に水は形柔なり。陽は必ず陰を萌す、故に火の用は烈し。水火は象なり、金木は形なり。火は氣なり、純ら昇りて止まず。水は形なり、專ら降りて科に盈つ。陽の昇るや、陰必ずこれに從ふ。陰の降るや、陽必ずこれに從ふ。故に昇降も亦た息むことなし。夫れ積氣の間、其の精秀は日月星辰となり、其の動靜は河漢風電となる。而して雲雨霜雪の用あり。夫れ地は形滓の凝りて以て土と爲るなり。其の積むや息まずして、山岳丘陵川河谷澤、之を載せて辭まず。陰陽窮り無くして、經緯あり、四時あり、日の長短あり、時の寒暑あり、一年一月あり、一日一刻あり、二十四節あり、七十二候あり、日月の蝕あり、氣盈朔虚あり。是れ天地互に交つて、以て千態萬變を爲すなり。人も亦た萬物の一に在

靈運云々—伊弉册尊の火の神かぐつちを生みて燒かれ、よみに退き給へるをいふ

左衽—衣の襟を左前にする也、未開の風俗

伊弉諾尊、伊弉册尊、國の中の柱を巡りて、男女の禮を定め、大八洲及び海川山草木鳥獸魚蟲を生みて、蒼生食うて活くべきを致し、養蠶の道を敎へたまひ、諸の神を生みて、其の分を定む。功既に至りぬ。德もまた大なり。靈運當うて遷、寂然に長く隱れましき。

謹んで按ずるに、伊弉諾、伊弉册は、陰陽唱和の發語なり。二神は、陰陽の全く集るなり。故に以て此の尊號を奉れるなり。蓋し草昧悠久の間、天神生々の後、二神初めて中國を立て、男女の大倫を正す。男女は陰陽の本、五倫の始なり。男女ありて而して後に、夫婦、父子、君臣の道立つ。二神終に大八洲を制し、山川を奠め、河海を導き、草木種藝し、鳥獸、處を得、人始めて平土を得て、五穀を播き、桑麻を植ゑ、而して蒼生の衣食居足る。既に足れるときは則ち敎戒無くんばあらず。故に諸の神聖に命じ、以て其の境を有たしむ。二神の功業、萬世以て左衽を免る。丕に顯かなる哉、丕に承けたる哉。

草昧屯蒙—開闢の始め天地渾沌たる時

常中—國常立の常と、天御中の中と也

れを和し、神これを制すればなり。蓋し草昧屯蒙の間、聖神其中に立ちて、悠久にして變ぜず。是れ其神を尊びて、國常天中と號する所以なり。夫れ天道は息む事無くして高明なり。地道は久遠にして厚博なり。人道は恆久にして疆無し。天其の中を得て日用明かに、地其の中を得て萬物載せ、人其中を得て天地位す。恆中の義、萬代の神聖其祚を正しうする所以なり。二神の迹、今知る可からずと雖も、竊に幸に常中の二尊の號を聞く事を得たり。是れ本朝治教休明の實なり。天下の治恆久にして、萬物の情以て之を觀つ可し。至誠息む無くして以て其中を制して、禮乃ち明なり。政恆なる時は則ち變ぜず、禮行はるる時は則ち犯さず。神聖の知德、萬世の規範なり。凡そ神々相生して乾坤の道相參りて化る。所以に此の男女を成す。國常立尊より、伊弉諾尊、伊弉諾册尊に迄るまで、是を神世七代と謂ふものなり。

謹んで按ずるに、次第の天神生々悠久の間、天地の實に因りて、以て此の皇極を建つ。此の間庸愚の舌頭を容る可からず。

> 生れます―うまれ給ふ

中朝事實

上卷

皇統

○天先章

一 天先づ成りて而して地後に定まる。然して後に神明其の中に生れます。國常立尊と號す。

一書に曰く、高天原に所在す神の名を、天御中主尊と曰す。

謹んで按ずるに、天は氣なり、故に輕く揚る。地は形なり、故に重く凝る。人は二氣の精神なり、故に其中に位す。凡そ天地人の生は、元先後なし。形氣神は獨り立つ可らざれば也。天地人の成る、未だ嘗て先後なくんば非ず。氣これを倡ひ、形こ

中朝事實自序

恆觀蒼海之無窮者不知其大。常居原野之無畦者。不識其廣。是久而狃也。豈唯海野乎。愚生中華文明之土。未知其美。專嗜外朝之經典。嘐慕其人物。何其放心乎。何其喪志乎。抑好奇乎。將尚異乎。夫

中國之水土。卓爾於萬邦。而人物精秀于八紘。故

神明之洋洋。

聖治之緜緜。煥乎文物。赫乎武德。以可比天壤也。今歲冬十有一月。編

皇統之實事。令兒童誦焉。不忘其本云爾。

龍集己酉　　山鹿高興謹誌

火を私す——火の恐ろべきを知らずして粗末に取扱ふ也

其初正しからざれば、則ち終全からず。且つ新來の僕は、飲食を以て衆を饗し、人の喜を求む。尤之を禁ずべし。

凡そ僕隷の互に相饗應送答するは、皆堅く之を禁ず。凡そ伍中暴惡利口にして、人をして不義に陥らしむるの輩は、速に之を逐へ。凡そ家僕は專ら味を好み、魚鳥を嗜み、必ず火を私して火災の難を知らず。是大失なり。速に之を放つべし。

女僕の制亦男僕に異ならず。女僕齡三十歳を超えて、而して留るを願はずば、其功勞に因つて、資して之を嫁せしむ。

凡そ令する所戒する所、數省せざれば則ち空言なり。吾其實を行はざれば、則ち人從はず。時々省察して、其化を成すに在り。

士道　終

せよと也
幹せしむ―
司らしむ

由らしむべし―論語泰伯篇に出づ
彼の云々―奴婢より譽められん事を願ふべからずと也

ち彼をして出納を司らしめ、己を利するを以て家事を幹せしむ。其人を重んずべからず。

家僕は、其志職を勤め衆を利するを上と爲し、主を利するを以て下と爲す。唯其長とする所を以て、其職を命ずべし。

家僕を勞して菜園を專にせしむるに、民と利を爭ひ、之を以て利と爲す者は、君子の志に非ず。彼は小人なり、我其情を詳にし、其欲を節して、他をして不義の地に陷らざらしむるは、是主の教導なり。之に由らしむべし、之を知らしむべからず。

彼の己の譽むるを求むべからず。彼は小人なり。小人の人を譽むるや、皆以て己の逸樂に從ひ、己の怠慢を專にするを以てし、教戒省察せず、安の爲にし利の爲にす。然らざれば則ち之を譽めず。故に小人の譽むる所の者は虛譽なり。凡そ毀譽は賢者を以て準と爲すべし。

新仕の僕隷は、監士を以て其居所飲食の事を詳にし、公禁家戒を示し、朝夕勤仕の樣を敎へ、衣服禮容の節を正すに、篤實にして久しく事ふる者をして彼を敎へしむべし。

乏し―貧し

職に利あり―職に伴ふ私利、所謂役德也

日簿―日誌

彼をして云云―其才の適する所によりて使用

僻邪侈有りて、身を害し人を害ふ。故に其の與奪は、尤も之を愼むに在るべし。僕隸太だ乏しければ、則ち必ず常の心無し。其乏きや必ず時有り。監士早く察し、或は伍をして之を糾さしめ、其由を具にして、而して其設を爲すに在り。家僕の事を司るや、其職利あれば則ち奸曲生じ、家禮以て違ひ、風俗競に陷り、其蔽上を犯し盜を爲すに到る。故に詳に其事を盡し、其司る所を糾し、財を費すことなからしめよ。彼の行ふ所正しければ、則ち其祿を厚うし、而して吝なるべからず。令を犯して以て公財を盜み、公財を費すが如き、彼の利を爲さしむる勿れ。凡そ一人の希ふ所に依りて、令を改め惠を行ふべからず。廣く衆に及ぶべくして、而して後に令を改め惠を行へば、則ち其の及ぶ所正しきなり。僕隸の使役疾病は、詳に日簿に識し、其功績を考へ、其禮を厚うせよ。家僕久しうして篤實ならば、則ち其職を改め、其祿を厚うせよ。其才過ぐれば則ち之を抑へ、彼をして應接辨用の事に預からしめ、數義を以て之を正す。出納詳ならば、則

佳辰令節―おめでたき時

一張一弛―禮記に出づ、寛嚴相伴ふと

に寒暑極寒風濕の節は、其使役を時なふに在り。僕隷は暇日に群居して放言し、其樂を樂しむ。切に之を禁ずべからず。唯大禁を犯すを戒むるに在るのみ。博奕逸樂の禁は皆通制なり。世或は佳辰令節に因り、其日は相許して之を行はしむ。是彼が不義の機をして、以て助長せしむるなり。彼機一たび動けば、則ち相續して止むる能はず。尤も其初を愼むに在り。其飮食狂なるが如き、亦其時に因りて之を放つも亦可なり。一張一弛道なり。

家僕は他僕と相往行するを禁ずべし。彼必ず慣れて放僻の心生じ、竟に不義に陷らん。

僕隷は愚を以て貴と爲す。世知數生ずれば、則ち害相成る。

凡そ夜行を禁ずべし。夜久しく寢ねざるは、皆奸曲あればなり。故に其伍に正し、其顏色辯氣を察し、速に其機を戒むべし。

家僕或は年給を得、或は賞賜を得るの時は、必ず飮食を放にし、逸樂を專にす。衆を會するに、此節を考へて、監士をして其財を費さざらしめよ。凡そ小人は、財豊なれば、則ち放

守休云々―職を守る時と休む時とを必ず嚴に之を區別すべしとなり

しむ。

衣服の制は家禮に示し、其制裁を正しうし、異樣を用ふべからず、褻服禮服を別たしめ、過奢を禁ずべし。

僕隸の爲に井泉を設け、其勞役に利し、其邊を潔うし、惡水を飲ましむる勿れ。水を汲むの家は交々巡察して、其制を糾し其破損を改むべし。

厠及び不淨捨は、遠近を考へて、其掃灑を時なふべし。

其使役や、時を以て具に彼の勞佚を計る。好んで小惠を行ふときは、則ち彼慣れて逸を求む。守休必ず時有り。唯其腹を實たし、其體を勞せしむれば、則ち他の求無し。

僕從の病は疎にすべからず、速に醫を招き、湯藥を備へ、巡察之を詳にし、其伍をして代る〴〵看病せしめよ。嚴凍に及んでは、則ち綿被紙帳を設け、病癒ゆれば則ち其初に復るべし。巡省して之を私せしむべからず。其病に因りて、或は親戚の宅に遣すも、然も猶監士を發して之を憐み、且つ其實を察せよ。凡そ僕從の疾病は多く勞役に在り。故

有司―掛りの役人

司長―しもべがしら

伍―組合

僕隷の樂む所は飲食に在り。能く其勞を計り、飲食を時なひ、冷暖を詳にす。羹食太だ麁なれば則ち彼苦み、太だ厚ければ則ち彼慢る。自省の時之を試むべし。然らずば必ず有司私有り、悍強の徒之を侵奪す。又專ら飽滿を以てすれば、則ち彼慣れて慢易、無用の費有り。其時を考へ、其勞を節するに在り（奴僕尤も酒を好む、之を飲むに時あらしむ）家僕の居宅詳にせざれば則ち疾病を生ず。寒暑の節を考へ、其冷暖を時なひ、其居は唯膝を容るゝに足るを以てせよ。寛ければ乃ち衆を會し他を招き、逸樂を催す。其地司長に遠ければ乃ち奸曲生ず。故に或は人々窺ふに便なるの地を以てし、或は監士を以て時時之を改め、速に其機を知るに在り。男僕の居は女家に近づくべからず。夫妻有るの宅は、夫居ざれば則ち親緣なりと雖も、壯夫をして漫に往來せしむべからず。用事有らば則ち兩人相共にせよ。凡そ人飲食既に足る時は、則ち淫佚の機有り。尤も之を戒むべし。奴隷閑居獨坐すれば則ち奸曲を行ふ。然らざれば則ち久寢し、慢易にして疾を生ず。故に伍を設けて其間に雜居せしめ、篤實の者に屬せしめ、監士を爲りて其機を察せ

毫釐千里―漢書東方朔傳に、之を毫釐に失すれば差ふに千里を以てす

人は成敗利鈍を以て其才を衒ひ、其知を賣る。才知の及ぶ所同じと雖も、其根く所天壤の如く、毫釐の差千里の謬、唯義利の辨に在り。愼思玆誠、則ち智其判然たらん。爾子弟戒めよや。四支安佚を求むる勿れ、耳目の視聽を慢る勿れ、無用の事を談ずる勿れ、衆人の毀譽を必とする勿れ、知に慢りて己を利する勿れ、儉に過ぎ奢を究むる勿れ、專ら樂を好んで業に荒む勿れ。戒めよや子弟。

○先生御レ僕之警戒

同じく是人なり、而して其上下主從となるは、天の命なり。天下皆主なり、彼來つて家僕となる。其命尤も畏るべし。我能くする所に非ず、皆天なり。僕隷豈慢褻すべけんや。彼も亦性情あり、唯其習ふ所、皆氣に從ひ利を專にす。今彼を待つに君子の道を以てするも、亦急に通ずべからず。愚を以て愚を使ふは、其利を利するに在り。家僕の戒は、公禁を示し、次には家禮。天下の大禁は、契狀を定め、證人に質し、他に因りて彼の暴惡を止む。（契狀證人は詳に之を致すべし、然らざれば則ち奸曲の起るあり）

君命を辱めず

久しうして敬し―論語に孔子曰く、晏平仲善く人と交る、久うして之を敬す

天地の常經―天地の公道

是上たるの養なり。師を貴んで實を以て之に事へ、傳へて習ひ、習うて說く。人學ばざれば道を知らざるなり。朋友の交は久しうして敬し、以て信に以て和に、而して後に輔くるに仁を以てす。人皆賢なるにあらず、切に愚不肖を惡めば、朋友數疏し。爾子弟、天地是明に萬物是安きを愼思するに在り。唯常に天地を畏れて、物則の自然に循ふべし。

平生我業とする所、我が職とする所を愼思せよ。家既に武門に列し、生れて玆に士の手に長ぜり。思ふ所此義を守るに在り。

冠婚喪祭の大禮は私を以てすべからず。能く古今聖賢の法に通じ、時代の風俗に隨ひ、其大要を失はざるに在り。

凡そ事物の用は、各其理を究め、事實を詳にし、天地の常經を以て糾明すべし。知を致すの極は學問に在り。唯學問して知を致さゞれば、則ち反て是害のみ。

凡そ君子小人の機を明にすべし。君子は天地の大道に因り、少しも己の利害を喩らず。小

非禮云々―論語顔淵篇に出づ、所謂四勿也

三綱―君は臣の綱、父は子の綱、は夫妻の綱

宗子―本家なり崇祖敬親の義より來る

君命を辱む―論語に四方に使して

凡そ身は心の寓居する所なり。行往坐臥顔色辭氣、面の向ふ所足の蹈む所、其禮容を思うて漫に擧動せざれば、則ち心茲に正し。非禮視ること勿れ、非禮聽くこと勿れ、非禮言ふこと勿れ、非禮動くこと勿れ。

爾弟子、君臣父子夫婦は人倫の大綱なり。大綱紊るれば、則ち其才四海を括ると雖も、其實天地の間に容るゝを須ひず。三綱惟擧れば、則ち其本正しく、其俗厚く、仁道惟存す。親を親とするは孝悌を以て本と爲す。父子親に、兄弟友に、夫婦別あり、其宗子を崇び、其寒族を矜み、善名を揚げ、不能を祐け、族を會するに時を以てし、談を交ふるに禮を以てし、數其非を諫め、患難苦樂を共にす。人其父母昆弟の言を問へば、則ち怨を慝さずして速に過を改め、討論して善に遷るは、是親を親とするなり。賢を賢とすとは君臣師友の謂なり。君臣の義は父子の親に出づ。君に事へて忠を盡し、義を究めて事を詳にす。彼身其位を守りて君命を辱めざるは、臣の職分なり。其僕從に於て、能く養ひ能く敎へ、己が體欲を節して彼の勞役を顧み、其老衰や其病患や、義を思うて利に放るべからず。

古案云々—古來の文例などを墨守すべからず

過ぐる所を退け云々—長を採り短を補ふの意也

動容周旋—立居振舞

龜手—ひゞあかぎれのきるゝこと

の惡、須く談笑すべからず。凡そ書札往來は、古案を必とすべからず、奇文異字を用ふべからず。時宜に詳に禮樣を厚うし、己の文才に依り、容易に俗禮を改むべからず。是禮樂私議せざるの謂なり。

常に自ら省みて、我生質の輕重長とする所短とする所を認め、其過ぐる所を退け、其及ばざる所を進めよ。凡そ佚事は則ち人を先にし、勞事には則ち自ら先んぜよ。且武の義とする所、尤も此一事に在り。急警戰事は他に讓るべからず。

平生の動容周旋、各道の存する所なり、忽にすべからず。士の唯軍旅の進退を思うて、而して平日の禮容に詳ならざるは、是君子の勇に非ざるなり。

久しく危坐すれば、則ち足痿痺して、急に奔走し難し。寒凍を憚りて手を懷にし、寒凍に閉して龜手するは、共に急用に難し。手足の擧動于に不仁なれば、則ち武の用卒に缺く。然も手足の擧動放逸なれば、則ち禮容に背く。此間專ら手足を練り身體を肆にするに在るなり。

居は氣を移す——孟子に、居は氣を移し、養は體を移す、大なるかな居や

視聽——論語に、非禮視る勿れ、非禮聽く勿れ

顧——言、行を顧み、行、言を顧る也

色容——容貌顏色に現はす所也

悪に從へば、則ち飽饑節を失す。居宅は濕風雨露を避け、衆を會し、人を安んじ、物を置き、儉を守り、禮に應ず。居の氣を移すは古の戒なり。水は元一なり、而も其因る所、或は泥沙、或は流止、或は遠近、各々其性を異にす。身の居る所豈忽にすべけんや。日用の事物、心氣惟寓す。器物の輕の如き、能く理を究め禮を盡し、形を制し用に具へば、則ち心氣を輔養するに足らん。

爾子弟、身を檢するは專ら視聽を愼むに在り。視聽は心の先づ動く所なり。故に容貌顏色を正しうして、輕視傾聽すべからず。眼睛數轉じて視る所正しからず、聽形傾側して聽く所禮に非ざれば、則ち心之が爲に動く。

言語は寡を以て箴と爲し、顧を以て愼と爲す。言ふべくして言ひ、答ふべくして答ふ。其間辭讓を存し。左右に色容して後に之を發す。色容亦實を以てせざれば、則ち人の受くる所虛なり。凡そ辭の發し易きは、利口を先とし、辯才を事とすればなり。是己を立つる輕卒の失なり。平生卑劣、懦弱、悠宛、利害、賣買、色欲、淫樂を愼み、政の非、人

天地をいふ、皇は大、后は萬物を生ずる主の義

褻衣—けの服、閑居平時の私服をいふ

を致すべし。内事は閨門僕從を以て鑒とすべし。其才德や、聖教を以て之を致すべし。意情の機、燕居獨坐の愼は、天地を以て鑒とすべし。

凡そ時に勢有り、强て之を爲すべからず。夫子曰、愚而好二自用一、賤而好二自專一、生二乎今之世一反二古之道一、如レ此者、烖及二其身一者也と。子思曰、有二其禮一、有二其財一、無二其時一、君子弗レ行と。孟子曰、雖レ有二知慧一不レ如レ乘レ勢、雖レ有二鎡基一不レ如レ待レ時と。

○先生子弟警戒

爾子弟、人の輔養は衣食居日用の間に在り。衣服は寒暑に備へ、禮容を節し、其職業に隨つて其制裁を設け、疎密染飾各用有り。而して著用の法正しからざれば、則ち心も亦之に因つて正しからず。褻衣を服すれば乃ち心從つて佚し、禮服を著すれば乃ち心檢せられて正し。故に疎密制裁、表紋著服の法禮を以てするは、則ち自ら其心氣を輔養するなり。飲食は、飽饑を時なひ身體を養ひ、其厚薄各禮有り。志士は惡食を恥ぢず、飽滿暖衣なれば勤必ず怠る。飲食の間に輕忽放僻なれば、乃ち禮容を失す。飲食時を以てせず、好

夫仁者は己立たんと欲して人を立て、己達せんと欲して人を達せしむ

異端—聖人の道を離れて別に一道を立つる者、楊氏墨氏の類を云ふ

身を忘る—身の程を忘れ分を失ふを謂ふ

皇天后土—

危を忘るゝは古の戒なり、何ぞ志を玆に措からざらんや。

己を潔うせんと欲して、大倫を亂る者は異端なり。己を立てんと欲して衆人を顧みざる者は不仁なり。己が名聲を達せんと欲して舊官に背くものは不忠なり。己が孝を先にせんと欲して親族に與せざる者は不孝なり。一善を行うて之に伐る者は不知なり。義を見て爲ざる者は勇無きなり。

言の出づる、行の發する、一字の畫一器の制、皆其の全體有りて相表す。豈自ら警めざらんや。

吾常に身を忘る、尤も自警すべし。寒族鄙夫にして貴族高客に同じからんと思ひ、此生を長うせんと欲して死を忘れ、惟欲を召き身を利して、而して其身を害するを忘れ、年高うして血氣の衰へたるを忘れ、志を得んと欲して知の寡く德の薄きを忘る。

吾唯外人の見聞する所を恥ぢ、而も自ら閨門僕從の知る所を警めず。閨門僕從の知る所を恥ぢて、而も皇天后土の鑒みる所を思はず。凡そ外事は、其事に慣るゝの輩を以て之

躁に到る。

吾毀譽する所、皆其の好む所を辟けて、而して誡る所あらず、尤も自省すべきなり。然諾太だ輕く應ず、是我知に伐りて人の譽を求むるなり。故に詳にして盡さず、其事多く乖戾す。

吾元器物を玩好せず。故に武の器物の外、其制其用太だ疎なり。凡そ玩好なる者は志を喪ふなり、太疎なる者は及ばざるなり。器物も亦人間の應用のみ。

吾生質元太だ簡にして禮容に乏し。衣服居宅飲食皆儉に過ぐ。是簡に居て簡を行ふなり。豈禮容を究盡し、其節に中るを思うて企望せざらんや。

吾甚だ利害を喩る。故に言ふ所利口に涉り、行ふ所捷徑を貴び、切に己を立てんと欲して、而して人を立つるを思はず。吾薄德此の如くにして、而も志を得んと欲す。是人を傷め辱を貽す、天地の罪人なり。天命の與せざる、亦宜ならずや、何ぞ思はざる。

吾日に老衰し、事多く懶惰に、武教軍容の勤數怠り、且治教日に篤し。安に居て必ず

玩好―書經に、物を玩べば志を喪ふ

太簡―簡易樸素の甚しきを謂ふ

利害を喩る―孔子曰く君子は義に喩り小人は利に喩る

立己―論語雍也篇に、

昏定晨省｜禮記に凡そ人の子たるの禮には、冬は溫にし夏に淸しくし夕に定めて晨に省る

備らん云々｜書經に、備るを一人に求むる勿れ

吾父母に事ふるに、未だ嘗て力を竭すこと能はず。口唯之を言ひ、心之を思はざるに非ず。然も其實厚からず。昏に定め晨に省るの勤も亦缺き易し。父母高年なり、其事ふる所の日短し、自ら省みざらんや。

吾子弟に於て、薄く誨へて功を待ち、身厚からずして彼に重きを責め、身正しからずして彼の正を欲す。子弟の化せざるは、身の責薄ければなり。

吾僕從を御するに、彼の能く勞役して休まざらんを欲し、備らんことを一人に求め、彼を待つに君子を以てす。是皆我四支を逸にし、專ら身を利して、而して知を致さゞるなり。內に德知の化なく、外に刑賞の具なし。彼の小人何ぞ其忠を盡さんや。强て忠を盡さん事を求むれば、乃ち怨竟に及ぶ。且つ我に利心多し。故に僕從の我を利し家を富ますを言へば、我私に之を喜ぶ。甚恥づべきなり。

吾朋友に於て、多く己に如かざるを以てし、知に伐りて彼を慢る。故に半日の交際和に過ぐるも、而も禮を以て節せず、莊以て之に蒞まず、敬以て之を嚴にせず、竟に慢易浮

論語に出づ、曾點の志を述べて孔子に對へし語

行餘力云々―論語學而篇に出でたる語

月江上の淸風、洒々落々夭々申々、花に傍ひ柳に隨ふ、是大丈夫の游會なり。何ぞ唯に讀書字畫を事とし、硜々然として小人とならんや。度量于に廣く、風流于に潔し。然れども飮酒に必ず戒有り、游宴に必ず節有り、一游一豫諸侯の度と爲る者、流連の樂荒亡の行無きなり。文王の靈囿は、麀鹿濯々たり白鳥鶴々たり、於牣ちて魚躍ると。是古の人民と偕に樂むの戒なり。大丈夫放鷹に于て狩漁に于て、豈節を忘れて荒暴せんや。尤も愼むべし。

附錄

○先生自警

夙に興き、夜に寐ね、父母に事へ、子弟を誨へ、親族に睦じうし、僕從を養ひ、賓客に接し、志士を貴び、無能を矜み、行餘力あれば則ち文を學ぶ。各我志す所、而も其實厚からず。只名聞に在り。故に其爲す所其極を盡すを致さず。是我尤力を著け自ら省るべき所なり。

爾來の食―非禮を以て投與する食

春服云々―

ち人喜ばず、士來らず。傳に曰く、義士を使ふには財を以てすべからず、爾來の食は乞食の賤も之を受けずと。豈愼まざるべけんや。受くるの道其義有らば、則ち物の輕重に依らず、之を受けて可なり。一義を闕き、一道を去らば、則ち千鍾の祿、天下の重と雖も受くべからず。故に與には則ち其物の輕重を考へ、其制法を詳にして之を用ひ、以て言辭に書せしむ。假令一个の微一掬の少と雖も、皆志の寓する所義の存する所なり。彼受くる所、感ぜざらんや。之を受くるの道は、送迎辭讓の用、豈忽にすべけんや。其道を得ざれば、則ち與へて感ぜず、受けて喜ばず。施と受との間は專ら愼むべきなり。或人曰く、士吝惜して財を積まんよりは、寧ろ之を施して餘有れと。

○愼二游會之節一

師嘗て曰く、士は明暗共に怠らずして、志を勵まし行を勸む、是其の職なり。賢を賢とし親を親とし、而して游宴の席を設け、飲酒の禮既に行はれ、音樂の和數整ふ。是賓主燕樂の節なり。春服して風に浴し、書を避けて舟を艤し、月に嘯きて山に棧す、山間の明

耳を潁川に洗ひ—許由

蕨を首陽に採る—伯夷叔齊

得難き云々—論語に出づ、物を玩んで志を喪ふを恐るれば也

らんや。金銀財器餘りあるの輩は、或は國を失ひ家を滅し、或は身に易へて財を積む。古今枚擧すべからざるなり。夫豪傑の士は、天下國家をも屑とせず。或は耳を潁川に洗ひ、或は蕨を首陽に採る。其の氣節高尙なる、併せ案ずべきなり。然れども財貨あれば則ち之を山に棄て、之を海に湮め、土石と同じうせんと欲するには非ず。此間詳に其量用を糾すのみ。又曰く、天下の財寶は一人の財寶に非ず、能く交易利潤して萬物に通用す。故に是を財寶と曰ふ。財有るの人は皆費を厭ふを言ひて、費す事を知らず。金玉堂に盈ち、財器府に在り、而も施用するを知らず。則ち天下の財、各其府庫に滯りて天下の用を通ぜず。費獘何事か之に如かんや。人財を好めば、則ち大概之を吝嗇す。故に聖人は財貨を以て寶と爲さず。得難きの財を貴ばず。況んや土器畫墨銅鐵の器を藏して之を寶とし、千金を以て之に易ふる、其惑甚しきをや。

師嘗て曰く、凡施受の道は、君臣上下の義、朋友相接の禮、士の愼守すべき所なり。物輕重大小と無く、其間皆義有りて、或は與へ或は受く。故に與施道義を以てせざれば、則

定向―方向を一定して動搖せざる也

之を格し、事無ければ則ち靜に氣を安んず。凡そ大丈夫燕居の間、其獨を愼むこと此の如くなれば、則ち內疚しからず。明暗を以て禮を廢せざれば、心于に廣く體于に胖に、氣于に專一にして、志定向する所有りて、放僻邪侈の意發る所無し。是燕居の戒なり。

○辨財用受與之節

師曰く、財有つて用ふるを得ずば、則ち財は皆財に非ず。用有つて財を量らずば、則ち用は皆用に非ず。財は用を以て財と爲し、用は財を以て用と爲す。財用の間更に兩つならず。而して財に量有り、用に得有るなり。夫貨財は乏者に給し貧者を救ひ、給らざるを省み賢者を招き、士を聚むるの禮用なり。交易有無利潤賣買の通物なり。用に得有れば則ち寶たり、用得ざれば則ち鄙吝の情日に萌し、過奢の禍時に起る。共に君子の道に非ず。大丈夫の存する所は唯義のみ。若し財寶に吝にして、器物を翫ばゝ、則ち武の義自ら闕如せん。大節を望むも、而も殆んど家を忘るべからず。家を思ふの切なる、義を棄てて死を遁れ、誇を指頭に受け、汚を父祖に及ぼすは、人面獸心の事なり。何の樂か焉有

―孟子に逸居して教無ければ禽獸に近し、とある卽ち是也

甕を運ぶ―陶侃の故事、小學に出づ

器用の制―軍用器物の制作沿革等を研究するをいふ

に陷る。曾子曰く、小人閑居して不善を爲す、至らざる所なしとは是なり。故に閑居の間も教戒無かるべからず。凡そ大丈夫は、昭々の爲に節を信べず、冥々の爲に行を惰らず。故に先づ夙に興きて身を潔うし、養省認觀、席を出でて諸士に謁し、來賓を待ち、或は射を見馬を御し、飮食を速にし、饗應招請せず。而も食時に來客有れば、則ち疎食を改めずして簞醪を共にし、徹すれば則ち盥漱し、容貌を正しうし、威儀を莊にし、用事無ければ、則ち劍を握り弓を控し、或は鐵炮或は長槍、各其藝に遊んで骨節を矯め、進退を正す。先覺を招き彼の許に到ること、更に忘るべからず。久しく懈る時は則ち手足自由ならず、骨節相應せず、身馴れず、體輕からずして業闕く。古人甕を運ぶを以て力を致せり。其志を勵し力を致すこと、倂せ察すべきなり。猶暇あれば則ち書を閱し、兵法武義を講論し、其事物の理を窮め、其器用の制を詳にす。唯聖人の言ふ所を宗とするのみ。日既に西すれば、則ち暮食に復禮す。（朝食の禮を復するなり）朝暮の食は疏にして速なるを貴ぶ。日云に昏るれば、早く燭を立てて、物色を辨じ嫌疑を去る。事有れば則ち進んで

謙退—恭謙辭譲して人に下るを謂ふ

夜戒—出火盗賊等の夜警也

弱冠—二十歳

禽獸に陥る

正しうし、奉ずること父兄の如くし、能く謙退して爭はず。凡そ仕官の途、朝に出づるには則ち人に先だち、夕に退くには則ち人に後る。宅に歸れば則ち父母に謁し、氣を下し聲を怡ばしうして席に安んじ、留守の事を問ひ、其急緩を計つて其事を爲す。閑なれば則ち朝服を改め、靜坐審思して今日の行跡を省み、暇あれば則ち書傳を披いて古人の言行を考へ、聖賢の趣向を知る。日既に沒すれば、則ち夜戒を示し約束を堅うして、寢所に入り、體を寛うし氣を休め、侍者の勞佚を時なふ。是夙興夜寐して仕官省晨するの用なり。

師又曰く、士に燕居の戒あり、愼まざるべからず。傳に曰く、仕官の途は、四十を以て强仕の年と爲す。是出でて仕へ謀つて合するの節なり。然も子孫の量を考へ、君父の命に因り、弱冠の間たりと雖も、之をして官途を經しむべし。士仕官すと雖も、其職勞少なくして常に間暇多く、或は休暇を賜はりて間居し、不幸にして未だ君に仕へず、或は父母早く沒し、及び遠離にして朝夕の恪勤を得ず、燕居閑暇の日多きときは、則ち其志怠りて、放辟邪侈に至り、自ら天地の一閑人と稱し、家業を愼まずして、殆んど遂に禽獸

水觀―孔子水に臨んで歎ぜし故事

一日の用云云―以下原本すべて漢文なり、前後の體裁上之を直譯す

身體云々―孝經に出づ

人の爲に云々―論語に出づ

壽命の永昌をなす。德知の流行如レ此して聖人たり。大禹の寸陰を惜み、孔子の水觀をなし給ひ、德之流行、速レ於二置郵一而傳レ命とは此心なるべし。こゝに一日の用を案ずるに、先づ夙に起きて盥ひ嗽ぎ櫛り、衣服を正しうし用具を佩び、其容貌威儀を正しうして、靜坐手を拱き、能く平旦の氣を養ひ、天地生々已む無きの理を看るべし。而して君父の恩義を體認し、今日の家業を思量し、謹んで觀に在るべし。身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げて、以て父母を顯すは孝の終なり。君に事へて其身を委し、人の爲に謀つて忠なる、此間意味深長、尤も機微の動を察すべきなり。既に明に向へば、則ち門戶を開き、道を淸め洒掃し、而して天氣于に入り、地脈于に長し。家事有れば、則ち示諭して其敎を詳にす。其間賓客の來り、使价の待つには、速に謁し速に答へ、之をして遲滯せしむることなかれ。君に事へては、則ち夙に出でて之に仕へ、父母に事へては、則ち其安否を察す。出でて事ふるには、則ち其居る所其言ふ所全く愼み、而して謀ること其位を出でず。長者に侍しては、即ち禮敬を

云は、死して而して後に止みぬべし。此間其理を詳に究めて、一事をなし、一物を制し、一人と交接し、獨坐すと云へども、皆天地の準則を守りて不レ可レ離の道に相叶ひ、天地を仁の體として萬物を制せんこと、是君子日用の工夫と云べし。我所レ說の理更に不レ遠、不レ可レ離。因二人々皆日用之間一、而其心に快きを號して道と云、其內にやましきを人欲と云、唯此兩般のみ也。日用の事豈に可レ忽乎。

〇正二一日之用一

師嘗曰、人壽百歲に至るを以て上壽とす。大丈夫唯以二今日一日用一可レ爲レ極也。一日を積で一月に至り、一月を積で一年に至り、一年を積で十年とす。十年相累りて百年たり。一日猶遠し、一時にあり。一時猶長し、一刻にあり。一刻猶あまれり、一分にあり。爰を以て云時は、千萬歲のつもりも一分より出で、一日に究まれり。一分の間をゆるがせにすれば、ついに一日に到り、終には一生の懈怠ともなれり。天地の生々一分の間も止まらず、人間の血氣一分もつかふることなし。如レ此して其天長地久を得。如レ此して

百姓は萬民なり、道は近きに在るをいふ

人物―人亂などの誤歟

人の世に在る、一動一靜皆是を不レ出、我これを名けて道とす。知らずと云へども、天地我に形を與へて、是に理をそなへ、其用をたらしめ、聖人上代に在て其彜倫の制を定め、不レ得レ止の則を立てぬ。聖人爰に不レ出といへども、世々是により、人々自是を守る。ゆゑに日々の用ふる處、悉く道の存する處也。世遠く、道次第におとろへて、人物事變あることは、是道の離るゝゆゑ也。しかれども事變道によらざれば不レ成。こゝを以て云時は、治亂盛衰の大より、一事一物の變動に至るまで、天地の法則をはなるゝ事さらになし。君子大丈夫、能此心を體認して、初めて道をかたるべし。されば身を顧るに、形に耳目鼻口四支百體あり、其内に性心情意血氣の差別あり。此一身を用ふるに、行住坐臥視聽言動の用あり。此身を奉ずるに、衣服居宅用器用物あり、飲食情欲のわかちあり。此身の相接る處に、君臣父子夫婦長幼朋友の交際あり。其の間に吉凶軍賓嘉の禮出來る。是我一身を顧るに、悉く此事物はなるべからず。身に貴賤貧福の差別ありといへども、右の品々は一つとして缺ること不レ可レ有也。此身を持ち、此心を得て、此事を去りなんと

北方勇士―中庸に金革を衽にし死して厭はざるは北方の強也、とあるに據れり

百姓云々―

を專とせんは、其鄙劣にして、まことに北方の勇士と可㆑云也。大丈夫は勇武剛操を本とすといへども、禮容を放埒にいたし、情欲に從はば、文武の器識あるべからず。文武の器識あらずんば、唯伎倆を本とするがゆゑに、彼の眞勇如何してか可㆑得や。すべて禮は人の本にして、人倫の交際、器物の制、皆禮を不㆑出。禮こゝに違ふときは、節こゝに失す。節あらざれば、動靜云爲皆過不及に陷り、天理の宜に不㆑可㆑合。古の聖人禮を重んじて品々の制法をたて、人の惡に陷らざるを戒とす。故に大丈夫の事物における、毋㆑不㆑敬を以て心にあてて、一生の品節を禮用に合せ、其究理を具さにせば、初めて威儀の則にあたるべき也。

愼㆓日用㆒

○惣㆓論日用之事㆒

師嘗曰、易云、百姓日用而不㆑知。中庸曰、道也者須臾不㆑可㆑離也、可㆑離非㆑道と云へり。

魯襄公—名は午、周公旦二十三世の孫也

追遠—論語に、遠を愼み近を追へば民の德厚きに歸すとあり、祖先を祀るを謂ふ

儀禮經傳通解。程子曰、冠禮廢天下無成人、或欲如魯襄公十二而冠、此不可也、冠所以責成人之事、十二年非可責之時といへり。女子亦十五にして笄す、是成人の禮也。人既に成人の禮あつては、衣服飲食居宅よりはじめ、身體動靜人の人たる道あり、豈可忽乎。是冠禮を重んずる故也。婚禮は一家の好みを合せ、子孫の設けをなし、父母に代りて事を行ふの道爰に究まる。男女の大禮なれば、聊便用を利すべからず。喪祭は子として親々追遠の禮なり。詳に究其用法、時宜を可考。(婚禮者出夫婦之別、喪祭者出子禮之篇)而賓客の禮、饗應の次第、飲酒の禮、尤可愼其威儀。(出明友章)軍旅は士の用にして、死生存亡のかゝる處甚重し。一擧して不可論。詳に尋ね審に思うて、其事物の用をたゞし、戰略軍法を可心得。唯以王者之兵可爲期也。相見は臣として初めて君にまみえ、或は師友或は長者に謁する、是を相見と云。儀禮に士相見の禮を出す。(出臣禮)具さに其品をたゞし、其用を委くすべき也。嘉禮はすべて吉禮を行ふ佳辰禮日の制也。以上是等の儀、皆禮の大なるわざなり。大丈夫として禮容を不知、唯剛强

家次第二十巻に大江匡房の著なり

四者之行―子弟臣少たるの行なり

以て、士庶人是を不糾明して、冠禮の儀こゝにすたり、成人の禮不明也。禮曰、男子十五至二十、皆可冠、必父母無期以上喪、始可行之といへり。其制甚詳なりといへども、當時不用ことなれば略之。司馬溫公曰、古者二十而冠、皆所以責成人禮、蓋將責爲人子、爲人弟、爲人臣、爲人少者之行於其人、故其禮不可以不重也。近世以來人情輕薄、過十歲而總角者鮮矣、彼責以四者之行、豈知之哉、往々自幼至長、愚騃若一、由不知成人之道故也、今雖不能遽改、且自十五、俟其能通孝經論語、粗知禮義、然後冠之、其亦可也といへり。今の俗冠せずといへども、十五歲以上二十迄の間に前髪をおとして、是より成人の禮とし、而して幼名を去て字つく。則是冠禮也。豈ゆるがせにすべけんや。然れば元服冠禮の前に、其童子成人の教を詳にして、而して其日に至り、父母に謁して其禮を行うて字を可付也。賓字冠者と云是也。賓は擇朋友賢而有禮者一人用之といへり。字は成人の名也。而して冠者謁父母祠堂、見尊長、嘉禮を行うて其威儀を正す。禮賓以三獻之禮、其酹賓、則束帛乘馬。其詳見于

江次第―江

祖の重寶と云はんは、却て先祖に辱を與へ、子孫に利欲を教戒するにも至るべし。世に名ある大丈夫と云へども、道に志あらず、聖人の本意を不レ知がゆゑに、平生聊か利害の心なき輩も、如レ此ことに理不レ究して、器物を以て寶とするの輩多し。尤可レ戒也。凡そ寶は天下の萬民に推及して、其理不レ足と云ことなきを以て寶とす。彼の財貨は乏しきものの爲めに甚利あり。大福分の者は用なし。彼の玩器はもたざる者の爲めに寶とす。多蓄餘分あらんものは是を不レ屑。然れば準じて天下の寶と云べからず。學者可二心付一也。

○惣二論禮用之威儀一

師の曰、凡そ禮の用は威儀のかゝる所也。禮は一事一物の動靜にかゝらずと云ことあらず。故に身體より器物に至るまで、各其法則を明にするは、君子大丈夫の所レ貴也。其間大禮を云ときは、其制に冠婚喪祭の禮あり、賓客軍旅相見嘉禮あり。冠禮と云は、人既に成人して加冠の節に及ぶの時、其禮を行ふのことなり。儀禮に士冠禮あり、本朝亦重レ之。其制江次第等の記に詳なり、武將歴代是を行はる。近くは衣冠の制名すたれるを

高祖云々―高祖兵を擧ぐるの初芒碭山に白蛇を斬る、故に斬蛇劍と稱す

器の奇物、世にまれに俗の乏きを以て皆重寳として、目是を視耳これをきゝ、手これを翫び、身これをまとうて、是を以て寳とす。其價を尋ぬるときは、皆貨財を出して賣買するに、高直のものを大寳とす。甚小人のわざにして、君子の云所にあらず。大丈夫武器において、劍戟は其用尤大なれば、是れを貴で寳とするに足れりと云へども、わづか一人を殺し一身を守護して、身を奉ずるにたれるものは寳と云ふにあらず。漢の高祖の三尺の劍は、四海を平均するの用廣し。本朝の十握の劍は、外夷拱手の冷光あり。皆以て寳とするに足れり。されども父祖の手澤の所存、其家について其用あらんには、是一家の寳たり。古人曰、人君於先代所藏之重器、手澤之所存、心神之所寓、有事於宗廟、則陳之以示其能守、臨終而顧命、卽列之以見其全歸、非細故小事、中庸以此表繼述之能、周書以此見傳守之不失、爲人子孫、踐祖宗之位、守祖宗之業、而不能守祖宗之遺物、豈得爲孝乎といへり。こゝを以て云ば、先祖相傳る處は、家の寳としてつゝしみ守らんこと尤もなりといへども、不入器物を多くたくはへて、是を先

山海經―十八卷、伯益の著と云ふ

藍田―搜神記に出でたる楊雍伯の故事

閭閻―邑里に同じ

聖人之至寶也、將禮於天地四方、而無以歸其誠、乃以玉作六器云々。玉之爲物、自古中國所在有之、觀諸山海經可見矣、在堯舜之世、已用爲圭璧、禹貢之時、楊梁雍三州所貢、已有玉石、在戰國時、卞和所獻之玉、出於荆山、漢之時、關中之藍田、幽州之玉田、皆有玉焉、此時西域未通於中國也、今中國未聞有出玉之處、而所用之玉、皆自于闐國來、于闐之玉、有白玄綠三種、皆出於河、亦與古人所謂、玉蘊石而山輝者異、是則中國之玉出於石、而必用劚、外夷之玉生於水、而必用撈也、豈古今土地生物、有不同歟、抑玉乃玉石之精粹者、其生也有限、而取之也有盡耶、況古人以玉比德、無故不去其身、用以爲器用、雜佩之類、不一而足、是以制字者、如瓊瑤瑄璟之類、踰一百、則玉在古多、而爲用夥可知矣、今世閭閻小民、有不識玉者、何古如彼之多、而今如此之少耶といへり。而して世人皆玉の寶たることを不知は、便用を專として情欲をほしいまゝにするの故に、頻りに貨財を以て寶とす。是より目を喜こばせ耳を樂ましめ、口の味をよ〱するの器物を貴び、或は古畫墨跡、或は玩

五瑞―公は桓圭、侯は信圭、伯は躬圭、子は穀璧、男は蒲璧、皆天子之を頒つ

四岳―泰華衡恒の四岳、地方を鎮するが故に直に官名とす

で徳を不レ貴がゆゑなるべし。たまく玉を貴ぶの輩は、是を以て金銀にかへんことを思へば也。古は天子諸侯大夫士庶人に至るまで、各玉を身に不レ離、天子は佩玉とするに至れり。書輯二五瑞一、既レ月乃日覲二四岳群牧一、班二瑞于群后一と出たり。是は天子より群々の諸侯に、それぐの玉をわかち給はりて、人々此玉の質の如く徳の温潤をまなび、玉の光の如く知の正直を可レ究のことを示し給へり。諸侯來朝せんには、拜領の玉をさゝげ、常に不レ忘不レ忽、此徳行知覺をつくすことを示し奉ること也。然れども世澆季に及ぶに從て、是を列侯に對し給ふの證玉として、彼徳知を糾明するのゆゑんを失すること、是寶と云ものを不レ知ゆゑなり。周禮に、以レ玉作二六瑞一、以等二邦國一、王執二鎮圭一、公執二桓圭一、侯執二信圭一、伯執二躬圭一、子執二穀璧一、男執二蒲璧一、以レ玉作二六器一、以禮二天地四方一云々。又天府掌二祖廟之守藏一、與二其禁令一、凡國之玉鎮大寶器藏焉と出たり。中庸に陳二其宗器一と云、顧命に其宗器を云へる、皆國の玉鎮大寶器にして、先代所レ傳の玉どもをつゝしみをさめて傳世之寶とし、國家を安鎮するの徳を比せり。丘文莊曰、先儒謂、玉者純陽之精氣、而

聖人に於ては、天地の徳にかくる所なく、徳こゝに正しく、知こゝにあまねく、勇こゝに卓爾たり。故に數千歳の間世に出ること希有にして、寶玉は世々に乏しからざるゆゑん也。而して是に次では世をあまねく利して、人の用をたらしむるものを以て寶とすなれば、木火土金水の生々して、米穀衣服草木魚鳥鹽茶を生じ、器物名劒を出さしむ。皆是天下の寶にして、一日もなくんばあるべからず。而して是を交易せしむるに、金銀銅錢の利あつて、有無互にかへて是を利す。こゝにおいて初めて財を以て寶とするの說あり。爰に案ずるに、便用の利を本として云時は、一器一物の微も、時に至て寶たらずと云ことなし。殺罰の利劍、ころすもののためには寶にして、被殺ものの爲には甚凶器なるが如し。然れども一用一事に足つて、萬端に不及ものをば寶と不號。此財能く交易利潤す。故に是を以て財寶と號す。世をわたり便用をなすに、是に過たる財あらず。是世々相貴ぶのゆゑ也。玉は君子の寶とする處にして、便用の利更にたらず、交易利潤の福なし。故に小人は是を寶とせず。世以て玉を重寶することあらざるは、人皆利を貴ん

に對して几杖筆硯の類を謂ふ
胡文定公―宋の人、名は安國、字は康

は非常の變を守る器なれば、急に當て損失すれば、大に敗亡するの基たり。監人おこたることなく能くたゞして、奉行の非を改め、賞罰をなすべし。是各器物の制法也。すべて世上の用器、貴ニ輕疎一而有レ禮べし。是に心を費さんことは、君子の心に非る也。胡文定公曰、人須ニ是一切世味淡薄一方好、不レ要レ有ニ富貴相一。孟子謂、堂高數仞、食前方丈、侍妾數百人、我得レ志不レ爲といへり。一切世味とは、飲食衣服居室のたぐひ也。器物の用猶以てしかり。然れども其制法に禮を不レ以ときは、威儀こゝにかくべきなれば、疎に輕くすと云ども、專ニ禮の式を守りて、上下の義をみだるべからざる也。次に寶器之川あり。凡そ世に寶と號する器は、德を天地に比して、氣節度量溫潤風流ともにそなはり、人々是を以て自省み自たゞしつべきの器あるときは、初めて寶器と可レ號也。人是を全くする時は聖人と號し、鳥獸に此粧あれば鳳凰麒麟と號す。器にこれある時は瑞玉寶器と號す。上古より萬世まで、ともに是を崇敬す。人々是を以て準則としつべければ也。然れども寶器竝に麟鳳の類は、世の名物也と云へるも、唯其德の溫潤風度を云ふ也。

安に居云々—易の辭繫に、君子は安にして危を忘れず、治にして乱を忘れず

預—管理の義なり

文器—武具

時にかはり、輕重年々に違ふもの也。然ば武具の度量は常に考へはからざれば不レ可レ知。古來の士大夫は、皆座席に設け置て其用を先覺に究理せり。是大丈夫安に居て不レ忘レ危の故也。武具馬具すべて我用器、足にあたらんことを憚が故に、往來せんには傍によせて可レ置也。馬は大丈夫の足也。馬あらざらんには長途を經、險阻を越ることを不レ可レ得、豈ゆるがせに可レ爲乎。尤可二撫育一而して其制法ありて、詳に可二究理一也。次に器物之利各有レ用、所レ謂制レ之必以レ時べき也。以レ時せざれば、其用疎にして不レ詳。器物各有二其時一也。又所を考て其宜き土地をはかり、而して其地に於て是を制せしめ、是を置に其宜き所を以てすべし。置に所あらざれば、其物狼籍として早く破れ損ず。是を預けしむるの人あり。預からざれば詳に不二糾明一を以て、事物あやまり有り。預りの奉行有りと云ども、猶是をたゞすの監者をおいて、是を巡察してたゞすべし。久しく蓋はるるときは、濕にあたり燥によつて器必ず損ず。中にも武器は切々たゞさざれば、或は外よりして内むしかみ、或は腐朽して用たらざるもの也。文器は唯便用を利す。武具

高衝—高杯に同じ食物を盛る器

らず。而して其本便用を利し、堅固を要する、文武の器物に不レ過也。爰に器物の制皆其法ありて、古今に其制作疎密甚多し。然れども貴賤をはかつて、高下大小をきはめ、疎密をなし、表文に相じるしを出し、徳をかへりみ、事をしらしむるの物を表出すべし。唯目を驚かし奢をなし、無用の費をいたして、其器物をかざることを不レ用也。されば飲食の器は高うして下のけがれを除き、奴僕の手を以て口にあつる處に不レ令レ中が如き是也。況や貴人の前にすゝむるの器は、高衝にのせて、其盛物を高くす。卑賤の輩屈伏して、手を出して取るに利ならざらしむ。是不レ得レ已して人に非禮の形あらしめざるの制也。諸色如レ此と可二心得一。たとへ玩器たりと云ども、銘を記し語をちりばめて、人是を汚さしめず。見るときは則語をさとり、久しく持するときは則戒るに至らしむ。故に一切の器物、みだりに紛失して狼籍たらしめず。殊に聖人の名ある文書反古等は、一紙と云ども塵に交へて汚さしめず。況や書籍文筆、聊是をみだりならしむべからざるなり。大丈夫武器に於て平生心を盡し、其得たらん方に尋て、其利不利を考へはかるべし。人の身體肥瘦

り、其後屢々改更せられたり

簠簋云々—皆祭祀に用ふる器具なり

道に中らず。君子大丈夫、唯聖人所レ定の本を心とし、時の制に準じて自氣をうつし、其非僻の心をさるべき也。すべて家宅につれて、所レ用の諸器ともに其制たがふもの也。聊ゆるがせに不レ可レ仕也。或は人の目を悦ばしめ、或は遊宴をこととせんことは、皆聖人の心にあらざる也。

○詳二器物之用一

師曰、衣服飲食居宅は身を奉ずるの物にして、一日もなくんば不レ可レ有也。而して、衣服あるときは是を制するの具あり、是をかくるの器あり、をさめかくすの櫃あり。飲食手を以てすること不レ能。爰において簠簋籩豆罍爵之飾も出來れり。されば古は汙尊而抔飲、蕢桴而土鼓といへり。云心は、地をほりて樽とし、手を以て掬レ之、土をうつて桴とし、土をきづいて鼓とせり。是上古の制也。居宅あれば、家宅に相應の品々の器物これあるべし。其上身の便用を利するの器、几杖筆硯より初め其品多し。吉凶軍賓嘉、禮樂射御書數について器物あり。軍用には甲冑より刀鎗弓鐵砲の用、馬具の品、擧て云べか

いよやか―森然と彌高に作りなすを謂ふ

營繕令―大寶令中に營繕の名存せ

の動靜にあり。五倫に交るに衣食居かくる處なし。身の動靜又これを不レ離。故によく分をはかりて其制を聖人の心にまかせ、過不及の失なからしめて、爰に威儀立ぬべし。堯の時に中て、世の草昧未レ遠、其制作未レ及二家宅一家宅をすつるにあらず、未だ其重き方に制作すべきこと多ければ也。禹又しかり。水ををさめ民にいとまなきを以て、宮室の美に不レ及也。今天下既に秦山の安にあり。百工不レ及處なく、國に溝洫の力をつくすべきあらずして、天子諸侯皆堯の行跡を學ばんとならば、時こゝにたがへり。何ぞ用るに足らん。堯禹を今に出さしめば、各宮室の制をいよやかにして、天子諸侯の威儀を明かにすべし。しかりと云て、居宅の分に過ぎて財をつひやし民を苦しめなんことは、彼の秦の阿房、隋の離宮にして、不レ亡はあらず。故に聖人其奢を戒しむ。其言を不二心得一、口にまかせて辯をなさんことは、腐儒末學のさたにして、君子の貴ぶ所にあらず。居宅の制尤可レ愼也。本朝營繕令を選んで唐の例に準じ、天下の營作を糾明す。而して後、世世に制法を立て其式を定むといへども、やゝもすれば過奢にいたり、吝情に過て、其制

格致せず—道を究め力を盡さゞるを指す

命に歸す—人事を盡して天命を俟つを謂ふ

輕んじ、變にあひ火難にあうても、是命也といはん輩あつて、威儀を不ㇾ失といへども、是唯不二格致一して、口に天命を云異端の空見也。威儀を不ㇾ失と云へども、強ひて其說をなす也 不ㇾ足ㇾ用。君子大丈夫は、始より終りに至るまで、皆天地の準繩によるを以て、宮室を營作すれば、水土をかんがへ空地をはかり、天の時人事の用、相ならべて爰に其制を全くするなれば、命を不ㇾ云して其家宅を詳にし、其守禦を詳にす。守禦詳にして不ㇾ得ㇾ已の時、以て命に歸す。故に居宅の制を嚴にして、平生の威儀正しく、處ㇾ變して其理こまやか也。是居宅において威儀の說ある故也。學者此わきまへを不ㇾ知して、古の聖世皆儉約を用ふ。史記曰、堯之有二天下一也、堂高三尺、采椽不ㇾ斲。茅茨不ㇾ剪。論語曰、子曰、禹吾無二間然一矣、卑二宮室一而盡二力乎溝洫一と出たり。是居宅を不ㇾ用、唯德をつとむるにあり。居宅はあるにまかすべしと云へり。甚不ㇾ究二其理一して文に泥むゆゑ也。身いかんしてか修まり、德いかんしてか發すべきとならば、衣食居の用において其効明・白也。居宅に心を入て、身ををさめ德をすつべきと云にあらず。德行は五倫に交はり、身

ば謂へり
油突―油皿なるべし、陶器、又は金屬の小皿を謂ふ

各究明云々―平素より能く訓練して、以て非常の場合の分擔を定め置く也

處、圍爐埋火の處也。火を盛にするは、賓客の節、病人あるの節、吉凶について人多く聚るの節也。此品を究理して、火を炊ぐべき竈をば、土を厚くして水に近からしめ、下に土石をかため、上に火の付よからん物を不ㇾ置、火を多くたくべき家をば、遠くまうけ空地を置、井水をたくはへ、火さかんならん時には、監人を以て火の色烟の臭をたゞし、火を多く燒たらん時には、監者を廻して其場を閲せしめ、衆賓客來會の時は、供奉のものゝ火を散すを改ため、内外をめぐりて是をけみす。如ㇾ此を戒約の制とす。若火外に起らば、家上にのぼりてふせぐの輩、財器を運ぶの輩、妻室に從ふの輩、我に從ふ郎從、各究明して其宜を制し、火をふせぐの器を多くして、約を定めて其用をなす。如ㇾ此時は、火災を守禦して理にかなふべし。不ㇾ得ㇾ止して燒失すと云とも、其威儀更に不ㇾ可ㇾ亂と云べし。爰を以て非常のことに逢とも、居宅の制正しからんには、己れが威儀更にたがふかべらす。家宅其制をみだり、用法理を不ㇾ究して、其情のまゝにことをかまへ用をなすがゆゑに、變起りて心みだれ、威儀を失ふに至りぬべし。たまく兀然として世事を

短兵長兵—兵は武器也、短は刀劍長は槍

辻番所—邸外に附設したる警衞の番小屋也

二時—朝夕は火を用ふる事多けれ

を置、非常の變を戒しむるの器用をたくはへ、たいまつ挑灯をかまへて夜の守りを堅くし、人の可㆓來寄付㆒往來の廊には、番兵詰番して短兵長兵をまうけ、內外より變あらんを防ぐことを利す。凡そ人の可㆑出の口、人の往來の道、人の相會する處、皆以て番人を置て變を守らしむべし。是人變を防ぐの戒しめ也。故に居宅の制、此變を心得て、內外の防を專とす。さるによつて門外に辻番所を立て外の防をなし、門戸の左右に番所を立、往來の地皆番屋を輕うし、所々に小口をいたし出入をさへぎり、家宅の中には戸障子を立、其開闔の音を高からしめ、番人の居所は四方をとり拂て、外をうかゞふに利あらしむ。爰において其制全きが故に、人其番所にあれば、自から外に非常のものなく、盜賊自然に來らざるべし。次に火難の事、家宅の制右に隨て用ひ、其理を究めば、內外の火災殆んどのがれつべし。其ゆゑは、人の火を專とすることは、四時にて云ば、冬春の二時に風燥なるの時、朝夕にて云ば、二時の食を炊ぐ時、夜明て起くる時也。火をさかんにする處は、食をかしぎ湯をわかし、あつものするの處、炭薪の集まる處、燭臺油突を置

而自令㆑正㆓非僻㆒といへり。云心は、居所かくるゝ所あれば、必これによつて非禮の働おこりぬべし。居所人のみる處よりかくれず、内外を堅く隔て、男女不㆓出入㆒、仕官各己が居る所を守り、老壯若しこと〴〵く相阻て、其間其座にかくるゝ處なくんば、人誰か非僻のことをなすべきや。是居宅の制によつて自威儀たゞしかるべし。不㆑然時は、閑居の席をまうけて、仕官のものにも隔をなし、彼我のへだて好惡のことあつて、臣吏に内をうかゞはず、常に戸障子を立て、我が居る所をみせしめざる、皆非僻の行ある輩の居宅と可㆑知也。君子大丈夫更に恥る所なし。内に省みてやましからず。悉く内外通用の隱すべき所あらず。休息すべきには寢所に入るべし。寢所に入には必ず時あり。時をたがへば非禮と云べきなり。されば君子は居安からんことを不㆑求といへり。居の安きを求むると云は、隱居所をかまへ、休息がちにして、身を利し、つとめを失ふことを戒め給へる也。次に戒㆓非常之變㆒といへり。云心は、唯使用を思うて堅固の用を不㆑知時は、文にして武を忘れ、陽にして陰をすつる也。故に門戸には關鑰のとざしを設け、番の兵

かた、龜の甲によりてトせし故事より謂ふ
榻―狹長なる一種の牀なり、今の椅物子やうの

然後興レ工動レ衆といへり。凡そ營作の要は貴レ輕にあり。異朝には床榻のことあつて、室中皆板布なり。人の可レ座の處には、床を置榻をまうけて、その間往來の處は、皆或は土上を步行し、或は石瓦をたゝんで步行せしむ。本朝は皆板布をまうけて便用を利す。是即人己を利して、國土の費をかへりみざれば也。しかれば念を入れ重く厚く可レ仕の處は、柱に念を入れ地形を堅くし、棟梁をよくして上葺を密ならしむべし。不レ入所に人力をつひやし、財をすてん事は、皆游宴のことになりて、專ら人の目を悅ばしめ、奢をきはむるに可レ至也。故に貴レ輕といへり。而して高下を以て貴賤の分を制すと云へり。云心は、家に上段中下段をかまへ、內緣外緣をめぐらして、高貴の人は高座に居し、卑賤のものは位を守て座をへだて、或は中下段、或は內外の緣に座して禮を行ふがゆゑに、卑賤のもの自から非常の變あらしめず、非禮を働くことなりがたし。是居宅に高下のへだてあるを以て、自然に分を守り、威儀をたゞすにたれり。況や高に坐しては、非禮の働ある時は自ら下にあらはれやすし。故に貴賤自威儀を正すべし。次に無二隱處一、內外相隔、

勞逸—勞は働き勞るゝ也、逸は遊び放埓なる也

龜兆—うら

ば門戸之制、道橋の修造、城郭牆塹は、不レ可二一日無一焉者也。時を待てつくるべからずといへり。次に所を計りて其營作をなさざれば、必ず營作不レ宜也。水土によつて風寒の甚あり、炎暑のさかんなるあり、雪の多くして屋にひとしきあり、北をうけて寒く、南をうけて暖なるは平生なりといへども、國によつて其たがひあり。東西南北を考へ、山川海陸をつもり、土の品をはかり、水の用を考へて、其水土によるべし。次に營作の功、人力をつもり奉行を置、其頭を定め、土石の普請竹木の作營、大工手傳の用を具にして、其分配組ごとに詳にし、營作の制聊もおこたらず、威儀爰に存すべし。而して監人を立て、日々に往來して其勞逸を正し、其賞罰を明にす。如レ此時は、營作自正しくして、其功速になりぬべし。丘文莊曰、古人作レ事、必順二天時一、察二地勢一、審二土宜一、不二徒盡二夫人事一也、而又質二之鬼神一焉、蓋宮室之建、不レ免レ於レ勞レ民傷レ財、可レ已未二曾不二已也。萬一不レ得レ已而爲レ之、必升レ高以望、而審二其面勢之可否一、降レ下以觀、而察二其土地之宜否一、考二其日景一、而驗二其方向之正否一、稽二之卜筮一、而考二其龜兆之吉凶一、無二一而不一レ善、

方丈―一丈四方に過ぎざる矮屋の義

詩序云々―詩經各篇の初に、小序ありて詩の大意を述べたるを指す

に對するの用あり、飲食をなすの所あり、身につける器用をおく所あり、又僕を置の所あるべし。たとへ一室の間方丈のせばきと云ども、此ことわりは更に不ㇾ得ㇾ止のゆゑん也。これを推して大厦高屋のかまへ、宮殿樓閣に至ると云ども、方丈の居宅を以てわり出して、客殿雲にそびえ、露臺天を覆ふにも至るべし。是內のかまへにして、此外に築地をかまへ、屏をまうけ、或は壘を高くし、或は湟を深くする時は、城郭の制ともなりぬべし。此本を基として居宅の品を制する、是聖人の立ㇾ法建ㇾ式て、其理をきはめしむるのゆゑ也。次に宮室の用法あり。宮室を制するに、能く時をはかつて、民の勞をしり、農の時を不ㇾ妨、竹木を截り取るに宜しき時、土石を運送するに利あるの時、すべて諸色時を以てせざれば、勞而無ㇾ益。緩急節をはかつて、專天の時を考ふべし。詩序曰、定之方中、美ニ衛文公一也、文公徙ニ居楚丘一、始建ニ城市一、而營ニ宮室一、得ニ其時一制、百姓悅ㇾ之、國家殷富焉と出せり。定は北方之宿、營室星也。此星昏而正中するは、今の十月也。是宮室營作の時なれば、民の暇あつて天の時に順也。若其事不ㇾ得ㇾ已時は、唯重に可ㇾ從。され

寄り付の宅―來客の扣所

詰番―當直者

に客殿を設く。大中小は各其人によるべし。爰に又三段をかまへ、親疎尊卑の來客を饗應す。是について寄り付の宅をまうけ、或は武器をそなへ、或は番兵を置て、内外の非常を禁じ、申し次ぎ給仕するの便用を利す。次に炊飯の宅あり。これに三段をまうけて、魚鳥を調へ、庖丁を致すの所あり。火を盛にしてこれを煮炙り、あつものし、飯かしぐの所あり。水を設け薪を蓄へ、魚鳥雜菜果物酒醬を置くの所あり。各其用法を詳にせざれば、其制不レ正也。次に諸色を貯へ置くの宅あり。珍器重器文武の器をば、府庫をかまへ、土瓦を厚くして、盗賊を防ぎ火難をさく。平生出納すべき用器衣服財寶は、所所に納戸をかまへ、あかりをまうけ、鼠穴をさけ、盗賊を防がしめ、不淨捨をまうけて、不淨を一所にいだす。是家宅の式也。内女を置の所も準レ之じて可レ知也。次に廊をまうけ庇をかまへ、大宅小宅のつなぎを致し、所々の緣をまうけ、風雨をのぞき、一所一所に詰間をこしらへて、其所の詰番をたゞさしめ、庭上庭下に空地を置。如レ此時は居宅の制こゝに全し。されば身を以て是を考ふるに、身を置あり、是平生の居間也。來客

う|山を南に受け、或は北に受けたる等の受け方に就きて調査する也

屋を長して|所謂長屋也

のゆゑに士農工商の品、其身の貧福を詳にして、富めりといへども分をこえて不レ制、貧といへどもあるべき所はあらしめて、初めて家居の法明なるべき也。此法を本として、宮室の大小内外のわきまへを具にすべし。家宅輕きを貴ぶといへども、其分限に從て、大に致すあり小に致すあり。一家の内にも其制大小なくんばあるべからず。室を内外に分て男女の別を正し、内より外を不レ云、外より内を不レ令レ窺、門を別にし井をことにし、空地を内外に設けて、男女一所にあつまらしめざる、是古來の制也。如レ此詳に其理を究めて、高下大小皆其位を守て、聊不ニ放埓一時は、人々自然に其分を守り職を知て、外を願ふことあらず。是居宅の制也。次に宮室の品を論ずる時は、先づ人を置く所を構ふ。人の内には父母を安置するの室をさきとすべし。父母いまさざる時は廟を先んじて、而して家人の居をまうく。是今の屋を長して人を置くの宅是也。次に我居るの所あり。我平居するの宅を廣からしめ、その内をかまへて小殿を設けて、親しく心易きものに對面の所とす。其間に寢所を構ふ。是私居において差別して、居間、寢所、對面所あり。次

芝蘭云々―孔子家語に善人と居るは芝蘭の室に入るが如し、久しうして其香を聞かず、即ち之と化すとあり

文質彬々―文は飾なり質は素也、文質相並んで盛んなるを彬々と云ふ

山のうけや

不レ正ば、氣これがために變易して、威儀正しきことを不レ得。芝蘭の室に入れば不レ求してかをり、鮑魚の室に入れば自其臭を含む。酒家に入れば酒をのまんことを思ひ、市家によれば賣買の利をしる。是其居處によつて其氣の養たがへば也。鳳凰は梧桐にやどり、黄鳥は丘隅に止まり、魚は淵に躍、麒麟は郊藪に出。各其處によろしきゆゑあるは、居宅を營するの理也。君子大丈夫の居宅、其所を撰んで、營作の制尤も聖人の掟を守り、法を則とり便用を利し、而して體用相調ふ、此において居て心に快く安んじて樂しむ處たりぬべき也。いづかたに居、何樣にかまへても、家宅に心はあらざると云人は、是上古穴居野處の民にして、今の文質彬々たるを用ふるのゆゑにあらざる也。案ずるに、居宅之制辨ニ貴賤一といへり。其人の官位俸祿を考へ、扶助せしむるの人をつもり、往來の賓客公用會禮のことを詳にして、其階級を守るにありぬべし。而して其人の年齡、老壯弱によつてかはりあり。尤も時代の考へ風雪の有無をはかり、其制を具にす。其家宅の有る所、都城の遠近都鄙、山のうけやう川のありさまに因て、各其制作ありぬべし。こ

見を以て考へて、師を不ㇾ尋、理を不ㇾ究、是己を利するなり。故に學者常に如ㇾ此所を味ひて、其分限を節して倹德を可ㇾ用。不ㇾ然ば、しきりに奢て心氣の養を失ひ、ひたすら吝で威儀の用をみだりならしむるは、聖人の學に不ㇾ有也。

○嚴二居宅之制一

師曰、凡そ宮室家宅は、人不ㇾ得ㇾ止の制也。飮食衣服備るといへども、雨露霜雪におかされ、風寒暑濕にあてられては、飮食の養不ㇾ全、衣服これがために害せらる。こゝにおいて居宅を構へて其失を去る。されば上古には常には外に居て用をたし、居宅には土の下に穴を設て、其内に身を隱して風寒をされり。聖人是を考へ、竹木をあつめ、草茅をかつて、初めて家宅の設をなせり。易曰、上古は穴居而野處、聖人易ㇾ之以二宮室一、上ㇾ棟下ㇾ宇、以待二風雨一、蓋取二諸大壯一とは此心なるべし。是人生居宅のおこれるゆゑん也。既に居宅のかまへ有て、人々其制作を知り、工みこゝにさかんにして、器こゝにたれるときは、居宅又其制法不ㇾ具ばあるべからざる也。居移ㇾ氣は孟子の戒なり。其人の居處

大壯―易の卦名、乾下震上の卦也

重勸―輕疎に對せり。著實重厚の義

子路云々―子路は孔門の仲由也。語は論語子罕篇に出づ

にあたらざれば、君子の本意に非ず。古の服は、著用すること不レ正ば其服ならざるを以て、非僻之情自やましむ。今は其制あたらざれば、著用の法を以て詳にす、故に輕疎の生質には、衣服のゆきたけを長くして、手足妄動をやめしめ、重勸の質には、衣服を薄短にして其動靜を節せしむ。是平生所レ養の法也といへり。而して惡衣惡食をはづる、士の道に志すに非ず。子路衣二敝縕袍一、與三衣二狐貉一者三立不レ恥を、孔子稱美し給へり。學者此心を不レ會して、天下の人皆如レ此ならんことを欲す、尤あやまれり。士は微官微祿にして、衣服を逞しくすべきの身に非ず。子路が身又然り。故に惡衣において志なし、道に志すのみ也。今大官大祿を得、財寶充滿して、衣服其節を不レ知、しきりに惡衣を著して是を不レ恥を道と思ふは、是唯身を利して聖人之心を不レ知也。所レ謂身を利すると云は、衣服を著かへぬぎかへて、褻晴あるをむつかしく存じて、晴のまゝに私に侍べり、褻のまゝに公庭賓客祭祀に至る。是身の安佚を好むがゆゑ也。衣服に財を費すことを嫌うて、分より遙にきたなびるるは、是其利害にして禮にかなはざる也。聖人の教を、意

紗幞—紗幞の頭巾なり、幞は頭を裹む物

可歎—感服すべきの義

可レ歎之甚一哉、以二周家紗幞一事一論レ之、此後世巾幘朝冠之所二自始一也、古者賓祭喪燕戎事冠各有レ宜、紗幞既行、諸冠出レ此漸廢、紗而用レ漆、爲二兩帶上結而後垂一、唐以來然矣、稽二之法象一果何所レ則、求二之意義一果何所レ據、然而行レ之數百年、而莫レ有二以爲一レ非也、治二天下一者、莫レ大二於禮一、禮莫レ明二於服一、服莫レ重二於冠一、必欲レ盡レ善、其必考レ古而立レ制、夫亦何獨冠爲レ然哉。次に著服之用あり。すべて衣冠より履に至り、佩玉笏に及ぶまで、常に著用することは、不レ得レ已を本として、聖人其禮節を定め、服用する時は、則威儀を正而、非禮之動自止、是著用の制也。この間において、君子大丈夫心を付る所あらば、服に因て自省に宜しく、服に因て自ら分を安んじ、服によつて視聽容顏の非僻自やむ。聖人の仁心尤可レ歎也。されば衣冠を著服せんこと、聊も輕疎すべからず。袖のゆきを正し、表紋を合せ齊をそろへ、帶の緩急を節にして、紳をたれ佩をさけ、横刀をわきばさみ、首を正しく視、容貌を正して、而して坐作動靜を節にあたらしむべし。著用不レ正しては、衣服の宜と云にあらず。たとへ衣服甚正しと云ども、著用すること禮

機徵—隱徵瑣細にして而も大事の因となる

井地—井田の制也、一區を九分して中一割を公田とし、八家をして耕せしむる法

だかなる身を紅毛にくるみまとうて餘分なきが如く、つひには禽獸の皮毛截角して、專己を利するのみに至りぬべし。其機徵不レ戒んや。裁縫の用不レ正ときは、著用して身に不レ宜もの也。身に不レ宜時は、威儀自傾側すべし。故に衣服のたちめを正しくし、其ぬひめをろくに致すべき也。君子大丈夫の身に著する衣服なれば、其形は疎草にして、たとへ破れたらんに近くとも、其制法は聖賢の法服を用ひば、著して心自快く、威儀こゝに調りぬべし。況や武士の服、其用又常にひとしからずといへども、本を王道に推して末を今日の宜に可レ從也。聊私の便用を事とすべからず。致堂胡氏曰、君子之復レ古、非レ泥レ於レ古也、以二生人之具一、古之聖人、因レ時制レ宜、各有二法象意義一、不レ可下以二私智一更上改之上也、用二步卒一而車戰法亡、開二阡陌一而井地法亡、建二郡縣一而封建法亡、以レ月易レ日而通喪之禮廢、從二事鞍馬一而轡軾之義絕、參以二胡服一而冕黻不二復用一、尚以二盃按一而筵席不二復施一、大抵視二便利一爲レ安、日趨二於苟簡一、而聖人所レ作法象意義、不二復可一レ見、有下天下一者以二智力一得レ之、凡所二施設一、是レ今而非レ古、如下宣帝所レ謂漢家自有二制度一者、豈不二

縿布―縿は絹の總名、かとりと謂ふ是也

り。褻の衣、私の處にては便用を利して、或は幅をちゞめ、或はひだを略して、其宜に從ふこと、是又古の法也。唯裳は禮服にして、其四角に正しきを用ひて、幅に十二の數を用ふ。襞是褶、積是疊といへども、孔子非二帷裳一必殺レ之と出たり。凡裳前三幅後四幅、象二陰陽一也。非二帷襞一則斜裁倒二合腰半一下齊倍レ要、無二襞積一而有二殺縫一也といへり。禮服にはひだをとりて置て、私の襞はひだの所をそぎとりて、縫め計りを用ふるとのこと也。本朝の今衣裳の制あらざれども、士の所レ著唯便用とのみ心付は、是身を利するの一事なるを以て、ひだをたゝみ置くべきをも、其たゝみめを略して殺取、不レ入所に縿布の不レ費をよしとして、幅を略しひだを去て捷徑をこととす。古は下の袴の幅尤廣うして、襞積を多くし、其禮服とす。今は上下ともに幅をつめて襞積を少くす。ある所のひだも不レ得レ已して是をおく。唯古人の是を以て禮服とし、威儀をたゞし、德行をかへりみ、非禮の動あらしめざらんの爲也と云心、聊も無レ之。如レ此なりもて行ば、彼の南蠻北狄の紅毛を以て身をまとひ、人の膚をつゝみて、袖のあまりなく、齊のとゝのほるあらず。は

丘文莊—明の丘濬・字は仲深、文莊と謚せらる、朱子學的・大學衍義補等の著書あり

虞書—書經の篇名、虞は有虞氏舜帝也

女明—女は汝に通ず

る故也。而して表文を染め出すこと、古來其制尤も嚴也。其德あらずして其表文を盛にせんことは、上下の品にあらず。丘文莊曰、我朝凡官品常服、用雜色紵絲綾羅綵繡、庶民止用紬絹紗布、竝不許玄黃紫三色。竝織繡龜鳳文。違者罪及染造之人といへり。是等のことを詳にして、具に究明いたすべし。而して衣裳の幅襞積、裁縫の制を正しくして、疎にすべからず、是古來の法也、不可忽。黃帝作冕、垂旒、目不邪視也、充纊示不聽讒言也。虞書、帝曰、予欲觀古人之象、日月星辰山龍華蟲作會、宗彝藻火粉米黼黻絺繡以五采彰施于五色作服、女明と出たり。衣冠の間、一つとして盛德を表し身を修むるの便りとせずと云ことなし。故に衣裳の幅皆天地の數をかたどり、其衣服を著すれば、自非禮の動なきが如くならしむ。深衣制、應規矩準繩權衡、制十有二幅以應十有二月、袂圓以應規、曲袷如矩以應方、下齊如權衡以應平と云へるがごとし。たとへば幅のはゞ廣くして、一幅を以て二幅にかはらしむるにたれりと云ども、禮服は必ず天地陰陽の制に從つて其制を正しくすべし。襞積を折ることも又然

も稱す

揚子雲―前漢の揚雄、大玄經の著者

五胡―匈奴、鮮卑、羯、氐、羌の稱

と云ども如ㇾ此の色ある服をなさしむべからざる也。婦人猶然り。朱子曰、自ニ隋煬帝一令ニ百官以ニ戎服一從ニ一品一賜ㇾ紫、次朱、次綠、後世遂爲ニ朝服一。馬端臨曰、用ニ紫綠青一爲ニ命服一始ㇾ於ニ隋煬帝一而其制遂定ㇾ於ㇾ唐。然漢夏侯勝謂、士明ㇾ經、取ニ青紫一如ㇾ拾ㇾ芥。揚子雲亦言、紆ㇾ青施ㇾ紫。西漢服章無ㇾ所ニ考見一。史言、祭服用ニ袀玄一。（紺色）東漢則百官之服、皆袀玄而青紫。乃其時貴官燕居之服、非ニ微賤者所ニ可ㇾ服歟。丘文莊曰、孔子曰、紅紫不ニ以爲ㇾ服。朱子謂、紅紫間色不ㇾ正。嗚呼五胡亂ㇾ華以來、極ニ於元魏之世一凡中國之衣冠禮服、皆爲ㇾ所ㇾ變、一切趨ニ於苟簡一是雖ニ華夏之域一其得ニ以爲ニ身之章一者、無ニ復上衣下裳之制一豈但其服色之不ㇾ正而已哉。自ㇾ隋以來、以ㇾ紫爲ニ大臣之服一我朝始復ニ古制一朝服一以ㇾ赤、云々。凡そ間色は、四方の色相交てなるの色にして、純粹なる色にあらず。衣服は威儀のよる處なれば、君子大丈夫の所ㇾ貴也。然るに好むにまかせて色をなし、風流によつて婉色を用ひ、利害によつて穢汚のあらはれざるを專とす。これ古制の心に非ず、小人のわざ也。本朝準ニ唐制一じ、紫色を禁じて卑賤のものに不ㇾ令ㇾ著。是因循す

武德—唐高祖時代の年號

時なふ—時の宜しきに從ふを謂ふ

にこげ—柔軟なる毛皮

五色—赤白青黃黑を云ふ、五采と

を見て其德行姓氏をしり、其出しやうを見て嫡庶を辨じ、非僻之行をはかる。聖人の制尤ゆゑありと可レ知也、唐の武德年中に衣服令を定め、天子之服は十四の品を分け、群臣の服は二十有一品に定め、其制をまちまちに究む。然れども上世を去ること甚遠うして、其采色綿帛皆以て甚奢れり。豈君子の制ならんや。況や後世に至て、蕃國の珍産多くして、これを以て衣服とす。この國の制法こと〴〵く失するに至れり。彼夷狄は唯己が身を利するを以て專とし、國又邊鄙にして四時不レ宜を以て、麻とり桑とること不レ叶がゆゑに、鳥獸の毛をあつめ、其皮を制してこれが衣服とす。豈中國の寒暑を時なふが如くならんや。然るに中國に居て麻布綿帛の寒暑に宜しきを棄て、或はにこげの衣を著し、或は木綿のあらきを用るは、中國の人に可レ稱のことなし。たとへ見にみごとなり著て宜しと云とも、聖人の法服にあらず、是を用ふるに不レ足也。而して染色のこと、五色の正色を以て高下の品を定むべし。相雜はるの染物、間色さまことなる色を用ひんは、君子の大に戒むる處也。童子女子は用レ之といへども、其養を詳にせんには、童子

めらる

ぬひもの—刺繡を施すなり

女功—婦功に同じ、女子の仕事

士粉水銀粉を用ひて面に抹すること、猶古の制にあらず。唯色に耽るがゆゑに其かざりを専とするになれり。尤可ニ歎息一也。次に衣服色采制法のことあり。古來は皆布を用ひて其制とす。其後綿帛のあたゝかなるあつて、こゝに足れり。而して貴賤皆或は表文をゑがき、或はぬひものして、是を以て品をわかちて差別せしむ。其後色を染分け、そめもののことを詳にす。唐に至て、初めて士人皆織ものの巧なるを以て上衣とす。是貴ニ女功一之始也といへり。然れば衣服皆布帛を以て本とし、衣之背或はゑがき或はぬひものして、其家々をわかち、其貴賤を定めて事たれり。凡そ表文を出すには、前後の付所付樣、各以て可レ詳。不レ然時は、是を著して威儀不レ正、自身の傾側をたゞすこと不レ叶もの也。故に前に付ては自見て威儀をたゞし、後に付ては人にみせて其威儀を改ためしめ、向ふときは君父にその姓名をしらしめ、後よりは、あとに來る人に其姓名をしらしめんためなれば、自の威儀を正し、人の非禮をうけず、相互に表文して合符とす。是更にかざりに非る也。天子諸侯より士庶人まで、各如レ此ときは、其衣服を見て其官位を知、表文

六服―禮記玉藻篇を參照すべし

郭憲―郭憲は漢の人、其著洞冥記四卷は漢魏叢書中に收

挿になれり。是又時のならはしなれば尤不可變。扇を用ふること、古の笏に相比して、身の便用を先にすることなかれ。次に男女の服制のことあり。女の服王后より士庶人の妻に至るまで尤其制あり。周禮に追師の官あつて、王公の首服を司どり、内司服あつて王后の六服を司る。其制詳に周禮に出で、歴代の制法皆文献通考に出せり。其形三才圖會にのす、是を以て可考。本朝の制衣服令に出で、唐の制に準ず。是又德を表し威儀をしめして、色容の飾とすべからず。二儀實錄曰、爰自黃帝爲冠冕、而婦人之首飾無文、至周亦不過副笄而已、漢宮掖承恩者、始賜碧或緋芙容冠子、則其物自漢始也。又曰、燧人氏婦人始束髮爲髻、至周王后首飾爲副編。鄭云、三輔謂之假髮。又曰、燧人始爲髻。女以荊杖及竹爲笄、以貫髮、至堯以銅爲之、且横貫之、舜雜以象牙玳瑁。郭憲洞冥記曰、漢武帝元鼎元年、有神女留玉釵與帝、故宮人作玉釵と也。女の髮の飾さま〴〵多く、容色に白粉紅臙をぬること、皆古來三代の制にあらず。燕脂起自紂、以紅藍花汁凝作之、調脂飾女面、產於燕地、故曰燕脂といへり。白

羔厂｜羔は小羊、厂は雁の略字、牲とする也

檜扇｜檜の薄板を以て造れる扇

常執レ也、嘗見ニ給ニ禮圖一者、給ニ上公袞冕執ニ桓圭一、左手如レ取ニ笏之狀一、是矣、至ニ卿大夫一無ニ圭璧一、則端冕盛服而執、所レ謂羔厂者在レ手、殊爲レ可レ笑、蓋誤以レ圭爲レ笏、誤以ニ鎭信之具一爲ニ服飾之具一故也。今案ずるに、馬端臨笏を以て服飾之具とするは又誤れり。聖人何ぞ不レ入の物を制して服飾とせんや。天子又記事指畫のことあるべからずと云もあやまれり。笏常に身を不レ離は、天子も又其可ニ忘失一之事、今叡慮におもむく處は則しるし付けたまふべし。又指畫して侍臣に示し給ふべし。手指を出さんは、君臣ともに禮に非ざれば也。故に天子より士に至るまで笏あるべき也。本朝笏檜扇の類これ也。俗下れるに及んで、上公より士大夫まで皆扇を用ふ。是禮の失するゆゑん也。そのゆゑは、扇は暑を除するの器也。臣子君父の前においては、あつしと云ともみだりに扇をつかふべからざる也。若し是を腰間にさしはさまば、不レ思に扇をぬいて風をまうけ、失禮に至ることもあるべし。故に公庭には笏檜扇を用て書ニ思對命一、指示して禮を以てして、更に身を利するの用とせず。唯君父に對して忠孝の思入計り也。身を利し便用を事として、此扇

笏をしやく―骨の音に通するを忌む也

足縮々―足を揚ぐる事の促狭なるを謂ふ

手版、此乃不經也、五品已上通用象牙、六品以下象用竹木、(唐張九齡、常使人持之、因設笏囊、自九齡始) 歷代とも此制あり。本朝衣服令に其事を出して、唐の例に準ぜり。牙の笏 慶賀の笏等あり。笏をしやくと云習はせり。朱子語錄曰、今官員執笏、最無義理、笏者唯在君前記事、恐事多、須以紙粘笏上、記其頭緒、或在君前不可以手指人物、便用笏指之、此笏常只揷在腰間、不執在手中、天子攝齊升堂、何曾手中有笏、攝者是畏謹、恐上階時踏著裳、有顚仆之患、執圭者自是贄見之物、唯是捧至君前、不是如執笏、所以天子執圭時、便足縮々如有循緣、手中有圭、不得攝齊亦防顚仆。馬端臨曰、圭鎭玉也、笏服飾也、圭則執之以爲信、笏則執之以爲飾。晦庵言、笏只是君前記事指畫之具、不當執之於手。然古者天子亦有笏、豈又藉此以記事指畫乎、蓋朝章之服飾也、但天子之笏以玉爲之、其制似圭、而天子與公侯伯之圭、上銳下方、其形類笏、故後人或誤以圭爲笏、然笏者非執則措、不可須臾去身者也、若圭則天子以禮神、諸侯以朝見、天子不過當事之時、暫捧之而卽奪之、不

以上は銀を以てす、上代には章を以て作る、後代の變遷は本文所說の如し

管子―管仲字は夷吾、齊の名臣、著書二十四卷現存す

のことあり、專唐の制にひとし。武士橫刀をおび、竝に火打袋を佩て、便用を利すといへども、威儀則あることを不知、尤可歎也。次に笏の制あり。天子より士に至るまで、各其用詳に禮記に出たり。天子の持給ふをば珽といへり。天子搢珽、方正於天下也と云、是也。諸侯荼と云。前詘後直、讓於天子也。(荼讀爲舒、謂笏爲荼) 大夫は前屈後詘、無所不讓也。將適公所、史進象笏、書思對命といへり。荀卿曰、天子御珽、諸侯御荼、大夫服笏と云、皆同じ儀也。されば天子より士まで各笏を用ひて其威儀とす。天子はこれを用ひて自事をしるして、身を省み事を指示す。諸臣は君命をしるし、我所可述をしるし、世事をのせて君命に應じ、不可忘ことを以てつとめとし、且君に指示し奉るの便用とす。管子曰、天子執玉笏以朝日。釋名曰、笏忽也、君有命則書其上、備忽忘也といへり。有事則書之、故常簪筆、令之白筆、是其遺象也、手版則古笏矣、頭復有白筆、以紫皮囊之、名曰笏とあり。珽の長尺二寸、方而不折、以球玉爲之、笏度二尺有六寸、中博二寸、其殺六分而去一、晉宋以來謂之

魚袋—唐高祖以降魚袋を用ふ、三品以上は金を飾り五品

陳氏禮書曰、古之君子必佩玉、其制上有折衡、(上横曰珩)下有雙璜、中有琚瑀、下有衝牙、貫之以組綬、納之以賓珠、而其色有白蒼赤之辨、其聲有角徵宮羽之應、其象有仁智禮樂忠信道德之備、此所以非僻之心無自入也といへり。君子佩玉は、其佩玉を見て己が德を致し、溫潤を玉に可比と云へるの心なるべし。ことに往來ともに、佩玉の聲合ふときは其威儀あたり、玉たがふときは威儀こゝにそむくを考へて、身體の威儀不得已して正しからんことを欲するが故に、必佩玉也。而して天子より士に至るまで其制あり。士は佩瓀玖而縕組綬と玉藻に出たり。內則に子事父母事を以て左右佩用といへり。謂身之兩旁佩帨巾小刀之類以備之と注せり。玉のみにあらず。自ら便用を利するのものを佩る也。孔子去喪無所不佩となれば、便用は云に不足。すべて佩を以て身の威儀を正すによつて也。唐宋に及んで、官人皆金銀の魚袋を佩す。各其官位に隨へり。魚袋古之算袋、魏文帝易以龜袋、取其先知歸順之義、又唐改以魚袋、取其合魚符之義。自一品至六品以下皆佩と云へり。本朝衣服令に、玉佩の說あり、袋

ッ金是なり

子曰、帶死牛之脇。玉藻曰、革帶博二寸。士喪禮曰、緰帶用革、笏搢於帶之右旁。然則革帶其博二寸、其用以繫佩韍後、加以大帶、而佩繫於革帶、笏插於二帶之間矣、革帶有鉤以拘之、後世謂之鉤鰈。阮諶云、鰈螳螂相以相拘帶、謂之拘鰈云々。今世に用ふる所専便用を利す。尤心得あるべし。帶は前にむすぶを以て古法とすといへども、近代袴を著するの制に宜を以て、後にむすぶを用ふ。武容猶用前紳也、次に履の制あり。周禮、屨人所掌、有舃有屨。鄭氏謂、複下曰舃、單下曰屨、唯服冕舃、其餘皆屨といへり。又屝と云あり、草履也と注す。今のわらぐつの如し、ともに足を入て、其形をあらはさしめざるの器也。歩行すること輕忽ならしめざらんために、貴人のくつは皆下にうらをつけ、指の入處の先にかざりを致し、更に足をあらはさず。若し輕くはしらんに利あらしめんとならば、今の草履の如く、下を一重にして足をあらはし、鼻緒を用ひて歩に利あらしむべき也。その内履は草を以て致し、履は麻履也と注す。後世に至りて金銀の飾を用ふ、尤あやまりと云べし。次に佩のこと、古之君子必佩玉と云へり。

成人の禮—元服加冠の禮

かこ—鉸具の字を當つ今のヒヂヨ

ん也。頭の形正きときは、視聽の動自然に非禮なることなし。聖人豈是を以て其粧りとするのみならんや。其所レ因甚深し。近代に至ては、其制相のころといへども、皆便利を專とするがゆゑに、今の士大夫唯頭をあらはして首服なし。爰において元服の禮やみ、士冠禮の義絶す。成人の禮不レ行こと殆可二歎息一也。故に公庭出仕の輩、自から身の傾側して威儀のそこぬるを不レ知。或は矮屋によぢ入、或は屏障にもたれ、或は俯仰時を失うて、禮容みだるゝに至りぬ。次に帶之事、古來は其制品多し。玉藻に革帶大帶のこと出たり。いづれも衣冠の時の制也。帶以レ素、天子朱裏終紕、羽帶、與二紐及紳一皆飾二其側一也、大夫裨二其紐及末一、士裨二其末一、帶袂絹爲レ之、廣四寸、裨用二黑繒一、廣一寸と也。古來帶を前にて結び、そのあまりをむすびさぐる、此を紳と云。紳垂る三尺と也。紳の外に紐、ひろさ三寸長三尺なるを垂るゝ、是又帶のさがりを考へて、衣服の高低をはかり、威儀を正さしむ。革帶と云は、つくり皮の帶也。是にはかこと號して、金のわなをいたして屈伸せしめて自由ならしむ。ゆゑに鉤帶とも云也。陳氏禮書曰、內則曰、男鞶革。莊

三才圖繪—明の王圻撰す、すべて一百〇六卷

弁—武人の冠の名なり辨の略にあらず

冠品—推古朝より奈良初代に至る諸冠制の如き即ち是也

に文獻通考に出之。三才圖繪に其制を圖せり。士は皮弁を服す。冕の制にこと也、馬端臨曰、周以前冠冕之制不詳、然冠之制有三、曰冕、曰弁、曰冠、冕者朝祭之服、惟有位者得服之、弁亞於冕、所謂周弁殷冔夏收是也、冠亞於弁、所謂委貌章甫母追是也、弁與冠、自天子至于士、皆得服之、至周而等級始嚴、故大夫雖可以服冕、而私家之祭不得用之、天子不妨服弁、而雖小祀必以冕、蓋冕弁之尊卑始分矣、(上得以兼下、下不得以兼上) 然弁有二、白皮弁、以白鹿皮爲之、其制最古、曰爵弁、則其制下圓上方、如冕而無旒、古者冠禮三加、始緇布冠、次爵弁、皆士服也、大夫則服冕矣、古者雖重冠禮、而於服章之祭視之彌重、故雖天子之元子始冠亦服士之服、至爵弁而止、而不敢僭用冕、所謂天下無生而貴者、其嚴如此といへり。本朝の冠、亦各其位に因て其制あり。往古は冠の品を以て官位の名を定む。凡そ冠のこと、其本人の頭の威儀を正くするにあり。されば頭の容傾倒する時は、冠の形かたぶいて、前後の旒則面にあたりぬべし。是不得已して頭の容の正しきゆゑ

首服―頭部の服卽ち冠帽の制

生乎今之世、反古之道、如此者、裁及其身者也と宣へり。孔子雖不欲拘時俗之弊、而も亦不敢不循時世之制れば也。衣服は威儀かゝる處也といへども、又人身を修むるには、一端の小事なれば、唯水土風俗によつて其大本を改めしめて、自然に衣服の制までも古にかへる所あるべし。末に心を盡さんことは、君子の志に不有也。次に冠のことは、上古衣毛冒皮、後代聖人見鳥獸冠角、乃作冠纓、黄帝造旒冕、始用布帛といへり。案ずるに人の身各其あらはるゝ所なからしめて、頭に至つては其服なし。こゝを以て首服を制して、其生質の膚をかくし禮を節す。而して冠に品を定め、上下貴賤をわかてる也。凡そ天子の冠を冕といふ。公卿大夫に至るまで、其品をわけて大禮の時用之。漢制度曰、冕制長尺六寸、廣八寸、前圓後方、其旒皆以五采絲繩貫五采玉、每旒各十二、垂於冕、有六冕、裘冕無旒、（大裘而冕也、祭昊天上帝之服也）袞冕（十二章、袞衣之時冕）十二旒、（享先王）鷩冕九旒、（祀先公）毳冕七旒、（祀山川）絺冕五旒、（祭社稷）玄冕三旒、群、祀以上これを六冕と云。冠の制歷代に相かはれり。具

康節―邵康節、名は雍、字は堯夫、所謂百源學派の祖也

獨樂園―溫公の洛の別業の名、其自己の記古文眞寶後集出づ

愚而云々―中庸に出づ

衽、動合禮法、故賤者可服、貴者亦可服、朝廷可服、燕私亦可服、天子服之以養老、諸侯服之以祭膳、卿大夫士服之以視私朝、庶人服之以賓祭、蓋亦未嘗有等級也、謂古人衣服之制不復存、獨深衣則戴記言之甚備、然其制雖具存、而後世苟有服之者、非以詭異駭俗、則以儒緩取哂、雖康節大賢、亦有今人不敢服古衣之說司馬溫公必居獨樂園而後服之、呂榮陽、朱文公、必休致而後服之、然則三君子、當居官涖職見用於世之時、亦不敢、此以取駭於俗觀也といへり。深衣の制のみ、今に其說詳にして、ことに聖賢の法服各天地の用に相叶へりといへども、時に於て不相應を服せんは、唯私の服の心に叶へるまゝに、朝服にも著するに同じ。其所習好惡あれども、心にまかせんことは、聖人の道にあらず。理を立て己を利する也。されば孔子曰、丘少居魯、衣逢掖之衣、(深衣也)長居宋、冠章甫之冠、(章甫商之冠名、宋殷後、故用此冠)とあり。是其國俗に從ひ給ふのゆゑ也。中庸曰、仲尼祖述堯舜、憲章文武、上律天時、下襲水土とは、如此の心なるべし。子曰、愚而好自用、賤而好自專、

温公朱子—温公は司馬光、朱子は朱熹

有虞氏—帝舜を云ふ

制十有二幅、以應十有二月、袂圓以應規、曲袷如矩、以應方、云々。其制法甚詳にして、古來の服制これのみのこれり。故に時に不叶といへども、温公朱子は私に著之と也。是古を慕ふの志深ければ也。後人又これを必として、儒服とせんことは不可也。藍田呂氏曰、深衣之用、上下不嫌同名、吉凶不嫌同制、男女不嫌同服、諸侯朝朝服、夕深衣、大夫士朝玄端、夕深衣、庶人衣吉服深衣而已、此上下之同也、有虞氏而養老、諸侯大夫夕皆深衣、將軍文子除喪而受越人弔、練冠深衣、親迎女在塗、壻之父母死、深衣縞總以趍喪、此吉凶男女之同也、蓋深衣者、簡便之服、雖不經見、推其義類、則非朝祭、皆可服之、故曰、可以爲文、可以爲武、可以擯相、可以治軍旅也。馬端臨曰、三代時衣服之制、其可攷見者、雖不一、然除冕服之外、惟玄端深衣二者、其用最廣、玄端則自天子至士、皆可服之、深衣則自天子至庶人、皆可服之、蓋玄端者國家之命服也、深衣者聖賢之法服也、然玄端雖曰命服、而本無等級、非若冕弁之服、上下截然者之比、故天子服之而不卑、士服之而不爲僭、至於深衣、則裁制縫

いて、其禮を詳にして、若し非服を著するものあれば、次にこれを改めて、其威儀の過不及を論ぜる也。しかれども世ことに時ことなるを以て、衣服に不レ限、皆今を用ること、專利レ己の輩は、古の制は甚迂闊也、不レ足レ用、今の制是相應也と思ふこと多し。故に故人衣服の制においても、自身非禮を改めしめ、亂臣賊子の心をひろがへさしめんがため、仁心を能く體認して、而して今の制の宜に可レ從也。古の制宜しと云へども、風俗皆如レ此なるに、今に居て古の形をなさんことは、是又聖人の變に處するゆゑんにあらず。禮樂の制は天子の所レ出也、下として、これを改む不レ可也。人に不レ從、我は我にてたゝんと云は、是又身を利する也。況や武士の衣服は又其制かはれり。本朝の今、武を以て天下の政令全ければ、下皆其禮を學んで、本に聖人の心あつて、形に時の宜を守て、君父へ忠孝の形をあらはし、朋友へ禮儀の交をなさんこと、眞の大丈夫と可レ云也。宋の朱子、家禮において深衣の制を詳にし、甚好で、私居の時服レ之。其制は、本大戴禮詳に出也。其說に曰、古者深衣、蓋有二制度一、以應二規矩準繩權衡一、短毋レ見レ膚、長毋レ被レ土、

四十八卷あり

隋煬帝—名は廣、父を弑して帝を稱せし人

左府—左大臣藤原頼長

レ詳ニ所レ起之由一、由ニ隋代一以來、始有ニ服者一、請レ罷レ之。詔可。馬端臨曰、袴褶魏晉以來、以レ爲ニ車駕親戎中外戒嚴之服一、晉制雖レ有ニ其說一、而不レ言ニ其制一、然既曰ニ戒嚴服一之、必戎服也。至ニ隋煬帝時一、巡游無レ度、詔ニ百官一從行服ニ袴褶一、軍旅間不レ便、遂令ニ改服ニ戎衣一、爲ニ紫緋綠青之服一、則所レ謂袴褶者、又似ニ是褻衣一、長袴非ニ鞍馬征行所一レ便者、與ニ戒嚴之說一不レ類、韻書訓レ褶爲レ袴、又爲レ袷也、然袴裳也、袷衣之交領也、則不レ知ニ所レ謂袴褶者一物乎二物乎一、唐輿服志、群臣服條內、有ニ緋褶大口袴一、則似ニ是二物一、然不レ知ニ所レ謂緋褶者衣乎裳乎一、云々。然れば袴褶ともに隋唐の制にして、三代の制に非ず。本朝唐の法にのつとりて此制あつて、褶をひらみと訓じて、袴の上に加と注解せり。表袴は禮服束帶の時用レ之、下袴は下結の時用ふと、左府の名目に出たり。本朝の衣服も、古を變じて定制分明ならずして、頗りに身に宜きを以て此用とす。すべて袴計りにかぎらず、諸の衣服唯便用をことゝして、禮容を學ぶこと非るを以て、其形自夷狄のごとくなりて、威儀更に不レ明。威儀如レ此時は心氣これにつれて其本を失うて、皆捷徑を事とす。故に古人衣服の制にお

出の事無き也

孔子云々―論語郷黨篇に、褻の裘は右の袂を短くすとあり

文獻通考―宋の馬臨端が著、三百

し、袖の下をつゞめ、袖口をせばくして、風寒をのぞき便用を利す。是を褻の衣と云へり。袴はすそを短くして往來を利せしむ。是唯私に所ㇾ用にして、聊公事に服するに非ず。孔子私の小袖は右の袖を短くし給へりと、論語に出たり。近代に及んで、專ら便用を事として、褻時ともに皆小袖を著用す。近比迄袖のゆきを短くして、猶袖の口を闊くして廣袖と號し、下に袖口せばき下衣を著せりと也。今皆上下公私ともに小袖になれり。專其便用能く、其所ㇾ見捷徑にして、風寒をよく拒ぐを以て也。而して袍のかはりに肩衣を著し、下に袴を著して其たけを短くし、足の出入を利す。是古來凡下のもの、皆手足の便用を利して、人の奴隷たるに宜しきを以て、此制あつて著ㇾ之。今高貴の人も又著ㇾ之。是戰國戎衣の便用を受けて、平生の衣服とすれば也。武は專便用を利して、武の要用を必とす。今用ふる處の制、是武の戎衣のすがた也。本朝衣服令、皆唐の制に準ぜり。故に袴の制又是にしたがへり。文献通考一百十二に曰、唐德宗貞元十五年、膳部郎中歸崇敬、以㆓百官朔望朝服袴非㆒古禮㆒上ㇾ疏云、按㆓三代典禮、兩漢史籍、並無㆒袴褶之制㆒、亦未

上括下括―指貫の括り方の稱なるべし

赤脚―非常の事無き限りは赤脚露

ず。形の見苦きを外に不ㇾ出。能くつゝましめ、袖を長くして手の形を不ㇾ見。手は必動きやすし、動く時は非禮のわざありやすきを以て、其形をかくし、手の動くを自然にやめしむ。然れども手は動くを以て要とするがゆゑに、袖の口を闊して急に出すに又利あらしむ。是衣の制作也。袴は前後兩足をおほふ。是又足の形を不ㇾ出、前後をおほふに、貴人の前に動靜することを利す。足又動て非禮の行ありやすし。故に其袴の長くして、急に歩むべからず、非禮の行成がたからしむ。然れども是は動き歩むを以て用とするがゆゑに、上括下括等の制あつて、歩行するに利あらしむ。されば袍の袖長くして手を蔽、袴のたけ長して足をかくす。手足に非禮の動なからしむるを以て、臣は君の前において非禮非義の行自然に不ㇾ能、子又父之前においても然り。すべて五倫の間、衣裳の制に因て、不ㇾ得ㇾ止して非禮非義をなすこと不ㇾ能しむ。若し袍の袖をくゝり擧、袴を上にくゝり、赤脚ならんには、必ず非常の相ありと知るに足れり。古の聖人、其制する處、尤ゆゑあることども也。是禮服の法也。私に於て著用せんには、小袖と號して、ゆきを短く

長保—一條天皇の年號

り。其服の制一擧不㆑可㆑仕、具に究明して其宜に可㆑從也。次に衣服の用法あり。衣裳は上下の用にして、上は以て心腹手背をおほひ、下は以て腰脚前後を蔽ふ。上を衣と云、下を裳と云。これ衣裳の法也。衣者上體之服、古者朝服有㆓玄袞㆒、有㆓毳衣㆒、有㆓黻衣㆒、有㆓綃衣㆒、有㆓錦衣㆒、有㆓深衣㆒、其制多相似と也。下體之服、古者綉裳五色備、前五幅、後四幅、以㆑繡爲㆑之、刺㆓綉於其上㆒と也。而して其制作法歷代不㆑同也。本朝衣服令に所㆑出尤詳也。而して本朝には、男女皆上に衣を用ひて、下に袴を用ふ。誇の上に加ふるに有㆓褶之制㆒。(令曰、加㆓袴上㆒也、云々)異朝には衣裳あつて、本朝には衣袴あり。其用本朝の制甚相叶うて腰脚の利多し。而して衣服の上に袍を著す。袖口濶、五位已上一尺爲㆑限、六位已下八寸、女亦準㆑此といへり。其後長保の制、袖濶一尺八寸以下、袴廣不㆑及㆓三幅㆒、或衣袖袴廣以㆓一尺六寸㆒爲㆑限ともいへり。是定れる制也。猶舊記に從うて其制を可㆑考。近代は便用を專として、衣服の制甚捷徑になれり。凡そ衣は腹背を蔽うて寒暑を時なふ。是不㆑得㆑已のゆゑんにして、其間是を制するに禮を以て節す。故に身の肉を外にあらはさ

履絢―布帛を以て製せる履物

レ之、吉日必朝服而朝といへり。又晝夜の服あり。必有二寢衣一長一身有半と云が如し。又老弱に因て其制あり。五十非レ帛不レ煖、童子不レ裘不レ帛、不レ履絢一と出たり。是專時分を可レ考也。又朝廷燕居外出、各其服あるべし。朝廷は天下の禮義相定まり、君臣敬み守るの地也。分を守て亂るべからず。燕居して人に不レ交時は、褻の衣と號して私居の服あり。是は人に對面せぬ內宮に入ての服也。又朋友に會しては別なるべし。度々に衣服改ためんことも、ことわづらはしきに似たりといへども、禮服を常に著せんは、禮を輕んずるの失あり。褻の衣を著て人に交らんは、彼を侮るに同じ。且己れが威儀を以て下の情をも制して、法らしむること、上下の道也。是利害を以て云にあらず。褻裘長、短二右袂一、非二衣裳一必殺レ之と云へる、各その服に品々多きを以て也。次に冠婚喪祭賓客饗應軍旅のことに因て、其服其制あるべし。士冠禮に三加の品を出せり。本朝又其禮あり。婚禮に壻婦服の法を出す。尤喪に斬齊衰齊大功緦麻等の制あり。祭に明衣淨衣等あり。賓客饗應に從て、其服の品あるべし。軍旅の容貌戎衣甲冑あり、幷に弓馬に宜しき衣服あ

顯宗—名は陽、光武の第四子明帝の廟號なり

表紋—自家の紋章を衣服に現はせるもの

服、今富人大賈、嘉會召レ客者以被レ牆、古者以奉二一帝一后一而節適、今庶人屋墻、得レ爲二帝服一、倡優下賤、得レ爲二后飾一と論ず。是秦に至て聖人の禮法悉く廢し、前漢二百餘年は未だ衣服の制定まらず。後漢の顯宗其制を改め、唐宋に及んで殆んど品を定む。爵祿に從つて其衣服不レ正しては、分必ずみだれ、上は儉にすぎ、下は奢を放にするに可レ至也、尤可レ謹。是君臣の制也。而して父子兄弟夫婦朋友の間、其衣服の品、是又其制あるべし。曲禮曰、爲二人子一者、父母存、冠衣不レ純レ素。(冠飾衣緣皆曰レ純) 孤子當レ室、(幼而無レ父曰レ孤、當レ室爲二父後一者) 冠衣不レ純レ采、(素哀色、采喜色) と云へるが如し。庶子の服は表紋を大に不レ出、或は其品をかへしむるが如き、是兄弟の服也。男女は尤其制別也。朋友の會には燕居の服あり、賓主の禮服あり。すべて其品差別あるべければ、必爵祿計りに不レ限、五倫の次第を明にして、其衣服を制せしめ、其分を定むべき也。本朝衣服令を選して、君臣男女の禮著し。往古の制甚重し。豈疎にすべけんや。而して一年の間、寒暑によりて更衣の沙汰あり。一月の間朔望俗節禮日の制あり。當レ暑袗絺綌、必表而出

晏平仲—名は嬰、齊の名相節儉力行を以て重んぜらる、著書に晏子春秋あり

漢文帝—名は恆、高祖の子にして惠帝の弟也

民志也、莫卑乎民、莫尊乎天子、而服同一色、上下無所辨、民志何由定、僭亂由此而生矣、古之聖王、自奉儉約、惡衣菲食而事天地宗廟、臨朝廷百官、則等級分明、故其十有二章、黻斑幅舃衡紞紘綖、以昭其度、藻率鞞鞛鞶厲游纓、以照其數、威嚴尊重、禮無與二、然後人主之勢隆、非廣己以造大、理當然也、故晏平仲爲大國之卿、一狐裘三十年、澣衣濯冠以朝、君子譏其隘曰、難乎其爲下也、隋文儉約、施之宮闈之中燕私之用可也、與庶人同服、而坐乎廟朝、儉不中禮、不足以爲法矣。是上下の差別をかへては、形こゝに禮を犯すを以て、自然に上を犯すの志生ずべきを以て也。末學の書生此わきまへを不知、堯の鹿裘塞寒、布衣弊形、禹の惡衣服といへるを以て證して、天子諸侯も民間の服をなさんことを云。甚あやまれり。其制上に究まり、下其掟を守りては、威儀こゝに立ぬべし。漢の文帝の時、賈誼上疏曰、今民賣僮者、(僮謂隸妾)爲之繡衣絲履偏諸緣内之閒中、(閒賣奴婢)是古天子后服、所以廟而不宴者也、而庶人得以衣妾婢、白穀之表、薄紈之裏、緁以偏諸、美者黻繡、是古天子之

便利を以て本とする處なし。天地の大公を基として其制法を定む。林氏曰、黄帝始備衣裳之制、舜觀古人之象、繪日月星辰山龍華蟲於衣、繡宗彝藻火粉米黼黻於裳、以象乾坤、以昭衆物、所以彰天子之盛德、能備此十二物者也、便服者、當須有是其服盛德焉、給以三辰、所以則天之明、尤爲君德之光、自黄帝以來、歷代之制莫不然也と云へり。こゝに其制其人の位によつて差別をなす。是上下の差別を定め、君臣父子の品を明にして、自然に其分をしらしむるの制なり。貴賤尊卑若亂るゝ時は、則過奢に下り吝嗇に落て、ともに君子大丈夫の法に非ず。然れば位を考へ其祿の多少を計りて、相應ずる處の制を究め、其間に儉約をなすべき也。可著用位祿にして不著服ものは、或は公儀に對してその費を省き、或は私について不得已のゆゑんあらんともがらは、其重に可從也。不然して衣服分をこえて見苦しからんには、必ず吝惜に陷りて其弊ありぬべし、尤可謹也。故に古來天子より庶人に至るまで、悉く其制法を定め、服章の品を周禮に詳にす。聖人其思を深くすればなり。致堂胡氏曰、服章之設、所以辨上下定

倮にして云云—人は倮の長、龍は鱗の長、鳳は羽の長、麟は毛の長、龜は介の長

衣と裳—上を衣とし下を裳とす

也。凡天地の生物、各羽毛鱗介あつて身をかくし、其禮容をあらはす。人は倮にして身に自身の羽毛鱗介なし。これ萬物の靈にして、其知生物に秀たるを以て、知を以て物を巧み、才を以て其制を宜しうして、自然に寒暑を時なひ、其禮容を正しくするの本備はれり。されば上代は木の葉をあつめて是をつゞり、鳥獸の羽毛を集て衣服の制として、唯寒暑を時なへり。是天下創業にして民のわざ未ㇾ定、其制衣服までに不ㇾ及を以て也。而して五帝に及で、黃帝始めて衣と裳との品を定めて、衣裳の制こゝになれり。本朝の往古又これに異なることあるべからざる也。然れば衣服の用人々皆不ㇾ可ㇾ無の器にして、其制又威儀の設備はるゆゑん也。若衣服は寒をおほふためなりと云て、衣服の威儀を不ㇾ正ば、是黃帝以前の民にして、唯其天然のまゝ也。今日の民に非ず。黃帝已後においては、天下に其制あり。今其制を棄んと云は、是天下の賊民と可ㇾ云也。故に威儀を正すこと、是又衣服の制にあるゆゑん也。次に衣服の制のこと、聖人其衣服に因て德を正し、其身を平直ならしめ、其威儀を正しからしめんことを欲して、こゝに其制を定む。更に私の

君子云々―孟子に君子の禽獸に於けるや、其生を見ては其死を見るに忍びず、其聲を聞いては其肉を食ふに忍びず、是を以て君子は庖廚を遠ざくとあり

客、然後客坐。玉藻曰、客祭。主人辭曰、不足祭也、客飧、(美食也)主人辭以疏云。是賓主の禮也。此外飲食を用ひ、或は給仕配膳の法、或は飲酒の儀、品々多しといへども、本朝の式に異也。其進退禮讓は、よく究理するの輩に學んで、時宜に隨ふべし。

次に君子は庖廚を遠ざくると云へることあり。庖は宰殺の所と註して、鳥獸を殺し料理せしむるの場也。廚は烹飪之所と註して、料理のものをあつものし煮る所の地也。君子是を近づけては、必ず利心きざして、或は吝惜の心も生じ、魚鳥を殺生するにつけて憐心も出、又忍ぶ心も生ず。ともに心よからず。或は炙炙の臭あり。其こしらへを見て不忍食のゆゑんあり。然れば君子の近づき可居所に非ず。故にこれを遠ざくべし。禮記曰、君子遠庖厨、凡有血氣之類、弗自殘也といへり。君子平生、天然の性を養ふを以て道とす。故に其心入れ如此也。

○明衣服之制

師嘗曰、衣服は人の身を覆て寒暑を節にするゆゑん也。是不得已して其制あるゆゑん

玉藻―禮記の篇名

君賜食云々―論語鄕黨篇に出づ

揖し、盤を不汚、椀を大にけがさず。骨あるもの、核あるものは、皆是を懐にす。酒は己先なむ。すべて其禮多しと云へども、毋不敬の三字を以て是を守るべし。玉藻曰、君未覆手不敢飧、(覆手以修呷、己食之也)君既徹執飯與醬、乃出授從者。(食於尊者之前、當親徹)士相見禮曰、若君賜之食、則君祭先飯、徧嘗膳飲、(臣先嘗也)而俟、君命之食、然後食。曲禮曰、賜菓於君前、其有核者懐其核、御食於君、君賸餘、器之漑者不寫、其餘皆寫。(寫傳己器中、乃食之也)論語曰、君賜食、必正席先嘗之、君賜腥、必熟而薦之、君賜生、必畜之といへり。是君父に侍食するの禮也。曲禮曰、侍食於長者、主人親饋、則拜而食、主人不親饋、則不拜而食。玉藻曰、凡食菓實者後君子、火食者先君子。曲禮曰、侍飲於長者、酒進則起、拜受於尊所、(近尊嚮長者也)長者辭、少者反席而飲、長者擧未釂、少者不敢飲と出たり。是長者に侍食するの禮也。曲禮曰、凡進食之禮、左殽右胾、食居人之左、羹居人之右、膾炙處外、醯醬處内、葱渫處末、酒漿處右、卒食客自前跪撤飯齊以授相者、主人興辭於

色體—色代とも書く、挨拶也

（乾肉以レ手治レ之、炙肉一食盡レ嚼曰レ嘬、宜ニ漸食ニ之）是古人飲食するの禮也。凡そ當ニ飲食ニて其禮不レ正ば、威儀こゝにかけぬべし。されば飲食の席に臨んでは、先づ容貌を正し、左右を考へ、長者箸を取て而して我これに從ふ。各長者の禮をうけて可レ用レ之。食することと大口になく、食ふ時に四方を不レ見、顏色を正しからしむ。箸を持つ處の形、肩背の容心を可レ付。美品なりと云ども、其一色を嗜むべからず。或は多くのそへものを悉くくらひ散し、或は魚肉をかみて汁をこぼし、骨をちらし、盤を汚すこと甚無禮也。舌うちを高く仕り、すふ音遠くきこゆる、皆小人のわざ也。古來は箸を澤すこと二寸に及ぶを以て下品の人とす。飲食の間、世事を談じ、口を開き笑ひかたること、禮に非ず。是其大概也。猶心を付て其制法を究明仕るべし。君父の前に侍して、食に預る事あらば、萬づ君父の禮をうけて、己先だつて不レ可ニ飲食ニ。但先嘗めてこゝろむべき食物等は、皆自先んじて飲食すべし。度々に君父の方を伺て、左右に色體し、禮容を恭敬すべし。顏色を正うし、口容をなほくし、口中の音あらしめず。一品々々恭しく受て、或は拜し、或は

膾、脯―生肉、乾肉

曲禮云々―曲禮上篇に長者に侍食する法として擧げたり

齊視春時（飯宜温）羹齊視夏時（宜熱也）醬齊視秋時（宜涼也）飲齊視冬時（宜寒也）凡和、春多酸、夏多苦、秋多辛、冬多鹹、調以滑甘（疏曰、依經方、春不用食酸、夏不用食苦、四時各減其時味也、與此不同者、經方所云、謂時氣壯者、減其時味以殺盛氣、此經所云、食以養人、恐氣虛羸、故多其時味以養氣也）獸用梅、鶉羹鷄羹鴽釀之蓼と云へる、是鹽梅の制也。肉曰脫之、魚曰作之と云へる類、皆魚肉の制也。大夫燕食、有膾無脯、有脯無膾、士不貳羹胾と云は、尊卑の禮を云へり。異朝の制、我國法に可合にあらざれば、こゝには其證のために一端をあらはせり。飲食の制用を不具しては、近くは身を養ふ事にあやまりあり、遠くは君父に奉ずるの禮なし。尤可究理也。次に飲食を用ふるの法あり。曲禮曰、共食不飽、共飯不澤手、（食者、所食非一品、謂羹飯之大器也、不飽謙也、飯者止飯、古以手、故去汙澤）毋摶飯、（易得多非謙）毋放飯、（大飯）毋流歠、（長歠也）毋咤食、毋齧骨、毋反魚肉、（爲已歷口人所稼也矣）毋投與狗骨、毋固獲、（必欲取也）濡肉齒決、乾肉不齒決、毋嘬炙、

なり次第ー出來次第、鹽梅調理に意を留めざるをいふ

飲食の用たり。珍物奇味みだりに飲食すべからず。珍物と云は、時に先だつて世に出るもの也。奇味と云は、此國の物にあらざる也。珍物は初めくらふこと多きときは、必あたることあり。故に少しくくらつて次第に多からしむべし。奇味は必不レ可レ用也。すべて珍物奇物を貴ぶことは、是味に耽るの故也。或は脾胃の藥也、或は腎水を增の用ありと云て是を好む。大丈夫の本意に非ず。平生の食味を以て身を奉じて、生を貪る不レ可。酒色を節にして、腎水をまさんことを不レ可レ好也。しかりと云て、同じく喰ふ所の味をなり次第にして、出來不出來を手にまかさしめんことは、又君子の道に非ず。飲食の制則威儀の所レ因也。きりめを正しくし味を調へんは、鹽梅のこと也。是を疎にすべからず。論語曰、食不レ厭レ精、膾不レ厭レ細、食饐而餲、魚餒而肉敗不レ食、色惡不レ食、臭惡不レ食、失レ飪不レ食、不レ時不レ食、割不レ正不レ食、不レ得二其醬一不レ食、肉雖レ多不レ使レ勝二食氣一、唯酒無レ量、不レ及レ亂、沽酒市脯不レ食と云は、夫子の飲食の用を云へり。禮記に飯の品、膳の品、飲ものの品、酒の清白、すべて飲食の品々、これを詳にし、是を調ふの制、凡食

はらゝく—ぼら／＼としてねばりけ無きをいふ

五味—甘苦辛鹹酸

て其制相異なり、詳に可ニ究理一也。次に飲食之用あり。米は精げたるを不レ厭、米の性を考へ、土地をはかつて飯と可レ爲。濕地の米は水おほく。燥地の米は水すくなし。眞土の米は性堅くして味あり。野土の米は性弱にして味はらゝく。沙地小石地各別也。如レ此處を計るべし。鹽は新に煮る所の鹽、口あたりきつくして性そこぬ。古濱の鹽はやはらかにして不レ損。是を以て大豆に加へて俗に味噌と號す。大豆の制法、煮レ之の法、鹽を加ふる法、或は麹米を交ふる制、可レ舂の制、可ニ積蓄一器の考あり。本朝皆鹽噌を以て汁として、飲のそなへものとす。米噌は脾胃を養ふに司る所甚だ大なり。詳に制法の用を考へて、其味をたらしむべし。而して酢醬油酒、此三の飲水を以て野菜魚肉の味をととのふ。故に此三味を可レ糾也。酢は血を生じ、酒は氣を益し、醬油は飲ものを能く下腑に通じ収藏せしむるの用あり。菜は味淺うして脾胃を平にす。魚肉は血氣を損するあり益するあり。味に五味の品あつて、其質に好惡あり。臭に善惡あつて氣を損益す。尤詳に其用法を制して、冷物には温物を加へ、温物には冷物を入て、其毒を制すべし。是皆

胡文定公—宋の胡安國胡文定と謚せらる

非肉不飽—孟子梁惠王上篇を參照すべし

俗すたれて、人皆飲食を好むこと分に過ぎて、しきりに奇味をなす。こゝにおいて口味に耽り、體常にゆるやかにして、大丈夫の志日を逐てむなし。是飲食に節を失うて、位祿豐大なる輩却て疎食し、微官貧乏の輩は好味を翫ぶのあやまりあれば也。孟子曰、飲食之人、則人賤レ之矣、爲二其養レ小失一レ大也とは、此心なるべし。又年老の節あり。人の年に少壯老あつて、幼弱の間は美食を以て養なはざるときは、氣血全くとゝのほらず。老年の後は、魚肉を以て老衰の氣血をたすけしむ。七十而非レ肉不レ飽と云へる是也。年に三段のたがひ有レ之が如く、人々の氣質に其差別あり。尤可レ愼二其養一也。又天の時あり。寒溫燥濕を考へて、寒天には溫物を食とし、溫天には冷物を主とす。燥濕皆是に準ず。此節たがふときは、必ず內に病を生ず。而して飲食亦不レ宜。又土地に付て其飲食の味たがひ、其物の厚薄善惡あり。是を考へて飲食を制すべし。況や祭祀饗應飲酒の禮節、古人既に其制を定む。是を計つて時宜に從ふにある也。祭祀饗應飲酒各上中下の差あり。上より下への禮あり、下より上への禮あり。五倫の交接、專これを用ふ。吉凶軍賓嘉に付

藜藿云々—極めて粗末なる食物を以て甘んずる也

志於道—論語に出づ

汪信氏—名は華宋の臨川の人なり

而して唐堯の藜藿のあつもの、夏禹の菲飲食を以て證とす、尤可笑。唐堯は少昊顓頊の末に出で、末世の草昧に業を立て給うて、飲食の制も詳なるべからず。夏禹は洪水を治め、天下いまだ其功をはらざる事あるを以て、身を奉ずること薄くして、其費を天下の大功に省けり。各輕重因る所、甚だ其理あり。周に至つて文質ともに相とゝのひ、衣食居の則尤處を得、食膳の法、八珍の制、ともにそなはれり。是歷代の損益に非ずや。其わきまへを不知して、天下國家に事なく、財産府庫に充て、位祿相應の飲食を不用は、是身をいためて庫を富ます也。君子の不用處也。士その位なく其祿微にして、又食の味をこのまんことは、是大丈夫の質にあらず。飲食においても猶忍ぶことを不得ば、何を以てか忍ぶことを可得や。孔子の、士の志於道して惡衣惡食を恥るをば、ともに議るに不足と宣ふ。顏淵は、一簞の食一瓢の飲にして、不改其樂を歎美し給ふこと、是各其分にやすんずれば也。宋の汪信民嘗言、人常咬得菜根、則百事可做。胡文定公聞之、擊節嘆賞すと云へるは、其分なくしては其求を重からせまじき爲也。世衰へ風

牛羊犬—皆祭祀に用ふる牲なり、牲に五等の別ある事人に五等あるに同じ。

を過るときは、脾胃損じ、肉こゝに餘て、氣血却て弱し。是に不レ及ときは、脾胃うゑて、肉こゝに損じ、氣血不レ全、各天然の節をたがふるゆゑなり。此節たがへるの人は、氣質必ず變あるべし。唯是を以て節とすべし。日長きときは晝食し、夜長きときは夜食す。是二時の食に不足あるときの制也。不足あらずして是を好まんは、節を失ふに可レ至也。凡そ天は地によつてめぐる。人は脾胃の食を以て地とす。食たゆれば氣不レ廻、地なければ天不レ立が如し。次に飲食の制あり。其人の俸祿官位に從つて、各相定まる處の飲食を制すべし。位高く祿厚き人は、上品の食を以て養とす。中下各これにしたがふべし。其間分限より儉するにあるべし。過奢は限りなきものにして、多くの費あれば也。王制曰、諸侯無レ故不レ殺レ牛、大夫無レ故不レ殺レ羊、士無レ故不レ殺二犬豕一、庶人無レ故不レ食レ珍、（謂レ敬二祭饗一）と云。是人の位によつて其飲食の制あつて、其間儉を用ふる也。周禮に、天子羞用二百二十品一と云へり。又公食（一作レ卿）大夫禮燕禮、皆以て可レ考。世俗の學者此わきまへを不レ知して、しきりに儉約を事とし、つひに利害に陷りて、財寶を山の如くつむに至れり。

八政—一には食、二には貨、三には祀、四には司空、五には司徒、六には司寇、七には賓、八には師

辰未—辰は今の午前八時、未は午後二時

也。木は水の養を以て長じ、金は土の養に因て生ず。人は萬物の靈なるを以て、五行の養をともに全く得て、而して其天年を全す。一日も飲食かくる時は、この生損ず。是人の飲食を以て要とするゆゑんなり。子貢問レ政。子曰、足レ食足レ兵民信レ之といへり。洪範の八政に、第一に食を以てす。各其本とする所あればなり。而ば飲は水に付、食は五穀によれり。渇し饑て水を求め食をなさんには、飲食節を過す。常に飽滿して飲食をなさんも、又節をこゆることあり。故に聖人初めて飲食を節ならしめて、人の天年を終へしむるに至る也。是天地生物必ず飲食あるのゆゑん也。其節如何してか計らんとならば、唯至つて饑渇せざるを以て節とすべし。今推して是を論ずるに、人の飲食過不及なき時は、食は三時を以て一回とす。飲は其半にして一回す。云心は、朝に起て辰の刻に食し飲し、而して三時を隔、未の刻に又飲食す。是朝夕の飲食其節に中る也。天地の變皆三數にあたれり。人の腹中又三時にして其飲食を消す。飲は其半にして一回すべき也。古人此制を詳にして、初めて朝夕の食を定めて、饑渇を養はしむ。是不レ得レ已の天節なり。是

五聲に屬す佩玉の事は後章器物の用の所を参照すべし

進則揖之、退則揚之、然後玉鏘鳴也、故君子在車則聞鸞和之聲、行則鳴佩玉、是以、非辟之心無自入也といへり。是は立にも居にも行歩せしむるにも、左右の玉の音の響を合せて聊おこたらず、肆ならしめざらんための制也。若し動靜禮に違ふときは、佩玉の音其響不和。腰に佩玉あるは、容貌威儀をたゞし、德をこれに可比用也。車には鸞和の鈴を付て其響を和せしめて、御者の禮をたゞし、內の怠を戒しめ、其心を靜ならしむ。すべて左右佩ものを以て、自其威儀の正しからんことを欲す。是君子の日用也。如此に容貌をとゝのへて、而して後に威儀の則明なるべし。大丈夫の身をとゝのふること如此につゝしみて、初めて君子の道に可入也。動靜所を失ひ、威儀こゝに紛亂するときは、自然に內の志放埒にして、其德正しからず。容貌の威儀悉く內の德にかゝる。其の重きこと可知也。

○節飲食之用

師嘗て曰、凡そ天地の間の生物飲食せざるときは身を養ふこと不能、是五行相生の說

徴角宮羽―

間可レ付レ心の用也。程明道作レ字甚敬。嘗謂レ人曰、非レ欲二字好一、卽此是學といへり。手足の用皆威儀の所レ具にして、是をゆるがせに仕るときは、放心の本也。かりそめの手ずさみといへども、傾曲して不レ正には、其内の所レ養可レ知。故に字書を習はすにも、放心を以て戒とす。張思叔が座右の銘に、字畫必楷正と云へり。況や讀書の泆漫なるべからず。其讀所の威儀放埓にして、或は枕を高して書をひらき、或は寢臥してこれを讀ときは、心こゝに不レ正を以て、內に記識する所あらず。ことに古今の聖賢天子高貴の人の行跡名氏その內にのれり。聊これをゆるがせにせん事は、大丈夫の意ならんや。顏氏家訓に、人の書籍を借ては、愛護をつゝしむ、是士大夫百行の一也といへり。有二狼藉几案一、分二散部帙一、多爲二童幼婢妾一所二點汙一、風雨蟲鼠所二毀傷一、實爲レ累レ德と論ず。是可レ愼の故也。分數は度量の用也。天地人物此數を不レ出、つゝしみて詳に考へ、今日の營を正しからしむべし。分數不レ明ば、過不及あつて皆たがふべし。次に佩玉の事、禮記に曰、古之君子必佩レ玉、右徴角、左宮羽、(玉聲所レ中也) 趨以二采薺一、行以二肆夏一、周旋中レ規、折旋中レ矩、

時義―時と場合とを考へ合せ義によりて取捨せよと也

り。曲禮を詳に考へ、本朝古今の制を具にして、時義を以て用捨して、其宜きに可レ叶也。犬馬金玉刀劍酒食、各曲禮に其法を出して、今日これを用ひがたきが故に、こゝに不レ書也。樂は本朝又八音の樂ありといへども、其制不レ詳。近來猿樂を翫んで武家の樂とす。其事甚捷徑にして、其所レ歌虛妄異端の說多く、其所レ舞異樣過奢にして、非レ所レ實。其所レ操唯笛鼓を以てして、わづかに竹革の音あり。尤古樂と不レ可二同レ年語一といへども、世俗これを以て習はしとす。下として變易すべからず。其歌曲の間又有二實事一の猿樂は、郢曲淫聲の及ぶ處に非ず。故に以レ之爲二伎樂一も亦たれり。射御の制は、儀禮に射義の法を詳にす。御法は絕て不レ見。本朝射御の制尤詳也。具に習練して其禮を糾明し、君子の道に可レ至。射義に曰、射者進退周旋必中レ禮、內志正、外體直、然後持二弓矢一審固、持二弓矢一審固、然後可二以言一レ中、此可三以觀二德行一矣と出せり。弓馬は大丈夫の業とする處也。少らくも暇あらんには、平生手習足習うて、聊も不レ可レ怠也。而して弓馬についての禮さまぐ品多し。詳に可レ究レ理也。字畫を習、文字讀書の事、是閑暇の

處より到ると信ぜしなり

揖讓—坐作進退の間に禮義を正しくする事

べし。不ㇾ然ときは、情欲にまかせて必ず放逸懶惰におち入、夙に興るの禮やみ、夜に寐るの法すたれて、夜を以て晝とし、晝を以て夜とす。政事こゝに廢し、身體の養こゝに失す。尤も可ㇾ愼也。次に游藝の事あり。云心は、禮樂射御書數、すべて文武の藝、或は身體の進退揖讓を習はしめ、或は手足の自由をかなへ、或は耳目の見聞を正し、或は音聲の所ㇾ出を節にす。是内の思を正しくして威儀をとゝのへ、大丈夫君父につかへ、身を奉ずるの理をつくせり。されば弓馬の家に生れて、其身既に大丈夫の志あらんには、禮を以て進退を節し、樂を以て其用を和順ならしめ、射御を以て士のつとめとす。是各今日日用のわざにして、其用法常につゝしみ習うて、其容貌を練るべし。書は必ず物を書までを云にあらず。讀書して文字を讀覺え、古今の事をしる、是書也。數は天地の數、事物の多少をはかる也。數を詳にせざれば度量を不ㇾ知。此皆容貌の動にして、威儀のよる處也。されば禮を云ときは、吉凶軍賓嘉に付て各其禮容あり。飲食の禮あり、衣服の禮あり、家宅の禮あり。すべて遺問贈答の禮、其器物の取あつかひ、身の進退言の品あ

するに腰帶より下らざるを謂ふ也

時なふ―時を失はざる也

東方生氣―東は太陽の出づる所、生々の氣此

して、或はこれがために身傾側し、或は捧持のものに足あたる。是甚無禮の至なり。大丈夫戰場にのぞんで、劍戟を持し弓矢を携ふ。皆捧持の形に非ずや。尤可レ愼也。次に起臥之容あり。云心は、人平生の用、つとにおきて夜に寐るを以て節とす。內則曰、子事二父母一、鷄初鳴、起とあり。是夙興の禮也。案ずるにつとに起るの節、唯夜明にして、燈を消して人面こゝに明に、用事可レ辨のときを以て節とす。是公私皆興て用こゝに可レ足の時也。出仕してこの節によろしからしめんとならば、鷄初て鳴の比より用意せしめずしては、此時に宜しかるべからず。故に古來夙に起るの節、各鷄初鳴の時を以てす。夜に寐るの制、大凡天既に暗くして用事辨じがたき時、外の事を止めて內に入るべし。而して從者下人を安居せしめ、我又四支を伸舒し、氣をゆるやかにして、屈伸を時なふべし。是夙興夜寐の制也。玉藻曰、寐恒東首すといへり。東方は生氣の方なれば、是を以て首とする也。曲禮曰、寐毋レ伏。論語、寢不レ尸といへり。是皆寢臥の形に怠慢のすがたを不レ見也。起臥は四支百體屈伸也。天地に時なひ、今日の事物交接、勞逸に從て其節を守る

帷薄—帷幕に同じ

奉者云々—器物を捧持するに胸部より下らず、又提起

軀一、觀二聖人微服過一宋可レ見と注せり。而趨走の容あり。是行ふことの速にしてはしりはしるの禮也。玉藻曰、疾趨則欲レ發、而手足勿レ移、（不二邪低搖動一也、）端行、（疾趨也）頤霤如レ矢。（頭直而臨レ前、頤如二屋霤之垂一也）曲禮曰、帷薄之外不レ趨、（帷幔薄簾不レ見二尊者一、行自由不レ容）堂上不レ趨、城上不レ趨、（迫狹也）執レ玉不レ趨。（志重レ玉也）といへり。容經に曰、趨以二微磬之容一、飄然翼然、肩狀若レ流、足如二射箭一、趨容也　旋二以微磬之容一、其始動也、穆如二驚倏一、其固復也、旄如レ濯レ絲、跸旋之容也といへり。是各趨走の禮なり。異朝には尊貴の前には速に通りて不レ止を禮とす。故に趨の禮容あり。すべて急用あらんには、趨り走るを以て禮とす。然れども或は人を驚かしめ、或は物に失あらんには、必ず趨る事を不レ用。曲禮曰、入レ國不レ馳と云へるの心なり。次に捧持の容あり。曲禮曰、授レ立不レ跪、授レ坐不レ立、凡奉者當レ心、提者當レ帶といへり。少儀曰、執レ虛如レ執レ盈。惣じて手に持つ所のもの、笏扇子の類と云ども、更に傾曲すべからず。況や君父に奉る所の文書器物、聊か腰より下へさぐべからざる也。手の形傾側するときは、所二捧持一不レ正

出門云々—論語顏淵篇に出づ、接物持敬の心なり
子游—孔門十哲の一人、姓は言名は偃
高柴—亦孔門七十二弟子の一人

ず。暗きときは聲を以て人をさけしむ。家宅に至らんにも、先づ人を發して案内をしらしめて可ㇾ歸。俄に往來するときは、內外必ず不ㇾ調の失あり。是各道路往來の容也。唯恭敬を存し其用法を詳にして、具に其制を定むべし。不ㇾ然ときは、必ず非常の變あらんには、威儀こゝに失して、大丈夫のまことを可ㇾ失。出ㇾ門如ㇾ見二大賓一と云、出ㇾ門如ㇾ見ㇾ敵と云。各是敬を存してみだりなる不ㇾ可の戒也。子游爲二武城宰一。子曰、女得ㇾ人焉爾乎。曰、有二澹臺滅明者一、行不ㇾ由ㇾ徑、非二公事一未三嘗至二於偃之室一也。高柴自ㇾ見二孔子一、足不ㇾ履ㇾ影、啓蟄不ㇾ殺、方長不ㇾ折。衞輒之難、出而門閉。或曰、此有ㇾ徑。子羔曰、吾聞ㇾ之、君子不ㇾ徑。曰此有ㇾ竇。子羔曰、吾聞ㇾ之、君子不ㇾ竇。有ㇾ間使者至、門啓而出と也。是皆聖門の學、其動容をしるせる也。但行不ㇾ由ㇾ徑、不ㇾ徑不ㇾ竇と云は、聖人の戒にあらず。唯滅明子羔が得たる處の正しき也。聖人は徑より行く事もあり、竇より出る事もあるべし。舜の井を掘てひそかにぬけあなを致し、孔子の微服して、宋を過ぎ給ふを以て可ㇾ考也。故に朱子曰、不ㇾ徑不ㇾ竇、無事時可。若有二寇盜患難一、如何守ㇾ此以殘二其

捷徑を不レ求―論語雍也篇に澹臺滅明といふ者あり行くに徑に由らず云々

だらず、敬を存すべし。たとへ急事ありと云て、あわててものせんは、大丈夫の心にあらず。少儀曰、入レ虚如レ有レ人と云へる心、不レ可レ忘也。但君父の間に事あらんには、足不レ踏二實地一の思入あるべし。道路の歩行は恒に非常を戒しめ、供奉の行列を糾して、身の備を全くし、往來の路をあけて、路人に暴惡を不レ施、道を讓りて不二廣行一、小徑捷徑を不レ求、前後の供奉のものを戒め、往來の人を不レ妨、或は推倒し、或は不レ避レ路、商賈の物を狼籍せしむべからず。雨雪曉暮尤遠く候て、速に道をさけしむ。道路泥土にして道あしきときは、我是によつて彼をしてよき所をとほし、暫く待て彼を行しめて我可レ行。若下人無禮にして路人に事あらんには、主人速に來つて謹で禮謝を述ぶべし。不レ知體にて通り過ぐべからず。人の所に至らんには、門前の傍より下馬して、容貌をかいつくろひ、案内を窺ふべし。從者にあらかじめ戒めて、漫に往來し、門前に坐し、高談笑語あらしむべからず。饑渇に因て押して人家に入て湯水を飲、店屋に入て酒食をなす事、甚戒しめて其制を可レ定。夜陰に往來せんには、燈を前後にして路人をさけしめ、非常を禁

韶濩—韶は舜の樂の名護も亦樂名也

闔而勿遂—戸を半閉ぢて少し開け置くべしと也

り。座席堂上の行步あり。朝廷燕居その節あり。道路の行步其容あり。玉藻曰。步中武象、(佩玉之聲緩、則武象)趨中韶護、(速則中之)凡行容惕々、(直疾貌)廟中齊々、(嚴正)朝廷濟々翔々、(有威儀也)堂上接武、(毎移足、半躡之中、人之迹尺二寸)堂下布武、(不躡足也)室中不翔。(張拱曰翔)容經曰、行以微磬之容、臂不搖掉、肩不上下、身似不則、從然而往、行容也といへり。然れば立て座席を歩むには、必ず前を具に見て、人物を不可蹈瀆。故に足を重くして席を不可離。人の不在處にゆくとも、聲をいだして、内に人あらばこれを知らしむべし、密に行くべからず。禮曰、將上堂、聲必揚、戸外有二屨、言聞則入、言不聞則不入、將入戸、視必下、入戸奉扃、(關木也、兩手當心、如奉扃也、云々)視瞻毋回。戸開亦開、戸闔亦闔、有後入者、闔而勿遂。毋踐屨、毋踖席、摳衣趨隅、必愼唯諾とあり。我このむ事ありと云うて、火急に不行もの也。心にかなはざると云て、急に不可去。是少儀所出、毋拔來、毋報往と云の心也。(朱子曰、拔報皆疾也)しかるときは、常に行步をつゝしみ、其容をみ

如齊―祭らんとして先づ齋戒して心が齋一にするが如く謹愼する也

といへり。燕居は是居處のしづかなる也。又曰、君子之居、恒當戸と云は、明に向ふの事也。次に立容あり。是容貌の既に動く也。玉藻に曰、立容辨卑毋諂、(自貶卑謂磬折、謂傾身以下)頭頸必中山立、(不動搖也)時行といへり。容經に曰、頤正視、平肩正背、臂如抱鼓、足間二寸、端面攝纓、端股整足、體不搖肘曰經立、因以微磬曰共立、因以磬折曰肅立、因以垂佩曰卑立、立容也と出せり。曲禮曰、立如齊。又曰、立容德とあり。是立の禮を不違の容也。然れば坐を立んと欲せば、手足をくつろげ、前後左右を顧み、其所立の節を考へて爰に立べし。立ざる前に立べきの心得をなす、これ立の威儀也。思にまかせ氣に從て立ときは、或は立んとして手足痿痺、或は傾倒して左右に無禮をなし、立といへども其禮容不正也。立て其容不正ときは、久しく居がたし。物を捧げ持て必ず傾曲す。立ものは行走るべし。立こと不端は、行歩不正べし。是立の容を正しくするの謂也。進退周旋、先づ立容をあらため、腰をすゑ、元氣を張り、臍を固くし、肩を平にし、背を正しからしむ。是皆立の容也。次に行歩の容あ

うつぶしに伏する事

管寧—字は幼安漢の朱虚の人、漢末亂を遼東に避く

燕居吉凶軍賓嘉ともに、皆坐するの法ありぬべし。尤五倫の交り、其貴敬の坐、平敵の坐、心易き時の坐、各其心得あるべし。大丈夫居處常に變を不レ忘して、而して恭敬の心を存すべし。燕居閑暇にして無事なりと云とも、聊忽にし怠りて、禮を不レ可レ亂也。しかれば坐しては立ことを思ひ、閑にしては動くの利を思ふ。是君子のつとめなり。曲禮に、竝坐不レ横レ肱と云へり。是人と竝で坐するの法也。與レ人同處、不レ可三自擇二便利一と云は、夏はすゞしからん處を擇み、冬は暖かならん處を擇み、すべて我に利するの坐を不レ可レ好の制也。漢の管寧、一の木榻に坐して五十餘年、つひに未三箕股一、其榻上當レ膝處皆穿たりと云へり。宋の程明道、終日端坐如二泥塑人一と云、各獨坐して其形を不レ亂、其平處を養のいひ也。無事にしては靜坐して其氣象を養立て、敖惰の形を不レ見、人と接しては、坐爰に恭敬して、和氣を以てす、是大丈夫の坐法也。坐して箕のひろがるが如く、手足の容を不レ收、怠慢のすがたあらはれ、坐するかとすれば則立、立ときは又坐して躁妄ならんには、心こゝに一定不レ爲也、豈大丈夫の道ならんや。玉藻曰、燕居告溫々

氣容肅。（似不息也）容經曰、妄咳唾疾言嗟、氣不順皆禁也といへり。屛氣似不息者と云は、夫子の至尊に近づき給ふの辭氣也。下氣怡聲と云は、孝子の父につかふるの禮容也。樂記曰、樂者音之所由生也、其本在人心之感於物也、是故其哀心感者、其聲噍以殺、其樂心感者、其聲嘽以緩、其喜心感者其聲發以散、其怒心感者其聲粗以厲、其敬心感者其聲直以廉、其愛心感者、其聲和以柔、六者非性也、感於物而後動とあり。樂に出る處の音聲も、物に感じて其辭氣を發する處也。こゝを以てみれば、辭氣のあらはるゝ、尤可愼也。呂榮公曰、氣象者辭令容止輕重疾徐足以見之矣といへり。是各辭氣を所重也。而て容貌の品大槩こゝに所記也。容貌之動あり、動各有禮。所謂非禮勿動とは此心なるべし。而て動かすの法、平生居處の節あり。是坐するの法也。容經曰、坐以經立之容、肘不差而足不跌、視平衡曰經坐、微俯視尊者之膝曰共坐、仰首視不出尋常之內曰肅坐、廢首低肘曰卑坐、坐容也といへり。曲禮曰、坐毋箕、坐如尸と云は、坐の法なり。居不容と云は、孔子の事をのべたり。こゝを以て云ときは、朝廷

呂榮公—呂希哲也、宋の人字は源明、滎陽公に封ぜらる

箕尸—箕は踞坐の如くする事尸は

色斯擧―論語鄕黨篇末章

色勵云々―論語に見ゆ、厲は威嚴なり、荏は柔弱なり

君子云々―大學に出づ

諭然思以和、軍旅之志、怫然慍然精以厲、喪紀之志、漻然邀然憂以湫、四志形中、四色發外、維如志色之經、少儀曰、優游喜樂者、鐘鼓之色、愀然清靜者、縗絰之色、勃然充滿者、兵革之色。臨喪則必有哀色、介胄則有不可犯之色、故君子戒愼不失色於人と出たり。又玉藻に、玉色ありと云へるは、すべて人の顔色和順なる事を論じたる也。君召使擯、色勃如、過位色勃如、出降一等、逞顔色、怡々如也と云は、孔子の君命を敬するの色也。色斯擧矣、翔而後集と云は、君子の見幾而作つ事をいへり。色勵而内荏、譬諸小人、其猶穿窬之盜と、孔子の宣ふは、内外の相違するを云也。曾子曰、正顔色斯近信とあり。各顔色をつゝしむゆゑん也。但内その志を不改して、巧言令色するの小人あり。色荏の姦人あつて、色を以て君子の形をなすあり。是甚佞姦邪欲のものの致す處にして、しばらく人を僞るにたれりといへども、つひには其あやまり發見すべし。況や君子の小人をみる事は、肺肝を如見なれば、かくさんとするに無由。不善を揜ふにかくるゝ處あるべからず。而して辭氣は言語氣息のあらはるゝ處なり。玉藻曰、

手を拱て―手をこまぬく事

用所のたる―使用するに足る樣に準備する也

五臟―心肝肺脾腎

て、速に立て其の用をなさんがため也。手の容は恭しくして、手を高貴の人にあらはしみせしめず。古來禮服各手をかくすまで長からしめ、手を拱て外に不㆑出。今其禮あらずと云ども、君父の前に進まんには手を不㆑出。或は衣の下にをさめ、或は相拱してみだりに不㆑動。君父の前に侍るとき猶然り。手を以て席につき、拜するの貌をなし、手を不㆑可㆓動搖㆒也。而して軍旅の變に臨むときは、衣服を短くして劍戟を握る事を利し、手を席につかず、衣服の下にかくさず、速に手の用所のたるを以て其貌とす。是手足の禮各其事物時處に因て相變るの禮たり。容經曰、跪以㆓微磬之容㆒、揄㆑右而下、進㆑左而起、手有㆓抑揚㆒、各尊㆓其紀㆒、跪容也。拜以㆓磬折之容㆒、吉事尚㆑左、凶事上㆑右、隨㆑前以舉、項衡以下、寧速無㆑遲、背項之狀、如㆓屋之玄㆒、拜容也。次に顏色辭氣の用は、志に從て其顏色あらはれ、辭氣たがふものなれば、志を正しくするを以て敎とす。容貌は各内の思によるといへども、中にも顏色は五臟の發見する處、辭氣は血氣の動靜による事なれば、是を正しうする事志にありぬべし。容經曰、志有㆓四興㆒、朝廷之志、淵然淸以嚴、祭祀之志、

乃頭至手也、頓首者、是空首之時、引頭至地、少時卽擧也。疏曰、頓首拜頭叩地也、至地卽擧、故以叩地爲別、謂若以首叩物也、稽首者、稽是稽留之義、頭至地多時方擧也、稽首拜中最重、臣拜君之拜、若頓首則平敵自相拜之拜也、若空首者、君答臣下之拜也、其有敬事則亦稽首也、肅拜於拜中最輕、唯軍中有之、婦人亦以肅拜爲正、肅拜者、但俯下手也、餘五拜、附此四種云々。是皆禮の品々にして、其頭頸の高下に因て、禮の上下を定むるの故也。故に面の貌をつゝしむ也。玉藻に曰、頭容直と云へるは是也。次に手足の容あり。禮曰、足容重、手容恭といへり。云心は、足を擧ぐる事高きときは、必地席を蹈に其音あり。況や高く擧げては、物をふみけつまづくの失あり。各足を用ふる事の輕く忽なるに因れり。爰を以て足の容は遲く靜ならん事を欲する也。故に君父尊貴の前にしては、近くは膝行して足を不用、遠き時は行步皆安靜にして、足席を不離を禮とす。尊貴に足をみせしめず、危坐して足を後にす。是朝廷幷に高貴に相接するの禮なり。軍旅においてはひざまづかず、不拜。是足を自由にし

澈櫛云々ー澈は口すゝぐ也、櫛は櫛けづる也、內則を參看すべし
九操ー操は拜に同じ、九拜の儀周禮に見ゆ

恭以遜、修レ己以待レ人、不レ召不レ至、不レ問不レ言、難レ進易レ退、在レ軍抗而出、在レ行遂而果、介者不レ拜、兵車不レ式、城上不レ趨、危事不レ齒、禮與法表裏也、文與武左右也と云へるは、軍旅の容を論ずる也。而して五倫の交はる處、皆以て其禮容あり。然れども容貌は正うして恭に不レ如。曾子曰、動二容貌一斯遠二暴慢一と云は、此心なるべし。樂記曰、惰慢邪辟之氣、不レ設二於身體一。是又容貌の正しきを云へる也。凡そ容貌一身を舉て論ず。此間頭頸手足顏色辭氣の差別あり。頭頸は頭の貌を正しからしむるの謂也。頭に付て髮あり鬚あり。頭に上下あり。澈櫛縦笄總拂髦と云へるは、是頭頸の用也。玉藻に、頭頸必中と云へるは、立ときの法也。然れば容貌先其面を直にして其容を傾むくべからざる也。目の見る所、耳のきく所、口の云處、皆頭頸の正しきによるべし。故に九操（音拜也）を云時に、一日稽首、二日頓首、三日空首、四日振動、五日吉操、六日凶操、七日奇操、八日褒操、九日肅操と云。皆頭の高下を以て拜禮の尊卑を云へる也。九拜之中四種、是正拜。一日稽首、二日頓首、三日空首、四日肅操。空首者、先以二兩手一拱至レ地、

燕居—安居する也

玉藻—禮記の篇名

孔叢子—七卷あり作者不詳、孔子以下の言行を集めたり

司馬法—七書の一、司馬穰苴の兵法を蒐めたる書

にあり。子之燕居するとき申々如也夭々如也と云は、此心なるべし。申々は其容舒也。夭々は其色愉也と注せり。而して喪祭の容、冠昏の容、賓客の容あり。各其事を詳にして其品に應ずべし。唯敬以て其容をたゞしくするに在る耳也。玉藻曰、凡祭、容貌顏色、如見所祭者、喪容纍々、（瘦瘠也）色容顛々、（憂思貌）視容瞿々梅々、（驚遽徵々貌）言容繭々、（聲色、徵也）少儀曰、吉事尚尊、喪事尚親、賓客主恭といへり。況や冠禮昏禮各其禮容あつて、儀禮に詳なることを示す。これを考へて、其時宜を委しくして容貌をならはすべし。次に軍旅の容あり。玉藻曰、戎容暨々、（果毅貌）言容詻々、（教令嚴）色容厲肅、（義形貌）視容淸明也。（察事也）孔叢子曰、將居軍中之禮、介冑在身、執銳在列、雖君父不拜。若不幸軍敗、則實騎赴告、不載櫜韔、（櫜韜也、韔弓衣）天子素服、哭于庫門之外。少儀曰、乘兵車、出先刃、入後刃、軍尙左、（左陽、陽主生）卒尙右。（右陰也、陰主殺、卒之行伍尙右）司馬法曰、古者國容不入軍、軍容不入國、軍容入國則民德廢、國容入軍、則民德弱、故在國、言文語溫、在朝

單襄公—單は春秋時代の小國也

蹜踖云々—亦論語鄕黨篇に出でたり

り。是外の容貌、其あらはるゝ處、各内の思を主とするを以て、内の思を其事物に因て糾明して、正しからしむる時は、容貌こゝに相叶ふべき也。單襄公曰、君子目以定ㇾ體、足以從ㇾ之、是以觀ニ其容一而知ニ其心一と也。容をはなれて心の置くべき處あらざれば也。而して容貌各其時をはかり、其處により、其事物において相變ず。賈誼が容經に、容有ニ四起一、朝廷之容、師々然、翼々然、整以敬、祭祀之容、遂々然、粥々然、敬以婉、軍旅之容、湢然、肅然、固以猛、喪紀之容、怮然、懾然、若ㇾ不ㇾ還といへり。是古來容貌を詳にするの謂なり。案ずるに容貌に朝廷の容あり。朝廷出仕の容は、恒に敬して心に居所を不ㇾ忘、進退周還ともに心やすからず、唯うやうやしく敬で威儀を不ㇾ失を以てす。孔子の容色をうつして、君在蹜踖如也、(恭敬不ㇾ寧之貌)與々如也、(威儀中適之貌)といへるが如き、是朝廷の容也。(詳出ニ臣禮篇一)燕居の容あり。云心は外家に不ㇾ出して私に居するときは、容貌をゆるやかにして、閑暇無事の時に其氣を可ㇾ養。然れども怠慢無禮の形をなしなん事は、尤も君子の道に非ず。唯顔色をのびやかに、和順ならしむる

張思叔—宋の人、其座右銘は小學に出づ

りに口をてらふは、君子の甚にくむ處にして、無用の辯と可謂也。小人は云ほどの言皆取まはして、己れが身を利するになれり。言語の非禮これより甚しきは非ず。尤可愼也。張思叔が座右の銘に、凡そ語は必忠信といへり。まことに常に戒しめ守るべき事也。而して忠信は、忠は爲人に謀てまことを盡すの心也、信は僞りを不致、正しく詳なるのいひ也。是言語の所因なれば、人々可愼戒也。

○愼容貌之動

師嘗曰、容貌は天命の性心を入るゝ處の器地、内の思ひ不正ときは、容貌こゝに傾て、其表外にいちじるし。容貌をたゞさんとならば、内に思ふ所を可糾明也。思内にあつて色表にあらはれ、内外表裏本末一貫の天然なれば、更に差別を不可存也。古の君子容貌をつゝしみて、威儀の則りをつまびらかにすること、尤可案。禮曰、君子之容遲舒といへり。遲舒はいそがはしからず、閑におもむろなるの謂也。少儀曰、賓客主恭、祭祀主敬、喪事主哀、會同主詡、(言語敏大而有勇也)軍旅思險、隱情以虞といへ

三愆云々—論語季氏篇に出でたり

利方—利益

いへども、不レ可レ云の地あり。その所あしきときは云て皆害あり。故に朝廷私居に因て其言相たがふは、是所を云へり。而して其人によつて云べき事、不レ可レ語のわざあり。君父の前にすゝんで仁義を説くが如し。五倫の交りを考へ、是に從て其言語を可レ戒也。孔子曰、侍二君子一有二三愆一、言未レ及レ之而言、謂二之躁一、言及レ之而不レ言、謂二之隱一、未レ見二顏色一而言、謂二之瞽一。すべて可レ戒の言語は、男女之色、利害之沙汰、過奢驕慢の器物、幷に遊興佚樂のねがひ、各不レ可レ談。理において云ば、性心虛無の淸談、自讚高慢の談を不レ可レ爲。言は卑劣の言、懦弱悠艶の言を用ふべからず。是皆其可レ戒の言語也。次に言語の用あり。孔子曰、言思レ忠。又曰、言必忠信ありと也。禮曰、與レ衆言言二忠信慈祥一、與二幼者一言言二孝弟于父兄一、與二居官者一言言二忠信一と出せり。すべて人と語るには、人のために可レ成のわざを以てすべし。人を益するの道也。己れが利方になる如く言ん事は、君子の道に非ず。己を利して人のためを不レ謀は、皆小人のわざ也。曾子曰、爲レ人謀而不レ忠乎と云は、この心なり。終日談論して言をつひやすとも、己れが利口を立て、頻

泥著―一所に拘泥して變通を知らざるをいふ

それとは―それ人は、の誤歟

むかひ―先方

しむべきの時也。靜に爲しゆるやかに可レ致の事にあらず。こゝを以て變に處しては變を以てすべし。是常變各理にあたるの時也。一樣に存じ一理を守て、臨機應變を不レ盡時は、皆泥著するのみ也。こゝを以て案ずるに、言語は內の發見する處なれば、聊以てゆるがせにせば、威儀則ち亂れつべし。君子非禮の言をつゝしむ事一尤可二翫味一也。唯淫亂非義を云を以て非禮と云にあらず、口を開て節に不レ中ときは、則ち非禮也。言を出して時宜に不レ合は、是則ち非禮也。非禮勿レ言の戒は甚大也と可レ知。次に言語之戒あり。是は君父臣子の間、兄弟夫婦朋友の內、常に相言語するに、戒しめ守るべきの事なり。それとは時をはかるべし。云心は、言て宜き時節をはかり、物語可レ仕時を知る事也。たとへば理のつまれる事にても、其云出して可レ然處を不レ考して云ば、其事不レ可レ如レ理也。四時朝晝暮、其所にて云出して能き時分、我年齡むかひの年比各考へしるは、是時をはかる也。食不レ語寢不レ言と云へるは時の戒也。率爾として云は時を失也。恒言不レ稱レ老は子の父母の年老を懼るべきの戒也。而して云以二其處一と云へり。云心は、云て可レ成の事と

疾言―急遽言を發する也

奈何去宗廟也、士曰奈何去墳墓也。論語曰、邦君之妻、君稱之曰夫人、夫人自稱曰小童、邦人稱之曰君夫人、稱諸異邦曰寡小君、異邦人稱之亦曰君夫人といへり。凡そ如此の詞、其品一樣にあらず。唯詳に究明するにありぬべし。君父臣子の言こゝに正しき時は、兄弟夫婦朋友の言皆順なるべし。自我父兄を云ときは、君に比して是を尊敬し、人に對して云ときは、謙て是愚父愚兄と云ふ。父兄の子弟を稱するも皆同じ。唯毋不敬と云の心を本として、其他を考へ其時をはかり、相對するの人物事宜を以て輕重せしむべし。況や男女の詞、其禮を以てせざれば、男にして女の詞をまなび、女にして男の詞をなす、各不得其處也。故に男は不言內、女は不言外の戒を守るべし。言と云へども、思より出でざる事なし。尤可愼也。

次に平生の言あり、處變の言あり。云心は、無事安全の時に、疾言あわてて云ときは、必ず人を驚す。我に疾言あわてて云處あるは、內輕忽にして詳に不盡のゆゑなり。非常の變あつて、天災地災人災おこるの時は、疾言して人をおどろかし、速に言ひ早くはから

さかしら―賢人ぶる也

君命を承るには、謹で其應諾を詳にし、必ず己れが知を先だてず、能く君父の詞を聞届、其志を委くして、而して後に其事を可と爲也。君父の命をおろそかにして、唯己れが意見を先に致すときは、皆自のさかしらにして、忠孝の思入に非ず。曲禮曰、父召無諾、先生召無諾、唯而起。又曰、凡爲君使者、已受命、君言不宿於家、君言至、則主人出、拜君言之辱。士相見禮曰、與君言、言使臣、與大人言、言事君。曲禮曰、儗人、（儗比也）必於其倫、問天子之年、對曰、聞之、始服衣、若干尺矣。問國君之年、長曰能從宗廟社稷之事矣、幼曰未能從宗廟社稷之事也。問大夫之子、長曰能御矣、幼曰未能御也。問士之子、長曰能典謁矣、幼曰未能典謁。問庶人之子、長曰能負薪矣、幼曰未能負薪矣。君使士射、不能則辭以疾、言曰、某有負薪之憂。問國君之富、數地以對山澤之所出。問大夫之富、曰有宰、（邑士也）食力、（謂民之賦税）祭器衣服不假。問士之富、以車數（上士三命、賜車馬、中士乘棧、車無副車）對。問庶人之富、數畜以對。國君去其國、止之曰奈何去社稷也。大夫曰

不中―不德にして敢て當らざるを謂ふ也

レ客入者、每レ門讓レ於レ客といへるが如し。賓客招請の時は、前に應ニ招請一の禮詞あり。後に謝ニ來遊一禮詞あり。賓至るときは、主迎へて禮詞を述べ、互に辭し互に讓る。賓退くときは、主送て是を謝す。賓又招請の辱きを謝するに、前後の禮あり。送迎に禮あり。饗應のさかんなるを謝し、飲食の美を感じ、家宅庭前山水樹木を言立て、禮のさかんなるに不レ中を謝し、其志を感ず。是客賓主の位をはかり、其時をつもりて、或自謝し、或は使价を以てし、或は文書を發す。而して禮讓の輕重あり。次に軍旅の言あり。賈誼が容經に、屏氣折レ聲軍旅之言也と云へり。軍旅は武の用なれば、平生の言に不レ准して、敗北の言を不レ云、懦弱の言を不レ云、各其禮あり。次に君臣父子の言あり。君父の臣子に命ずるには、言を和にして、其詳に聞わきまふべきが如く、具に敎へ明に示すにあり。言寡して理深きときは、臣子是を速に理會仕りがたし。すべて人の上に立なん人は、下の人を視て、愚に暗きと知て、こまやかに敎戒せしめ、而して後に是を用ひ、是を可レ使也。故に言は和順にして、下の情の能く通じやすからんが如くならしむべし。臣子の

申々如—論語郷黨篇

紼—棺を引く時の索

うひかふゞり—成人して始めて冠を加ふる儀式

し。平居の間、一向つゝしみて朝廷の如くならんには、其和かけて道こゝに不レ調。夫子も申々如たり、夭々如たりとかや。しかるときは、平居の言は和順するにあり。次に喪祭の言あり。曲禮に曰く、望レ柩不レ歌、入レ臨不レ翔、(無レ容レ樂)適レ墓不レ歌、執レ紼不レ笑、臨レ祭不レ惰、居レ喪不レ言レ樂、祭事不レ言レ凶と云へる、是喪祭の言也。うれへある所にのぞみては、心に憂を不レ忘を以て、言辭にも喜びの事あるべからざる也。況や其身憂に居ては、猶以て然り。祭は愼まざるときは、唯形斗りにして、或は戯事にひとしく、或は人の見物になるものなり。豈神を祭るの本意ならんや。故に其言尤愼むなり。すべて喪祭に付て、其器物、其言辭、其書文、各其言に禮あり。詳に究二其理一而て己が私を以て論ずべからざる也。次に冠昏の言あり。冠は元服うひかふゞりの禮にして、成人の儀也。昏は二姓のよしみを合す、尤も大義也。故に其言をみだりにせず。詳に尋ね具に問うて、其宜きに可レ從也。冠禮昏禮を委細に心得て、其禮をたゞすときは、則其言明也。次に賓客之言あり。是は賓客往來の時、賓主互に辭讓し、色體するの禮也。凡そ與

弘安—弘仁の誤歟

僭上—下として上を犯す事

は、其さして云べき言にも、其品あるべし。出るを出仕と云、退くを退出と云が如し。是又時代其家によつて言にかはる事多きを、古を以て今を議すべからず。弘安に書禮を定め、其格式を立るといへども、公方家代々に因てしば〳〵變易す。唯時宜を詳にして、其格物を專とするにあるべき也、朝廷に於いて言をつゝしみ、言に品あるべし、言にいひやうあるべしと深く心得るときは、本を推して末をはかり、其事に詳ならん人を尋ねて、而も究理するに在也。平居の言ありと云は、平生私宅に居る時の言あるべし。朝廷の禮を移して私に用ひん事は、其氣僭上にありぬべし。聊も其言を一に不レ可レ仕也。されば家の名所出入の言、侍臣の名、詰番の次第、更に公の言を不レ用。其談論言語公を不レ議、公用を私に不レ語。曲禮曰、公事不二私議一(嫌若姦也)といへり。范益謙座右戒に、不レ言二朝廷利害邊報差除一(邊報邊境之報也、遣レ使曰レ差、授レ官曰レ除)不レ言二州縣官員長短得失一、不レ言二衆人所レ作過惡一、不レ言二仕進官職趨レ時附一レ勢、不レ言二財利多少、厭レ貧求一レ富、不レ言二淫媟戲慢評二論女色一、不レ言レ求二覓人物、干二索酒食一と云へる、平居の戒と云べ

孔子云々―論語鄕黨篇參照

に不レ容髮の事多きを以て、平生に不レ可レ准。是軍旅之言なれば也。次に言語の品、其所、其時、其交接の人物に從て、甚其禮多し。朝廷之言あり、平居之言あり、喪祭之言あり、冠昏の言あり、賓客之言あり、軍旅の言あり、君臣父子兄弟朋友夫婦の言あり、平生の言あり、變に處するの言あり。此品々を詳に不二究明一ときは、言皆違を以て、禮ここにみだれ、威儀大にそむくべし。されば朝廷の言は、君の朝に出仕して、其位に居るの時の言なるを以て、敬で其言不レ出レ位、私の物語なく、私の用を不二相通一、下レ氣和レ聲、詳に老者の言を聞て、可レ云の節あらば、明に辨じて諫ふ事なからしむ。孔子在二宗廟朝廷一、便々言、唯謹爾、(便々辨也)朝與二下大夫一言、侃々如也、(剛直也)與二上大夫一言、誾誾如也。(和悅而諍也)是聖人朝廷において自ら言を愼み、朋友の上下の輩と言の禮、殆んど可レ見也。曲禮曰、在レ朝言レ禮問レ禮、對以レ禮、在レ官言レ官、在レ府言レ府、在レ庫言レ庫、在レ朝言レ朝、(朝君臣謀二政事一之處)朝言不レ及二犬馬一、(非二公議一也)公庭不レ言二婦女一、(非二其時一也)朝廷曰レ退、(近レ君曰レ進、散還曰レ退)是等皆古來の禮言也。而して朝廷に

色退辭讓―遠慮して容易に言を出さぬをいふ

駟馬云々―論語顔淵篇に駟も舌に及ばず

は、事なくして人を驚す。その上辭の詳に說くことの多きは、聲初めより高くしては終に至り難し。禮曰、口容止、聲容靜、氣容肅と云は、如レ此の事なるべし。而して人の問事尋事應諾の節、尤其時宜を詳にして、安定ならしむべし。若其云言、答ふる言に知慮の可レ入儀、評論講談、或は私の用事、或は世上人生のうはさに及ぶときは、必左右に色退辭讓して、不レ得レ已ときは、其言を詳にすべし。己れさかしらして疾言卒爾として答るは、禮讓のかくる處、威儀のとゝのほらざる也。古人言及則揖ニ左右ニ而云と云々。すべて人の云所を詳に不ニ聞屆ニして、我ものがほにうけこたへをいたせば、輕忽の失あるを以て、應諾必違て。不レ知事を知たりと云、不レ覺事を覺えたりと云て、あとには首尾不レ合。一言出ては駟馬も難レ追と云。古へのためしこゝにあり。故に然諾は必重く應ずと云へる事あり。たとへきゝうけ寡き如くに傍より見ゆると云とも、具に其尋を心得て、其返答を詳にすべし。世人皆利口辯舌を貴んで、物ごとに早合點なる事多きを以て、人の云所を半にして答を速にす、尤君子の道に非ず。但し軍戰の地は、間

ぶを謂ふ也

言唯謹耳―言猥りに出すべからざる義也

いて云に易しといへども、言に節を不以ときは、多言饒舌にして更に無益。行その言を践むこと不能を以て、多くは虚言食言に及ぶ。甚可恥也。故に言必有節と云て、此方より云出さんには、時宜を詳に計り、其節を考へて可云。是言唯謹耳、似不能言者と云へる心也。言は行をかへりみ、行は言をかへりみて云出す言の如くに、諸事の行跡をつゝしまんと欲する事、君子大丈夫の所貴なれば、聊節を不違して其言を出し、人の云に應諾をなさんにも、節を詳にして、其時宜の不欠、其言之不違が如く勘辨可仕也。若輕忽にして口にまかせば、多言にして言に失多く、我大に勞役して威儀こゝに不正、人きいて更に益なし。禮記曰、鸚鵡能言、不離飛鳥。猩々能言、不離禽獸。今人而無禮、雖能言、亦不禽獸人心乎と出たり。次に欲言之禮あり。我言んと思ふときは、下氣して氣をおちつけ、輕く疎草ならしめず、卑聲して調子をちがへず、其言を靜におとしつけて云べき也。古人曰、下氣怡聲といへり。曲禮曰、安定辭。と云ふ。皆欲言之禮也。疾言する時は威儀かけて、傍人これをきゝわけず。聲高き時

賈誼—前漢文帝頃の名臣

興戎—言の失によりて戦争にも及

あり。君臣父子五倫の交あり、七情の用あり。各其事物の品々するに因て、しかも其威儀の宜しき所ありぬべし。賈誼が容經曰、視有二四則一。朝廷之視、端流平衡、祭祀之視、視如レ有レ將、軍旅之視、固植虎張、喪紀之視、下流垂綱といへり。宋程正叔、視箴聽箴を作て自これを戒しむ、尤可二併案一也。必竟視聽耳目の用なれば、先耳目の威儀を正し、而して其交接の人物事變に因て、視聽の法をたゞし、理を究め、視聽ともに詳に心符に入れて、親觀察を以て究二其至一。これ視聽の非禮に不レ及して大丈夫の威儀たるべし。

○愼二言語一

師曰、言語は内を通ずるの用也。戯言なれども思より出といへり。言語は内動いて外に發するが故、必ず妄動すれば妄言あり。やゝもすればさわがしく輕忽にして、節をすぎて言を發し、多く語て、或は當座の僞言をなし、或は過言して人をいからしむ。言の箴に、所レ謂、興レ戎出レ好、吉凶榮辱、惟其所レ召、傷レ易則誕、傷レ煩則支とは、この心なるべし。古來の聖賢、各言の出やすくして、行のこれに不レ及ことを戒めたり。凡そ口は開

曲禮樂記―いづれも禮記の篇名

目容端―端は正にして偏らざる也正しく前方を注視するを謂ふ

唯情欲にまかせば、是非禮の視聽也。故に君父の臣子を視、臣子の君父をみる、事物によつて各視るの禮あり。君父は臣子の言をきゝ、臣子として君父の命をきく、すべて聲の可レ聞、各聽くの禮あり。一つも其節にたがへば是禮にあらず。大丈夫の世に立て身を正しくし、萬人ののつとるべき規範たる事、先づ視聽の威儀をつゝしむにあり。曲禮に、毋二側聽一、毋二淫視一。將レ入レ戸、視必下。視瞻毋レ回。凡視上二於面一則敖、下二於帶一則憂。傾則姦といへり。又曰、目容端ともいへり。樂記曰、使下耳目鼻口心知百體、皆繇二順正一以行中其義上と云へる、各耳目の非禮あらしめざらんが爲め也。若し内に怠りあるときは、視レ之不レ視、聞レ之不レ聞にいたり、耳目の形自ら傾側して、非禮の用甚あらはる。彼の毋レ不レ敬の戒を存するときは、聽レ於レ無レ聲、視レ於レ無レ形の戒あり。視思レ明、聽思レ聰の思あり。與二大人一言、始視レ面、中視レ抱、卒視レ面。若父則遊レ目、毋レ上二於面一、毋レ下二於帶一。若不レ言立、則視レ足、坐則視レ膝のつゝしみあり。しかれば事物の用について、視聽の禮ことごとく詳に糾し知るにあるべし。すべて是を云ば、視觀察の三の法

修身―大學の首章に天子より以て庶人に至るまで一に皆身を修むるを以て要と爲すとあり

克己復禮―論語顏淵篇に出づ

まで、詳に究明するを以て、其すがた、人々皆のつとり手本と可ㇾ仕に宜しき、是を儀と云へり。是内に敬を思うて、常に容貌言語を究理するが故に及ㇾ此也。上天子より下庶人に至るまで、一皆身を修むるを本として、身を修むるの要は威儀を詳にするにあり。威儀は毋ㇾ不ㇾ敬にとゞまれり。學者尤可ニ翫味一也。

○愼ニ視聽一

師曰、人の身に四支百骸、其品多しといへども、外をしると内を通ずると、唯兩條に究まれり。耳目鼻の類は、皆外を知るの用あつて、而して内のはたらき能く感じて、外に發するにたれるなり。孔子顏淵に、克ㇾ己復ㇾ禮の條目を告給ふとき、非禮勿ㇾ視、非禮勿ㇾ聽と宣へり。如何なるをか非禮と云べきならば、事物見聞するの形威儀を失て、己れが私にまかする、是を非禮と云へり。彼の邪色をみ、邪聲をきくをのみ非禮といふには非ず。邪色邪聲は外より來るもの、我是を不ㇾ欲と雖も、不ㇾ得ㇾ已して見聞せば、これを非禮の視聽と云べからず。正色正聲は非禮の色聲に非ずと雖も、見聞するに威儀を失て、

瞻視ノ類ヲ と注す。すべて心性は內にして、身體の動靜視聽の物にまじはるは是外也。內外は本一致にして不レ別。外其威儀正しきときは、內其德正し。外にみだるゝ處あれば、內必ず是に應ず。唯外の威儀を詳に究明して、其天則に相かなふが如く守らんには、心術の要自然に明なるべし。威儀は禮の形也。禮は毋レ不レ敬を以て本とす。威儀に志あらん輩、平生毋レ不レ敬の工夫あらんには、道更に遠かるべからざる也。程伊川、甚愛ス表記の君子莊敬日彊、安肆日偸之語ヲ。蓋常人之情、纔放肆スレバ則日就ニ曠蕩一、自檢束スレバ則日就ニ規矩一といへり。是威儀の心也。詩の大雅抑の篇に、敬ニ愼スルハ威儀一、維民之則。又衞の詩曰、威儀棣棣、不レ可レ選也といへり。衞の北宮文子是を釋して、有レ威而可レ畏、謂ニ之威一、有リテレ義而可キレ象、謂ニ之儀一。君有ニ君之威儀一、其臣畏而愛レ之、則而象ル之、故能有ニ其國家一、令聞長ク世ニ、臣有ニ臣之威儀一、其下畏而愛スレ之。故能守ニ其官職一、保レ族宜レ家、順レ是以下皆如レ是。是以上下能相固也といへること、左傳に出たり。威は其容貌より言語に至るまで、かるぐしからず、甚おごそかにして、人以て可レ畏の形也。儀は容貌の物にまじはり、言語の事に及ぶ

師尚父―太公望姓は呂名は尙、武王尙びて義師父の如しとせり

非辟之干―干は犯也、非法邪辟の事自家の心裡を干犯する無し也

そかに不ㇾ仕、常につゝしみおごそかにして、輕忽ならしめず、詳に慮り具に思ふべし。是禮に叶の本也と云へる心也。敬と云は、默して不ㇾ云、形をちゞめて不ㇾ動を云にあらず。事々において疎んぜず輕んぜず、能く其理を究めはかるの謂也。疎にし輕んずるときは、怠り出來て心こゝに放失し、唯情欲にまかするのみ也。師尚父が武王に告げ奉りし丹書の言に曰、敬勝ㇾ怠者吉、怠勝ㇾ敬者滅と云へり。敬と怠とは相敵して、敬あるときは怠滅し、怠ある時は敬滅す。怠滅するときは事物の理明に、威儀こゝに正し。故に吉也。敬滅する時は怠のみになりて、皆輕忽墮落のわざのみなれば、不ㇾ待ㇾ時して滅するに至りぬべし。ことに大丈夫君父につかへ、身を修むるの道、ともに敬せずと云事なかるべし。聊も敬せざれば、數年のつとめ一時に棄て、父祖を恥しめ、君に恥を與ふ。是敬のゆるむ所より起りぬべし。程伊川曰、只整齊嚴肅、則心便一、一則自無二非辟之干一といへり。整齊嚴肅の字は敬の一字を注せり。而していかなるをか整齊嚴肅と云とならば、威儀を正しくして、視聽言動に非禮のはたらきあらざる也。故に如二正二衣冠一尊二

斐然—狂簡斐然章を成すと論語に出でたり、斐然はあやある貌

ときは、何を以て其要を可レ得。身を敬するの術、先威儀の則を正しくするにありぬべし。許文正公曰、威儀正レ于レ外、則敬身之大體得矣といへり。爰に威儀の則、何をか先にせんとならば、身において視聴言動を非禮のために感動せしめざる、是威儀の要と可レ謂也。而して威儀いかんして正しきとならば、曲禮曰、毋レ不レ敬と云、此三字を能く工夫するに可レ有也。凡そ禮は、其本人心の不レ得レ止の處より出生して、事物の上に自然の節あつて、其文章儼然としておかすべからず。斐然としてあやあるべき、是を禮といふ。身上の動靜悉く禮の用たれば、一動一靜一語一默、各禮節あり。禮節の本毋レ不レ敬の三字にきはまれり。其故いかんとなれば、語默動靜の間に詳に思うて、其節にあたらん事を計らば、不レ中と云ふも不レ遠のことわり也。何の思ひはかる處なく、唯當座にまかせて是をいたし、情欲に從て發せしむるを以て、非禮の用多く、威儀こゝに廢しこゝに絕す。事物の間において、常に思を深くし詳に慮らば、各當然の則に近かるべし。是を毋レ不レ敬と敎ふる也。されば毋レ不レ敬、儼若レ思といへり。若レ思と云は、事物の上をおろ

いへども、爰において時々に自省み、己が過を改め、氣質の偏をたゞし、時と處とをはかつて、其事物の用相叶ふべきことわりを了簡し、而して不流不蕩が如く、平生内を省るときは、たゞす事詳なるを以て、己がつとむる事の是非邪正、自然に明白にして、其つかゆる處あらんには、工夫して師によりて其關を通り得るが如く仕るべし。是心術を修するの要也。宋儒専持敬の工夫を立て放心を戒しむ。是則ち自戒め自省みるの心得にちかし。小學の嘉言に所出、宋の張思叔が座右の銘、宋の范益謙が座右の戒と云へるも、自省るの謂也。宋の朱子家訓をつくり、幷に自警るの詩あり。是各自戒めて我あやまりをたゞす也。

不流不蕩—放恣淫蕩せざるを謂ふ

張思叔—名は繹宋の河南の人

范益謙—名は冲宋人なり

詳二威儀一

○毋レ不レ敬

師嘗て曰、格致を明にし、天地の大徳に比し、聖學の源流を正さんとならば、敬せ身ざる

唯す—曾子が成程と心に會得したるをいふ、事論語に見ゆ

家訓—自家の子弟を教戒すべき書

學而云々—論語卷開卷第一の句

○自戒

師曰、大丈夫常に自省て、其氣質のおくれたる處を考へ、我好惡の癖する處をはかつて、自戒めて、其後るゝに鞭うつべき也。曾子は孔門の高弟にして、一貫を唯すといへども、猶日に三省の戒あり。仲由は己が過ちを聞くことを喜ぶ。各自戒むるの謂也。後儒家訓をしるして、其戒めたゞすべき處をしるす。是則自省の謂也。凡天下の事、其なる處堅く、其起る處詳也と云へども、改めたゞさず、省ること不ㇾ明ときは、必ず弊あつて、これを賴むときは失乃ち生ず。是時をへて破るゝ事あり。つひゆる事あり。故に其事物を致し初むるの節、詳に究理してその事物を全からしむと云とも、時を考へ節をつもりて、度々是を省み察して其弊を改め、其時にあはざる事をつくろひ變ぜしむるが如くに不ㇾ仕しては、終りを全くする事不ㇾ可ㇾ有也。孔子曰、學而時習ㇾ之、不二亦說一乎と。時に習と云は、時として不ㇾ習と云事あらざるといへる也。是時々刻々に學べる處をならはし省みるの謂に非ずや。されば心術の要、養氣存心練德全才して、其用たると

顔氏家訓―北齊顔之推の撰者にして二卷あり

行有餘力―論語學而篇に、行つて餘力あれば則ち以て文を學ぶ

異域の風を考ふる事、書によらずしては何を以て得んや。故に博く學文を以て才を逞くするの用とすべき也。顔氏家訓曰、夫所以讀書學問、本欲開心明目利於行也、世人讀書、但能言之、不能行之、武人俗吏所共嗤詆、(嗤笑也、詆毀也)良由是耳。又有讀數千卷書、便自高大、凌忽長者、輕慢同列、人疾之如讎敵、惡之如鴟梟、如此、以學求益、今反自損、不如無學也、云々。是學者讀書を以て心とするのあやまりを論ぜり。内に德を練て、自を修め心を正しうすべき思惟すくなくして、外唯に學文讀書に志あるときは、博文ことごとく今日の害と成て、不學にはおとるべし。然るときは、人自省て身を正しうするを以て本とすべし。正心修身ことは、學文によるべからざる也。學は是才を明にして、古今に通ずるの用のみ也。學者行有餘力ときは、必ず文書に因て其才を博からしむべき也。

自省

詩章—詞章なるべし

利口の便—利口便佞の資料とするを謂ふ、讀書人を以て賢者と爲すの弊を指摘せる也

して、事物の用を詳に辨ずべし。學者或は記誦して古今の事を覺えそらんじ、是を以て世にほこらん事をなし、或は詩文を弄で詩章を必とし、これを以て學とするあり。各大丈夫の學に非ず。一ケの老博士、三尺の書生が、筆硯を事として舌耕傭書して口を餬し、﨟筆讀書して人の脚下に蹲るは、大丈夫の本意と云ふべからず。されば如何なるをか學文と云ば、古の聖人の道を以て本と仕り、賢人君子の行跡を助とし、古今時代の變化人物の理を辨へ、其見聞を博くして、其才をまし、知をみがくためなり。後世に至て書を利口の便とし、記誦詩章を翫んで、しきりに當世の人物を蔑如し、己を高ぶり人を嘲けるの媒とす。豈大丈夫の學問と云べきや。人古今に暗く變化に通ぜざれば、孤陋にして其質偏辟して、其才かたつかた也。是古人文を學ぶを以て敎とするゆゑん也。然れども學んで我に工夫致す處薄き時は、用法爰に暗きを以て、文才皆害となる事あり。我今日の上を詳に究明して、而して古今の時義を考ふるときは、學皆才を增すべし。書は數千百年の間の事物をしるせるのみなり。我今日に生れて、上數千百年の事をしり、遠く

博文約禮―論語雍也篇に、子謂く君子は博く文を學び之を約するに禮を以てす

め、謀を好んで人なきの地に入なん事、事物の理を詳にせずしては、何を以て其自由を可ㇾ得や。彼の晉陰飴生が、秦伯に王城に盟し、秦伯の問答をよくして、晉侯を國にかへし、吳の蹶由が、楚に執はれて、借ㇾ凶爲ㇾ吉、宋の富弼公が、契丹に使して北朝の兵をやめしめし類、各其才に逞からずしては、君命を辱かしむるに可ㇾ至也。子の父母につかふるも亦如ㇾ此。事物の理を詳にせざらんには、其孝に於て至かるべからざる也。然れども廣く事物にわたらんとせば、博文にして約禮をかくべし。此間學者尤も意味深長なる處也。具に其理を不ㇾ盡しては、一向才に走て其本大にたがひ、利口辯佞を專にするにも可ㇾ至也。大丈夫志を立て才を逞し、君に仕へ父に仕へて、事物の間無ㇾ不ㇾ通に至らんは、尤度量の廣大にして器識せばからずと可ㇾ云也。

○博學ㇾ文

師嘗曰、古今の人物甚かはり、異域本朝のことわざ尤異也。德天地にひとしきあり、才萬物に及ぶ有り。其用捨は我に有て、其の事跡は書にのこれり。故に博く古今の書を閱

羲和云々―書經堯典舜典に出づ

珍味―玩味

七月の詩―無逸と共に詩經に出づ

給しては、天が下の政に怠ありぬべし。唐堯虞舜の聖帝も、羲和羲仲羲叔和中和叔に命じて、天の時を詳ならしめ、禹に命じて水土を平げ、稷に命じて百穀を播施さしめて、地の利を具にし、伯禹を司空たらしめ、契を司徒たらしめ、皐陶士となり、垂に命じて共工たらしめ、益を以て虞官たらしめて、草木鳥獸をしたがはしむ。如ㇾ此の事物、詳に究めずんば不ㇾ可ㇾ有也。況や臣として君につかへ、子としては父に孝有こと、事物の上を具にせずんば、毎事必ゆきあたる事有ぬべし。されば、虞夏の書に所ㇾ出の皐陶謨、大禹謨、益稷、禹貢等の篇、可二珍味一也。周に至て周公旦、文王の子武王の弟にして、王子王孫たりといへども、七月の詩を作て民のことわざを詳にし、無逸の篇を以て成王を諫め、稼穡の艱難をしらしめ、周禮の法を定めて、至らぬくまもなく人情の禮節を定む。是詳二事物一して其才の美なる故也。治世に政をたすけ、君を輔佐して天下の儀刑を立、勳猷を萬代にてらさん事、詳二事物一にするにありぬべし。況や戰國に生れて大義の變に處し、仁義の兵を擧て湯武の一擧に比し、不ㇾ戰して彼が兵を屈せし

三才—天、地、人

師嘗曰、事物の用各天地の一太極を具して、而其所ニ發見一さま〴〵の用こゝにあらはる。草は同く草にして、蘭に秀でたる有、菊に隱逸の形有、牡丹に富貴の相有り、蓮に君子の德あり。木は同く木にして、松柏は棟梁の器あり、梧桐は清淨の質有り、梅に清香有り、櫻に艷容有り、柳は綠なれば、花は紅をあらはす。其品々擧て云べからずして、各其材あり。君子仰で天を視、伏して地を觀、中にして人物を察すと云。是天地人物の間の事わざを詳に究め明にして、而後に聖人の才こゝに逞しく、条理そなはりて萬物に應ずるゆゑん也。德は本天德、仁義は人の道なれば、誰か是に不レ由ものあらん。德をねり仁義に據と云とも、事物の品々にして、天文のあらはれ、地理の形する事、二氣妙合の間より變じて、千差萬別たる處をつくさざれば、事に處するの道不自由にして、其才能三才に不レ通也。君父につかへ自ら修むるの間皆如レ此。大丈夫一世の民を救ひ、功を萬代に立て、天地の德をたすけ、聖人の誠を盡す處、唯此德を立て才を全くするに有べし。さればいみじき天子の無レ上位と云へども、賤しきしづ山がつの業まで具にしろしめし不

本とし、義を以て事をいたすの用とす。大丈夫の志ざす道、仁義を據として內の德を不レ練ば、何を以てか其實を可レ得や。而して大丈夫日用の間、外君父につかへ、內自ら修るにすぎず。君父につかふるの道こゝに立ときは、臣子の行明にして、朋友の交り、兄弟のついで、夫婦の別、自然にとゝのふべし。君父は人倫の大綱也とは、こゝを以ていへり。內自をさむる事、仁義を以て本とするときは、日用萬差の用こゝに明にして、本體にくらむ處有るべからざる也。古來の學者、自修身の要法、書々に品多く出たりといへども、唯末學の異見を不レ可レ用。聖人明に其教を論ず、其說仁義の間のみ也。仁義の用において能自體認して、天地不レ得レ已のゆゑんを味得ば、聖學の淵源此に於て明なるべし。更に言說に不レ可レ渡して、言說又仁義のみ也。しかれども古今の儒者、蛇に足を爲がき、身に贅疣を出して、心にとめざる事を口に說くが故に、仁義の註解萬卷に滿て、而して仁に非ず義に非ず。殆可二歎息一也、大丈夫卓爾としてこゝに心を不レ措乎。

萬差—萬般の事物、事每に同じからざるより差といふ

蛇に足云々—餘分にして不用なる物の喩、戰國策の寓話より出づ

○詳二事物一

は、其根ざしかはれり。然れども事事たらざれば、その効しあらはれず。非常の變こゝに來りて、臣とし子として、明白に其誠をつくさん事は、德以て正しからずしては不レ可レ叶事也。

○據二仁義一

師嘗曰、人心の德仁義を不レ出、是卽天の命ずる處の性、その情に從て更に造作する處なきときは、唯滿腔子仁義のみ也。故に大丈夫自ら身を守るの間、仁義を以て所レ據とすべし。所レ謂仁は、天地生々の心にして、惻隱の情發而中レ節、愛之用也。義は、事に處して羞惡の情あつて、內に恥る處あるを推して中レ節の名なり。然れば仁の心あらざれば、寬容大度のかたちあらはれずして、其好惡に陷溺す。是仁を以て聖人の源とするゆゑん也。義の心あらざれば、物に處するに節あらざるを以て、截斷果敢する事なし。仁をつとむるときは禮こゝに立、義をつとむれば智こゝに明也。是仁義は禮智の源也。水火を以て五行の本とするに異ならず。聖人の人に敎ふる處、仁義の二に不レ出。仁を以て德の

生々の心―天地が萬物を生出して止まざるの精神

五行―木、火、土、金、水

七竅之害―紂王聖人の心に七竅ありとて比干の胸を剖きて見る

折檻―朱雲安昌侯張禹を斬らんと請ひ帝の怒に觸る、御史雲を持て下らしむるや檻を攀ぢ檻を折りたる故事

衞史魚が己が屍を牖下にすてしめて靈公を諫め、周舍が願レ爲二諤々之臣一て趙簡子が過を諫め、漢汲黯が武帝を面折し、朱雲が成帝のために折檻の諫を行ひ、各人主の怒を侵して己が死を不レ顧。齊晝邑の王蠋、燕の軍にやぶられて、燕王是を萬戸侯に封ぜんと有けれども、忠臣不レ事二二君一、貞女不レ更二二夫一と云て、つひにくびれ死す。唐顏杲卿が祿山を罵て、其舌をたゝれて死す。是皆忠立て其道を盡すに至れり。君につかへて其德をねるに非ずや。德こゝに不レ正ば、何を以てか如レ此に可レ至。而して大舜曾子の孝、董永王祥が力を盡し、老萊子黃香が色のまゝに養、仲由王裒が永く慕、郭巨孟宗が誠感、尹伯奇申生が死を致すは、是各父母につかへて其誠を盡す。練レ德にあらずしては、如何してか如レ此に及ばんや。されば君父は人倫の大綱にして、我つかふる處誠を不レ盡ば、君臣父子の道不レ明。誠を盡さんとならば、德を練ずしては、其實必薄うして、或は害にあたつて變じ、死に臨んで變ず。凡の事、大節にのぞみ大變に逢ひ大事を決するに至らずしては、其德發見する事あらず。世間平生底といへども、德を本にして其事に處する輩

硜々小人—論語、子貢士を問ひたるに孔子の答に、言必ず信行必ず果硜々然として小人なる哉抑亦以て次と爲すべし云々

ひて其誠を盡して無レ不レ究レ理、是をなづけて德とす。養氣存心すと云とも、君父において其誠足らずんば、何ぞ其下に及ばん。然れば所レ養所レ存、唯空談にして實なし。凡そ聖人の道は普く天下に施し、大小精粗ともに其用足りて、四海其化に及ぶにおいて、初めて道道たり。わづかに一己にてらし一身を清くせん事は、硜々たる小人、言必信し行必果すの輩也。されば君父につかへ、其可レ致のつとめ聊不レ怠して、しかも其理にかなひ、四海安寧に、家内無事にして、常に變に更に滞る處なきときは、天地の覆て無レ外、のせて無レ棄にことならず。是大德に非ずや。故に德を練る事は、先づ忠孝を勵まして其誠を盡し、君父に事ふる間、天性にしたがひ守て、更に不レ違を以て本とすべきなり。されば古來伯禹の洪水を導き、皐陶の爲二士官一、道こゝに正しく、伊尹傅說が商に勳猷を立、周公旦召公奭の周の世に政道を補佐せしより、歷代の大臣忠を盡して世をまつりごち、民を救て其大功を治世に立、周の太公望、漢の張良、蜀の諸葛孔明が、戰伐の功を以て亂世に道義を存し、關龍逢が夏の桀を諫めて就二炮烙之刑一、比干が殷の紂を諫て逢二七竅之害一、

閫外—天子節伏を將軍に賜ふ時閫内は朕之を治せん閫外は汝是を治せよと云ふ故事に出づ

色のまゝに養ひ—父母の顔色を察して其志を養ふ也

練徳全才

○勵忠孝

師嘗曰、大丈夫世に在る、出ては君に仕へ朝廷に交り、入ては父兄につかへ家を齊ふ。故に天下の政事を助け、萬民の憂を救ふ。不順の逆臣ある時は、自將として閫外の任をうけ、籌を帷幄の裏に廻して、功を萬代の上に立て、或は使を奉じて大事を決し、君命を恥めず、或は死を致し命を輕くして、百年の壽を一刃の下に棄つ。是君に仕へて忠を勵む也。而して父母において力を竭し、色のまゝに養ひ永く慕て、死を致して不顧は、是内において盡す處の孝にあらずや。大丈夫の責、甚以て重し。此において論ずる時は、常に養氣て安靜ならしめ、心を存して義理を味ひ、是を君父に移して忠孝の實を詳ならしむる、是士の勤也。出て君に仕ふるに徳を不以、入て父兄に仕へて其孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用更にあらはれず。抑徳と云は、内に養ひ存する處を、外に用

志士云々―孟子滕文公下篇に出づ元は頭也

困んで知る―中庸に、生知、學知、困知等の目を擧げて論ぜり

就レ死、害の至て可レ避、猶安んじて害をうく。財寶酒色の必可レ好、猶安んじて是をさくるに至るは、剛毅節操の高く守るに不レ有ば、誰か此行をなさんや。孟子曰、志士不レ忘レ在二溝壑一、勇士不レ忘レ喪二其元一。又曰、士窮不レ失レ義、達不レ離レ道と。是皆剛操を立て、心こゝに存するが故也。しばらくも此志あらざるときは、利に屈し、酒におぼれ、色に惑うて、つひに義を忘れ、生死の大事をたがへ、大節に臨んで約を變ずべし。豈之を大丈夫の立レ志所と云べけんや。能く義利の分を辨じて、安んじてこれを行ふは君子也。君子は世に不レ易レ得。勉強して其惑を去ること、學者の困んで知る處也。學者大丈夫に至らん事を思はん輩は、常に剛操を守て、好惡において心の存亡を詳にし、萬物の下に不レ屈が如く可二心得一也。古人生質に因て自然に剛操の徒ありといへども、是又一方に秀で一方にくらし。學人古人の生質に秀でたる處あるを、今日身上に取用て、彌其究理をきはめ、能事物の間に推し移るが如く可レ仕也。士として大丈夫のきたいに不二練得一、學も亦碌々たる小書生の志のみ也。何ぞ天下の大器識たらん。尤可レ味也。

つとによはに―夙に夜に

人誰か云々―孟子告子上篇に、生も亦我が欲する處也、義も亦我が欲する所也、二者兼ぬるを得べからずは生を捨てて義を取らん

は、正直の士に非ずといへども、猶これをなすべし。彼大丈夫に至ては、一毫の助をまつ處有らざるべし。松到レ天而不レ屈、蘭無レ人而亦香。是則大丈夫正直の立處と云ふべし。直方大は易の重んずる言なれば、君父につかへて世に立つ事は、つとによはに、唯正大直方を本とし、世俗の名譽にかゝはらず、仁義に非らずしては君の前に不レ陳、大節に臨で凛然として四海にまたがる。是正直の心を存する所以也。

○剛操

師嘗曰、大丈夫の世に在る、剛操の志あらざれば、心を存する事不レ能也。剛はよく剛毅にして物に不レ屈を謂也、操は我義とする志を守て、聊不レ變の心なり。大丈夫此心を存せざれば、我好惡する處において必屈しやすく、義を守る處たしかならざるなり。故に剛操を以て、信を立て義を堅くするの行とする也。淸廉正直も、剛操を以てせざれば不レ立。況や士たるの道、常に剛毅を以て質とし、其守る所を不レ變を以て行とす。人誰か生死利害好惡あらざらんや。內に剛操を以て究理するが故に、死の至て可レ惡、猶安じて

武王の東征を諫争せし人、本文は孟子萬章の下篇に出でたり

さへられて―支障せられ掣肘せられて

止、不忍居也、思與郷人處、如以朝衣朝冠坐於塗炭也、當紂之時、居北海之濱、以待天下之清也、故聞伯夷之風者、頑夫廉、懦夫有立志といへり。されば伯夷は聖之淸なる者とは、無所雜謂なれば也。

○正直

師曰、大丈夫の世に立、正直ならずんば不可有也。其義有處は、守て更に不變の謂也。其親疎貴賤に不因、其可改所を改め、可糾事をたゞして、不諛人不從世の謂也。世間に身を立つる事は、世にまかせ人に不從しては、理のまゝに立事有がたしと云へる輩、俸祿を得ながら、君の非を不糾、父兄の惡を不諫して、時とともに追從し、大祿大官に預て當世にへつらひ、時節を以て君を諫むべきと云の内に、光陰つひに空しくして、一生一事をなす事なし。尤可恥尤可笑、豈大丈夫の心存せるならんや。唯祿により官にさへられて、本心こゝに放失し、世の弄臣となれるなるべし。孟子曰、豪傑之士、雖無文王起と也。人のたすけをまち、人のうくるを喜て、諫を入れ非をたゞす事

延陵季子―吳の季札、賢人にして延陵に封ぜらる

伯夷叔齊―孤竹君の二子にして周

ば、人の不ㇾ知不ㇾ見、取ても害あらざらん處においては、自然に吝嗇の心生じつべし。昔延陵の季子、出てあそぶ。道において人の遺せる金あり。是を見て傍に柴を負へる人あるに云けるは、是をひろつて利せよと。此人大に怒て曰、何ぞ汝位高く其詞いやしきや、我薪を負ふの雜人たりと云へども、人のおとせる金を拾て利するの心なしといへり。季子大に驚て其姓名を問けれども、つひに不ㇾ答と也。負ㇾ薪はわづかの利にして、おとしてある處の黃金は甚重しといへども、淸廉の志あらん大丈夫は、不ㇾ可ㇾ得ものをうる處なし。此間自然に義を存する味あり。人の氣質に因て、天性淸廉にして、聊の貪なきものあり。是又其質人にすぐるゝ處ありといへども、學びつとめて此質を淸廉に至るが如く致して、此に存ㇾ心にあらざれば、廣く推して物に及ぼす事能はざる也。淸廉の器あらんには、利害において更に放心する事あるべからざれば、大丈夫のつとめ尤も爰にありぬべし。古の伯夷叔齊が言行、殆んど淸廉の至極と云べし。孟子曰、伯夷目不ㇾ視二惡色一、耳不ㇾ聽二惡聲一、非二其君一不ㇾ事、非二其民一不ㇾ使、治則進、亂則退、橫政之所ㇾ出、橫民之所

歲寒うして松柏の凋むに後るゝを知ると云ふ語に出づ

盗泉勝母―説苑に見えたる句にして、いづれも其名を惡む也

りひさしき時、其存心する所の剛操もあらはれつべき也、命に安んぜずしては、しひて妄動し妄作せん事、大丈夫の甚可レ慎處也。人各好惡によつて此心を放亡して、惑日に益すべし。今安レ命を以て存心の工夫と致すは、このゆゑにや。

○清廉

師曰、大丈夫内清廉を守らざれば、公につかへ父兄にしたがつて、利害此に萌して、天性の心を放失しつべし。清廉と云は、外の賄賂内の財貨さらに心に不レ付して、世人の難レ行所に、卓爾と立て更に不レ屈、これを清廉と云へり。内に清廉なる處あらざれば、外少しの利害に奪はれて、其守りを失ひ、心こゝに放失すべし。されば孔子は忍二渴於盗泉之水一、曾參は回二車於勝母之閭一と云へる、是清廉の云に非ずや。さしも萬鍾の祿を辭するばかり高尚なる行跡ある人も、一紙半錢の事の至てわづかなる處に、内に鄙吝の情生ずるは、清廉の心薄くして、鄙吝の情こゝに生ずれば也。古人云、彼清廉之士、一榻白雲、半窗明月、金穴百丈而不レ採、銅山萬仞而不レ睇と云へり。若し清廉の志あらざれ

を獨占するをいふ、孟子公孫丑篇に出づ

執鞭—馭僕等の賤役を汎稱す

青松云々—

二に其秀でつべき家に生るゝにあり、第三に其人其時に相應の氣質あるもの也。此三段相叶ふて、始めて時をうるになれり。此三つ、一つとして我作爲しつべき處なし。唯天然自然のことわり也。その間少の才覺を以て、少しの富をうる事ありと云へども、五十歩百歩のたがひ斗りにして、貧富所をかふるに至る不レ可也。孔子曰、富而可レ求也、雖二執鞭之士一吾亦爲レ之、如不レ可レ求、從二吾所一レ好と宣へるは、富求めて可レ得んば、身に不二似合一役義なりと云とも、不レ辭してつとめつべし、左つとめても不レ叶ものとならば、天の命の有る事なれば、唯我好む所の義理に可レ安との心也。されば松は同じく松にして、高砂の松、住の江の松と、高下山河はるかに隔たる地に生ず。而して或は高きによつて賞せられ、或はひくきにかくれて人に知られず。其所レ定、天の命にして人のわざにあらず。大丈夫常に此天命に安んじて、富貴と云どもほこる不レ可。是天の命也、己れが作爲にあらざれば也。貧賤と云ども恥にくむ不レ可。是天の命にして、己が不レ得レ已所也、しかるときは、貧富貴賤はともに心の付く所にあらず。年寒して初めて青松の澗壑に獨

文王云々―文王は西伯昌也。諸侯の昌の德を慕ふを聞き紂王囚へて羑里に居らしむ
螽斯の化―詩の周南に螽斯の詩あり、子孫の多き喩
壟斷―利益

る事、人として天命に安んずる處あらざれば、此妄動妄作して實地を蹈む事不レ能と云へる也。されば養生を盡して、命こゝに縮まり、義まさに死に當るの場に至る、是則命也。時至り地こゝにきはまり、勢つひに衰へて、知者賢者ありと云へども、之を支ふるに益なくして滅亡に及ぶ、是命也。其身に失あらず、義をたがへざれども、時の災難にかゝるは、是則ち命にして、文王も羑里にとらはれ、孔子も陳蔡の間に厄せらる。是則ち命也。時に不レ遇、地又邊鄙にして、人又是を助けざれば、つひに時に不レ遇して、一簞の食一瓢の飲もすなほならず、時にあひ世に用られては、盜跖も九千の人をしたがへて天下に横行し、諸侯を侵しかすめり。子孫螽斯の化行なはるゝもあり、孤獨にして子少なく、孫廣からざるあり。各いづれか求めて調へる事あるや。中にも富貴貧賤においては、人各相惑うて、或は巧言令色して其媚を入れ、或は追從便佞してしきりにへつらひを事とす。爰において大丈夫の卓爾たる志ことごとく去て、彼の賤丈夫が壟斷の利を事とするに不レ異、甚放心の至り、尤可レ笑也。凡そ人の世に立つ事は、第一に時をうるにあるべし、第

孟子語—盡心上篇に見ゆ

困蹇—困は坎下兌上、蹇は艮下坎上、坎は水、艮は山、兌は澤也

程子—程頤字は正叔伊川先生といふ

鷄鳴而起、孳々爲レ利者、蹠之徒也、欲レ知二舜與一レ蹠之分一、無レ他、利與レ善之間也。

○安レ命

師曰、人の苦しむ所は、死亡禍難貧賤孤獨也、人の樂む所は此うら也。苦しむときは、是が爲めに心不レ安、樂む時は是がために又心變ず。故に憂喜に當て其所レ志變じ、心こゝに不レ存は尋常の情也。大丈夫此時において心を存する、是富貴貧賤にうつらざるの謂也。易曰、澤無レ水困也、君子以致レ命遂レ志。又曰、山上有レ水蹇也、君子以反レ身修レ德といへる、是困究の時にあたり、艱難之事に遇て、君子安レ命の心得也。凡そ命と指處は、人の造爲して不レ叶、天自然に其形をなし、其理其事あらしむる、是を命と云へり。天生二蒸民一、有レ物有レ則と云は、是物々各其命ある事を云へるにも可レ叶也。されば命は、朱子註して天命と號す、命は猶レ令と云へり。程子曰、君子當二困究之時一、既盡二其防慮之道一、而不レ得レ免、則命也といへる、各天の所レ爲にして、人の不レ能のゆゑん也。孔子曰、五十而知二天命一。又曰、不レ知レ命、無二以爲二君子一也。孟子曰、莫レ非レ命也、順二受其正一とあ

董仲舒―漢初の大儒也

存心工夫―自家の眞心を保留して放失せしめざる工夫也

孔子曰―論語里仁篇に出つ

人としては此道を修むるゆゑんの身也。外にみる處なし。是王道の大にして萬物にさはる事非ざることわざなり。董仲舒曰、仁人者、正二其誼一不レ謀二其利一、明二其道一不レ計二其功一と云は、今云處にも近からんや。朱子曰、正レ義未二嘗不一レ利、明レ道豈必無レ功、但不レ先以二功利一爲レ心耳と云へり。身をさまれば家齊は定まれる事にして、家齊をあててせんとならば、是其功をあつる也。聖學の究理にあらざる也、義利の辨を詳にする時は、存心して不レ放、義利の辨を不レ知時は、情欲一たび動くとき、我好惡にうばはれて、心爰に不レ存也。さるによつて、存心の工夫は敬の一字にありと、古人これを論ず。敬は聖人の禮を制する本にして、毋レ不レ敬といへり。今云處は、人々の必ず所レ惑此間にあれば、此辨を詳にせば心は常に存すべきなり。敬計り存すと云とも、其わきまへ詳ならず、究理分明にあらざれば、是は義とせんや、是は利とせんや、兩般の間つひに不レ分して、道こゝにくらし。故に以レ辨二義利間一爲二存心之要一にありぬべしと也。

孔子曰、君子喩二於義一、小人喩二於利一。孟子曰、鷄鳴而起、孳々爲レ善者、舜之徒也。

伯術—伯は覇に通ず、權道と云に同じ

へよ、子は親をすてゝ自ら逞くせよと云ば、世間一時に禽獸夷狄に可ㇾ落。人として禽獸夷狄に落入ば、天地こゝに倒覆すべし。是たとへ行へと云ても、内にはぢて不ㇾ被ㇾ行處の感通あるを以て也。聖人は不ㇾ得ㇾ止の天則のまゝに順うて、道を道と立給へり。情欲のまゝに致さば、天下の間更に不ㇾ可ㇾ立を知れば也。生死の事に限らず、凡そ利害のまじはる處、各此思ひ入を味て、その宜を制すべき也。而して大丈夫今日所ㇾ言所ㇾ行、甚理に中るが如しと云ども、聊さきにあてて爲る所ある時は、是則利心也。あてゝすると云は、今日の言行は此ためになる處ありと、利をふくみて致すは、是財寶名色の利にあらずとも、則ち伯術に落て、聖人の敎に違ふべし。たとへば我行跡をたしなむは、人に能くいはれんと思ふは名欲也。人の能く云ためにあらず、唯家中の手本となりて、下々の作法行儀を糾明し、家をとゝのふるの爲なりと云ふ、是則利也。勿論家を齊へんとならば、身を修むるにありと云へども、家の爲めに身を修むると心得行はんはあやまり也。天性我身は修むべきの理あり。我身をさまりて家とゝのはずとも、少も其處に心とゞむべからず。

後藤盛長—本文の事實は委しく源平盛衰記三十七卷に出でたり

に快からぬ處生ず。是義の缺くる處は、天則にそむく處あれば也。今生死の一事を以て云、後藤兵衛盛長、主人の平重衡を見棄て、重衡の乘替に乘て命を助かり、重衡は生捕れぬ。是命のをしさに主人の重き處を忘れたり。盛長は生きたれども、重代の主人を見棄、尤心に恥て京にも不」居、熊野法師の後家の後見してありしと云は、主人をすつる斗りの曲者にて、物の恥と云ことも不」可」知ことなれども、彼の天則を知る處あるを以て、羞惡の心こゝに萌して更に不快也。もし辨へなき者より云へば、剛臆も賢愚も、世を治むるはかりごと也、弓矢取る身にこそ不覺とも云べけれ、命を全くせんための奉公なり、つとめ也、世の人のそしるは、見る所の高かけとかや云にありとも、盛長が事を許すべし。如」此云ときは、以前の輕重の論も、不」入事になりぬべきに似たり。聖人の敎は全く不」然。世の人々皆盛長が振舞の如くあらんには、君臣も不」立、父子も辨へなく、各其利を利として、誰か主人の苦勞にかはり、父兄のいたはりに代るものあらん。左云ふ人も、下人をもたざる事もある不」可、子なき事もあらじ。我下人は主人をすてて身をかま

刹那ー瞬間時の極めて少なるをいふ

たんぬー堪忍歟

ときは、惑こゝに止むべし。其故は生死の場此一刹那にありと云ふとき、君のため父のため、その外重きもののために害あらんに於ては、速に死して不可顧。我重きもののために害なきにおいては、能く保ち能く養うて、命を全くするに在ぬべし。利害勞逸各然り、萬事において如此。究事物之理、則義理の行長じて、利害による所則消滅す。而も利害の間宜く立て、利まことに利あり、害まことに害ある也。是聖人君子に教ふるにしふる所なく、唯自體認せしめて、不得止のゆゑんを推して萬事に用ふるのみ也。此惑辨じがたきを知て、古人さまぐの教を立たり。大丈夫として己れが利害によつて、天性に恥ぢ恐るゝ處明白なる義を棄ん事は、甚可歎也。されば小利を得て傲り、功をとげてほこり、財に臨んで求め、難を見て遁れ、爭て勝つことを求め、わかつては多からん事を欲し、欲をたんぬせず、志を滿しめん事を思ひ、樂を盡さん事をねがふ。如此無量の情欲出來する時、輕重を辨ずる事あらざるが故に、重き方を忘れて輕きを重んじ、つひに君臣父子兄弟師友夫婦の義かけて、其事をねがひのまゝに致して、そのあと

の巻首に仁義と曰はんのみ何ぞ必ずしも利を曰はんとある即是也

七情―喜怒哀樂愛惡欲

天下同情―天下の人情の相同じき所

すべて義と利との間に有レ之也。いかなるをか義と云はんとならば、内に省りみて有レ所ニ羞畏一、處レ事而後自慊、是を義といふべし。いかなるをか利と云はんとならば、内縱レ欲而外從ニ其安逸一、これを利と云べし。古今の間、學者道に入の始末、唯義利の辨を詳にするにあるべき也。其故は、利は人の甚所レ好にして、人々皆所ニ陷溺一也。されば生死について云ば、生を好み死をにくみ、利害について云は、利にはしりて害をさけ、勞逸について云ときは、勞を嫌て逸に付く。飲食居宅衣服の用、視聽言動の間、凡そ七情の發する處、各此情なくんばあるべからず。聖人君子の敎、生を嫌て死につき、害にはしりて利をさけ、勞して逸せざれと云には非ず。聖人君子の好み惡む處も、亦凡人に不レ可レ異して、其間惑を辨ずるにあるのみ也。いかなるをか惑と云べきとならば、唯自の身を利して外を不レ顧、是を惑と云也。自身を利する事を好むは、是又天下同情にして、聖人君子は輕重を能く辨ず。輕重と云は、君父兄師夫は我ために重し、臣子弟幼婦は我がために輕し。天下國家は身よりも重し、視聽言動は心より輕し。此輕重を詳に究理する

梁襄王―孟子梁惠王上篇を參看すべし

すねこばり―しやちこばりて

鳶飛戾天―詩の大雅に見え中庸に引用せり

義利―孟子

襄王にまみへて、出て人に語りて曰、望レ之不レ似二人君一、就レ之而不レ見レ所レ畏といへるは、襄王に人君の風度あらざるをいへる也。大丈夫の養不レ正ときは、唯剛强なるを專として、衣服より飮食居宅の體、言語動容に至るまで、專らすねこばりて、木のはしの如く取まはし、是則大丈夫の法なりと思ふの輩あり。甚以てあやまれり。大丈夫婉にやさしく﨟たけたらんは、柔弱に溺れて風度と云にはあらず。少しもつたなくいやしき質あらず、水精の甁に秋水をたくはへ、白玉の盃に氷をのせたらん如く、聊もかくれたる處なき風情、是を大丈夫の風度といふべき也。是内にへつらふ處なく、外に屈すべき物なく、何くに行といへども、其氣常に萬物の上に伸びて、鳶飛で天にいたり、魚躍て淵に入り、月の梧桐にきたり、風の楊柳をさゝふに不レ殊。如レ此の風度を養ひ得ずしては、一塵にも不レ染の如くならんや。尤可レ愼也。

○辨二義利一

師嘗曰、大丈夫存心の工夫、唯在レ辨二義利之間一而已。君子小人の差別、王道覇者之異論、

剛操—唯剛強一方の思想を以て事に處するをいふ

周茂叔—宋の儒名は敦頤濂溪先生と稱す

能く惠愛して人を救ひ物を助け、天下の困究離析するを見ては、我身の苦あるが如くす。故に倉廩をひらき、櫃を倒にし、寶を出し財を傾けて、其救を全くして、爰に於て快しとす。是溫藉の所レ致也。碧藏レ澤自媚、玉收レ山韜レ光、大丈夫不レ可レ無ニ此溫藉一とは、此心なるべし。古人の云、接レ物如ニ虛舟一といへるも、溫潤の處深からずしては不レ可レ有事也。

○風度

師曰、大丈夫は一向剛操を立て、其風俗いやしかるべきに似たり。是又大丈夫の本意に非る也。されば月至ニ梧桐上一、風來ニ楊柳邊一、大丈夫不レ可レ無ニ此風流一といへるは、風度の世俗にあらず、明珠の側に在て、自然に人をてらすが如き風情を云へり。周茂叔の人品を山谷が論じて、胸中洒落、如ニ霽月光風一と云しは、其風情のつたなからずして、健骨の相あるを云へるなり。物皆自然のすがたあり。いやしきにはいやしきすがたを表し、貴きには貴き形をあらはす。野鶴には無ニ俗質一、青松には棟梁の氣をふくめり。孟子梁の

衣云々—左思の詩句文選に出づ

圭角—言語舉動等の角立てるをいふ

忿勵—怒り激するを謂ふ

に非ずと雖も、利害において聊志を止ず、天下の大器と雖も、我自適する處に不レ可レ易と、氣節を立たらん處は、誠に大丈夫の氣象と云べし。衣振二千仞岡一、足濯二萬里流一、大丈夫不レ可レ無二此氣節一と云へるは、如レ此の心にもありぬべし。但聖人の道より不レ至して、一向其氣節の高尙を貴ぶ時は、異端の虛無空寂を貴び、世間を以て塵芥とし、天下を以て糠粃と思うて、唯自適するを可也とす。故に格致する事を詳かならしむべき也。

○溫籍

師曰、大丈夫の度量寬に氣節大なるは、自然に溫潤の處ありぬべきなり。溫籍と云は、有二含蓄包容一之意也。內に德をふくみ光をつゝみて、外に圭角あらはれざるの事也。小智短才なる輩は、器せばきを以て、我知を立て人にほこり、世にてらふ。度量氣象よく萬物の上に卓爾たるが故に、さらに功を立名にほこる處あらず。而して更に忿勵の氣あらず。溫和自發二顏色一、仁人君子のすがたあらはれ、物に交り人に友なふときは、陽春のうらゝかにして、能く物を利するが如くなるべし、是大丈夫の溫藉也。溫藉あるときは、

子柔蜀の人三公に陞る
班超—後漢の名臣漢書の著者班固の弟
李靖—字は藥師三原の人唐太宗に仕へて衞國公に封ぜらる
鳶の嚇—莊子外篇秋水篇に見ゆ

下安事一室と云へり。梁竦は、大丈夫生當封侯、死當廟食と云ひ、班超は、大丈夫立功異域以取封侯、安能久事筆硯間と云ふ。唐の李靖常に曰く、大丈夫遭遇、要當以功名取富貴、何至作章句儒。馬燧云、天下有事、丈夫當以功濟四海、渠老一儒哉。北朝の高昂は每に云へり、男兒當横行天下自取富貴、誰能端坐讀書作老博士也。是等の言各其趣向に弊あつて、格言と云べからざれども、大丈夫の氣節其高尙ならん事は、如此にすゝぎあけたる如くあらざれば、必ず小事に屈して、一大事をなす事を不得也。古の臣たる人は、君を堯舜に致さん事をあてゝし、一夫も不得其所を以て己れが恥とし、父に事へては如曾子して可なりと、未だあきたらざるの志を置く。是皆志氣の高尙にして、小成小利を不事が故也。彼許由、天下の讓りをきいて、耳を洗潁川流ば、巢父その水を牛にだも不可飮と云て、下流を不汲。范蠡が五湖に浮んで、越を覇たらしめたる功を不受、莊周が、鳳凰の飛を見て、くされたる鼠をつかめる鳶の嚇といへるたとへ、嚴子陵が三公に不易江山歡、いづれも聖人の道より云ば、其弊なき

垂紳云々——晝錦堂記の句

趙溫——字は

不レ可レ得なり。故に度量を以てすべしといへり。我に氣を養ふ所うすくして、大丈夫の本意不レ立時は、利害好惡に付て心こゝに動き、氣こゝに妄作して、眞を失ふべし。人皆物にあたつてせく處出來る事は、氣妄動して處を失ふを以て也。妄動するときは、知これが爲にかくれて、所レ爲皆妄作也。更に寛廣の處なし。大丈夫生死一大事の地に臨み、白刃を蹈み、劒戟をほとばしらしめて、剛操の節をあらはし、臨ニ大事一決ニ大議一、垂レ紳正レ笏、不レ動ニ聲色一、而措ニ天下於泰山之安一と云へる文武の大用は、度量の間に可レ存也。

○志氣

師嘗曰、志氣と云は、大丈夫の志す處の氣節を云へり。大丈夫たらんもの、少しき處に志を置くときは、其所レ爲其所レ學皆至て微にして、大なる器にあらざるなり。道に志すときは、管仲晏子が輩の功烈、猶不レ足レ爲と思ふは、曾子、孟子の志氣也。若し小成に安んじて、氣節の全き處を不レ得ときは、器常に瑣細にして、器識の大用を不レ知也。後漢の趙溫は、大丈夫當ニ雄飛一、安能雌伏と云ひ、陳蕃は、大丈夫處レ世、當ニ掃ニ除天

天空云々―此句古今詩話に見ゆ
黄憲―字は叔度後漢の名士なり郭林宗は郭泰なり
周顗―字は伯仁西晉の名士なり

師嘗曰、士は其至れる天下の大事をうけて、その大任を自由にいたす心あらざれば、度量不寛して、せは〳〵しきになりぬべし。されば長江大河の更に其かぎりを不可知が如く、泰山喬嶽の草木鳥獣をかくすが如くにして、其胸中には天下の萬事を容て自由ならしむべき、是を度量といへり。天空任鳥飛、海濶委魚躍。大丈夫不可有無此度量と云は、此心を云へるにや。後漢黄憲が事を、郭林宗がいへる言に、叔度（憲の字）汪々若萬頃波、澄之不清、撓之不濁、不可量と云へり。晉周顗が、此中空洞無物、足容卿輩数百人と王導に答へし、是各其人の度量と云べし。器如此に寛廣にあらざれば、力量又逞しからず。力量と云は、從容として萬物をとゝのへ、談笑して四海をしたがへ、地の重きを負ひ、海の廣きをひたし、天の大にして無外、日月の光の無不通、これ皆自然の力量也。されば天下に中して立ち、四海の民を定むるとも、是を以てほこらず、大事を一胸襟に定め、大節を萬民の上にほどこせども、是を以て大なりとせず。如此に氣の力量を養得ずしては、物々にせばまり困んで、浩然の大なるを

ふ何なか浩然の氣と謂ふ曰く言ひ難し其氣たろや至大至剛直を以て養うて害する無ければ則ち天地之間に塞かる其氣たるや義と道とに配す是無ければ餒う云云

水は云々ー周易文言に水は濕へるに就き火は燥けるに就き雲は龍に從ひ風は虎に從ふ

ざる也。心は氣に因るが故に、氣能靜なる時は心則靜也。氣動ずるときは心こゝに動ず。是心氣不ニ兩樣一を以て、更にへだたる所なし。心は内にして、氣は外に動ずるものなれば、先づ氣を養ひ得るを修身存心の本とすべき也。養と云は、我天質の氣の過不及を考へはかつて、其過ぎたるを損し、其不レ及をそだて、事物の間において、動靜宜きに相かなふが如く可レ仕也。是日用之工夫也。人の一身五行を以て相成る。其きはまる處は水火の二義に落つ。水は血にして重く、火は氣にして輕し。是氣血の二を以て營衛として身體全し。水は火に因てめぐり、火は水に因て或は消し或は激す。而して水は常に濕に就き、火は常に燥くに就て、其本體昇降差別あり。故に人の氣必ずあがりやすく、輕く動きやすし。此處を了簡して、氣を養て其めぐる處を順和せしめ、其動く處を妄りならしめざれば、動靜處を得て、氣に虛妄なきを以て、心これがために妄動放心する事不レ可レ有也。

○度　量

六翮—翮は羽莖也

浩然之氣—孟子公孫丑上篇に孟子曰く我善く吾か浩然之氣を養ふと弟子敢て問

○論レ養レ氣

師嘗曰、人の氣質に天姿あり。云ふ心は、天然と生れ付て其質宜しく、又其質暗あり。是を天姿と云也。されば虎は生れながら表をあらはし、鳳凰は自然に五色の色取あり。騏は不レ習して千里をかけり、鶴は雛にして六翮をそなふ。白玉は不レ琢して光りあり、黄金は自ら瓦石より炳る。是各天然の質にして、聊造作する所なし。人又如レ此、生れ付て其宜しき所あるもの也。然れども養ひ存する處あらざるの輩は、一方は明月白日の如くなれども、又一方に黑闇無差別の處出來るものなり。故に人々我得たる所を置て、其くらき所を養うて、氣稟を今日に變化せしめずしては、人の人たらざる也。孟子我善養二浩然之氣一と論ぜり。浩然の氣と云ものは、孟子も難レ言と述べられたるが故に、今以て如レ此と云に處なし。唯心は氣に因て、或は動搖し或は困苦する者なれば、此處を能く心得て、常に道義を以て是を養うて、氣の不レ餒が如くならしむるにありと可レ知。此の氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く萬物の上に伸びて、物に屈する處あるべから

中庸ー哀公問政章に此句あり

孟子曰ー滕文公下篇に出づ

先ず。こゝに於て我に大力量あらずしては、必ず引おとされて、其誠を盡す事不レ可レ叶。我に大力量を出さしむるは、志の淺深による事なり。志す所淺くしては、勤むる所深かる不レ可也。志は、自省みて人の人たらざる所をたしかに辱る處深からざれば、此志不レ出也。故に中庸に、子曰、好レ學近レ乎レ知、力行近レ乎レ仁、知レ恥近レ乎レ勇と出せり。孟子曰、富貴不レ能レ淫、貧賤不レ能レ移、威武不レ能レ屈、此之謂ニ大丈夫一と云へり。富貴は人の大に所レ好にして、貧賤は人の大に所レ惡、威武は人の大に所レ恐にして、此間に聊か心を付る處なきに不レ有ば、大丈夫とは云可らず。大丈夫と云は是、士の道に志して其志す所をたしかに行ひつとめたるものの事也。其厚く正しき所如レ此つとめずしては、士の本の立と云べからざる也。

明ニ心術一

養レ氣存レ心

曾子曰—論語泰伯篇に出づ

孔子曰—論語里仁篇に出づ

とも、道に志す處あらざれば、知あつて行なければ不レ全也。尤詳に可レ究レ理也。

○在レ勤二行其所一レ志

師曰、曾子曰、士不レ可三以不二弘毅一任重而道遠、仁以爲二己任一不二亦重一乎、死而後已、不二亦遠一乎といへり。士は其器尤廣く、能く忍ぶ所あらずしては、重きにたへ遠をいたす事不レ可レ叶也。職分を知り其道に志すと云とも、つとめて其志す處を行ふにあらずしては、言斗にして其實あらざるなり。行ふと云ふとも、一生是をつとめて死して而後に已むにあらざれば、中道にして廢す。道のとぐべき所なし。故に勤行を以て士の勇とする也。孔子曰、君子欲三訥二於言一而敏二於行一といへり。言ふことは是安く、行ふことは是難しと云へり。職分を知て志を立、道に志有て其道の次第をきく事を得ると云とも、勤め行ふ所を專とす。而して勤行ふ事、大方の志にては遂る事難し。今少の不レ入事を致し習へるわざすら、是を改んとするには、甚力を不レ入しては安じがたし。殊に利害の間、色欲の妄動、名根の所レ萌、因循する事久しきを以て、更に間斷する所なく、其意妄りに

荷擔—力を添へ助くるを謂ふ

格言—孔子の道に志し德に據り仁に依り藝に游ぶと言へるを指す

に去て勿レ從。邪師の敎に久しくそまる時は、不レ覺其人に荷擔あつて、誠の道に彌遠ざかるべし。如レ此して外を尋ね學ぶと雖も、外に聖人の師なくんば、自ら立皈て内に省るべし。内に省ると云は、聖人の道聊しひて致す處なく、唯天德の自然にまかせて至る敎のみなれば、我に志を立處あらんには、事は習知て至るべく、其本意は推して自得するに在るべき也。況や古の聖人、人を導くのために格言を垂れ給へり。我是を以てつゝしみ勤めんには、聖人の大道こゝにおいて可レ得也。人々各五倫のついである事を知り、士の道のあらんずる事を知るといへども、或は自ら是としてたれりとし、或は邪師を信じて、勞して無レ功が如し。是併道に志す所の輕薄なるより事おこりぬべし。孔子の曰、志レ於レ道、とは此心にや。道と云ふものの可レ有、私を以ては論ぜられざる事也と、其の志の立ことあらざれば、道に可レ至樣なし、故に道に志と云へる也。世に少しなれて賢がほなる輩は、推して道を定め、この外に別に相異なる事は非ずと、私の意見を立るを以て、道こゝに遠ざかりて、遂に大道に不レ得レ入也。されば士の職分を知ると云

抱關撃柝—抱關は門番撃柝は夜警共に卑賤の職

道あらんや—道あるべしとの義か

ぞみ、士たらん事を求めば、奴隷雑人の役をつとめて、所レ得の祿をすくなくし、主の恩を薄くして、抱關撃柝のつとめ易きつとめをなして身を終ふべし。是則職分也。士として祿を得祿を求むるの輩、身の職分をば聊しらずして祿を貪らん事は、心に恥る處なくんば不レ可レ有也。故に士の本とするは、在レ知ニ職分一とは云へる也。

○志レ於レ道

師曰、人既に我職分を究明するに及んでは、其職分をつとむるに道なくんばあるべからざれば、こゝに於て道といふものに志出來るべき事也。たとへば京へ行べきと思ふに及んでは、其道を知らざれば不レ可ニ能行一。不レ知して強ひて行ば、皆邪路に可レ入也。士の身を修め、君につかへ、父に孝行し、兄弟夫婦朋友に相交て、其快く相和する如くに致さん事を知るは、其道を尋て其用をしるに在べき也。而して道あらんやと志出來ば、我より先だつて志あつて能く行ひ得たらん人を求め、是に案内を賴んで、その引導に任せつべし。其師たる人の行跡所レ違あるか、言は似て其事物に應ずる處不レ明には、速

文武云々―文武の徳を具備せざるべからざる理由なりとの義

究理―研究して其理を明にする也

りを愼で義を專とするにあり。而して己れが身に父子兄弟夫婦の不レ得レ已交接あり。是又天下の萬民、各なくんば不レ可レ有の人倫也といへども、農工商は其職業に暇あらざるを以て、常住相從て其道を不レ得レ盡。士は農工商の業をさし置き、此道を專つとめ、三民の間、苟くも人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に人倫の正しきを待つ。是士に文武之徳知不レ備ばあるべからず。されば形には劍戟弓馬の用たらしめ、内には君臣朋友父子兄弟夫婦の道をつとめて、文道心にたり武備外に調て、三民自ら是を師とし是を貴んで、其教にしたがひ其本末をしるにたれり。こゝにおいて士の道たつて、衣食居をつぐなひ、以て心易かるべく、主君の恩、父母の惠、しばらく報ずるにたりぬべし。此つとめ有らざらんには、父母のめぐみを盗み、主君の祿を貪て、一生の間唯盗賊の命を全くするに同じ。甚以て歎息するにたへたり。故に先づ身の職分を詳に究理可レ仕と云なり。此わきまへあらざらん輩は、速に三民に入て、或は耕して食ひ、或は工して世をわたり、或は商買して身を過して可レ然。是天のとがめ可レ少、若ししひて奉公をの

遊昆—昆は友なり遊戯の義

賊民—道を守らず法に従はざる亂民

道志—道に志し徳に進むの精神也

云に不レ及、鳥獸のたぐひ、魚蟲のいやしき、草木非情なる、何れかいたづらにして天性を全くするや。鳥獸は自飛走して食を求め、魚蟲は遊昆して其食を尋ね、草木は土に根ざして深からん事をなせり。各唯食を求むる事不レ暇、一年の間一日一時も飛走遊昆を忘るゝ事なし。物皆然り。而して人の上に、農工商又如レ此。若しつとめずして一生を全く可レ終は、天の賊民といふべし。しかれば士何ぞ職業なからんと自省みて、士の職分を究明いたさんには、士の職業初めてあらはるべき也。此思入の立ざる内は、或は人の云にまかせ、或は書册にしるせるまでを以てして、實に腹心に體認せざるを以て、志の立處甚薄し。志の立處甚薄きときは、以前より因循して所二久染一の惡習内にかくるゝを以て、輕薄にして道志何を以てか長ぜんや。是士の立レ本第一とすべし。人の數にしたがひ、當座の心にまかせん事は、譬ば暫く其事をなすといへども、實と難レ成。今云らん處に深く立レ志て、自我職分を糾明し得んには、士たる職こゝに明なるべきなり。凡そ士の職と云は、其身を顧み、主人を得て奉公の忠を盡し、朋輩に交て信を厚くし、身の獨

二氣陰と陽と

士道

立本

○知己職分

師嘗曰、凡天地の間、二氣の妙合を以て人物の生々を遂ぐ。人は萬物の靈にして、萬物人に至て盡く。こゝに生々無息の人、或は耕して食をいとなみ、或はたくみて器物を作り、或は互に交易利潤せしめて、天下の用をたらしむ。是農工商不得已して相起れり。而して士は不耕してくらひ、不造して用ひ、不賣買して利する、その故何事ぞや。我今日此身を顧るに、父祖代々弓馬の家に生れ、朝廷奉公の身たり。彼の不耕不造不沽して士たり。士として其職分なくんば不可有、職分あらずして食用足しめん事は、遊民と可云。一向心を付て、我身に付て詳に省りみ考ふべし。されば天下の間、人間は

武教小學終

淫佚─淫も佚も共に猥りがはしきを謂ふ

源氏─源氏物語五十四帖、紫式部の著

は順從也、爭はず、妬まず、怒らず、貪らず、是柔順の用也。孔子曰く、婦人は人に伏す、是故に專制の義なし云々）能く果斷なるを以て制と爲す。（果敢決斷也、懦弱なれば、則ち泥著して明ならず）戲遊言語、必ず淫佚の事を以てすべからず。敎ふるに義の正道を以てし、示すに武の本意を以てすれば、則ち夫婦の道正しうして、人倫の大道明けし。（王吉の上疏に曰く、夫婦は人倫の大綱也。朱子曰く、夫婦有り然して後に父子あり云々）

師嘗て曰く、近世の俗、女子を敎ふるの學は、皆源氏、伊勢物語等の俗書を以てす、甚だ歎息すべし。此等の書は淫佚の事を以て樂と爲し、悠艶の事を以て專と爲し、或は女子の別夫に通ずるを書し、或は人情の及ぶ所を記す。筆力甚だ柔にして、尤も女子の書たり。然れども此書を以て垂戒と爲すの女子、今焉んか有らんや。之を筆削する所の者も亦淫佚の女なり。必ず之を玩味せしむべからず。

に關する書籍册子

椸枷―衣を掛くる器横なるを椸とし直なるを枷とす

列女傳―漢の劉向の著す所と稱せらる

して之を拔く。師を貴ぶこと父兄の如くす。(父兄は天然の序也、師我を導きて道義に到り、五倫の明を知らしむ、其思情至つて厚し、豈忽如にすべけんや、我士として武書武事を輕んずる者は志士に非ざる也) 凡そ女子の教戒は、甚だ以て愼むべし。其法多く懦弱を以て教と爲すは、大いに誤れり。士の妻室たる者は、士常に朝に在りて內を知らざるが故に、夫に代りて家業を戒むべし。豈懦弱を以ひんや。夫男は內を知らず女は外を言はず。宮室を爲るに內外を辨ず。(內則に曰く、禮は夫婦に始まる、宮室を爲るに內外を辨ず云々) 男女椸枷を同じうせず、敢て夫の楎椸に縣けず、舅姑の道を能くす。(皆內則の言也、横者を椸と曰ひ、直者を楎と曰ふ、衣を掛くる物) 漢唐の間義を守り節に死するの女、(列女傳、及び小學善行篇に出づ、漢唐已前の風俗は論ずるに及ばず。) 闔國武將の妻室、盛衰を以て節を改めず、存亡を以て心を易へず、或は賊に當り或は敵に死せり。斯の如きの禮節、此の如きの立操、豈懦弱の教を以ひんや。蓋し女は陰を主とす。其體柔にして其心順なり。是自然の生質なり。故に柔順を以て用と爲し、(柔は柔和也、順

論語―陽貨第十七に出づ

明道―程顥をいふ、宋の大儒

武册―武道

ふるに文學を以てす。（論語に曰く、仁を好んで學を好まざれば、其蔽や愚、知を好んで學を好まざれば、其蔽や蕩、信を好んで學を好まざれば、其蔽や賊、直を好んで學を好まざれば、其蔽や絞、勇を好んで學を好まざれば、其蔽や亂、剛を好んで學を好まざれば、其蔽や狂云々。凡そ幼穉精氣全備の節、先づ學を以て先聖の法言を覺らしむるは、是古の法也）然も或は記誦に陷り或は詞章を玩び、則ち倭俗を忘れて漢樣を欲す。（婚冠、喪祭、衣服、言語、必ず漢俗を模せんと欲す、是泥著の致す所也）明道曰く、凡百の玩好は皆志を奪ふ、書札に至つては、向好看すれば亦自ら志を喪ふ云々と。人氣稟の異有り、故に其輕重清濁を考へて習馴せしむ。言語已に通ずれば、則ち師を選び友を考へ、人品の下に到らしむること勿れ。（康節邵先生子孫を戒めて曰く、上品の人は教へずして善、中品の人は教へて後に善、下品の人は教ふるも亦善からずと。教へずして善なるは聖に非ずして何ぞ、教へて後に善なるは賢に非ずして何ぞ、教ふるも亦善ならざるは、愚に非ずして何ぞ）師弟の相接する尤も敬慕すべし。兵書武册は汚席に置くべからず。盥嗽

血脈—傳統と云ふに同じ
張橫渠—宋の大儒張載
凶狠—凶惡にして犬の相嚙むが如くなる也
知の發—知の發動すべき最初の機

子孫の恩情は、天道の自然にして、血脈相續の成る所なり。人倫の厚き、何事か之に及ばんや。我身既に沒して嗣子放僻ならば、則ち家絶え身滅びん。何ぞ恩愛の甚を以て、敎戒の事を垂れざらんや。士は大丈夫を以て勇と爲す。愛惠の切なるに於ては、信勇を以て之を戒めざれば、卽ち志士仁人に非ず。(孟子曰く、富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず、是之を大丈夫と謂ふ) 凡そ幼穉の間、氣の稟くる所は唯天然のみにして、心知未だ主とする所有らず。其習日に長じ月に益す。善惡の機す所甚だ愼むべし。張橫渠曰く、今世の男女は、幼より便ち驕惰懷了し、長に到りて益々凶狠なりと。又曰く、子愛して敎へざるを驕子と曰ふと。士の子孫を敎戒するや、其知を正し其機を勇にし其事を信ぜしむ。(曲禮に曰く、幼子は、常に視ること誑く勿れ、立つこと必ず方を正しうし、傾聽せず云々) 故に知の發に於て邪正を考へ、邪を戒め正を揚げ勇を養ひ、之を恐れ威れしめず。少事と雖も作謟を以てせず。戲遊には必ず弓矢竹馬の禮を以てし、言語は皆武義禮讓の節を以てし、其精氣を全くし、情欲を寡からしめ、敎

来り食へと鄙みて與ふる食を云ふ

千鍾—六斛四斗を一鍾とす重祿を謂ふ也

堂を爲る—財を積みて堂を爲り産を重ねて家を作らんとするを謂ふか

舜に授け、舜之を禹に授けて辭讓せず、爾汝の言の至つて少なる、人能く之を受けず。孟子曰く、人能く爾汝を受くるなきの實を充せば、往く所として義たらざるは無し。朱子曰く、爾汝とは人の輕賤する所の稱也）一義一道を闕げば、則ち千鍾の祿天下の重と雖も受くべからず。凡そ仕官の士、俸祿の外に施與を受けんと欲する者は、分に超え量に過ぐるの輩にして、敖金と爲さんと欲するか、（施子曰く、小民の家故無くして百金を得ば、大禍あるに非ざれば必ず大咎あり、何ぞや、即ち彼の獲る所數金に過ぎず、其得る所の者は微にして用ふる所は狹し、故無くして百金を得れば、即ち其志を驕りて、其守る所を喪ふ、之を得と雖も、必ず失ふ云々。敖金とは實用の財に非ず。敖を爲すの金なり）然らずば吝嗇積財の俗堂を爲らんと欲するか。兩つながら當然の理を失へり。施と受と、士は之を專ら愼むべきなり。或は曰く、士吝嗇して財を積まんよりは、寧ろ施して餘有れと。

○子孫教戒

香餌云々｜三略に香餌の下には必ず死魚あり重賞の下には必ず勇夫ありと

分を守る｜所謂入ることを量つて出すことを爲すの謂也

爾來の食｜嗟來の食に同じ嗟乎爾

○與受

凡そ施受の道は、君臣上下の義、朋友相接の禮、士の愼み守るべき所也。法に曰く、軍に財無ければ士來らず、軍に賞無ければ士行かず、香餌の下には懸魚有り、重賞の下に必ず死夫有りと。又曰く、魚其餌を食むには乃ち緡を牽く、人其祿を食むには乃ち其君に服すと。祿を以て人を取るは、皆是古の制なり。財祿有と雖も、與へ施さざれば則ち士卒の來服無く、唯匹夫獨身のみ。與施分を超ゆれば、財竭き祿乏し。武備又何ぞ整はんや。故に出納を計り度量を考へて、或は施し或は與ふ、是士の法たり。（凡そ納るを計つて出づるを制し、度を考へて量を知れば、卽ち過不及の謬なし。論語に曰く、出納の吝之を有司と謂ふ云々。出納の際に於て其當を知らず、故に、及ばざるを吝と曰ひ、過ぎたるを奢と曰ふ也）與施道義に於てせざれば卽ち義士來らず。傳に曰く、義士を使ふには財を以てすべからず。爾來の食は、乞食の者も之を受けずと。豈愼まざるべけんや。受の道、義有れば卽ち物の輕重に依らずして之を受けて可なり。（天下は主器也、堯之を

内議―精神を内に勞するを謂ふ

曾子曰く―論語泰伯篇に出づ

險阨―險阻阨難の地勢

致―施し行ふを謂ふ

する所の事凝滯し、其費尤も大なり。色欲淫なれば即ち内議多くして、用事に私有り、精氣漏滲めば即ち謀事成らず。甚だ畏るべきの至なり。任重くして道遠し。故に此を以て大戒と爲す。(曾子曰く、士以て弘毅ならざるべからず、任重くして道遠し、仁以て己が任と爲す、亦重からずや、死して後已む、亦遠からずや云々)

○放鷹狩獵

放鷹狩獵は古の制なり。鳥獸の田園に荒ぶるや、尤も之を殺生すべし。士たるの道は、險阨遠近山川の形を知り、風俗街歌巷説の品を計り(街歌は路街の童穉の歌謠する所なり、巷説は路巷に風説する所、皆時代の政務略々發見する所たり)自ら水澤山林に入り、矢玉劍戟を用ひ、四支を輕くし骨節を習はし、士卒の材を考へ兵士の用を閲するは、必ず士の勤むべき所なり。然も用に時有り、(農作の時を知り、寒暑の苦を知る)致に節あり。苟も時を失ひ節を忘れば、則ち田園を荒れしめ民力を費すこと、豈鳥獸の禍の如きのみならんや。士の爲す所、戯遊と雖も皆據有り。其本を計らざれば即ち常に荒暴せん。

費蔽—失費流蔽の意、損害

三民—農工商

職任—自家の職とする所、自から任する所

師嘗て曰く、天下の財寶は天下の財寶なり、能く交易利潤して萬物に通用す、故に是を財寶と曰ふ。財有るの人は皆費を厭ふと言うて、費すことを知らず、金玉堂に盈ち財器府に在るも、而も施用するを知らず。則ち天下の財一所に滯つて、天下の用と爲らず。費蔽何事か之に如かんや。人財を好めば、則ち大概之を吝嗇す。故に聖人は金玉を以て財と爲さず、得難きの財を貴ばず。況んや土器書軸銅鐵の器を藏して、之を財として、千金を以て之を易ふるをや。其惑甚しいかな。

○飲食色欲

飲食男女は、人の大欲存するところなり。飲食は、身體を養ひ禮節を行はんが爲なり。色欲は、子孫を嗣いで情欲を止めんが爲なり。人皆自然の節有り、士は三民の長たり、家業彌々重うして、職任する所甚だ厚し。豈愼まざるべけんや。飲食量を過ぐれば、卽ち病を生じ爭を起す。(言ふ心は、飯酒の節過ぐれば、卽ち禮を失ひ、爭を起すの基なり)卽し然らざれば卽ち睡眠至り、骨節重くして事々怠り多し。卽ち家業忽にして、職と

にして厚きを求めず輕便にして紛飾を求めざる也
藜藿─藜はあかざ、藿は豆葉、食の極めて粗なるを謂ふ
給─給は足也又與なり

志士の意に非ず。家宅の廣狹用所は、尤も武式を守るべし。傳に曰く、帝堯の天下に王たる時、錦繡文綺を衣ず、宮垣屋宅を堊せず、甍桷椽楹も劉らず、茅茨庭に偏きも剪らず、鹿裘寒を禦ぎ布衣形を掩ひ、糲粱の飯藜藿の羹、役作の故を以て、民の耕織の時を害せず。心を削り志を約して、事に無爲に從へり云々と。

○財寶器物

夫財寶は、乏者に給し貧者を救ひ、給らざるを省し賢者を招き、士を聚むるの禮用也。器物は今日の用を足らしめんが爲なり。士たるの道、身を主君に委し死を全道に守る、是古人の格言なり。若し財寶を吝み器物を翫ばゞ、則ち武器自ら闕如せん。大節に臨んで殆んど家を忘るべからず。家を思ふの切なるや、義を棄てて死を遁れ、謗を指頭に受け、汚を父祖に及ぼす。人面獸心の事のみ、何の樂か之有らんや。金銀財器餘り有るの輩、或は國を失ひ家を滅し、身に易へて財を積むの士、古今枚擧すべからず。豈息如にすべけんや。

里仁篇に見ゆ
三者―卽ち衣と食と住
三略―太公望の遺書と傳ふ上中下の三略あるが故に云ふ
非肉不飽―孟子梁惠王上篇を參照すべし
輕薄―弃薄

衣惡食を恥づる者は、未だ與に議するに足らず。又曰く、君子は食飽を求るなく、居安を求むる無し）衣食及び居は各々分あり。三者其位を出づれば則ち度量相違し、費多く財竭きて、武備を成すこと克はず。三者及ばざれば、則ち志必ず吝嗇に在りて又正しからず。能く其節を守るは是士の用法なり。凡そ士の衣服に分有り、唯武備に稱ふを以て用と爲す。長短縫裁皆則有り。食は麁糲を以て用と爲す。唯士卒と滋味を同じうせんと欲するのみ。（三略に曰く、昔は良將の兵を用ふるや、簞醪を饋る者あれば諸を河に投じ、士卒と流を同じうして飲む。夫一簞の醪は一河の水に味つくる能はず。而も三軍の士爲に死を致さんと思ふは、滋味の己に及ぶを以て也）然も氣質により病多く、脾胃調和せざるの士あり。又身を養ひ生を全うして、死を全道に守るの量有るべし。（言ふ心は、七十の者以て肉を食ふべし、是年老いて肉に非れば飽かざる也。人生氣の稟くる所厚薄あり、年若しと雖も、其脾胃七十に同じければ、卽ち麁糲の食用ふるに足らず）室宅は必ず輕薄を以て用と爲す。（費敝の飾無し）居安く室美なれば、則ち志家を思ふに在り。是

傍云々—不虞に備ふる也
悋勤—愼み勤むるを謂ふ
辭令—言語應對を謂ふ
論語—是語

く、備ふる者は門を出づるより敵を見るが如くすと、是備へざるなきの謂なり）外に出でては則ち內を忘るべし。（已上行法を謂ふ也）往くには則ち前法の如くし、（前章に出づ）座には則ち威儀を正し用具を佩びて、常に不虞の戒を忘れず、（已上坐法を言ふ也）臥には則ち尸せず、（論語に曰く、寐ねて尸せず。朱子曰く、尸とは偃臥死人に似たるを謂ふなり）傍より利器を離さず、夜戒を嚴にす。（前章に出づ）皆人に先んじて其勞を爲すべし。（已上臥法を言ふなり）凡そ士たるの道は、行住及び坐臥、暫く放心すれば則ち必ず變に臨んで常を失す。一生の悋勤も、一事に於て闕滅すべし。變の至りや知るべからず。則ち豈怠るべけんや。禮記に曰く（冠義篇に出づ）凡そ人の人たる所以の者は禮儀なり、禮儀の始は、容體を正し顏色を齊へ辭令を順にするに在り、容體正しく顏色齊ほり辭令順にして、而して後に禮儀備る。

○衣食居

惡衣惡食を恥ぢて居の安きを求むるは、則ち志士に非ず。（論語に曰く、志道に志して惡

づ不慮は不急を正とす

流蕩―節制を忘れて放縱無規律となるをいふ

敵を見るが如し―戒心の極めて深きを謂ふ

て今日の非を戒むべし。或は他の非を嘲り、或は時の政を誹り、或は遊興の樂を語り、或は男女の色を言へば、則ち心必ず流蕩して、行必ず陷溺す。人心甚だ之を好む。故に非禮は言ふこと勿れと。

○行住坐臥

行は則ち徑せず、(子游曰く、澹臺滅明は行徑に由らず。朱子曰く、徑は路の小にして捷なる者也、動くは必ず正を以てす、小を見て速を欲するの意無し。楊氏曰く、後世徑に由らざる者あれば、人必ず以て迂なりとす、孔子の徒ならずんば、其れ孰か能く知つて之を取らんや）傍人を礙げず非禮を爲さず、過言を出さず、門を出づるより敵を見るが如くす。(道路は貴賤往來の徑也。辭讓の禮有れば、卽ち喧嘩の事なし。若し誤つて下人他を礙げ、乘馬人を汚せば、卽ち速に我誤錯の事を述べ、言を卑うして之を敬し、之を禮せば、卽ち他何ぞ爭論せんや。怠れば卽ち必ず禮を忘る。故に門を出づるより敵を見るが如くす。孔子曰く、門を出でて大賓を見るが如くすと。是敬恭の切を表す也。吳子曰

放僻邪侈―孟子に見えたり氣儘放埒にして驕侈なるを謂ふ

志の適く所―志の動くにつれて言語應對も自ら殊なるをいふ也

小學―此語はもと荀子の天論に出

は用ひ、而して其實を盡さんが爲也）士の志斯の如くんば、則ち其氣專にして他に之かず、放僻邪侈の意發する所無し。故に孟子曰く、人恆の産無ければ則ち恆の心無しと。（産は産業也、四民各々恆の産業有り。若し産業を失へば、卽ち恆心放逸にして、放僻邪侈の心滿溢する也）

○言語應對

言語應對は志の適く所なり、戲言も思に出づとは是なり。凡そ士の言語正しからざれば、則ち其行必ず猾なり。柔弱の言鄙劣の語は尤も愼むべし。（人必ず生産せる土地の音聲有り。然も或は好んで懦弱の言を發すれば、則ち行必ず此に類す。又鄙劣凡下の語を爲すは、上品の士に非ず。文を學ばざるの費と云ふ）戰法軍旅武器馬具の用語は各々品有り、賓客喪祭の語、宗廟朝廷の言も各々則有り。言語輕出、應對節に當らざれば、則ち威儀正しからず、必ず禍を招くの媒なり。（小學に曰く無用の辯不慮の察棄て治めず）士の恆に語るべき者は、義不義の論、古戰場の事、古今勇義の行、時代武義の盛衰、皆議論し

相馬―馬の善悪健否を察知するをいふ

夙に起きて盥ひ漱ぎ櫛り（體認の事は前章の如し）座を出でて、諸士に謁し賓客に對し、庭前に馬を見及び馬に乗り、（御は六藝の一にして、馬は士の足也。御馬の法を知らざれば、則ち軍戰の用を達する無し。故に古人之を重んず。師嘗て曰ふ、相馬の法は、好く道を以てせざれば、唯人の目を喜ばすを好んで、士の用法を知らず。尤も愼むべき也）速に食し（辰の上刻を朝飯の時と爲す）盥漱して後、或は劍術し或は弓射の禮し、或は鐵炮或は鎗、皆骨節を矯め進退を正すの法なり。故に師の許に到り又師を招請して、更に懈るべからず。久しく怠れば則ち手足自由ならず、骨節相應せず、身輕からず體調れず、而して士の業必ず闕く。猶暇あれば則ち書を披いて、武義を論じ兵法を講じ士器を閱す。（士の器は士の用ふべきの雜器也。師且曰く、兵器の用完備すと雖も、收藏して常に試みざれば、則ち其職司を置くと雖も必ず怠り、久しければ則ち腐敗す、或は外好にして内虛し、或は損多くして用足らず、故に武將の古、坐席賓客の用之を粧飾するに、皆武器を以てして、玩器を以てせず、是其用を先覺に尋ね、其利を師友に問うて、或は捨て、或

家司—家事を取締る老臣

强仕—强に二義あり氣力の强と智慮の强と也

孟子—此語滕文公上篇に出つ

うし、士卒の體を安んぜしむ。(凡そ家司下人は、主に先だつて起き、主に後れて寐ぬ、其休息する所暫時也。故に夜寐して安ならしむ)

○燕居

傳に曰く、仕官の途、四十に至つて强仕の年と爲すと。(内則に曰く、三十にして室あり、四十にして始めて仕ふ、物を方し、謀を出し、慮を發し、道合すれば則ち服從し、不可なれば則去る。注に曰く四十を强と曰ふ)凡そ子孫の量を考ふるに、弱冠たりと雖も(二十にして冠し、始めて禮を學ぶ)官途を經しむべし。(此章、書道の言に拘らず、唯其器に依りて遲速の義あるべき也)士君に仕ふと雖も、閑暇多く、(其役職の閑暇有る也)或は不幸にして未だ君に仕へず、或は父母早く歿し、及び遠く離れて、朝夕の勤仕を得ず、燕居休暇の日多ければ、則ち其志怠りて家業を愼まず、殆んど禽獸に類す。(孟子曰く、人の道あるや、飽食暖衣逸居して教無ければ禽獸に近し)大學に曰く、小人閑居して不善を爲す、至らざる所無し云々と。故に閑居の士に於ては教戒無かるべからず。先づ

云—論語憲問篇に見ゆ敬愼して分を守り僭偽せざる也
以文會友—論語顔淵篇
益友損友—論語季氏篇に見ゆ諒は誠也便辟は威儀に習うて直ならず善柔は媚說に工にして諒ならず便佞は口語に習うて聞見の實無き也

く謙退して爭はず。（右君に事へ父母に事へ長幼を序づるの說也、皆明倫の事也）文を以て友を會し、友を以て仁を輔く。（曾子の言也、朱子曰く學を講じて以て友を會すれば則ち道益々明なり云々）益友有れば則ち事を問ひ、（孔子曰く、益者三友、損者三友、直を友とし、諒を友とし、多能を友とするは益也。便辟を友とし、善柔を友とし、便佞を友とするは損也）能く信じて僞らず、常に士の正義を思うて懈るべからず。是交を全うするの道なり。（以上朋友の交を明にするを言ふ。曲禮に曰く、君子は人の歡を盡さず、人の忠を竭さず、以て交を全うする也）凡そ仕官の道は、朝出は人に先だち、夕退は人に後る。歸宅の後は先づ父母に謁し、氣を下し色を怡ばし、（內則に曰く、氣を下し色を怡し、衣燠寒疾痛苛癢を問うて、敬んで之を抑搔す云々と）席に著いて留守の用所を問ひ、（家事を問ふ也）急緩を計つて其事を行ふ。閑なれば則ち今日の行事を顧み、暇あれば則ち書傳を披いて、士の正道を考へ、義不義の行を知る。日旣に沒しては則ち夜戒を飭し、（火難を禦ぎ不虞に備ふるの戒也、更に間斷あるべからず）寢所に入りては氣を休め體を寬

武教小學

門人 藤 忠之 校正
藤 可慶 句讀

夙起夜寐ー詩經及び弟子職等に出づ

平旦の氣ー天將に明けんとして天地清明なる時の氣也孟子告子上篇に出づ

謀ること云

○夙起夜寐

凡そ士たるの法は、先づ夙に起きて、盥ひ漱ぎ櫛り、衣服を正しうして用具を佩び（盥は手を洗ふ也、漱は口を漱ぐ也、櫛は梳る也。用具は腰刀、扇、火打袋の類）能く平旦の氣を養ひ、（孟子に出づ）而して君父の恩情を體認し、今日の家業を思量し、身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始なり、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げて以て父母を顯すは、孝の終なることを觀ずべし。而して後に家事を示し賓客に謁す。君に事ふるには、則ち速に出で仕へ、父母に事ふるには、則ち行いて其安否を察す。出でて事ふれば、則ち謀ること其位を出でず。長者に侍すれば、則ち敬すること父兄の如くし、能

門。欲學士之道者。必以此教爲戒。其志何放逸乎。生知之質。上品之士。外樣何足習乎。然俗殘教弛。則自陷溺異端者。人心之危也。士食君之祿。爲民之長。而其形其行其知不正。則天之賊民也。尤可汙辱之至也。此一篇。輯錄而爲梓鋟者。殆非先生之志。門弟子等竊蒐集。扁顯而號武教小學。士之浮靡蒙童。敬受此教者。爲志士仁人之一助乎。玩味而勿忽矣。

明曆丙申八月　　門弟子等謹序題

武敎小學序

大農、大工、大商、爲天下之三寶。士無農工商之業。而所以爲三民之長者。無他。能修身正心。而治國平天下也。然世遠人亡。鄕無善俗。世乏誠敎。故或短衣蓬頭。而以怒臂按劍爲俗。或深衣非服。而以記誦詩章爲敎。其過不及甚可歎息乎。有宋晦庵。述作小學。而人生自八歲迨十四歲。敎以灑掃應對進退之節。愛親敬長親友之倫。且以嘉言善行爲終篇。其功偉哉盛哉。然俗殊時變。倭俗之士。所用尤泥著。則居闔國而慕異域之俗。或學禮義用異風。或爲祭禮用異樣。皆是不究理之誤也。學者爲格物致知。而非爲效異國之俗也。況爲士之道。其俗殆足用異俗乎。習之於幼穉之時。欲其習與智長。化與心成之事者。誠先聖之實也。山鹿先生武敎之垂戒。其敎甚明也。於先生之

聖教要錄 終

無極無ければ、則ち其言は贅なり。太極の前に無極有りとならば、則ち異端の說なり。聖人の敎は唯日用のみ。太極は乃ち先後本末を含畜す。至れり盡せり。

○道原

道の大原は天地に出づ。之を知り之を能くする者は聖人なり。聖人の道は天地の如く無爲なり。乾坤は簡易なり、上古の聖人天地を以て配と爲す。董氏が所謂大原は、其語意尤も輕し。

天地の道聖人の敎は多言に涉らず、奇說造爲無し。自然の則を以てするのみ。一言にして之を盡すべし。百姓日に用ひて知らず、古今相由りて窮り無し。精神を弄し性心を認むれば、乃ち道遙に遠し。

へり

日用―日常必用の簡易なる事のみ難解を須ひずとなり

董氏―前漢の董仲舒

大原―根本とする所の稱

百姓―人民

雲行雨施―澤を萬物に施すをいふ、易の乾卦に雲行き雨施して品物形を流くとあり

周子―宋の周敦頤太極圖説の著はし無極にして太極と謂

○易有太極

太極は象數已に具りて未だ發せず、朕無きの稱なり。理氣妙合して、其間廣大變通縣象著明、悉く具つて缺くる所無く、甚だ相至極せるを太極と曰ふなり。太極の象已に發して、天地便ち廣大に、四時便ち變通し、日月便ち縣象著明に、雲行き雨施して萬物品節するなり。

理氣妙合すれば、則ち幽微眇茫の間も必ず太極す。天地人物は各々一太極なり。聖人の事物に於ける唯太極のみ。天地の物則に依りて衆理を含蓄す。故に未發の間象數既に具る。是感じて天下の物に通じ、思うて通ぜずと云ふこと無きなり。夫子易を論ずるに太極を以てす。這裏六十四卦三百八十四爻の象數相具れり。

周子太極の圖を作り、尤も後學の惑を起すに足るは、是聖人の道を知らざればなり。河圖を出し、洛、書を出す、各々自然の象あり、何ぞ造設を以ひんや。周子無極而の三字を以て、太極の字上に冠らしむるは、甚だ聖人の罪人にして、後學の異端なり。太極の外別に

○志氣思慮

志は心の之く所、意情の定まり嚮ふ所有るの謂なり。志は必ず氣に因る。思慮は意情の内に審なるなり。思慮致めざれば乃ち思を乖戻す。思を睿と曰ふは、慮つて得るの謂なり。

性心意情志氣思慮の字說、聖人詳に之を分たず。後學利口の辯のみ。聖人の道豈に多端ならんや。

○人物之性

理氣交感して萬物生ず、其間陽に根ざすは男たり、陰に根ざすは女たり。天地と萬物との生先後無し。强て之を謂へば、天地有りて而して後に人物有るなり。

妙合の間、未だ嘗て過不及無くんばあらず。故に萬物の品々有り。二五の中を稟くるは是人なり。人も亦過不及の差有り。而して賢愚あり、君子小人の成るや、皆習敎に因る。

人は正氣を稟け、物は偏氣を稟く。正氣は理の正なり、偏氣は氣の厚なり。

妙合云々―陰陽理氣互に感通交會するに就いて平等なる能はざるを謂ふ

子、性惡は荀子、善惡混は揚雄、以下皆宋儒の説

方形—形容

人心道心—書經に、人心は惟危く道心は惟微なり、人心とは人慾に從ふ心、道心とは義理に從ふ心

惻隱云々—孟子に見ゆ所謂四端

○心

性は形體の間に充ちて、方形の指すべき無し。其舍寓する所の地を心胸と謂ふ。一身の中央、五臟の第一、神明の舍、性情の具はる所、一身の主宰なり。

心は火に屬す。生々息むこと無くして少くも住らず、流行運動するの謂なり。古人性情を指して心と曰ふ。凡そ心と謂へば、乃ち性情相擧ぐるなり。

知覺を以て心と爲し、理を以て性と爲す。是切に性心を分たん事を欲して、性を以て本然の善と爲し認め來ればなり。人心道心、心を正しうするは、皆知覺と理と共に具る也。

○意　情

意は性の發動して、未だ迹有るに及ばざるの名なり。既に迹有れば乃ち情と曰ふ。發動の機微は是意なり、心の憑ふ所なり。性心は體にして、意情は用なり。

惻隱羞惡辭讓是非有るは是情なり。情の發して物に及ぶや、其目二五の間に出でず。聖人は仁義禮智を以てして、其情をして其節に中らしむ。

也

性相近―論語に子の曰く性相近し習相遠し

舜を以て的と爲るなり。後世其實を知らず、切に性の本善を認めて工夫を立つ。尤も學者の惑なり。

學者性善を嗜んで、竟に心學理學の說あり。人々賦する所の性、初は相近し、氣質の習に因りて相遠ざかる。宋明の學者が異端に陷れるの失は、唯這の裏に在りとす。

此道を修めて以て天命の性に率ふは、是聖人なり、君子なり。己が氣質に習うて情に從ふは、乃ち小人なり、夷狄なり。性は唯習敎に在り。聖敎に因らずして切に本善の性を覓むる者は異端なり。

天人理氣―天と人と理と氣と

聖人は天命氣質の性を分たず。若し相分つ時は、則ち天人理氣竟に間隔す。此性や、理氣交感の間に生る。天地人物皆然り。氣質を措いて性を論ずるは學者の差謬なり。細は乃ち細なるも、聖學に益無し。

性の數說―生之を性と曰へるは告

生之を性と曰ひ、性惡と曰ひ、善惡混ずと曰ひ、善なく惡なしと曰ひ、作用是性と曰ひ、性は卽ち理なりと曰ふは、皆性を知らざるなり。性は多言に涉るべからず。

天命云々―中庸に天命之を性と謂ふ性に率ふ之を道と謂ふと有り
交感―相互に相感通すると
之を字し―假に性善と稱したりと

聖教要録　下

○性

理氣妙合して生々無息底有り、能く感通知識する者は性なり。人物の生々も天の命ならずと云ふ事なし。故に曰く、天命之を性と謂ふと。

理氣相合ふ時は、則ち交感して妙用の性有り。凡そ天下の間、象あれば乃ち此性有り。此象の生ずる、已むことを得ざればなり。象有れば乃ち已むを得ざるの性有り、性有れば乃ち已むを得ざるの情意有り、情意有れば乃ち已むを得ざるの道有り、此道有れば乃ち已むを得ざるの教あり。天地の道は至誠のみ。

人物の性は一原にして、理氣の交感に自から過不及有り。其妙用感通も亦異なり。人同じく天地に稟けて四夷皆異なり。況んや鳥獸萬物の區々なるをや。

性は善惡を以て言ふべからず。孟軻の所謂性善とは、已むを得ざるを以て之を字し、堯

相剋―五行のうち木は土に土は水に水は火に火は金に金は木に剋つ

造作安排―人工工夫

生々―盛んに生育して息まざる貌

縣象―日月の天に懸れる形象

流行して萬變盡く。五行に生數行數有り、又相剋有り　天地人物の間、相剋對待して相生ず。生と剋と、循環して窮り無し。

○天地

天地は陰陽の大いに形せるなり。天地の成ること造作安排を待たず、唯已むことを得ざるの自然なり。故に長久なり、始終無きなり。其極は數を以て焉を論ずべからず、事を以て之を計るべからず。陰陽流行して、終に天地と爲り、日月と爲り、人物と爲る。氣昇つて止むこと無きは天なり、降つて凝聚するは地なり。昇降の誠は陰陽の著明なり。天地生々息むこと無し、唯自から彊めて已まざるなり。復に之れ天地の心を見る。終つて復始まる、始終無きなり。其德至大至公正大にして、天地の情見るべきなり。陰陽の形氣、其至れるは天地なり。其精を日月と爲す。日月縣象著明にして、天地萬物各々其處を得、天文地理の變、通ぜずと云ふこと無くして、而して後に天地と參たり。

五行―木、火、土、金、水

國に大事有るや、天地に告げて以て群神に及すは禮の常なり。人々祭祀すべきの神有り、天下の鬼神各々因る所有り。

○陰　陽

天地の間に盈ちて造化の功を爲す所以の者は陰陽なり。天地人物の全體なり。互に消長往來屈伸して生々息む事無し。輕うして昇る者は陽なり、重うして降る者は陰なり。陽は氣なり、陰は形なり。形氣更に離るべからず。陰陽根を互にして、偏廢すべからず偏用ふべからず。互に主と爲りて定位なし。

陰陽の形象、其著明なるは水火なり。水火相對し相因りて、其用亨る。水火の用大いなる哉。

○五　行

五行は陰陽の既に形するなり。五の者は天地の間に行はるゝ所以なり。陰陽は氣にして五行は形なり。更に作爲を待たず。水火は五行の主なり。水火象有りて形無し。相對待

先を奉じ遠を追ふ―論語に終を愼み遠を追ふとあり、祖先祭祀の義
衆支―多くの子孫

聖人の鬼神を論ずるや、天地と人とを先にして、而る後に鬼神に及ぶ。天地人民是明に務むる時は、乃ち鬼神の迹無きも亦感通す。

鬼神は幽遠の間通ぜずと云ふこと無し。故に其の言語形狀を見聞すべからざれども、然も同氣の相憑依すること、亦疑ふべからず。

魂は陽に屬す、其靈は神なり。魄は陰に屬す、其靈は鬼なり。人物は陰陽を合して形を爲す。陰陽の靈精を魂魄と曰ふ。

人物既に形するは、鬼神の物に見はるゝなり。精氣物となるなり。人物形せざれども、亦鬼神流行して造化の變を爲す。游魂變を爲すなり。

人唯爲にする事あれば則ち勤め、爲にする事無ければ則ち怠る。萬物は天に本づき、人は祖に本く。先を奉じ遠を追ふは、已むことを得ざるの誠なり。祭祀の禮は豈作爲し來らんや。子孫の祭祀却つて感格あるは、是同氣の相通ずるなり。祖宗相遠うして衆支氣を稟く。全く是祖宗の餘分なり。

て人を治む。

○敬恭

篤謹にして放蕩ならざる之を敬と曰ふ。其説を致むれば、乃ち禮の一事は人の警戒なり。敬を曰つて禮を以てせざれば、則ち其蔽は迫狹にして從容ならざるに在り。聖人の敎は禮に在り。禮行はるゝ時は乃ち敬存す。敬を專とすれば乃ち禮全からず。宋儒敬を以て學問の本と爲し、聖學の始を成し終を成す所以の者と爲す。此説に因りて主一靜坐すれば、乃ち謹厚沈默迫塞狹淺なり。聖人の敬を說くは、多くは戒愼恐懼に屬す。其戒懼禮を以てすれば寬裕從容たり。唯敬のみを言へば、乃ち其心逼塞にして通ぜざるのみ。恭は敬の外に發するなり。

○鬼神

鬼神は幽遠にして能く通ずるなり。天地人物の生々、其の流通貫徹するは、陰陽の靈鬼神の迹なり。鬼は陰に屬し神は陽に屬す。

放蕩—放縱に同じ

主一靜坐—持敬の工夫を云ふ、行住坐臥敬の一字を持して失はざること

維天命—詩經に出づ、穆は深遠の義、上天至誠の息む無きを謂ふ

無妄—妄は虛謬、虛僞の義

忠恕—己を盡す之を忠と謂ひ己を推す之を恕と謂ふ

○誠

已むことを得ざる之を誠と謂ふ。純一にして雜らず、古今上下易ふべからざるなり。維天の命、於穆として已まざるなり。聖敎は未だ嘗て誠を以てせずんばあらず。道や德や仁義や禮樂や、人々已むことを得ざるの誠なり。父子の親の如き、是れ假合附會に非ざるなり。

無妄之を誠と謂ふ、眞實無妄之を誠と謂ふ。共に誠を知らざるなり。已むことを得ざるの誠を致むる時は、則ち一言一行一事一物の間も誠ならずと云ふこと無し。

○忠恕

忠は人の爲に謀つて身に私有らざるなり。信は慤實にして欺かざるなり。忠は私せず、信は欺かず。忠は心上に就いて說き、信は事上に就いて說く。忠以て君長に事へ、信以て朋友に交る、聖人の敎は忠信に在るなり。

恕は己が欲せざる所、人に施すこと勿きなり。忠は是物に對して私せず、恕は是人を以

く博愛之を仁と謂ふと韋昭曰く博く人を愛するを仁と爲すと

支離―はなればなれになる

人之を詳にせり。

仁は義に對して謂へば、則ち愛惡の愛たり。仁は義に因りて行はれ、義は仁に因りて立つ。仁義は支離すべからず。人の情は愛惡のみ、是自然の情なり。仁義は愛惡の節に中れる也。

五常各々用ありて、包括せず、又支離せず。孟子之を説けり。先儒曰く、凡そ血氣有るの類は五常を具ふと。太だ理會せず。五常は情の發して節に中るなり、知を致めて力行せずんば、乃ち得べからず。人皆此情あり、能く道を修むれば乃ち情に中るを得。

○禮

禮は民の由つて生ずる所なり、中を制する所以なり、事に卽くの治なり。禮を知り禮を行ふ者は聖人なり。禮無ければ則ち手足措く所無く、耳目加ふる所無く、進退揖讓制する所なし。居處閨門朝廷文事武備宮室器用、禮を以てする時は則ち安し。禮は情を矯め外を飾るに非ず、自然の節有り、已むを得ざるの道なり。聖人の道は唯禮樂に在るのみ。

道

德は得—老子は德は得に同じ失は失に同じとある以來德を得と說く者頗る多し

克己復禮—論語顏淵篇に出づ、次の綱目も亦斯の中に在り

儒生—韋昭韓愈等を指す、韓愈曰

からず。性と天とを皆理と訓ずるは尤も差謬せり。凡そ天地人物の間、唯自然の條理有る、是體なり。

○德

德は得なり、知至つて內に得る所有るなり。之を心に得、之を身に行ふを、德行と謂ふ。其德公共にして、天地に通じ萬物に惑はざる者は、天德明德なり。淺露薄輕にして實地を蹈まざるは、則ち德と謂ふべからず。

○仁

仁は人の人たる所以、己に克ちて禮に復るなり。天地仁を以て行はれ、天下仁を以て立つ。顏子仁を問ふや、夫子綱目を以て之に答ふ。仁の全體大用盡せり。仁は五常を兼ぬるの言にして、聖人の教は仁を以て極處と爲す。

漢唐の儒生、仁を以て愛の字に作る、其說及ばず。宋に至つて仁を以て性と爲す、太だ高尚なり。共に聖人の仁を知らず。漢唐の蔽は少なうして、宋明の蔽は甚し。仁の解は聖

我行ふ云々—彼我古今によりて通不通あるは人道にあらず

率性—中庸に性に率ふ之を道と謂ふ

條理—すぢ

く云爲す。各々其道ありて違ふべからず。

道は行ふ所有るなり。日用以て由り行ふべからざれば則ち道にあらず。聖人の道は人道なり。古今に通じ上下に亙り、以て由り行ふべし。若し作爲造設に渉りて、我行ふべく彼行ふべからず、古行ふべく今行ふべからずんば、則ち人の道に非ず、性に率ふの道に非ず。

道の名は路上より起れり。人の行くや必ず路有り。大路は都城王畿の路にして、車馬通ずべく、人物器用交々行くべく、天下の人民各々其の路に出でんことを欲す。小徑は吾人利する所の路にして、甚だ狹陋なり。其險阻隘曲、少く翫ぶべきのみ。聖人の路は大路なり、異端の路は小徑なり。小徑は少く翫ぶべくして終に安んずべからず、大路は翫ぶべき無く、見るべき無くして、而も萬の小徑目下に在り、終に離るべからず。

○理

條理有る之を理と謂ふ。事物の間は必ず條理あり。條理紊るゝときは則ち先後本末正し

惟精惟一——義理を精明にし拳々として一を守ること

聖教要錄 中

○中

中は倚らずして節に中るの名なり。知者は過ぎ愚者は及ばず。中庸の能く行はれざるなり。中庸を能くする時は、則ち喜怒哀樂及び家國天下の用、皆節に中るべし。中は天下の大本なり。

聖人の道は中庸に在り。中庸を能くするは、知を致め、禮を詳にするに在り。惟精惟一、其中を用ひ、中庸を擇ぶは是なり。若し意を著けて推し求め、悟了底を待ちて未發の中を索めば、則ち中庸に非ず。庸は平日日用の謂なり。此中を平日に用ふるなり。庸を以て別に工夫を立つるは、尤も差謬せり。

○道

道は日用共に由り當に行ふべき所、條理有るの名なり。天能く運り地能く載せ、人物能

に對ふるに風流事を以てしたるは論語先進篇に見ゆ

六義—風、雅、頌、賦、比、興

巧言令色—言を飾りて實無く、媚を獻じ、顏色をよくするを

文質云々—論語雍也篇に出づ

を存し、或は事義を評し、或は好風景を述べ、或は自ら警め、或は時政君臣の德を稱す。此の如き時は卽ち六義自然に相具はる。後の詩を作る事を學ぶもの、言を巧にし趣を奇にす。其言ふ所皆虛誕なり。故に詩人は天下の閑人、佚樂游宴の媒なり。

詩を作るに、必ず經書の文字を事とし、道德仁義を言ひ、世敎に渉らんと欲するも、亦詩の一病なり。學敎何ぞ詩を借らんや。宋明の儒に多く此蔽有り。聖人の道を知らざればなり。

文は言辭の書に著はるゝなり。聖賢の言は已むことを得ずして發す。自然の文章なり。後の文を作るは皆巧言令色なり。事無きの處に奇趣向を求めて造作し來る。尤も汙とすべし。韓柳歐蘇は文章の達人にして、而も其學は皆乖戾す。文質に過ぐるは史なり。

周程張邵｜周茂叔、程明道、程伊川、張横渠、邵康節

陸王｜陸象山、王陽明

朱元晦｜朱熹

法家云々｜法家は商鞅、韓非の徒、縦横家は蘇秦張儀が輩

顏子云々｜顏子が樂む處は粗食粗衣裡に泰然たるに在り

曾點が孔子

るは有らざるなり。孔子沒して聖人の統殆んど盡く。曾子子思孟子も亦企て望むべからず。漢唐の間、其任に當らんと欲するの徒有り。又曾子子思孟子に於て、口を同じうして談ずべからず。宋に及んで、周程張邵相續いで起り、聖人の學此に至りて大いに變じ、學者儒を陽にして異端を陰にし、道統の傳、宋に至つて竟に泯沒せり。況んや陸王の徒算ふるに足らざるをや。唯り朱元晦のみ、大に聖經に功あるも、然も餘流を超出するを得ず。噫道の人に託し世に行はるゝ、皆天に在り。其れ誰か强ひて此に與からんや。

孟子沒して後、儒士の學宋に至るまでに三變せり。戰國の法家縦横家、漢唐の文學訓詁專門名家、宋の理學心學なり。夫子沒してより、今に至るまで、既に二千餘歲に向として、三變し來れり。周孔の道意見に陷り、世を誣ひ民を惑はし、口に聖教を唱へて、其志す所は顏子が樂處、曾點が氣象のみ、習來すること世々久し。嗚呼命なるかな。

○詩文

詩は志の之く所、內に志あれば則ち言必ず動く。古詩は自然の韻叶なり。其志或は諷諫

て入れざるを扞とし堅強入り難きを格とす、相牴觸する義

利口云々―口辯捷給なる者を謂ふ論語に利口の邦家を覆す者を惡む云々

走作―多端多岐に渉りて操守無きこと

其道を致めざればなり。

書を讀むに、學の志を以てするは大益なり。讀書を以て學と爲るは、則ち玩物喪志の徒なり。

書を讀むは聖人の書に在り。聖教ははなはだ平易なり。つねに讀みて之を味ひ、玩んで之を繹ね、推して之を行へば、以て之を證するに足る。他は皆利口に渉り、事を知るに便あるのみ。其一言半句一事一行の執り用ふべき有るも、其始終を推せば乃ち全からず。唯廣才博識の一助たり、又之を釋つべからず。

讀書の法、記誦博識を專とするは、乃ち小人の學なり。多く走作するを忌む。詳に訓詁を味ひ、聖人の言を本として直に解すべし。後儒の意見は取材るところ無し。

○道統

伏犧神農黃帝、堯舜禹湯文武周公の十聖人は、其德其知天下に施して、而して萬世其澤を被る。周の衰ふるに及んで、天仲尼を生ず。生民ありてより以來、未だ孔子より盛な

端倪―端は山巓、倪は水涯、事の一端を謂ふ

扞格―拒み

父を以て同じく相稱せり。

師は其端倪を示し、朋友は其私を輔く。師友の益なり。

○立　敎

人敎へざれば道を知らず、道を知らざれば乃ち禽獸より害あり。民人の異端に陷り邪說を信じ、鬼魅を崇び、竟に君を無し父を無みする者は、敎化行はれざればなり。古昔王者の國を建て民に君たるや、敎學を先と爲せり。

君長の下を御する、人を敎ふるの道を以てすれば則ち臣僕敎化す。敎の久しきや、自から風俗と爲り、人々自から安んず。家に家の敎有り、國に國の敎有り、天下に天下の敎有り。道德を一にして以て俗を同じうす

○讀　書

書は古今の事蹟を載するの器なり。讀書は餘力の爲す所なり。急務を措いて書を讀み課を立つるは、學を以て讀書に在りと爲すなり。學の日用と扞格するは、是唯書を讀んで

窮むること

倹に過ぐ―倹束に過ぎて固陋なること

や過ぐ。書を讀み事に泥むは其蔽や及ばず。共に學の蔽なり。

學は必ず標準有り。其志す所正しからざれば、乃ち書を讀むも知日に昏く、道を覓むるも理日に惑ふ。其行倹に過ぐれば、其君子と稱するも、亦事物通ぜず。言必ず信に、行必ず果なるも、硜々然たる小人なり。

○師道

人生れながらにして之を知る者はあらず、師に隨つて業を享くるのみ。學は必ず聖人を師とするに在り。世々聖教の師無く、唯文字記問の助のみ。然れども道は天地の間に在りて、人物自然の儀則あり。其言行己より賢れる者は、以て師とすべし。何ぞ常の師あらんや。天地は是師なり、事物は是師なり。

師を立つるに嚴を以てし、師を重んじて之に事ふるは、身を修むる所以なり。師道重からざれば、則ち學ぶ所固からず。

師に輕重有り。一技の術も亦師なり。聖教の如きは、其深重なる事君父に同じ。古人君

知鑿行蕩―知は穿鑿に過ぎて臆測を逞うし、行は放縱となる

下學上達―論語憲問篇に見ゆ、下人事を學びて上天理を

情を矯め、情を直ぐにして徑に行ふ。戎狄の道なり。聖教異端聖學俗學の辨は、唯義と利との間に在り。

知つて力めざれば則ち至ると謂ふべからず。力行して省察せざれば則ち知鑿し行蕩す、又至ると謂ふべからず。力行省察して、而して後に知の至るなり。

○聖學

聖學は何の爲ぞや、人爲るの道を學ぶなり。聖教は何の爲ぞや、人たるの道を敎ふるなり。人學ばざれば則ち道を知らず、生質の美も知識の敏も、道を知らざれば其蔽多し。學は唯古の訓を學んで其知を致め、而も日用に施すなり。知の至るや遂に氣質を變ず。學は志を立つるに在り、志立たざれば則ち人の爲にするなり。學に法有り、小學大學、下學上達、中人以上、中人以下、各々法有り。學は必ず問に在り、問は必ず審に在り。問はざれば則ち新ならず。學は必ず習に在り、學んで時に習ふなり。學は必ず思ふに在り、思はざれば其知至らず。學は必ず蔽有り。心學理學は、心を甘んじ性を嗜む、其蔽

斗の金—厚祿大金の意鍾は六斛四斗、北斗は星の名

中庸—偏せざる之を中と謂ひ易らざる之を庸と謂ふ

思睿—書經に出づ物事に通じて深く明なるを睿と曰ふ

孝愿愨にして非義を爲さゞるの士、及び陰士逸人名節雄知、當世に聞ある者、世に乏しからず。一行一善にして、聖人の道に於ては纖毫の相似ること無し。聖人は中庸のみ、得て稱すべき無し。

○知至

人は萬物の靈長なり。血氣有るの屬の者、人より知なるは莫し。聖賢は知の至れるなり。愚不肖は知の習へるなり。知の至ることは物に格るに在り。天の蒸民を生ずる、物有れば則有り、能く其の物に至りて盡さゞる無ければ、則ち其知至りて通ぜざる無し。盡さざる無く通ぜざる無き者は聖人なり。思ふを睿と曰ひ、睿は聖と作る。

人知ること多し、故に欲も亦多し。欲は充つべからず。君子は義を以て利と爲し、小人は利を知つて義を知らず。君子の利は能く亨り、小人の利は全からず。義と利と支離せざる者は義の和なり。義の有る所利之に隨ふ。

人皆聖を願ふの志あり。其知至らずして、動もすれば異端に陷る。異端の敎たるや、人

知至―大學に知至りて後に意誠なりとある義を説く

千鍾の祿北

聖教要錄

上

○聖人

聖人は知ること至りて心正し、天地の間通ぜずと云ふこと無し。其の行や篤うして條理有り、其の應接や從容として禮に中り、其の國を治め天下を平かにするや、事物各々其の處を得。別に聖人の形を謂ふべきなく、聖人の道を見るべき無く、聖人の用を知るべきなし。唯日用の間、知至りて禮備り、過不及の差無きのみ。

上古は君長皆之を敎へ之を導く。後世は然らずして別に師を立つ。既に衰世の政なり。

天下の由る所、乃ち聖人の道にして、知者は過ぎ、愚者は及ばず。

人に一行一善の稱すべきあるは一曲の士なり。千鍾の祿辭すべく、北斗の金抛つべし。忠

可畏。吾何敢無過乎。吾言一出。天下之人。可以告可以毀可以辨。得其告其毀其辨而改其過。道之大幸也。遼豕貽羞。黔驢易敗。皆知己不知彼。不詳致之蔽也。予者師周公孔子。不師漢唐宋明之諸儒。學志聖教而不志異端。行專日用。不事洒落。知之至也。欲無不通。行之篤也。欲無不力。然猶斂於口而訥於行。是吾憂也。聖人之道者。非一人之所私也。如可施於一人而不可擴天下、則非道。必示之於天下。待後之君子。惟吾志也。門人等謹奉其旨。鋟梓以行於世。其君臣父子夫婦昆弟朋友之交際。修身聖學之要論及或問。詳載先生之語類。

寛文乙巳季冬十月

山鹿先生門人等謹題

聖敎要錄小序

聖人杳遠。微言漸隱。漢唐宋明之學者。誣世累惑。中華既然。況本朝乎。先生勃興二千載之後。垂迹於本朝。崇周公孔子之道。初學聖學之綱領。身也家也國也天下也。于文于武。其教學。聞而無不通。爲而無不效。先生之在於今世。殆時政之化乎。唯書可以遺之。如其澤不及於人物。是天也。門人等輯其說爲篇。謁先生請曰。此書可以祕可以崇。不可廣示於人。且排斥漢唐宋明之諸儒。是違天下之學者。見者獻嘲乎。先生曰。噫小子不足謀。夫道者天下之道也。不可懷而藏之。可令充於天下行於萬世。一夫亦因此書起其志。則贊化育也。君子有殺身以成仁。何祕吾言乎。且說道而謬人者天下之大罪也。漢唐之訓詁。宋明之理學。各利口饒舌而欲辨惑。惑愈深。令聖人坐於塗炭。最可畏也。聖經粲然于世。不可勞多言。吾又乏博識薄文辭。其註解於聖言。辯拆於諸儒。豈惟志乎。不然乃學者之汚染竟不可新也。後世

下

皇統

聖政章……………………三二〇
禮儀章……………………三三二
賞罰章……………………三八八
武德章……………………三九七
祭祀章……………………四二〇
化功章……………………四三四

中朝事實附錄

或疑……………………四四〇

配所殘筆　四五九——五〇二

山鹿素行文集索引……五〇三——五二〇

自戒……八三
詳㆓威儀㆒
毋㆑不㆑敬……八四
愼㆓視聽㆒……八八
愼㆓言語㆒……九〇
愼㆓容貌之動㆒……一〇一
節㆓飲食之用㆒……一一九
明㆓衣服之制㆒……一二九
嚴㆓居宅之制㆒……一五九
詳㆓器物之用㆒……一七一
惣㆓論禮用之威儀㆒……一七九
愼㆓日用㆒
惣㆓論日用之事㆒……一八二
正㆓一日之用㆒……一八四
辨㆓財用受與之節㆒……一八八
愼㆓游會之節㆒……一九〇
附錄
先生自警……一九一
先生子弟警戒……一九五
先生御㆑僕之警戒……二〇〇
中朝事實　二〇七——四五七
上
皇統
天先章……二〇九
中國章……二一三
皇統章……二三三
神器章……二四六
神教章……二五七
神治章……二七三
神知章……三〇〇

道原……二三

武教小學　二五——四四

夙起夜寐……二七
燕居……二九
言語應對……三一
行住坐臥……三二
衣食居……三三
財寶器物……三五
飲食色欲……三六
放鷹狩獵……三七
與受……三八
子孫教戒……三九

士道　四五——二〇六

立レ本
知ニ己職分一……四五
志レ於レ道……四八
在レ勤ニ行其所レ志……五〇
明ニ心術一
論レ養レ氣……五二
度量……五三
志氣……五五
溫籍……五七
風度……五八
辨ニ義利一……五九
安レ命……六五
清廉……六八
正直……七〇
剛操……七一
勵ニ忠孝一……七三
操ニ仁義一……七六
詳ニ事物一……七七
博レ學レ文……八〇

山鹿素行文集目錄

聖教要錄　一―二四

上

聖人……一
知至……二
聖學……三
師道……四
立教……五
讀書……五
道統……六
詩文……七

中

中……九
道……九
理……一〇

德……一一
仁……一一
禮……一二
誠……一三
忠恕……一三
敬恭……一四
鬼神……一四
陰陽……一六
五行……一六
天地……一七

下

性……一八
心……二〇
意情……二〇
志氣思慮……二一
人物之性……二一
易有太極……二二

なり。

今本書を輯成するに方り、漢文のものを邦文に書き改むるに臨みては、つとめて原文の俤を存せんことを主とし、中朝事實の如き訓點を附しあるものは、一切其の讀法に隨ひ、敢て些の改竄を加へず。尚校訂註釋等につきては古賀友太氏を煩はしたる事多し。特に記して同氏の勞を謝す。

大正三年四月　　校訂者　武笠三

教小學一卷は、男子、殊に武人の日常履踐すべき道德を說きて頗る懇切を極めたるもの、(原漢文)士道一卷は、先生の言論を門人等の蒐錄せる山鹿語類の第廿一卷士道の部を抽出せるものにして、武教小學と相俟ちて、男子身を持するの道に對する先生の意見を觀るべし。中朝事實二卷は、我邦が未だ大陸文明の影響を受けざりし太古時代の史實を捃摭し來りて、漢土の所謂古聖先王の道一として原來我に備はらざるなきを明かにし、以て我が彼に勝れるを證せるものにして、蓋し德川時代に於ける尊內卑外說の嚆矢たり。(原漢文)配所殘筆一卷は、先生が赤穗謫居中終焉の期近きを豫測して一生の經歷を回顧し、之を敍述して山鹿三郞右衞門、岡八郞左衞門の二人に贈りたるものにして、先生の事蹟を徵すべき最も確實なる材料

箇の自傳たるをや。

聖教要錄三卷は、渺たる小冊子に過ぎずと雖も、是實に、當時にありては、程朱學を以て唯一の信條とせる爲政者と官學者流とを震駭せしめ、後世にありては、據りて以て先生の識見と立脚地とを窺ふを得しむる重要なる大著たり。其の小序に曰く、「漢唐宋明の學者、世を誣ひ惑を累ぬ。中華既に然り、況や本朝をや。先生二千載の後に勃興し、迹を本朝に垂れ、周公孔子の道を學び、初めて聖學の綱領を擧ぐ」と、以て先生の面目を觀るべし。此の書一たび出づるや、德川幕府の當局者は、或は「入らざる書物」と名づけ、或は「不屆なる書物」と稱へて、之を先生拘禁の鐵案となし、絶板を命じたるを以て、其後は寫本を以て行はれ、明治に至りて僅に刊本を見るを得たり。(原漢文)武

緒言

山鹿素行文集は、山鹿素行先生の著、聖教要錄、武教小學、士道、中朝事實、配所殘筆の五篇を收む。

素行先生は我邦古學派の稱首なり。經學に兼ぬるに神道と韜鈐の學とを以てし、當時の教權たりし宋學の窠臼を脫して、直に踵を古聖人に接するを以て旨とし、夙に尊內卑外の見を樹立して武士道の鼓吹に努め、嶄然として一代の欽仰する所たりしのみならず、數百年の今に迨びて尙益尊崇景慕せらる。洵に我が儒林傳中稀有の人豪なりと謂ふべし。而も其の事蹟の如きは、之を傳ふるの書世に行はるゝもの啻に二三のみならざるを以て、今こゝに贅せず。況んや本書收むる所の配所殘筆の一書、正に先生が好

B
5244
Y34A2
1914

爐邊に携へ行き、輕く片手に捧げ得べき書籍は、要するに、最も有用なる書籍なり。

ジョンソン

LIBRARY
JUL 30 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

山鹿素行文集

全

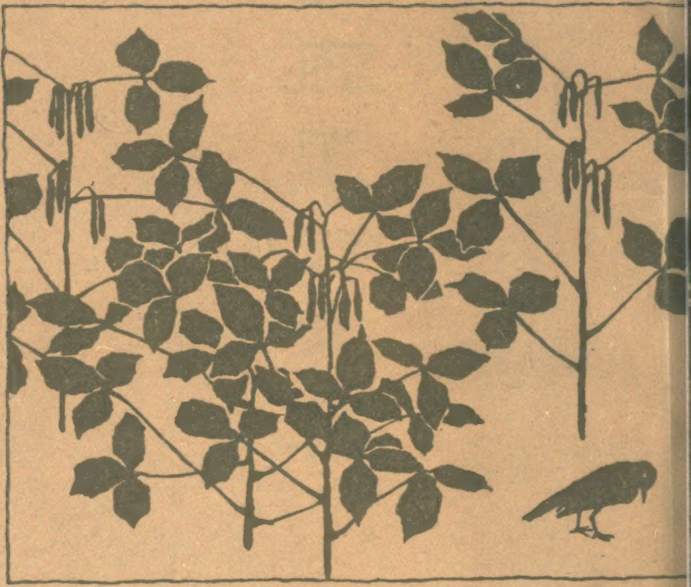

B 5244 Y34A2 1914

Yamaga, Soko
Yamaga Soko bunshu

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY